

令和4年矢巾町議会定例会6月会議目次

議案目次	1
第1号(6月7日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	4
○開議	7
○議事日程の報告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会議期間の決定	7
○請願・陳情	8
4 請願第5号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2023年度政府予算に係る意見書採択を求める請願	
4 請願第6号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度創設を求める請願	
4 請願第7号 物価・原材料の高騰から国民生活と中小業者の営業を守るため消費税を5%に下げ、インボイス制度の実施中止・延期を求める請願	
○報告第7号 令和3年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	9
○報告第8号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について	10
○議案第35号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について	10
○議案第36号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について	12

○議案第 37 号	矢巾町人と自然にやさしい環境基本条例の一部を改正する条例について	14
○議案第 38 号	矢巾町企業立地奨励条例の一部を改正する条例について	16
○議案第 39 号	令和 4 年度矢巾町一般会計補正予算（第 2 号）について	17
○議案第 40 号	令和 4 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 1 号）について	17
○散 会		19

第 2 号（6月8日）

○議事日程		21
○本日の会議に付した事件		21
○出席議員		21
○欠席議員		21
○地方自治法第 121 条により出席した説明員		21
○職務のために出席した職員		22
○開 議		23
○議事日程の報告		23
○一般質問		23
1 村 松 信 一 議員		23
2 昆 秀 一 議員		52
3 赤 丸 秀 雄 議員		82
○散 会		105

第 3 号（6月9日）

○議事日程		107
○本日の会議に付した事件		107
○出席議員		107
○欠席議員		107
○地方自治法第 121 条により出席した説明員		107
○職務のために出席した職員		108
○開 議		109

○議事日程の報告	109
○一般質問	109
1 山崎道夫議員	109
2 小笠原佳子議員	127
3 高橋安子議員	146
4 藤原梅昭議員	167
○散会	189

第 4 号 (6月10日)

○議事日程	191
○本日の会議に付した事件	191
○出席議員	191
○欠席議員	191
○地方自治法第121条により出席した説明員	191
○職務のために出席した職員	192
○開議	193
○議事日程の報告	193
○一般質問	193
1 吉田喜博議員	193
2 廣田清実議員	210
3 川村よし子議員	225
4 小川文子議員	251
○散会	271

第 5 号 (6月16日)

○議事日程	273
○本日の会議に付した事件	273
○出席議員	273
○欠席議員	273
○地方自治法第121条により出席した説明員	274

○職務のために出席した職員	274
○開 議	275
○議事日程の報告	275
○請願・陳情の審査報告	275
4 請願第5号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制 度負担率の引き上げをはかるための2023年度政府予算に係 る意見書採択を求める請願	
○議案第39号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について	277
○議案第40号 令和4年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について	277
○発議案第8号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書 の提出について	278
○町長挨拶	280
○散 会	282
○署 名	283

議 案 目 次

令和4年矢巾町議会定例会6月会議

1. 請願・陳情
 - 4 請願第5号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2023年度政府予算に係る意見書採択を求める請願
 - 4 請願第6号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度創設を求める請願
 - 4 請願第7号 物価・原材料の高騰から国民生活と中小業者の営業を守るため消費税を5%に下げ、インボイス制度の実施中止・延期を求める請願
2. 報告第7号 令和3年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
3. 報告第8号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
4. 議案第35号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について
5. 議案第36号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について
6. 議案第37号 矢巾町人と自然にやさしい環境基本条例の一部を改正する条例について
7. 議案第38号 矢巾町企業立地奨励条例の一部を改正する条例について
8. 議案第39号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について
9. 議案第40号 令和4年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について
10. 発議案第8号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について

令和4年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第1号）

令和4年6月7日（火）午前10時00分開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 請願・陳情
- 4 請願第5号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2023年度政府予算に係る意見書採択を求める請願
- 4 請願第6号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度創設を求める請願
- 4 請願第7号 物価・原材料の高騰から国民生活と中小業者の営業を守るため消費税を5%に下げ、インボイス制度の実施中止・延期を求める請願
- 第 4 報告第 7号 令和3年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 5 報告第 8号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第 6 議案第35号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第36号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第37号 矢巾町人と自然にやさしい環境基本条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第38号 矢巾町企業立地奨励条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第39号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について
- 第11 議案第40号 令和4年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番 藤原信悦 議員

2番 吉田喜博 議員

3番	小笠原 佳子	議員	4番	谷 上 知子	議員
5番	村 松 信一	議員	6番	廣 田 清実	議員
7番	高 橋 安子	議員	8番	水 本 淳一	議員
9番	赤 丸 秀雄	議員	10番	昆 秀一	議員
11番	藤 原 梅昭	議員	12番	長谷川 和男	議員
13番	川 村 よし子	議員	14番	小 川 文子	議員
15番	山 崎 道夫	議員	16番	廣 田 光男	議員
17番	高 橋 七郎	議員	18番	藤 原 由巳	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造 君	副 町 長	岩 渕 和 弘 君
政策推進監	吉 岡 律 司 君	総務課長 兼防災安全室長	田 村 英 典 君
企画財政課長 兼未来戦略室長	花 立 孝 美 君	税 務 課 長	佐々木 智 雄 君
町民環境課長	田中館 和 昭 君	福 祉 課 長	野 中 伸 悦 君
健康長寿課長	浅 沼 圭 美 君	産業観光課長	佐 藤 健 一 君
道路住宅課長 兼まちづくり 推進室長	佐々木 芳 満 君	文化スポーツ 課 長	高 橋 保 君
農業委員会 事務局 長	鎌 田 順 子 君	上下水道課長	浅 沼 亨 君
会計管理者 兼出納室長	水 沼 秀 之 君	教 育 長	和 田 修 君
学校教育課長 兼学校給食 共同調理場所長	村 松 徹 君	子ども課長	田 村 昭 弘 君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 徹 君	議会事務局長 補 佐	川 村 清 一 君
--------	---------	---------------	-----------

係 長 佐々木 睦 子 君

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから令和4年矢巾町議会定例会を再開します。

これより6月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

○議長（藤原由巳議員） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

初めに、当職からの議会関係報告を行います。

（議長 議会関係報告）

○議長（藤原由巳議員） 次に、高橋町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

高橋町長。

（町長 行政報告）

○議長（藤原由巳議員） 以上をもって諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

16番 廣田光男 議員

17番 高橋七郎 議員

1番 藤原信悦 議員

の3名を指名します。

日程第2 会議期間の決定

○議長（藤原由巳議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の6月会議の会議期間は5月27日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から6月16日までの10日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、6月会議の会議期間は本日から6月16日までの10日間と決定しました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第3 請願・陳情

- 4 請願第5号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費
国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための20
23年度政府予算に係る意見書採択を求める請願
- 4 請願第6号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度創
設を求める請願
- 4 請願第7号 物価・原材料の高騰から国民生活と中小業者の営業
を守るため消費税を5%に下げ、インボイス制度の
実施中止・延期を求める請願

○議長（藤原由巳議員） 日程第3、請願・陳情を議題とします。

5月27日開催の議会運営委員会までに受理した請願・陳情は、お手元に配付したとおりであります。

お諮りします。4 請願第5号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2023年度政府予算に係る意見書採択を求める請願については、会議規則第92条第1項の規定により、教育民生常任委員会に付託することとし、4 請願第6号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度創設を求める請願については、会議規則第92条第1項の規定により、教育民生常任委員会に付託することとし、4 請願第7号 物価・原材料の高騰から国民生活と中小業者の営業を守るため消費税を5%に下げ、インボイス制度の実施中止・延期を求める請願については、会議規則第92条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託することとしたいと思いますが、これにご異議ございませ

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) ご異議なしと認めます。

よって、4請願第5号及び4請願第6号については教育民生常任委員会に、4請願第7号については産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第4 報告第7号 令和3年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長(藤原由巳議員) 日程第4、報告第7号 令和3年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 報告第7号 令和3年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を申し上げます。

令和3年度において繰越しをいたしました事業は、2款総務費の人事・サービス管理事業、自治体オンライン手続推進事業及び戸籍住民基本台帳事業、3款民生費の住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業、保健福祉交流センター保守管理事業及び子育て世帯への臨時特別給付金給付事業、6款農林水産業費のタブレット端末導入事業及び特用林産施設等体制整備事業、8款土木費の防災安全対策事業、街路総務事業及び住宅改修事業、10款教育費の小学校教育施設整備事業、中学校維持管理事業及び中学校教育施設整備事業となっており、適正な施行期間を確保するために繰越しをしたものであります。

繰越額については2億4,771万2,000円であり、その財源内訳といたしましては、令和3年度に収入した国庫支出金335万円、令和4年度に収入する見込みの国庫支出金1億4,052万3,000円、県支出金1,627万8,000円、地方債4,510万円及び一般財源4,246万1,000円となっており、これらの事業の繰越しについては、令和4年町議会定例会3月会議及び4月会議においてご承認をいただいているところであり、早期の完了を目指しているところであります。

以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長(藤原由巳議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第7号を終わります。

日程第5 報告第8号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決
処分に係る報告について

○議長（藤原由巳議員） 日程第5、報告第8号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 報告第8号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

今回報告いたします自動車破損事故につきましては、矢巾町大字北郡山第13地割地内の町道羽毛蓬田線において相手方が走行中に、道路上の穴の発見に遅れ、その上を通過したため、自動車のタイヤを破損したものであります。

破損に係る賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険で行っており、本町の過失割合は6割との査定から破損部分の修理代金2万5,100円を支払うものであります。

なお、このことについては、令和4年5月11日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第2号の規定により専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、ご報告を申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第8号を終わります。

日程第6 議案第35号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第6、議案第35号 矢巾町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第35号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した場合の国民健康保険税の減免措置について、国の財政支援が延長されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。収入の減少が見込まれる被保険者に係る国民健康保険税について、減免措置の対象期間を令和5年3月31日までに納期限が到来する保険税まで延長するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 以前の質問では、5件ほどの申出があるということでしたが、その後変化があったのか、お伺いをいたします。

また、さらに広報等での周知はどのようにされるのかについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木税務課長。

○税務課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

件数のことにつきましては、令和4年度のお話でしょうか。まだ令和4年度は当初賦課を行っておりませんので、これまで減免の対象になりましたのは、令和2年分と令和3年分と、それぞれ申請に基づきまして減免を実施しておりますので、参考までに件数をお知らせいたしますけれども、令和2年につきましては14件の減免を行っております。それから、令和3年につきましては4件の減免を行っております。このことにつきましては、収入が前年の収入よりも3割ほど減収した方々が対象になるということになっておりますので、こうした件数になっております。

それから、広報等につきましては、こういった制度がございますということは、納税通知書を送付する際、いろいろと情報をご説明する資料を添付しておりますので、そういったも

のでお知らせをしているという状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第35号 矢巾町税条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第36号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 日程第7、議案第36号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第36号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合の介護保険料の減免措置について、国の財政支援が延長されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。収入の減少が見込まれる第1号被保険者の介護保険料について、減免措置の対象期間を令和5年3月31日までに納期限が到来する保険料まで延長するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 同様に減免の状況についてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木税務課長。

○税務課長（佐々木智雄君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

令和4年度につきましては、国保と同じように、まだ当初賦課を行っておりませんので、令和4年度の状況は、まだ未定でございます。

これまでの状況ということですが、令和2年から始まっておりまして、令和2年には5名の方の減免を実施しております。令和3年度につきましては、件数としてはゼロということでございます。

こちら先ほど国保の関係でご説明申し上げましたとおり、減収の割合が前年の収入に比べまして10分の3以上ということになっておりますので、令和2年度にはそういった該当がございましたが、令和3年度はそういった該当がなかったということで、こうした件数になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第36号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第37号 矢巾町人と自然にやさしい環境基本条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第8、議案第37号 矢巾町人と自然にやさしい環境基本条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第37号 矢巾町人と自然にやさしい環境基本条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、今まさに地球環境の保全が喫緊の課題であることを認識し、地球温暖化対策に取り組むことを本町の環境政策の基本となる矢巾町人と自然にやさしい環境基本条例に規定するため、所要の改正を行うものであります。

その主な改正内容であります。条例制定の背景、理念等を述べる前文に、地球環境の保全に取り組むこと。第3条の基本理念に、地球温暖化対策の推進のために脱炭素社会の実現を目指すこと。第16条の2として、新エネルギーの導入の促進に努めることとする規定をそれぞれ追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番、村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、お伺いしたいと思います。まず、第2条の定義につきましての『「公害」 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康が損なわれ又は快適な環境が阻害されることをいう。』とあります。

それで、特にこのような場合の原因が判明しないような場合で、緊急的に原因を究明する必要があるということの場合の措置としまして、通常は調査のために予算措置を講ずることができるという条例の追加、これがないので、追加が必要ではないかと、そう考えたわけで

すけれども、その考えについて、まず1点目、お伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、条文に関する議員のご提言、ありがとうございます。今のご質問の内容につきまして、直接的に議員の想定した思いと重なるかどうかあれなのですけれども、第13条の第2項なのですけれども、「町は、公害又は環境の保全上の支障を防止するため、規制その他について必要な措置を講ずるように努めるものとする。」という規定がございますので、これに基づいて議員がお話しになった場合の想定をして、緊急に対応しなければならないときには、当然補正予算等を組んで、必要な調査等の対策を講じなければならないと思いますので、この条文を使つての予算措置等が考えられるかなと思つているところでございます。その他、条文のことに關しては、今後研究させていただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、次の質問なのですが、第10条は、「町長は、毎年、環境の状況、町が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施等を明らかにした年次報告を作成し、公表しなければならない。」と、こうあります。今までの年次報告書はありましたでしょうか。また、この条例の判断としまして、先ほどもいろんな判断ができるわけですが、町が環境の保全を講じない年度については、その報告書は作成しないという判断ができますが、どう判断すればよろしいのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、ただいまの議員のご質問の部分でございますけれども、おっしゃるとおり、第10条の部分で条例が町長に対して義務づけを行っている条文のところでございます。まず、ここでおわびを申し上げなければなりませんけれども、本町の環境基本条例、約10年前に10年間の計画を策定して、その後大体10年ぐらい改定を行っていないという状態でございます。当然、この第10条に關しては、環境基本計画を基に年次報告をするというものでございますが、そのとおり改定は行ってきておりませんので、年次報告もされていないということでございます。

今回この改正条例につきましてご可決をいただいた後に、この内容を基に今年度新しい環境基本計画の策定に当課として取り組む予定でございます。その新しい環境基本計画が策定

された後には、この条例第10条に基づきまして、年次報告も行っていきたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

他に質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第37号 矢巾町人と自然にやさしい環境基本条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第38号 矢巾町企業立地奨励条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第9、議案第38号 矢巾町企業立地奨励条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第38号 矢巾町企業立地奨励条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、脱炭素社会の実現及び企業誘致による雇用の創出を図るべく、所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。条例第2条第1号に規定する事業所の適用業種に発電所、倉庫業及び梱包業を追加し、新エネルギーの導入促進と物流関連企業の誘致による雇用の創出に取り組むものであります。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第38号 矢巾町企業立地奨励条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第39号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について

日程第11 議案第40号 令和4年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（藤原由巳議員） お諮りします。

日程第10、議案第39号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について、日程第11、議案第40号 令和4年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について、この補正予算2議案は、関連がありますので、会議規則第37条の規定により、一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第39号、日程第11、議案第40号の2議案については、一括上程することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました2つの会計の令和4年度補正予算につきましてご説明を申し上げます。

議案第39号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、14款国庫支出金の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金及び文教施設における多様なPPP、PFIの先導的開発事業委託金を新設補正、15款県支出金の集落営農活性化プロジェクト推進事業補助金を新設補正し、18款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正するものであります。

主な歳出につきましては、2款総務費の財産管理事業及びまちづくり事業を増額補正し、3款民生費の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業及び子育て世帯への臨時特別給付金給付事業を新設補正し、4款衛生費の予防接種事業を増額補正し、6款農林水産業費の集落営農活性化推進事業及び畜産農家緊急支援事業を新設補正し、8款土木費の道路維持管理事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,661万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億6,038万円とするものであります。

続きまして、議案第40号 令和4年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち、収入の第1款水道事業収益の営業収益を825万円増額補正して、総額を8億8,839万3,000円とし、支出の第1款水道事業費用の営業費用を1,650万円増額補正して、総額を7億376万9,000円とするものであります。

それぞれの会計の詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） お諮りします。

議案第39号、議案第40号の2議案については、会議規則第39条の規定により、予算決算常任委員会に付託することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

ただいま予算決算常任委員会に付託した補正予算の2議案については、6月16日午前10時までに審査を終了し、報告書を当職のもとに提出するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) ご異議なしと認めます。

よって、補正予算2議案につきましては、予算決算常任委員会において、6月16日午前10時までに審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いいたします。

○議長(藤原由巳議員) 以上で本日の議事日程は終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日8日は一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集をお願いします。

なお、明日からの一般質問につきましてですが、もう既にこれは皆さん一般質問をされる議員の方々のご理解されていると思いますが、一般質問の基本的な事項、それぞれ去年の研修会等で研修、受講されておるわけでございますので、その内容に準じた形の中での一般質問、活発な当局との議論を期待するものでございます。

以上で本日の会議は終了いたします。大変ご苦勞さまでございました。

午前10時54分 散会

令和4年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第2号）

令和4年6月8日（水）午前10時00分開議

議事日程（第2号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	岩淵和弘	君
政策推進監	吉岡律司	君	総務課長 兼防災安全室	田村英典	君
企画財政課長 兼未来戦略室	花立孝美	君	税務課長	佐々木智雄	君
町民環境課長	田中館和昭	君	福祉課長	野中伸悦	君

健康長寿課長	浅沼圭美君	産業観光課長	佐藤健一君
道路住宅課長 兼まちづくり 推進室長	佐々木芳満君	文化スポーツ 課長	高橋保君
農業委員会 事務局長	鎌田順子君	上下水道課長	浅沼亨君
会計管理者 兼出納室長	水沼秀之君	教育長	和田修君
学校教育課長 兼学校給食 共同調理場所長	村松徹君	子ども課長	田村昭弘君
農業委員会 会長	中川和則君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田徹君	議会事務局長 補佐	川村清一君
係長	佐々木睦子君		

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

5番、村松信一議員。

1問目の質問を許します。

（5番 村松信一議員 登壇）

○5番（村松信一議員） 議席番号5番、矢巾明進会、村松信一でございます。

それでは、質問の1問目、令和4年度当初予算執行計画について、町長、教育長、農業委員会会長にお伺いをいたします。

令和4年度の当初予算執行に当たり、今年度取り組む事業について、以下お伺いをいたします。

少子高齢化、高度情報化・環境問題への対応等、行政を取り巻く環境の変化に対応し、行政サービスの質的向上を図るため、それぞれの所掌する業務全般を総点検し、様々な工夫による行政の効率化のため、町は一部行事等の運営を自治会主体へ移行する計画のようですが、どのような考えか。

2点目、農業委員会が、農地の集約集積やパトロールに取り組むために、今年度本格的な運用を予定しているタブレット端末について、令和3年度の試用期間中に得た結果をどう評価し、活用するのか。また、「矢巾町空家に附属した農地の別段面積取扱要綱」施行後1年が経過しましたが、問合せ等の状況はどうか。

3点目、有害鳥獣による農作業及び人身への被害防止のため、西部山沿いに計画している

電気柵設置計画状況と狩猟会員増加に向けた免許取得補助事業に対する今後のスケジュールはどうか。

4点目、ゼロごみ6R・再生可能エネルギー推進のための新たな取組はあるか。また、不法投棄撲滅のために設置する監視カメラについて、どのように活用する予定なのか。

5点目、本年4月からスマートフォン決済導入により、住民税ほか各種税について、いつでも納付できるようになりましたが、利用状況や課題、納付者の反応はどうか。

6点目、子どもの特性を理解した対応を身につけ、子育ての悩み解消を図るための「ペアレント・トレーニング」を実施する事業の現在の状況について伺いたいと思います。

7点目、本年9月に岩手県で開催予定の日本スポーツマスターズ2022岩手大会13競技のうち、矢巾町で開催が計画されている男子バレーボールは、どのような開催内容及び準備状況であるか。

8点目、GIGAスクール構想について、小中学校の児童生徒全員にタブレット端末が配布されましたが、子どもの思考力を高めるような授業とするため、どのような活用方法を考えているのか。また、タブレットを活用した授業を行うための教師に対する支援策について伺いたいと思います。

9点目、上下水道事業について、毎年有収率改善に取り組んでおりますが、現在の有収率の状況はどうか。また、今後の有収率改善のためにどのようなことが必要なのか。

10点目、通所型サービスCについて、専門職（理学療法士・作業療法士・栄養士）等により提供される介護予防プログラムの導入状況はどうか。また、利用対象者の把握は、どのように行うのか。

11点目、共同調理場に民間活力を導入し、経営主体である本町と専門調理業者により、より質の高い給食の提供が可能となりましたが、今までの給食供給と違う点は何か。

以上、11点についてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 5番、村松信一議員の令和4年度当初予算執行計画についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、行政サービスの質的向上や様々な工夫による行政の効率化につきましては、事務事業評価を行い、個々の事業について、内容や方向性などを点検の上、事業の改善や廃止、維持継続などの見直しを進めているところであります。

令和4年度は、敬老会事業について、コロナ禍を機に、事業の見直しを図り、自治会との協働により、事業を実施する形を検討しております。地域をより理解している自治会が主体的に事業に携わることで、それぞれの対象者に寄り添った内容の事業が見込まれることに加え、地域内における高齢者の見守りにつなげ、孤立化の防止にも資するものと考えております。

3点目についてですが、不動中山間地域協定組織が設置する西部山沿いへの電気柵は、岩清水、館前、和味地区の全長約7キロメートルを計画しており、5月末現在で支柱の設置作業は完了している状況であります。6月中に使用開始できるようにワイヤーや出入口の設置作業を進めており、電気柵設置完了後の管理方法についても、不動中山間地域協定役員会において検討中であります。

なお、狩猟免許取得補助事業に対する今後のスケジュールについてですが、本年4月22日に開催されました町鳥獣被害対策協議会総会において、新規狩猟者確保対策事業補助金交付要綱を制定し、町広報紙及び町ホームページにおいて補助事業の周知を行ってまいります。狩猟免許試験は、県内において年3回行われ、日程が一番早いものでは7月となっておりますので、併せて周知をしてまいります。

また、町広報紙において、町内の鳥獣被害対策等についての特集の掲載を予定しており、さらなる新規狩猟者の増加を目指してまいります。

4点目についてですが、現時点での新たな取組として、法人との連携による事業を進めており、コンタクトレンズ販売会社が行っている使い捨てコンタクトレンズの空きケースを回収するスポットを町内6か所の公共施設に設置するほか、社会福祉法人との環福連携による「矢巾町リユース品回収ひろば」を町内3か所で今月から開催する予定となっております。また、再生可能エネルギー推進については、産業分野における取組として、矢巾町企業立地奨励条例を改正し、優遇措置の対象業種に新エネルギーを利用した発電所を追加することで、施設誘致を見据えた整備を行っているところであります。

不法投棄撲滅のため設置する監視カメラは、町内の不法投棄が常態化している場所への設置を進めており、不法投棄の抑止効果を期待しておりますが、不法投棄がなされた際には、警察に通報し、映像を提供することとしております。

5点目についてですが、4月1日からスマートフォン決済アプリによる決済サービスを導入し、300件を超える利用状況となっており、納付書発行件数に占める割合は、約1.8%となっております。町ホームページで支払い方法を詳しく掲載した効果もあり、スムーズな導入

が行われたものと認識しております。また、利用者からは、決済会社のポイントが得られる、金融機関またはコンビニエンスストアに行く手間が省けると好評であり、今後納期限が到来する町県民税普通徴収など、利用の増加が見込まれるものと考えております。

6点目についてですが、ペアレント・トレーニングの実施状況については、町内の放課後等のデイサービス事業所職員に講習会の講師を依頼し、子育てにおける具体的な対応方法について指導いただいております。今年度につきましても、同様の講習会を計画しております。

7点目についてですが、日本スポーツマスターズの開催内容及び準備状況についてですが、本町では、男子9人制バレーボールが開催されます。この競技は、おおむね60チームが参加し、9月23日から26日の4日間にわたり花巻市、紫波町、本町の3市町の3会場で試合が行われます。矢巾会場においては、町民総合体育館で9月23日、グループ戦12試合、翌24日には、1回戦、2回戦、合わせて7試合が予定されております。競技大会の準備に当たっては、主催者であります日本スポーツ協会及び岩手県バレーボール協会において行っておりますが、町としては全国から集まる選手に対して、町内の観光地のほか、特産品のPRやおもてなしを予定しております。

9点目についてですが、令和3年度末における上水道事業の有収率は93.3%、下水道事業につきましても75.2%となっております。今後の有収率改善のため、上水道においては、施設整備計画に基づく計画的な水道管の耐震化の推進と配水ブロックごとの流量調査や漏水調査の継続的な実施が必要であり、これらを着実にを行うことにより、さらなる有収率の向上に努めてまいります。

下水道においては、ストックマネジメント計画に基づく管路の更生工事や鉄蓋交換工事に加え、経年化が進んでおります管路全体にカメラ調査を実施した上で、更新計画を策定し、計画的に実施することで、さらなる有収率の向上に努めてまいります。

10点目についてですが、この事業につきましても専門知識、技能が必要でありますことから、業務の委託を考えており、現在プログラムの内容を検討し、協議を進めているところであります。内容につきましては、単に生活課題の解決を目標とした機能回復訓練だけではなく、対象者の生活の質の向上を目指して取り組むことが重要であることから、訪問によりまず家族からの聞き取りなども行い、認知機能低下予防のほか、運動機能の維持や増強、それに不可欠であります栄養状態の向上、口腔機能の向上などを図るプログラムを検討しております。

また、1つのグループ8名、3か月単位で取り組み、グループ単位と個人単位に合わせた

プログラムを実施し、終了時に状態の改善が見込まれる方は、各地区で行われる通いの場などへの社会参加を促すこととし、改善が見込まれない方は、事業の延長や状態によっては、介護保険サービスの利用につなげてまいりたいと考えております。

利用対象者につきましては、要介護等の認定に当たり、要支援認定の方や非該当となった方、町地域包括支援センターや町保健師等による日頃の相談、訪問活動により、事業の必要性がある方について、町の地域包括支援センターがアセスメントを行い、利用対象者の把握に努めてまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、令和4年度当初予算執行計画についてのご質問にお答えいたします。

8点目についてですが、現時点での小中学校の端末活用状況につきましては、情報収集や学習のまとめの場面でプレゼンテーションを作成しての発表、意見交換後のアイデア整理等を行い、子どもの思考力向上を図っております。さらに、今後は生徒同士あるいは生徒対教職員間での双方向通信をリアルタイムで共有することで、情報活用能力の向上を考えております。

教職員に対する支援についてですが、グーグル社が提供している研修プログラムを活用した研修会を今年度は5回開催することとしているほか、民間業者による学習支援サービスの活用研修も予定しております。

また、岩手県が設置するGIGAスクール運営支援センターを活用することで、教職員から出された質問等を副校長が集約し、これまでは町が回答していたものを直接学校から支援センターへ問合せすることにより、ICT機器トラブルや活用に関する相談等を気軽かつ迅速に行うことが可能となります。

11点目についてですが、学校給食共同調理場では、本年4月から調理及び配送業務を株式会社東洋食品に委託し、町内小中学校への給食を提供しております。これまでの直営方式から委託方式に変更したことにより、調理業務等に必要な人員の増及び安定的な人員体制の確保が図られたほか、調理作業の工程表及び食材の調理に係る作業動線図の作成や運用も一貫して担っていただくことにより、栄養教諭や事務職員の業務負担の軽減にもつながっております。

また、昨年度と比較し、約350万円の経費削減となっております。今後も委託業者との連携を密にするとともに、安全、安心な学校給食を安定的に提供してまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 中川農業委員会会長。

（農業委員会会長 中川和則君 登壇）

○農業委員会会長（中川和則君） 引き続き、令和4年度当初予算執行計画についてのご質問にお答えいたします。

2点目ですが、令和3年度に実施したタブレット端末試用の評価としては、農業委員全員に対する意識づけ、迅速な情報共有、紙媒体によらない資料提供など、今後のデジタル化に対する基礎部分が構築されたと感じております。さらに、実際に委員活動で利用することにより、必要な機能について検証した結果を県に進言するなど、本格導入に向けた体制構築に寄与するものと考えております。

今年度からタブレット端末を本格的に導入するに当たり、今後は農業委員会総会や研修会のウェブ開催などに寄与するほか、今後取り組む人・農地プランの実践に係る目標地図の作成や耕作放棄地解消に向けた農地パトロールなど、委員の現地活動を効率的に進める一助となるものと期待しております。

また、矢巾町空家に附属した農地の別段面積取扱要綱に規定する農地付空家に対する問合せ状況ですが、これまで2件となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、1点目ではありますが、行政の効率化の事務事業評価について、事業の改善や廃止等の見直しを進めている。具体的な事業として、敬老会事業を掲げておりますが、他の改善や廃止等で検討を行っている具体的な事業は何か、伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、私どものほうといたしましては、自治会との連携というふうな部分なのですけれども、今回は敬老会事業のほうを初めて委託というふうな感じなのですけれども、そのほかの事業での改善とか、廃止というのは、今のところは特にございません。

ただ、4月下旬に各コミュニティの会長と懇談会を行っておりまして、その際に意見交換を、そしてあとはアンケートを取りまして、アンケートに関しましては今集約しているところでございます。こういった取組の中から今後具体的に対応できるものは何かというのを見つけて、それぞれの課に、ないしは自治会でできるものは何かと、こういったところを探りながら取り組んでいくものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） ないということですね、結果。分かりました。

では、次の質問に移りますが、政府は農地集約について、2023年度までに農地の集約率を8割まで高める目標を掲げております。これは、担い手が農地を確保しやすくすることにつながりますが、現在本町の集積率はどうか。また、今後集約率を高めるためにどのような対応を実施しようとしているのか、伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 鎌田農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鎌田順子君） ただいまのご質問にお答えいたします。

矢巾町の令和4年3月末時点での集積率は81.1%となっております。これからの活動につきましては、人・農地プランの実践化に当たりまして、集積から集約の段階に移行していきながら岩手県の農地中間管理機構と連携しながら、農業委員自らが地域に入って、農業者の声を聞きながら、集約を進めていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 目標である80%は既に達成しているということで理解しました。

それでは、次の空き家についての質問に移りますが、1アール要件となったことで、市街化調整区域での空き家について、ワンストップで行政の窓口で移住、定住の相談ができる窓口を開設する。また、住まいを探す方のお試し移住として、定住支援住宅、お試し住宅を設置してはどうかということを令和3年9月に一般質問として取り上げておりますが、このときの答弁として、若者にとって田舎回帰という言葉がはやっており、ワンストップで定住サービス総合窓口を開設、当然やらなければならないことであると。そして、企画財政課が窓口で、その下に道路住宅課、それから農業委員会があるわけで、しっかりとしたワンストップの窓口を開設したいという、そういったご答弁をいただいておりますし、また見学ツアー

につきましては大変いいことであり、試しに住んでいただく、そしていいなということで、ぜひ住んでいただけるように、そういうお試し住宅をつくってみたい、開設してみたいという答弁をいただいております。現在の状況について伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） 現在の進み状況ということで、お話をさせていただきたいと思います。

空き家についてのお試し住宅というような形につきましては、内部でも検討していたところではございますが、所有者の方々との利害調整であるとか、ここいいよといった形の、なかなかうまく具合に話が進んでいない状況でございますが、こういった部分につきましては、1つでも解消していくという姿勢につきましては、本町といたしましては、一貫した姿勢でございますので、引き続き、このような件につきましては、検討させていただければと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、空き家の問合せ2件について伺いたいと思いますが、結果はどうなったでしょうか。

また、問合せが2件と少なかったわけでありましたが、問合せの少ないことで考えられますのは、空き家の賃貸や売却の情報が少ないことだと考えております。空き家所有者へ売却や賃貸等について積極的に働きかけることや所有者に出向いて相談をすることで解決できる部分もあるだろうと、そう考えております。所有者の専門相談担当者を設けてはどうか。そして、1アール要件により過疎化の進む地域の人口増加策としてはどうか、これについて伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 鎌田農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鎌田順子君） ただいまのご質問にお答えいたします。

空き家の問合せ2件というのは、農業委員会の農地付空き家という観点からのお答えとなっております。そういった観点から見ますと、この2件というのは、売りたいという側の相談が2件という意味でございます。それにつきまして、買手さんについては、実際は不動産業者さんが売りたい方の物件の買手を探しているという状況になってございます。

それから、専門相談、その他の窓口についてですが、そもそも空き家に対しての相談ある

いは売りたい、買いたいという相談につきまして、まちづくり推進室などに相談があった場合も、農地付空き家に誘導できるかどうかという点も含めて、都市計画のほうの担当と常に連携を取っておりまして、うちのほうでも相談に乗れるような内容の相談が来た場合は、担当者がまちづくり推進室のほうの窓口に出向く、あるいは向こうの窓口から農業委員会の窓口にご案内するなどして、極力広く相談ができるような体制を整えております。

そして、1アール要件の過疎化の進む地域の人口増加についてですが、実際に成立して、現地にお住まいになっている方が1件実績としてございます。地域の活性化にも役立つということで、地域の皆さんから受け入れられているというふうに伺っておりまして、ご質問にありました過疎化の進む地域という意味で、その過疎化を防止して、減少を防ぐという効果には期待をしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、空き家対策については、これまでも担当課が替わったり、それでその都度いろんな対応をしておるのですが、私も空き家対策については、空き家にしてから古くなると、お借りする方もなくなってくるのです。今一つのいい例が、地元和味なのですが、実は空き家になっているところを使わせていただきたいと、そのときに何を最初に言われたかという、神棚、仏壇、これはどうなっているのかと。いや、神棚、仏壇はないですと言ったならば、そのお借りする方が前向きに検討させていただきたいと。

それから、所有者の形態がどのようになっているのか、そういうこと。だから、うちのほうでは、町の姿勢ではなく、もう今不動産会社では、いわゆる住宅の情報とか何か発信しているわけです。その空き家情報、こういうふうなものも所有者の方のご理解とご協力をいただいて、前に進めなければ、老朽化すると、もう壊さなければならないと。今取り壊すのには、いろんな手続を踏まなければならないわけです。

だから、このことについては、これまで企画財政課、そして今道路住宅課と、何となくやらなければならないかなという雰囲気なものですから、そういうことでは駄目なので、そしていろんな利用形態があるわけです。今度和味の空き家をお借りする方は、ヒマワリ、和味のフラワーパークでヒマワリで、そしてその種を使ったものを、油を取ったり、いわゆるお菓子とか何かに使える、そういう作業場にしていきたいということ。

それから、今八幡平市から来ているのでは、県の農業会議を通して、できるのであれば、マッチングすれば、自分たちで、いわゆる定年後、そういう家庭菜園というか、そういうも

のにも取り組んでいきたいと。

今いわゆる農地法のあれもほとんど、どんどん開放、いわゆる緩く緩和されてきておりますので、そういうことも踏まえながら、もう少し第一歩を踏み出せるようなものを考えていきたいと思います。こういう膠着状態では、いつまでたっても解決できないわけですので、だから和味の関係については、私も携わってやりましたが、そういう前向きな姿勢でやらなければ駄目なので、空き家情報については、今後しっかり対応して、関係課が空き家対策チームをつくってやっていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、次の質問に移りますが、狩猟免許につきまして、新規狩猟者への免許取得補助内容について、まず1つ伺いたいと思いますし、それからこの取得者は何人くらい必要であると考え、新規の取得を期待しているのか、伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） ただいまのご質問ですけれども、免許取得補助の内容につきましては、免許取得に関わる経費、講習会手数料とか、講習会に参加する手数料とか、様々取得に当たって免許に係る登録料とか、そういった部分を含めまして全て対象にしたいなどというふうに考えてございまして、1人当たり恐らく10万円、新しい鉄砲を取得する関係も含めまして10万円を済むかどうかというのは、ピンからキリまであるわけでございますけれども、予算上は10万円を上限にして、今年度は5人ということで予算を組ませていただいているところでございますけれども、必要人数というのは、やはりたくさんいてもらったほうが町で組織しております鳥獣被害対策実施隊につきましても、より多くの方になっていただいたほうが対応も取れるということで、今年の6月1日、ついせんだってですけれども、実施隊の定数も20人以内というふうに枠を設けていたところでございますが、その枠も撤廃して、より多くの方に取り組んでいただきたいということで、今現在進めているところでございます。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、次の質問に移りますが、ゼロごみ6Rにつきまして、6Rの推進につきましては、不法投棄の調査は、関係者による調査に加えまして、一般の町民

からはボランティアで調査に参加してもらってはどうかということで、その不法投棄の実態を身近に感じていただき、この方は地元に戻れば不法投棄のメッセンジャーになり得るわけで、そういうことで、その調査に加わってもらう方法はどうかということが質問であります。

それから、不法投棄の実態として、年間どれぐらいの量を回収し、それから常態化している場所というのはどこなのでしょう。

以上について伺います。

○議長（藤原由巳議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の部分でございます。ご提言ありがとうございます。確かにいろんな方が、この不法投棄に関しての意識を持っていただくことによって、いろんな多くの目があることによって不法投棄を抑止できる効果もあろうかと思っております。現在当課でシルバー人材センターにお願いしております巡回のパトロール、それからごみ減量推進員さんの方からもいろいろ情報をいただきながら、不法投棄のほうを調査しているところでございます。このご提言も踏まえまして、いろんなそういうこちらに通報していただくようなシステムも考えなければならないなと思っておりますし、あと私町民環境課に来て思ったのですけれども、ごみというものを何か前、私の意識としてはあまり表に出さないような意識だったのですが、逆に不法投棄の写真とか、場所とかを特定して出すのはよくないと思うのですが、こういう現状ですというのを、例えばホームページに載せたりとか、そういったことによって、矢巾町にもこういうことがあるのだというのを住民の皆様にも知っていただくことは必要なのではないかなと、今感じているところでございます。

それから、2点目でございます。不法投棄の量でございますが、まず先ほどお話ししましたシルバー人材センターによるパトロールで回収した量でございますが、昨年度の数字ですけれども、環境施設組合のほうに搬入した分が77キロでございます。これに関しては、ちょっと産業廃棄物に該当する部分が入っておりませんが、いずれ組合のほうで処理できる分が77キロとなっております。

それから、先月でしたけれども、当課のほうで南昌地区のほうが結構不法投棄が多いものでして、そちらのほうに当課で回収したときは、組合に搬入できたもので120キロということで、ある場所が崖になっている部分で、道路等からも見えづらい場所がありまして、そういうところにやはり多くの不法投棄があるような状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、次の質問に移りますが、令和3年4月9日、民営のリサイクルモア矢巾店がオープンしたわけでありますが、約1年になろうとしております。町のリサイクルにも関係いたしますので伺いますが、当初計画した量があるのだらうと思います。計画量、これに対して実際の回収量はどれほどになっているのか、まず1点伺いたいと思います。

それから、リサイクルモアの設置によりまして、盛岡・紫波地区環境施設組合の回収量が減少傾向にあるのか、そういった傾向値をまず伺いたいと思います。

それから、リサイクルモアの現在の課題として、オープン当初に比べまして、ホイール付のタイヤなども今は入っているような形で、大変雑になっていると感じております。受入れ品目につきましては、令和4年2月4日のホームページに掲載されておりますが、854品目の中で483品目は持込みが可能ということで、ホームページに掲載されておりますけれども、これを見て持参する人は少ないのだらうと思います。ですから、やはり矢巾町の広報等で徹底の必要があると思います、そのことについて。それから、その他の課題は今発生していないのかどうか、これにつきましてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず最初に、リサイクルモアの当初の計画量というところでございますが、設置者は青南商事さんになるのですけれども、ちょっと当初の計画量という具体的に数字は伺っておりませんが、お話しした際には想定よりも多いというお答えをいただいております。ちなみに、現在どれぐらいの量が搬入されたかということでございますが、昨年の7月から今年の3月まで9か月間でございますが、約206トンほどとなっておりますので、ならずと月に二十二、三トンぐらいかなと思っております。

それから、リサイクルモアの設置によって組合への搬入のほうの変化があるかということでございます。リサイクルモアの効果が具体的にどれぐらいかというのは、ちょっとなかなか計りかねるところはございますが、実際の矢巾町からの排出量を数字をお知らせして傾向のほうをお伝えできればと思いますが、まず令和2年度でございますが、令和2年度の生活系のごみの排出量のうちの資源ごみの排出量なのですが、1,297トンだったものが令和3年度ですと1,258トン余りということで、減少している状態でございます。ただ、これが生活

系のごみ自体が令和2年度と令和3年度と比べて全体的に減っておりますので、すみません、リサイクルモアの効果がどこまでというところまでまだ計り知れないところでございます。

それから、リサイクルモアの使い方といいますか、搬入が雑になってきているという部分でございます。議員おっしゃるとおり、例えばいわゆる持ち込んではいけない禁忌品も結構持ち込まれておりますので、そこは設置者の青南商事さんと協議しながら、どのような方法がより効果があるかというのは協議させていただいて、広報させていただきたいと思います。

リサイクルモアの横に本町直営で設置している空き瓶の回収スポットもございますが、それらもやはりこれは駄目とかというので、看板に記載している内容が意外と多いので、今度ちょっとそれを変えようかと思っています。むしろこれだけは持ち込んでいいよということで、数を少なくすることによって分かりやすくするという方法もあるのかなと思って、そこを今当課のほうで検討しているところでございます。

それから、それ以外の課題といたしましては、小さいことではございますが、例えばペットボトル、表面にある包装プラのラベルを取らないで、そのまま持ち込んでいるとか、そういった細かいところは依然としてある問題かと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 次の質問に移らせていただきますけれども、矢巾町企業誘致立地奨励条例の改正によりまして、新エネルギーの利用により、施設誘致の整備について、現在企業の間合せがあるのか。また、本町での新エネルギー施設誘致としては、どのような素材仕様の新エネルギーがふさわしいと考えているのか、これについて伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 昨日ご可決賜りました矢巾町企業立地奨励条例の一部改正でございまして、関連することでもございまして、町内で新エネルギー発電施設に取り組みたいという企業につきましては、今のところ2件の間合せがあるところでございます。その内容にも関連しますが、新エネルギーの施設誘致として、どのような素材仕様というふうなご質問でございまして、町内としましては、西部地区に盛岡木材流通センターとか、あと二和木材さんとか、そういった木材関連会社がございまして、そういった面からも木質チップを入手しやすいというようなところもございまして、本町としては、木質バイオマス発電についての取組が、経費的にも一番いいのかなというふうな、取り組みやすい

発電内容なのかなというふうなことで、今後進めてまいりたいというふうにご考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 分かりました。

では、次の再質問であります。日本スポーツマスターズにつきまして、歓迎セレモニーや応援の在り方、それから観戦の希望者の対応について、またPRに使用する矢巾の特産品は何をどう宣伝するのかについて伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをいたします。

歓迎セレモニーにつきましては、岩手県全体については花巻市で開催する予定になっておりまして、対象競技の関係、市、町の関わりにつきましては現在県のバレーボール協会にて検討中になってございますので、当町としましても何らかの形で関わりをしたいというふうにご考えております。

あと応援、そして観戦につきましては、規制は特にありませんので、時期が来ましたならば、ホームページ等で周知をしたいというふうにご考えております。

あと特産品のPRにつきましては、会場に特産品ブース、矢巾町のPRブースを設けまして、観光パンフの配置は、そのとおりですけれども、観光開発株式会社と連携を取りまして、特産品の販売、そして試食を予定をしております。試食としましては、やはばおでん、今のところやはばくだんを考慮しておりますが、そちらの試食、そして販売としては日本酒、山ぶどうジュース、そしてジャム、こういったものを販売する予定でして、広く矢巾町をPRしていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 分かりました。

それでは、次の質問であります。水道事業につきまして、本町の無効水量はどれぐらい発生しているのか。そして、赤水、漏水等により、料金徴収の減額、これは非請求ですけれども、こういう事例は年間どれぐらいあるのか、1点お伺いしたいと思います。

それから、今回毎年交換のマンホールの鉄蓋をネット販売している例も各地でありますけ

れども、本町でのこの交換蓋はどう処理されているのか、この2点につきましてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） ただいまのご質問にお答えします。

まず1点目、上水道事業に関してですが、昨年度の配水量、浄水場から配られた水の量は大体330万トン、そのうち有収水量、お金としていただいた水量は307万トンです。その差額というのが22万トンですが、それがいわゆる漏水量とか、消火栓から有効無収ということですけれども、消火栓から消火のために使うやつ、あとは水質管理のために水道のほうでわざと出している分ということになります。給水単価、これは約260円です。さっき言った配水量と有収水量の差額が全て料金のほうに反映するというふうに考えると、260円掛ける22万トンで約5,800万円、それが想定され得る料金収入の減額かなと考えております。

2点目につきまして、マンホールの鉄蓋、当町においては設計書の段階の中でマイナス計上しております。単価的には1トン当たり3万円、昨年度実績では大体167枚交換しております。マンホールの蓋と外枠、それらを合わせると約100キロですので、167枚掛ける0.1トン掛けるトン当たり3万円ですので、それを掛けると大体50万円ですので、契約書の基となる設計書の段階で、当初からマイナス50万円で計上して、それで入札にかけているという状況になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 次に、給食について伺いたいと思います。連日ニュース等で食料品を値上げするという報道が多くあります。そこで、このような食材の値上げによる今後の給食費の考えについて伺いたいと思います。

例えば値上げを個人負担とするとか、品数を減らすとか、それから給食費を値上げするか、あるいは値上がり分を行政で補助するとか、いろんな方法があると思いますが、その考えについて伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） 今後の給食費の考えについてお答えいたします。

児童生徒の健やかな成長に必要な給食のカロリー数の確保を継続しながら、給食費の値上

げは行わず、一方で食材の費用高騰に伴う差額分が発生することも想定されますので、こうした場合に向けて補助事業の活用も視野に入れながら、対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 先ほど答弁いただきました業者の委託によりまして、かなりの経費の削減になっているわけでありますけれども、これを即給食費支援に、先ほどでは検討するといっても、なかなか本当にどうなのか分かりませんので、即できるのは、給食費の削減になった部分を即支援に回していただくということを考えていただけませんか、検討でも結構です。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

委託に伴う節減した部分も鑑みながら、総合的に、いずれ子どもさんたちの給食の質は落とさず、必要なカロリーを確保しながら、提供してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは最後に、当初予算計画について町長にお伺いしたいと思います。

令和4年度当初予算執行に当たり、施政方針の中で今年度取り組む重点事業の財政の健全化につきまして、今後町税や各種交付金の減収は避けられない。経常的経費が増加し、財政の硬直化が課題となっている。財政の健全化は最重要課題であり、徹底的に事務事業の見直しを図ると、このように述べられております。今年度の事務事業の見直しとして考えている内容について。

また、町と自治会との連携を強化しようという考えがあるようではありますが、連携強化によりまして、地域社会への効果をどのようなことが期待できると考えていらっしゃいますでしょうか。

以上につきまして、町長にお伺いし、1問目の質問を終了したいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それでは、お答えさせていただきますが、今3点についてご質問いただいたのではないのかなど。まず、財政の健全化、それから事務事業の見直し、そして町と自治会との関わり方。

まずは、財政健全化、今国でも骨太方針が示されて、今いろいろ議論されておるわけですが、まず今一番あれなのは、人口減少社会の中において、持続可能なまちづくり、地域づくりをどうしていくかと。だから、もう国もいわゆる財政の規律と経済活動の両立をどうするかと。これは、町に置き換えた場合は、まさに財政健全化と、そして事務事業の、いわゆる政策の選択肢をどのようにしていくかということだと思っております。

それで、今私たまたま令和2年度の行政評価のまとめが手元にあったのであれなのですが、実は事務事業評価、令和2年度は761項目にわたって評価をさせていただきました。その中で、まずいわゆる維持すべき、拡充すべきというのが、合わせて73%。そのほかに改善、縮小、統合、廃止、完了と、これが全部合わせると19%、おおよそ2割。だから、維持、拡充のところも含めて精査をしていかなければならないのですが、いわゆる事務事業の見直し、今お話しした改善から完了までのおよそ20%、これをやはりしっかり精査して、そして新しい目玉事業をどのようにしてやっていくかと、これが私らに求められた大きな課題ではないのかなど。

いずれ財政健全化については、本町における一丁目一番地、一番大事なことでございますので、このことにはしっかり取り組んでいきたいと。それから、事務事業の見直しについては、今お話ししたとおりでございますので、ひとつご理解をいただきたいなど。

3番目の地域と、そして町との関わり方、このことについて、私もちょっと、こういうことを言うと、一般質問で、あまり学校時代はヤマが当たらなかったのですが、今日ヤマかけたら、ちょっとうまく当たったのです。ということは、これから町と地域とのあれについて、私は地域ぐるみ、地域に根差した、そして地域と町が人を育て、人材を育て、仲間として一緒にやっていくということが大事だと思うのです。その中で、まず地域ぐるみというのは、まず町民の皆さん方に一番近いのは、やっぱり地域なのです。だから、そういう困り事とか、町も一緒になってやりますが、情報提供とか情報の共有は地域にもやっていただきたいと、そういうことです。

それから、孤立、孤独死と、残念ながら矢巾町にもそういうことがあるのですが、いわゆる見守り、声かけ、簡単なようなことなのですが、これはなかなか難しい問題でもあるので

す。それをどのようにして共有していくかということです。これをしっかり連携していきたいと。

それから、地域に根差してというのは、例えば私の住んでいる和味なんかはあれなのですが、小さな自治会、行政区単位である。それから、町場から遠い、不便だと、そういう弱みを地域の人たちと話し合って、どのようにしたら強みに変えていくことができるかと。これ、行政だけでは解決できないのです。だから、地域と一体となってやっていかなければならない。その弱みを強みに変えていくと。そのためには、多様なネットワーク、これを構築していくことが大事だと思うのです。だから、そういうことを考えていきたいと。

だから、私どもの自治会なんかは、何かもう西部地域とか、徳田の北上川周辺も、もう末端だと言われたい、先端地域だと言われるような、意識を変えていかなければならないのではないかなと。そのためには話し合いなのです。

この間も41自治会のコミュニティ会長さんとお話し合いをしました。今はコロナ禍だから話し合いできない、あとはオンラインとか、この間そういうことではなく、部会、4つに分けてやったのです。いろんな意見が出てくるのです。だから、今もうコロナ禍にかまけて一緒になってやろうとしない、そういうことでは駄目だということで、企画財政課にハッパをかけて、あとは町でフルセットで全部やらなければならないのだということではなく、地域と町が一緒になってフルセットで考えていくと。町だけに、だから前の菅総理は、自助、共助、公助と、これはもう自助から始めるのではなく、場合によっては共助から、それからあるときは公助から始まってもいいのです。だから、そういうネットワークをつくっていかなければならない。

だから、私は町と地域の連携、先ほどの私の答弁では敬老会のお話を一つ例にして答弁させていただいたのですが、これから一つ一つ事務事業を洗い出して、地域でできることは地域にお願いすると、そういう。そして、できれば地域に総合補助金みたいな使い勝手のいい補助金を考えていきたいなど。そのためにも、これからやはり地域と一緒に考えていかなければならないということで、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、村松信一議員の一般質問のさなかではございますが、ここで時間も経過してございます。暫時休憩に入ります。

再開を11時10分といたします。よろしく申し上げます。

午前 11 時 02 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開をいたします。

引き続き、村松信一議員の一般質問を行います。

次に、2問目の質問を許します。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、2問目の質問をさせていただきます。学校体育施設の有効活用について、教育長にお伺いをいたします。

本町は、スポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支える活動に参画する機会が多くあります。スポーツ基本法において、「学校設置者は、学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない」旨が規定されていること等を踏まえ、スポーツ庁は令和2年3月に「学校体育施設の有効活用に関する手引き」を策定し、「持続可能な地域スポーツ環境を確保するためには、我が国のスポーツ施設の約6割を占める学校体育施設をいかに活用していくかが重要である」としております。

以上のことから、本町の学校体育施設を有効活用することについてお伺いをいたします。

現在の学校体育施設の開放状況はどうか。また、新たに学校体育施設について開放を希望する場合の個人の代表や団体等が相談できる窓口はあるか。

2点目、公共施設等総合管理計画の策定に際して開催された住民参加のワークショップにおいて、公共施設の統廃合や複合化を支持する結果が出ており、学校体育施設についても複合化を考えていく必要があるのではないか。施設改築や改修の際に、供用しやすく整備する考えについて。

以上、2点についてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 学校体育施設の有効活用についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、現在小中学校全校において、学校活動終了後の平日及び休日の体育館、グラウンド、柔剣道場及びテニスコートの貸出しを行っております。利用状況につきましては、昨年度は全校合わせて61団体、1個人が利用しております。また、新たに学校施設の開放を希望する方につきましては、利用したい学校が窓口となりますので、学校へご相

談をお願いしております。

2点目についてですが、今後学校体育施設の改築や改修を行う際は、児童生徒の安全確保に留意するとともに、町内公共施設の統廃合や複合化の検討も視野に入れながら、幅広い世代にわたって利用しやすい地域のスポーツ施設としての機能の確保が図られるよう検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 学校体育施設としまして、平成29年6月に、このことを質問しております。矢巾北中学校、それから矢巾中学校ともに、学校プールは授業以外には使用されていないと。水泳クラブとかもなくなりましたし、授業以外は本当にそのままであります。水も入って、いつでも、誰でも泳げるような状態ではありますが、閉じられたままであります。

そこで、町民には身近なプールがないわけでありまして。そこで、土日や夜間など、照明設備があれば、中学校のプールを町民に開放してはどうかという、こういう質問をしておりますが、体育施設の学校プール、そして教育施設としての南昌ホール、今後借用する場合は、答弁でありましたように、その手続をすれば本当に貸していただけるのですか、別な手続が必要ではないでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

学校プールにつきましては、これまで一般向けの開放とはしておりませんでした。今後につきましては、アフターコロナということもありますし、あとは教育委員会のほうでコミュニティ・スクール、いわゆる学校運営協議会、こちらのほうには地域の方々も入っていらっしゃるわけですが、こういった場面でのご意見も伺いながら、総合的に検討してまいりたいというふうに考えております。

南昌ホールにつきましては、矢巾中学校の施設なわけでございまして、学校スケジュール等も勘案しながら、地域の皆さんに有効にご活用いただけるよう調整をしてまいりたいというふうに考えます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） ようやく腰を上げていただけるようでありますけれども、全国には学校プールを一般に開放している例はたくさんございます。調べてみれば分かると思いますけれども、その場合、やっぱり点検、水質管理、利用受付とか、それから使用料とか、いろいろ安全、安心な利用のためにいろんなことを取決めしてやっているようではありますが、ここでは申し上げませんが、ぜひとも一般開放できるようにお願いをしたいと思います。

それでは、次の質問に移りますが、学校体育施設の開放の例として、全国の事例、たくさんございますけれども、身近なところでは、北上市が全国の12例の一つとして紹介をされておりますが、北上市のまちづくりスポーツ推進課では、学校体育施設をより広く利用してもらうための目的の明確化、そして持続可能な仕組みづくり、利用しやすい環境づくりとして、業務の合理化、効率化、市民サービスの向上のため、社会体育施設と学校体育施設の開放を一体的に運用することとして、これは紹介をされております。

もちろん先ほども申し上げましたように、安心、安全の確保のための体制整備を実施してのことですけれども、このように町民が利用できる体制整備を本町でも必要ではないでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

学校体育施設の開放につきまして、いわゆるスポーツ振興の観点からも、いずれ庁内連携しながら、関係課と協議しながら、検討してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

○5番（村松信一議員） 2問目はありません。

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、3問目の質問に移りたいと思いますが、公共施設等総合管理計画について、町長にお伺いをいたしたいと思います。

本町は、平成28年12月に「矢巾町公共施設等総合管理計画」を定めまして、1年目を個別資産の把握、続く3年を管理計画の具体化と住民合意形成期間として設定しまして、令和3年3月の改訂、そして今年3月の一部改訂を経て、現在は6年間の「あるべき姿を達成するための具体的取組期間」とであると認識しておりますが、現在の取組について伺いたいと思います。

1点目、公共施設等総合管理計画の見直しについて、令和3年度に限った特別交付税措置が講じられ、専門家の招聘や業務委託等の経費が対象となりましたが、本年3月に総合管理計画を一部改訂した際に、特別交付税を受けたのか。

それから、2点目、令和3年3月に総合管理計画に必要な要件と各個別施設計画は全てそろったということの判断でよいのか。町営住宅は入っていないが、その理由は何か。また、ほかに個別施設計画が策定されているものはないか。

それから、3点目、公共建築物のアセットマネジメントについて、各施設のどこを、誰が、いつ、どのように点検するのか。異常が見つかったときに、誰が、どのように対処するのか。優先する修繕は何か、どのような状態になれば大規模修繕等を検討するのか、公共施設等に関するどのような項目を矢巾町総合計画上で取り上げるのか。また、点検結果及び修繕履歴を誰が、どのように集約するのか。これらを決め、実行していくことが必要ではないかと考えます。現時点で、これらは決まっているのか。

それから次、4点目、本町の目指す総合管理計画・個別計画は、全国に先駆けた内容で作成するというものでありましたが、策定された計画書をどう評価しているか。

以上、4点につきましてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 公共施設等総合管理計画についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本年3月の一部改訂については、令和3年1月20日付総務省自治財政局財務調査課長通知「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」を受け、公共施設等総合管理計画において記載しなければならない事項について追記するため、一部改訂したものであります。

この一部改訂に当たっては、総務省が一般財団法人地域総合整備財団を通じ提供する「公共施設等更新費用試算ソフト」の活用により、専門家等の招聘や業務委託等を実施する必要はなかったことから、特別交付税の交付は受けていないところであります。

2点目についてですが、個別施設計画については、個別施設計画を策定すべき各施設については、個別カルテ等として、全て作成済みであります。また、町営住宅については、住居という特性上、「矢巾町町営住宅長寿命化計画」及び「矢巾町住生活基本計画」を定め、個別施設計画と位置づけているところであります。

3点目についてですが、まず点検方針については、職員の日常点検及び専門業者によりまず各種の法定点検を中心に実施し、異常や、その予兆が見つかった際は、異常の程度に応じ

て利用者の安全確保を第一に危険箇所への立入禁止措置等を講じた後、直ちに応急修理を発注する対応を行っております。優先する修繕については、利用者の安全が確保できない施設については、使用に供することができないことから、安全に係る修繕を最優先に、長期にわたり継続して使用する施設については、大規模修繕等を計画実施していくこととなります。

矢巾町総合計画は、矢巾町公共施設等総合管理計画の上位計画に当たることから、建物の更新はもとより、大規模修繕のための調査や調査結果に基づく大規模修繕について取り上げるべきと考えております。

また、点検結果及び修繕履歴については、令和元年度より導入しております公共施設マネジメントシステムへ入力し、管理しており、前段に申しあげました利用者の安全確保を第一に、必要な修繕を実施しております。

4点目についてですが、公共施設等総合管理計画については、総務省が示す公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針を踏まえて策定をしており、この指針において、今後人口減少等による公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要とされており、基本的には少子高齢化時代における財政負担の縮減を公共施設の床面積の縮減で対応することを示しております。全国的には、公共施設の総量削減を主としたものになっております。

本町の公共施設等総合管理計画については、資産管理、いわゆるアセットマネジメントの視点を取り入れることで、単なる総量削減のみならず、中長期的な視点に立ち、公共建築物及びインフラ施設のライフサイクル全体にわたり効率的かつ効果的に管理運営する体系化された実践活動を目指す点において評価できると考えているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、質問をさせていただきます。

公共施設等総合管理計画の参考資料にあります公共建築物の施設カルテをそれぞれの個別計画であると、こういうことであっております。学校教育施設と児童福祉施設については、そのほかに個別施設計画に相当する長寿命化計画が存在し、それから個別施設計画が重複しているのです。それで、町営住宅については長寿命化計画が存在しますが、参考資料に施設

カルテはありません。施設カルテである個別施設計画と長寿命化計画が存在するのならば、公共建築物のリストにその旨を明記してはどうか伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） この点につきましては、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まず、今村松議員がご指摘のとおり状況でございますが、こちらにつきましては、公共施設等総合管理計画というのが、まず大前段にある。それぞれの各省庁におきまして個別施設計画をつくるという形の中でガイドラインがそれぞれ存在します。そのガイドラインがあるものについては、ご指摘のとおり、個別の専門的な個別名称がつく計画があるわけで、それ以外のないものは、このカルテをもって個別計画としているところでございますが、今回この見直しに当たっては、総務省通知に基づきまして、総量の部分を主に改訂した内容となっているところでございますが、今議員からのご指摘のところを付け加えますと、より分かりやすい内容になると思いますので、次の改訂、何年後とかという形でなくて随時見直しをいこうと思っておりますので、その際にぜひ議員のご提言を受け入れてさらなる見やすいリストをつくり、努めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、次の質問であります。町営住宅は総合管理計画の公共建築物のリストには載っていませんが、備考欄に町営住宅は別に計画書がある旨を明記してはどうかと、これが1つです。

それから、また町営住宅には長寿命化計画、個別施設計画があります。矢巾町のホームページに長寿命化計画策定について2021年4月12日に記載されたページには、矢巾町の町営住宅長寿命化計画を策定しましたと、こう掲載されております。そして、詳細として、矢巾町町営住宅長寿命化計画策定業務委託報告書概要版というPDFが張ってあるわけです。それで、これは策定した長寿命化計画であるのに、矢巾町町営住宅長寿命化計画策定業務委託報告書、どこかの業者に委託した報告書概要版、これが実はその業務委託報告書と書いてあるわけでありまして。必要がないのだろうと思うのです、その意味、業務委託報告書、なぜその業務委託書なのか、ここをまず1つ伺いたいと思います。

それから、総合管理計画とは別に管理している個別施設計画はあるのかどうか。例えば都

市公園として広宮沢公園は、矢巾町都市公園施設長寿命化計画が策定されております。しかし、他の公園、まだ46か所あることになっておりまして、この公園はどの施設の分類に計画書として策定されているのか、ここの点を伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） 3点ご質問いただいたと思っておりますが、まず1点目でございます。1点目につきましては、先ほどの再質問でもございましたとおり、さらにこのご提言を受け入れることによって、この計画自体がより分かりやすいものになると思っておりますので、こちらにつきましても、次の改訂のときに、議員のご提言のほうを取り入れさせていただきます、分かりやすい内容にしていきたいと思いますと考えております。

次、2点目は別の方に答弁してもらいます。

3問目でございますが、こちらにつきましては、総合管理計画につきましては基本建物という形の位置づけで、全国的に見ますと、公園も入れているところはございますが、このアセットマネジメントの考え方とかに若干そぐわないような形になってきているところがございますので、今のところ公園につきましては、総合管理計画に位置づけていくということは予定しておりませんが、それぞれ管理をしているわけで、例えばコミュニティ公園でありますと、企画財政課のほうでリストがありまして、それぞれどのような形で管理されているのかというのは、各自治会とのやり取りで把握をさせていただいておりますし、そこに設置してある遊具につきましても点検をしまして見ておりますので、改めて計画ということではないのですが、各担当課のところで適切に維持管理しているものと認識しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 私のほうから2点目のところにつきまして答弁させていただきますが、大変申し訳ありません。本来矢巾町町営住宅長寿命化計画というだけで計画概要版というもので済むはずでしたが、業務委託、この策定につきましては業務委託をかけて作成しましたので、こういった表題になっていましたけれども、ここは早急に修正をかけてやりたいと思います。

あと、矢巾町では概要版のみを掲載しているわけなのですが、いろいろ県内でも概要版のみあるいは本編のみ、あるいはどちらも載せているという市町村もありますので、この辺は県からもご指導いただきながら、掲載のほうを精査していきたいと思っておりますので、よろしく

お願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） 私からは、個別計画何々あるかという点についてご説明申し上げます。

5つございます。まず1つ目が、矢巾町都市公園施設長寿命化計画。2つ目が、矢巾町橋梁長寿命化修繕計画。3つ目、矢巾町学校教育施設長寿命化計画。4つ目、矢巾町町営住宅長寿命化計画。5つ目が、矢巾町児童福祉施設長寿命化計画の5つになります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 先ほどの吉岡政策推進監のおっしゃいました、その公園は入っていないということならば、公園にも展望台とか、それからトイレがあるわけです。これの施設管理は、大体見ただ目で、その施設計画がなくて、適当に行ってみて壊れているとか、そんな程度で対応するのですか、伺います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） お答えいたします。

その程度で管理するのですかということではなくて、あくまで国が求める指針に沿ってつくっている計画でございますので、この計画にないからやるとか、やらないとかということではないので、まずもってお答えしたいと思うのですが、これにつきましては、各施設につきまして、その安全性につきましては、各担当課のほうで、それぞれの施設について個別に見ているところでございますので、その計画があるから、ないからということに限らず、適切に管理しておりますので、その点につきましてはご理解いただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 最初からずっと読んでみたほうが良いと思います。この総合計画は、全施設を対象とすると明記されているのです、初期の段階のほうで。ですから、その辺のところをよく考えていただいて対応していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移りますが、公共施設等総合管理計画、これは令和2年6月に質問しておりますが、総合計画に関する長寿命化個別施設計画等を一覧で見られるように検討す

ると答弁をいただいております。今は、総合管理計画、ホームページにありまして、先ほど答弁ありましたようないろんな計画は、どこにあるか探せないのです。よく聞いても分からない。みんなばらばらにあるのです。ですから、そこで一覧で見られるように検討をお願いしておりましたが、現在はそのようになっていないと思います。これがこれからそのように見られるようにする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） お答えをさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、議員ご指摘のとおりだと思いますが、こちら、例えば施設の、もう既に計画の中に閉じ込められている内容にリストをつけることで対応も可能ですし、議員これまで再質問の中でご指摘いただいた内容も踏まえて、一覧で見られるような形で見直しを次の改訂のときに行ってまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 次の質問に移ります。

矢幅駅東西自由通路と、それから矢巾地域交流センター施設カルテは、一体の施設であることから統合して記載すると、こういう形で特記事項に記載されております。それで、それを名称を逆にして3ページずつで公表されておりますが、同じものをそのまま載せて、その名称を逆にして、それで全体の面積とか、それから取得価格とかが違っているだけで、そうっております。しかし、公共施設総合管理計画の第9のところの公共建築物のリストには、どちらも独立して自由通路と交流センターの部分は、別々にしっかりと掲載されております。どちらかにこれは統一したほうがいいと思いますが、考えを伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 今回の61ページから63ページと64ページ以降のところの、単なる施設が2つ併記して、それぞれを逆にしていうことで、建物取得費のみが違うということになっております。この辺につきましては、ちょっと紛らわしいところもありますので、若干修正をかけながら、どなたが見ても分かりやすいように作成すべきであろうというところを改めて反省したところでありまして、ここについては修正したいと思っておりますし、あと第9のリストのほうと、いずれ整合が取れるようにこの辺は整えていきたいというふうに考えておりますので、以上お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 令和3年3月の公共施設総合管理計画は、改訂されて発行されている。さらに、令和4年3月に一部改訂として計画書がホームページに掲載されております。この中で、令和3年3月に旧南昌グリーンハイツの施設カルテが掲載されておりますけれども、その特記事項に、令和2年度中に修繕を行い、賃貸借する予定とあります。そして、今年の4年3月に改訂された総合計画にも令和3年3月のまま載っているのです。ですから、その令和3年3月以降の中で、令和4年3月、今年の3月までの間に矢巾アスレチックパークジャンパランドになって賃貸借契約をしてしっかりと営業しているわけであります。ですから、初期のものを変えることができないのならば、備考欄に現在行っているような旨、そういったことをやっぱり施設カルテに現状変更として記入、掲載するべきだと思いますが、どうでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） ありがとうございます。こちらも重ねてになってしまうのですが、総務省の通知に沿った内容で、その点が見直しが十分に反映されていなかったことについてはおわびを申し上げたいと思います。これもひとつ総務課で全て管理しているということではなくて、各担当課のほうから変更情報が上がるような形で、このリストを作り上げていくような体制になっておりますが、その体制づくりにおいても今のところ十分ではなかったなというふうに今振り返って反省しているところでございますので、その分も含めまして今後改めてまいりたいと思っております。

また、一連の再質問を受けて、そのほかカルテの内容につきましては、平成29年、平成30年、元年といった内容が記載されております。これらの最新情報で表示する方法をいかにしたらいいのか、あるいはすべきかどうかといったところも含めまして、表示内容も含めまして、次の見直しのときに反映させてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、最後に町長にお伺いしたいと思います。

矢巾町の将来人口を見ましても、今後人口が減る、さらに生産年齢人口構成が減少して、老年人口構成比が増加しますが、令和22年になりますと歳出に占める扶助費の割合が32.4%

に達すると、そういう記事があります。このような中で、公共施設等の維持管理、更新等に使用できる財源が非常に限られてくるわけであります。そこで公共施設等総合管理計画における個別施設計画は、将来の負担軽減のために真剣に取り組む必要があるわけでありますけれども、過去の投資的経費として、ここ10年間、平成28年から令和2年度までは、これは上下水道を除きますけれども、毎年20億3,000万円かかっておりました。過去5年間では17億円かかっております。今後の財政状況を考えますと、施設の長寿命化計画の財源確保が非常に重要となってまいります。せめて今後の公共施設等の維持管理、更新に使える財源の見通しを明記する必要があると考えますが、見解を伺いまして最後の質問とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、まず3問目の質問の公共施設等総合管理計画、今答弁でも理念が先行して、実際いろんな取組がなされていないところの指摘もございましたので、今後そういうところをしっかりと受け止めて対応していきたいと。

それで、長寿命化、アセットマネジメントの財源確保と平準化について、どう考えるかということですが、令和2年度におきましては投資的経費に7.4%なのです。だから、私どもの財政規模からいくと、投資的経費の7.4%というのはあまり大きな数字ではないわけです。そういったことで、よく言われるアセットマネジメントでは三輪車構想と、まず事後修繕と予防修繕、そして財源の確保、そして今村松信一議員からご指摘のあった平準化、これが3つあれしなければ、安定した走行ができないと、計画の運営ができないということなので、今後そういったアセットマネジメントの事後修繕、予防修繕、それに併せて財源の平準化、しっかり考えていきたいなということ、特にもこれまでも何度も何度も村松信一議員から、もう大変失礼な言い方をすると、これでもかというご質問をいただいたのです。今日、私は参りました。

そこで何を言いたいかということ、これがなぜうまくいかないのかから、どうしたらうまくいくかと、この公共施設の管理計画、これをもう一度私ども内部で、いわゆる役場全体で、そういうところを検討してまいりたいということ、ひとつそのことを。

そして、いろんな課題、問題を洗い出し、そして見直しすべきところは見直しして、今後お示しをしていきたいなと、こう考えております。その際に、予算措置の今後の在り方もお示ししていきたいと思っておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で5番、村松信一議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは次に、10番、昆秀一議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（10番 昆 秀一議員 登壇）

○10番（昆 秀一議員） 議席番号10番、一心会の昆秀一でございます。

まず初めに、役場職員の働き方等についてお伺いいたします。役場職員の業務内容は、大変多岐にわたっていて、なおかつ細分化された上で、その業務量も膨大になってきているように感じます。このような業務量をこなされている職員は、大変優秀な方々であると思います。一方、諸外国の公務員の話として、ある国では役人にネクタイピンをプレゼントしたら突然扱いがよくなったとか、そういう話を聞いたことがあります。このように世界レベルで見ますと、日本の公務員ほど真面目に働いている人たちはいないということであり、ほとんどの職員は住民サービスという仕事に誇りややりがいを持っていると思います。

2000年4月の地方分権一括法により、国と県と市町村は横並びの関係となり、国からの指示で市町村が動くのではなく、それぞれが自主的に政策を打てるようになりました。そうなるって住民に最も近いところにいる市町村の職員の役割は、大変重要になってきます。したがって、この町が発展していくか、衰退していくかは、職員がいかに知恵を出していくかにかかっていると言っても過言ではないことから、以下役場職員の働き方等についてお伺いいたします。

1点目、町職員の人事評価制度の導入状況、能力評価と業績評価の仕方などの課題はないのでしょうか。

2点目、町職員の働き方として、テレワークやオンライン業務の状況はどうなっているのでしょうか。

3点目、紙からデジタル化への移行状況はどうなっているのでしょうか。

4点目、町職員のフレックスタイム制の導入、残業の許可制の状況はどうなっているのでしょうか。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 10番、昆秀一議員の役場職員の働き方等についてのご質問にお答えを

いたします。

1点目についてですが、平成28年4月から現行の人事評価制度を導入しているところであります。能力評価と業績評価と、それぞれに評語を付することにより評価を実施しております。特に業績評価につきましては、評価者との面談を通して、被評価者である職員が業務目標を設定し、その達成度等を考慮した上で評価を実施することとしており、公正な評価のために上司たる評価者と被評価者となる職員との意識共有は欠かせないものとなっております。人事評価制度の目的は、単に職員個人の評価にとどまるのではなく、能力開発や人材育成に資することにあることから、現行制度開始から7年目を迎え、改めて当該制度に対する職員の理解を深めることが重要と考えております。

2点目についてですが、昨年度から国の指針に基づき、テレワークを本格実施しているところであります。現在は、新型コロナウイルス感染症対策に主眼を置いているところであり、職員が在宅で業務を遂行できる体制を構築しております。今後は、テレワークの状況を精査し、職員のワーク・ライフ・バランスの向上につながるよう活用の幅を広げてまいりたいと考えております。

また、オンラインで行っている業務といたしましては、職員の研修や県などの外部団体との会議等が挙げられるところであり、会議等への移動時間の縮減は職員の働き方の観点からも有益なものとなっております。

3点目についてですが、現時点で既に国や県、外部団体等との書類のやり取りや庁舎内の財務会計処理など、日常業務の大部分で紙を使わないデータ処理が主流になっております。今年度は、デジタル化をさらに推進するため、コロナ禍におけるテレワーク対応として、昨年度構築した文書管理システムを全庁に展開する予定であります。

これにより、従来は必ず関係資料一式を印刷して添付する必要があった回覧文書や決裁文書についてもペーパーレス化が図られるとともに、これまで印刷や書類の整理、保存などに要した労力の削減にもつながることから、業務のさらなる効率化を進めてまいりたいと考えております。

4点目についてですが、本町では全職員を対象とするフレックスタイム制度導入について、現時点では考えておりませんが、制度は異なりますが、育児または介護を行う職員の早出、遅出勤務について定めているところであり、対象となる職員が制度を活用しやすい職場環境を整えていくことが重要と捉え、今後も制度の周知等を図ってまいります。

また、職員の時間外勤務については、もとより職員からの時間外勤務申請を受けて、所属

長が申請内容を確認の上、時間外勤務命令を行うことを原則としているところであり、今後も引き続き、職員の健康を守ることを第一に、長時間勤務の抑制に向けて職員と知恵を出し合い、引き続き業務改善に取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　ここで再質問はあろうかと思いますが、時間も正午になろうとしてございますので、昼食のための休憩といたします。

再開を午後 1 時、13 時といたします。よろしく申し上げます。

午前 11 時 56 分　休憩

午後 1 時 00 分　再開

○議長（藤原由巳議員）　それでは、再開をいたします。

なお、ここからは、中川農業委員会会長は退席をいたしておりますので、お知らせいたします。

それでは、午前中に引き続きまして昆秀一議員の一般質問を続けます。

それでは、再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員）　この矢巾町役場において、職員が仕事をするに当たっての組織内のコミュニケーションは円滑であって、同僚だけではなく、上司に対しても言いたいことがオープンに言えるような自由闊達な雰囲気であるならば、様々なアイデアが下から湧き起こり、生産性が向上するのではないのでしょうか。それが町長が以前よく言われていたボトムアップということではないかと思えます。そして、このボトムアップすることによって、組織としてのチームワーク力が高まるのだと思えます。逆に、言いたいことを言うこともできない職場だと、風通しが悪く、閉鎖的となり、問題解決に時間がかかります。その結果、職務に支障を来すことも考えられ、果てには精神を病んだりして、離職する方も出てくるでしょう。

そうならないためには、やはり組織内でのスムーズなコミュニケーションを構築させるように日々日頃からそういう職場づくりを町長自ら先頭に立って行う必要があるのではないのでしょうか。「北風と太陽」という童話を皆さんもご存じかと思えますけれども、いずれ強い態度で臨んでも、物事が全て解決するわけではないと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君）　お答えいたします。

職場内のコミュニケーションということですが、ご指摘、ご質問の趣旨はそのとおりだというふうに考えてございます。まずは、その職場内における業務上の推進につきましては、OJTと言われていまして、オン・ザ・ジョブ・トレーニングということで、仕事を通して上司が部下に対して仕事のノウハウをしっかりと教えること、そういうことを通しまして、まずはコミュニケーションをしっかりと取らなければ、やっぱり相手の気持ちというのは見えないものです。やはり見える形で言葉で接したり、手振り、それから身振り、それから目でしっかりと相手とのコミュニケーションを取る必要はあるというふうに考えてございます。

最近の傾向では、コロナの影響もありましたので、デジタル化ということで、パソコンやデジタル回線を通じてのやり取りはございますが、やはりコミュニケーションというのは、相手の目を見て、相手の態度を見て、顔つき、それから声がけ、そういうのをしっかりと上司、それから部下がコミュニケーションを取ることによって職場内の環境はよくなるというふうに私は考えてございますので、そういったことに注意という言葉は、注意というのが、それが普通にならないといけないのかなというふうには考えてございますので、そういったコミュニケーションを持ちながら、職場環境をよくしていきたいなというふうに考えてございます。

また、それが普通になるように、デジタル化ということは当然進めなければなりませんけれども、それ以外の人としてのコミュニケーションを職場でもしっかりとやっていかなければならないというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 地方公務員法によりますと、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならないと規定されております。したがって、一部の声の大きな人のためだけではなく、常に全体を考えて職務を遂行しなければならないのです。このことを常に念頭に置いて仕事をしなければならないのです。このことを常に念頭に置いてです。私は、そこには、首長と職員、上司と部下、部署と部署、職員と職員の壁をある程度取り除いていく必要があると思うのです。

よく協働という言葉、先ほどもありましたけれども、それは住民との協働とか、民間との

協働というのが、より大事になってくるのですけれども、私は役場庁舎内における職員間の協働というのも、より大事になってくるのではないかと考えております。この庁内協働についての認識が、現時点ではあまりなされていないのではないかと考えるのですが、このような組織の風土というのをまず変えていく必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

まず、我々地方公務員は、はっきり言いますと、町民の生命と財産を守ると、そして住民の福祉の向上を図ることが我々の役目だというふうに強く認識しております。役場職員は、役場に採用される際には、必ず宣誓書というものを自らの自筆で行うことになっております。その中には、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚すると。そして、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行するということを誓うということで、公務員になるということがございますので、その職務を全うしていくために誠心誠意努めなければならないというふうなのが公務員の責務ということで考えてございます。

横断的な仕事のやり方ということがございますが、確におっしゃるとおりでございます。そういったやり方については、当然管理職の中でも横軸にしっかりと連携をしなければなりませんし、職員間でも自分だけの仕事をすればいいのだというような認識ではいけません。そこはしっかり庁内でも情報交換、連携をしながらやるべきだというふうに考えてございませぬし、矢巾町の庁舎の中では、まだ職員提案とあって、仕事のやり方とか、あとは仕事の改革とかいったものもやっていたこともございますが、様々な職員のいる場で発表したり、そういった情報交換するということもこれからの課題だというふうに思っていますので、そういったものも取り入れて今年度からスタートさせて、横軸、それから職員間の連携も図っていきたいというふうに考えてございます。

いずれコミュニケーションという言葉一つで語れませんけれども、しっかりと情報、それから連携を図れるような職場づくりをしていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） まず、しっかり横軸を構築していただきたいと思います。

職員の働き方としては、適正な人員配置が果たしてできているのか。そこで、時間外勤務の状況を請求して、いただいた資料を見ますと、月当たりの時間が平成28年の10時間、

平成29年度 9 時間、平成30年度 8 時間と減少傾向だったものが、一転令和元年度には13時間と急増しております。さらに、令和 2 年度は15時間と増えておりますけれども、この残業時間の増加について、原因は一体何だと考えておられるでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

やはり職務上の専門性というところで求められる業務の多さというものが出てきております。それにつきまして、時間外に対する職務命令が出ているというのも正直なところだと思います。また、この二、三年については、コロナ禍でコロナの業務というところで負担をかけている職員にもあるのかなど。土日の勤務とか、平日の勤務というのがございます。そういったのが影響しているのかなというふうに思っておりますが、いずれ時間外勤務につきましては、一般的には80時間を超えると、心身に悪影響を与えるというのは、これは医学的にもはっきり証明されていることとございますので、そういうふうにならないように、しっかり職場、それぞれの課におきまして、あるいは総務課におきまして時間外勤務をなるべくしないように、減らせるように工夫をしましてまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） この残業時間を短縮するためにはどんなことが必要なのかという、残業時間増加には慢性的な人員不足が根本にあるように思っていて、議会でも平成31年度の予算の審議、予算決算常任委員会の決議に、職員の増員と適正配置を行い、働きやすい職場環境を整備されたいと付しております。にもかかわらず、平成30年度 8 時間だったものが令和 2 年度には15時間となっているというのは、これはコロナの影響があるにしても、議会での附帯決議を、それを議会でも追跡していないという反省点もあるのですけれども、いずれこれは職員の負担が明らかではないかと思うのです。そして、ほかにも心身故障による休職者数にしても、令和元年度には 4 人と、平成28年以前はほとんどいないか、いても 1 人だったものが、平成29年度から 3 人、平成30年度 3 人となっていて、なおかつ退職者数も、私が資料、グラフにしたものでも明らかなように、平成30年度18人と突出しており、そのため令和元年度の新規採用者が20人と、大変な事態を招いていると思います。そのしわ寄せで休職者ばかりでなく、病気休暇者も増えてきているように思うのですけれども、この事態をどう考え、改善していつているのか。

そして、予算決算常任委員会の附帯決議を踏まえて、どのような策を打ってきているのか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

まず、矢巾町役場の職員の定数は185名ということで、それから現在の会計年度任用職員は110名、ちょっと上限はありますけれども、110名ということをお願いしているという状況でございます。職場の仕事への偏りということについては、事務改善にも通じますけれども、しっかりとそこら辺は役場内でも職務の在り方、それから職務の分担の在り方については、しっかり継続した取組でやっていかなければならないというふうに考えてございます。

なお、ご指摘のありましたある年の退職者が多いというのは、仕事の負担が大きいから辞めたというわけではなくて、その年の定年退職だとかということの関係上で人数が突出している年は確かにございます。ただ、心身上の故障等により退職したということで人数が多いということではないので、そこは誤解のないようお願いしたいと思います。

いずれ仕事については、ご指摘のとおり、それぞれの職員に対して仕事が過多なのではないかというご指摘も、それは真摯に受け止めまして、これからの正職員の採用の仕方、それから会計年度任用職員の採用、それから割り振りについてもしっかり総務課のほうで把握しながら、各課のほうへも聞き取りをして、しっかりした人員配置ということをやっていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 今会計年度任用職員のこと話が出たのですけれども、平成30年度に急増していて、平成31年度には正職員の数を超えています。このときが新規採用者20人の年でして、実務的なところ、本当に回すのは大変ではなかったのかと想像されるわけですが、これで残業時間が増えたというのも想像できるのですけれども、この悪循環が起きていると思うのですけれども、この悪循環をどう解消するのか。そして、同時に、これだけ多くの会計年度任用職員の活用を今後どう進めていくのか。会計年度任用職員の仕事内容や給与、休暇を含めて課題はないのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

まず、先ほど来ご質問ありましたとおり、正職員の採用の在り方についてはしっかりと見極めていきたいというふうに考えてございます。ですので、今年度からの採用試験についても、その定数の在り方も含めてしっかりと対応しながら、個々に過大な負担が起きないように職員数をしっかりと検討していきたいというふうに思っております。

それから、会計年度任用職員につきましては、ご指摘のように会計年度任用職員のほうが過大になった年がございました。それは、やはり正職員がやるべき仕事を正職員がしっかりとしなければならぬということ、正職員の人数を増やしましょうという考え方で昨年度は人数を減らしたという考え方もございますので、ただ単純に増やして減らせばいいという話ではありませんので、そこら辺の仕事の内容、それから負担の状況もしっかり我々のほうで把握して、しっかりとした配置をしたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） そこで、町職員のワーク・ライフ・バランスについてですけれども、ワーク・ライフ・バランスの比重、これはコントロールする必要があるのですけれども、求められている働き方と生活、ひいては人生の送り方が実現できるようにというのがワーク・ライフ・バランスの根本的な考え方でございますけれども、特にも女性職員については、仕事、育児、介護の両立を支援する職場環境づくりの充実等を推進してきており、全ての職員が能力を十分に発揮できる、誰もが働きやすい職場環境をつくっていこうということがワーク・ライフ・バランスでありますけれども、その点、どのようなお考えを持っているのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

まず、女性の働きやすい職場づくりという話ですが、男女共同参画ということが叫ばれてございます。男女関わりなく、どちらにも働きやすい役場なり、職場の環境をしっかりと整えなければならないと思っておりますが、やはり一方的にこうしたらいいのではないかと、我々のほうから整備する、あるいは働きかけるというのもちよつと無理がございますので、女性の視点あるいは男性の視点から、それぞれの立場で分け隔てなく、職場環境、こういったものを改善したほうがいいというようなご意見は、総務課のほうで様々受けたいと思います。

そういった中で、皆さんが働きやすい環境、そして仕事は内容によってはなかなか辛いものもありますけれども、仕事が楽しいなど言っていたりするような、そういった環境も、中身もですけれども、環境も整えていければいいなというふうに考えてございますので、そこら辺は工夫させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） まちづくりという観点でいうと、本来住民自身が考えて決行して、行うものだと思っているのですけれども、先ほども地域と町の連携とおっしゃっていましたが、町職員はその自治を助けるためのアドバイザーでしかないのではないのでしょうか。今まちづくりをみんな行政がやってくれるみたいに考えている人が多いように感じるのですけれども、そして町長も職員も、住民が本来こうしたいというのを助けるはずなのに、行政自体が引っ張ってどこかへ連れていこうというふうになってしまっているように思うのです。もっと住民が積極的に意見を出し、進めるようにしていく、まずはみんなの意識改革という話合いが大事になってくるのではないかと思うのですけれども、そのところ、町民の積極性を生み出すよう、職員としてはどう動いていこうと考えているのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） 私のほうからまちづくり、住民自治の関係でお答えをさせていただきたいと思っております。

議員ご指摘のとおり、まず住民自治というのは住民自身が主体的になってまちづくりを進めるものでございまして、一方で役所の役割は、それに対して団体自治と言われております。そこにつきましては、神聖なる負託によりまして、この団体自治が成立して、ここに基づいて、その信託によりまして議会があり、そして地方自治体が存在するというのが地方自治の構成だと思っております。

そうした中で、アドバイザーでしかないという話の中で、それは関わり方の一つの考え方とっております。議員ご指摘のとおり、みんなが意見を言い合えるような場というような形については、様々今声の大きい方、言葉が悪いですが、ノイジーマイノリティーとかと言われるような方の声が、果たして全員を代表しているのか。声を上げないけれども、普通に生活している方の考え方が、もしかすると普通なのではないかと。いかにそういった方の声を吸い上げていくのかというのは、非常に難しい課題なのかなと思っておりますが、私もまちづくりの中で気をつけておりますけれども、できる限りそういった、ふだんは当たり前

生活していて、特に声を上げなくても、この町にいかにか生活していくのかということには気にしているような人、このような方々を巻き込んでいくまちづくりというのはしていきたいと思っておりますので、その方法につきましても、住民参加の方法は様々ございます。アウトリーチなんかも含めて積極的に私たちが出て、そういう意見集約を努めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 次に、いじめと自死の根絶についてお伺いいたします。

今から7年前の2015年7月、本町の中学生が自死する大変悲しい出来事について、本町では二度とこのようなことを起こすことのないように、なお一層のいじめをなくす取組を行っております。このことから、決して7年前の出来事を風化させることなく、しっかりと皆が胸にとどめ、二度と間違っても貴い命をなくすことのないようにしなくてはなりません。その取組を再検証するなど、改めて学校だけではなく、家庭でも、職場でも、どんな場所でもいじめや嫌がらせと、そして自死することがない取組を周知徹底すべきであるとの考えの下、以下お伺いいたします。

町内小中学校のいじめ件数やアンケート調査の内容について、どう捉え、いじめをなくす努力をしているのでしょうか。

インターネットでのいじめの動向と、その対策はどうなっているのでしょうか。

役場内職員等のいじめ、嫌がらせなどの未然防止対策はどうなっているのでしょうか。

役場内職員等のいじめ、嫌がらせなどを受けた場合の相談体制やアフターケアなどをどのように行っているのでしょうか。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） いじめと自死の根絶についてのご質問にお答えをいたします。

3点目及び4点目についてですが、今年5月に令和2年10月に策定したハラスメントの防止に係る基本方針等について、改めて全庁に周知したところです。また、昨年度からメンター制度を導入し、新規採用職員が職場に早く順応できるよう、相談しやすい体制づくりに取

り組んでいるところであります。組織の秩序を守ることを大前提とし、相談事案があった際には確実に事実関係の調査を行い、解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。真摯に日々職務に当たる職員が安心して業務を遂行できるよう、今後も既存の制度について、常に見直しを図りながら、組織の充実を図ってまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、いじめと自死の根絶についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、町内小中学校のいじめ件数やアンケート調査の内容については、認知する数が多くなってきていることと多様性が出てきております。これからもいじめ見逃しゼロを合い言葉に、児童生徒が発信するサインを見逃さず迅速な対応を行い、いじめは絶対に許されない、許さないという気持ちと願いを込めた学校風土を形成してまいります。

2点目についてですが、インターネットでのいじめの動向は全国的にも増加しており、SNSのほか、オンラインゲームによるものなど多様化しております。この対策については、児童生徒にネットいじめ防止に関する啓発資料を配布しての指導や専門家による講話等を行っております。さらに、教職員のほか保護者が子どもの利用状況を把握し、家庭でのルールづくりを行うなど、大人がしっかりと子どもを見守る体制を構築してまいりたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） いじめについてですけれども、学校や役場などの町の関係機関に対しても、いま一度いじめや嫌がらせについて学ぶ機会をつくってはどうか。みんな過去にあったことを忘れつつあり、このままでは過去の教訓が活かされずに、同じことが再び繰り返されてもおかしくないのではないかと。ですから、もう一度気を引き締め、いじめ、嫌がらせのない町をつくるため、町全体で研修会を開くなり、いじめ、嫌がらせをつくらない施策を推し進めていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 私のほうからお話をさせていただきます。

まず、先ほど答弁にも書きましたけれども、私たちはいじめの見逃しゼロという合い言葉でやっております。いじめは、なくなりません。これは、人間社会の中で、どうしても起き得ることだと思います。でも、その中でも、そのいじめを、そこにいるメンバーが、それおかしいよという声を発する、そしてそうではなく、こっちのほうにいこうよ、こういうふうにしようよと言ひ合える、そういうふうな仲間づくりをしていかなければいけない、人間関係をつくっていかなければいけないということで、見逃しゼロということで頑張っております。

今認知件数も増えてまいりました。昨年度は少し少なくはなりましたけれども、私は認知件数が増えれば増えるほど、それはいいことだと思っています。それだけ学校現場の中で、先生方が子どもたちを見守っているということがよく分かるからです。そして、その中で解決していくことがどんどん増えれば、子どもたちが学ぶと思います。こうすればいじめは少なくなる、こうすればいじめを解決してくれる、それは先生に言うこと、アンケートに答えること、そして自分たちが努力すること、そこで自分たちが解決しようとする、そういうふうなことを学んでほしいと思っています。

という意味で、新しく来た職員については私が話をしていきます。これが研修会です。それから、私も相談員も学校現場で学校で行われるいじめの対策会議には、必ず教育委員会から行ってまいります。そして、年度初め、それから学期、1回ごとは私も参加して、そこで声を発することにしています。あるいは、学校現場の状況を把握したいと思っています。

というふうにして、必ず学校、教育課、教育委員会と学校現場がつながるようにしております。これと同じように議員お話しのとおり、町全体でもそういうことが必要なのだということで、平成27年7月のあの件を風化させないために、私たちはいろんな努力をしていかなければいけないと、そう思っております。

これからも頑張ってまいりますので、以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 今教育長、いじめは絶対なくなることはないとおっしゃいましたけれども、私は、いじめをいかに発見するか、解決するかも大事なことなのですけれども、これは理想論かもしれないですけれども、いじめを根絶、つまり全くこの世の中からなくする世界を目指すべきだと考えております。なくなるか、なくなるか分からないですけれども、そういう意識を持つことが大事だと思っております。初めからいじめはなくなると

いう意識で対応するのと、絶対なくするのだという強い意識を持って事に当たるのとは、私は真剣度が変わってくるのだと思います。そのために自死する人が一人も出ることのないように、この町を、矢巾町を目指すべきだと思っております。

そのためにできることは、全てです。特に子どもたちと接する教師たちの役割は、大変重要だと思います。ですから、常に教職員の方々は目を光らせる必要がありますし、保護者の方もしっかりと子どもとコミュニケーションを取り、ふだんから変化がないかを見ていってほしい。地域の方々も一体となった見守りが必要があるかと思っておりますので、そこでコミュニティ・スクールというのでも始まっております。そこへのいじめの防止などの対策をどう連携を取って進めているのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） まず最初に、私の言ったことについてですけれども、いじめはなくなるということ、いじめというのは、相手方が、これは嫌だ、いじめだと感じれば、これはいじめです。こういう感情は、絶対に私はなくならないと思います、人間関係がある場合は。だって、3人いれば2対1になる可能性は絶対にあります。その中で1人が嫌な思いをすることもあります。でも、それは違うのだよということをそこで言い合える、そういう関係づくりをすることが大事だということを私は言いたいのです。

それから、後半のほうのコミュニティ・スクールにおいても、このいじめ、それからSNSに関わってのこと、こういうふうなことについては、大事なこと、情報教育についても大事なことということで、取り上げていこうと思っております。それが各小学校、中学校の各部会でも話題にしてもらおうと、そう思っておりますので、これから頑張っていきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） これからコミュニティ・スクールで話題にしていこうということですけれども、私先日傍聴させていただいたコミュニティ・スクールなのですけれども、その構成メンバーを見てみますと、元PTAという方が随分おられまして、地域の方なのか、自治会の方というのが少ないように感じました。活動自体もコロナ禍において活動できないという印象はありますけれども、昨年度も何回かコミュニティ・スクール会議を傍聴させていただいたのですけれども、なかなかいじめというところというのは、扱いにくいのかどう

か分からないのですけれども、今年度の取組の中で一言も言及されていないというところがありました。そこで私は、ちょっと違和感を感じたのですけれども、何かみんな7年前にこの町で起きたということは、思い出したくもないのではないかなというようなことを思っているのではないかな。でも、私は悲しい出来事を教訓にした取組というのは、継続させていくという決意というものが必要なのではないかなと思っているところです。もっとしっかり地域の結びつき強化を図って、地域で見守る体制をつくっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） コミュニティ・スクールの構成メンバーについては、元PTA会長さんというのが多いというのはそのとおりだと思います。ただ、今のコロナ禍の中で、地域との結びつきを強めていくというのは、なかなかできない状況にありました。そういう中で、学校現場で学校現状をよく分かっていただけの方というのは、やっぱりPTAの経験者の方、そこから始めようということで、これがまだ入り口でございます。まだまだこれから考えなければいけないこと、課題もたくさんございますので、そういったものを一つ一つ取り上げてまいりたいと思います。

このいじめのことも、先ほど申し上げましたとおり、SNSの中でのいじめというのが実際に起こっています。それが問題になっています。それを含めていじめということになると思いますので、そういったことの取り上げ方をしてまいりたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 私あえて自死という言葉を使ったのには意味があるのですけれども、自死、自殺の表現に対するガイドラインというのがNPO法人全国自死遺族総合支援センターで出されていて、自死、自殺を単なる言い換えをするのではなく、丁寧な使い分けが重要と訴えております。そこでは、行為を表現するときには自殺と使い、多くの自殺は追い込まれた末の死として、プロセスで起きていることを理解して、自殺したではなく、自殺で亡くなったと表現してみましようとしています。自殺したと表現すると、瞬間（点）の行為が強調されて伝わりかねません。自殺で亡くなったと表現することにより、その誤解を多少なりとも払拭できるのではないかとガイドラインではしております。

いずれ人が命を絶つということは、どのような表現をしようとも、当事者にも周囲の人た

ちにも、また広く社会全体にとっても例えようのない辛く、苦しいことです。だからこそタブー視することなく、真摯に現実を受け止め、向き合い、丁寧に理解を深めること。そして、誰もが孤立に陥らないように、様々な困難への実践的な支援策の強化を図っていくことが重要だと思うのですが、この自死、自殺についてなど、自殺防止の観点からの考えについて伺います。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） この自殺、自死ということについては、町としても取り組んでおります。同じように、これはもう教育委員会だけではなくて町全体で取り組んでいかなければいけないことだということで、課題としてこれからも取り上げてやっていきたいと思っております。特に小中学生、そして高校生、そうした夢がある、未来のある子どもたちが自死することのないように、そういうふうな取組を頑張っていきたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） いじめというのは、いかなる形を取ろうとも人権侵害であり、暴力であることを皆さん自覚する必要があるのではないのでしょうか。こうしたいじめにどう立ち向かうのか。それには、まず目の前のいじめから目をそらすことなく、かけがえのない命を守ることが第一で、緊急の取組としてあります。そして次に、いじめの深刻化を考えて、その要因をなくすることです。

まず、命を守るためにどうすればいいのか。そのためには、皆が何より命が最優先の原則を持つことです。教職員の多忙化が言われておりますが、学力向上や職務も大切かもしれませんが、命を守ることほど大切な仕事はないはずです。したがって、いじめへの曖昧な対応はやめること、その次に情報の共有、教職員や保護者が小さいことでも共有できる関係を持つこと。それから、自主的活動の比重を高めたいじめの起きにくい人間関係の構築をすること。運動会や学習発表会で団結心をつくることも大事になってきます。

それから、安全の確保の最優先として、心身を犠牲にしてまで学校や職場に来ることはないよと伝えて、安全を確保してもらおうこと。そして、何よりもいじめられている側に寄り添っていただくような対応をすべきではないのでしょうか。そのためには、加害者はいじめを反省し、いじめを直ちにやめるように徹底した対応が必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 議員おっしゃるとおりだと思います。いじめについて学校現場、教職員、本当に横の連携、そして保護者との連携、この連携が大事になっております。矢巾町は、平成27年のその案件を受けて、ほかの市町村とは違った対策を立てております、独自のものです。いじめの案件については、3か月間観察期間を設けております。そして、保護者に確認をし、本人に確認をし、いじめがなくなっているかどうかということを確認して、初めて解消ということになります。それは、学校現場、そして家庭との連携というのが大事だということで、そういうことをしております。

ですから、先生方には、とにかく声を発すること、そして連携をすること。そして、子どもたちを見守ること、そして声かけの仕方、これも指導しております。残念なことに声かけが下手くそな教員もおります。自分の気持ちとは違う言葉がけをしてしまって、気持ちはそうなのだけれども、言葉がけが違うことによって、子どもを苦しめる側になります。これも教職員によるいじめになります。絶対にあってはならないことです。も含めて子ども同士、教師からのいじめ、それも根絶をしていかなければいけないですし、なくなるように私も努力します。これは見逃しゼロとはまた違いますけれども、これは教職員については、しっかりとそれはなくしていかなければいけないと、そう思っております。あらゆる場面でのことを含めてこれから頑張ってまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） いじめという事象が行われたときに、隠蔽しようとするのはあってはならないことです。それと同等といってもいいと私は思うのですけれども、見て見ぬふりをするものであると思います。このことは学校では、どう指導しているのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） そのことについても先ほど申し上げましたアンケート、アンケートによって、様々な形での声を発することができるように、見た、自分がされた、人がされて、こんなことを聞いたというふうな様々な方法で子どもたちからの情報を得ようとしています。これが一つの方法だと思っています。絶対にそこで見逃さない、そして声を発する、その声の発し方を様々な方法があるのだということを子どもたちに教えるということだと

思っています。

なかなかその場で声を出すことはできないかもしれない。でも、アンケートに書くことはできる。先生に言うことはできる、家に帰ってお父さん、お母さんに言うことはできる、様々な方法があるのだということ子どもたちに教えていきたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 私が今まで話してきたことというのは、主に学校でのいじめを話題にしてきているように思っている方もいらっしゃるかもしれませんが、これ学校だけではなく、大人の世界でも同じように言えるのではないのでしょうか。私が3月定例会の一般質問でハラスメントのことを話題に上げたように、ハラスメントだって立派ないじめです。そのようないじめは、子どもの世界も大人の世界も同じことではないかと思えます。

ですから、前回私の一般質問の答弁で調査を行うと言われたことによる調査は行われたのか。一般質問というのは、公式な会議の場であります。議会は、本会議主義でありますので、全員協議会の場でお茶を濁すのではなく、しっかりとこの本会議の場で調査の結果をお聞かせ願いたいと思えます。

それから、一部職員からの聞き取りだけでは不十分ですので、しっかりと全職員へのアンケート調査を行うべきではないか、そこのところの調査は行われたのか。教育長から現副町長にそのことは引き継いで調査は行われているのか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君） ただいまの質問にお答えします。

私、4月に副町長に就任して以来、この案件についてはお話を聞いております。いずれこれにつきましては、3月に教育長のほうからも答弁しておりますが、きちっと内部の調査をした上で報告させていただくことというふうに認識しております。

いずれ私は、職場に当たっては、この間管理職連絡会でもお話ししたのですが、やっぱり管理職は部下に対して職員への目配り、気配りをしっかりと徹底しながら、そのためにはふだんからほうれんそう（報連相）が大事だということも伝えております。そういった中で、常に風通しのよい職場づくりに取り組んでまいりよう一緒になって頑張っていきたいというふうに思っています。

○議長（藤原由巳議員） ということで、まだ継続中という、中間的な報告は私自身も受けて

おりますが、まだこういった議場で公表できるような内容にはなっておらないというふうに聞いてございますので、今の質問については、追ってまた私のほうでも調査をお願いしながら、しかるべき場所、時期において報告していただきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、実は私ども本当に驚天動地の心境でございますが、今私らに寄せられている情報、いろいろ調査をさせていただいておりますが、その調査をさせていただいてからでなければ、アンケート調査とか、そういうものには入られないような状況にあるのです。そこで、もし議員が内容をしっかりお聞きしたいというのであれば、議長さんからもお許しできるのであれば、その状況をお話をさせていただいて、そして今後町としての取組をお示ししていきたいなということで、何も私どもは、お答えしたように、アンケート調査をやらないと、そういうことではない、それ以前の問題として、今私ども、今申し上げたように、私もここの町のリーダーとして、ましてや役場というところは職員が勤務するところであって、いわゆる町民の方々にとってもよりどころなわけでございます。そういったところで、今お話しすると、役場内にいじめがあったとか、そういうようなニュアンスの受け止め方をされるような質問をされておるのですが、それでは具体的にどういういじめとか、あるのであれば、そういうことをしっかりお示ししていただきたいと思うのです。

いずれこのことについては、私どもも今情報を基に、いろんなところにも相談をさせていただいておりますし、今ここでお答えすることのできる状況でないということだけのご理解をしていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） ということで、しかるべき時期になりましたならば、私のほうからもお願いして、こういう場で報告をお願いするつもりでございます。

他に再質問。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 次に、消費者被害の防止対策についてお伺いいたします。

近年オレオレ詐欺をはじめ悪質商法の手口は複雑化し、毎日新たな悪質商法による被害が報道されるなどしております。また、その悪徳商法は、実に巧妙になってきていて、自分は

大丈夫と以为ていても、被害に遭ってしまうこともあり得ます。特に高齢者や障がい者の方など、だまされやすい方も多くなっている現状があります。

今年の4月からは、民法の改正に伴い、成年年齢が満20歳から満18歳へと引き下げられました。このことにより、未成年者取消権での契約の取消しを行えないなどの詐欺などの被害の拡大も危惧される場所でもあります。町としては、消費者安全確保地域協議会を設置し、見守りネットワークの設置ができるようになっています。このことにより、過去に消費被害に遭った高齢者などの情報を構成員が共有することによって重点的に見守ることで、被害の再発を防ぐことができます。そして、今後ますます複雑多様化するであろう消費被害を防止するための取組などを行う必要があることから、以下お伺いいたします。

消費者安全確保地域協議会の連携体制をどのように構築し、地域での見守り活動を充実させているのでしょうか。

消費被害では、被害の未然防止や早期発見が何よりも重要になってきます。そのための相談窓口へのつなぎ方としては、身近な方々の協力が必要ですが、どのような協力の方法を取っているのでしょうか。

消費被害防止のために、様々な広報媒体による呼びかけなどの情報提供を行うとともに、そのライフステージに合った様々な場を活用した消費教育が重要であると考えますが、どのように情報提供や消費教育を行っているのでしょうか。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 消費被害の防止対策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町では消費者安全法に基づき、令和2年度に矢巾町消費者安全確保地域協議会を設置しております。協議会では、消費被害の現状や対策に関する情報交換、消費被害防止のための普及啓発について協議を行っております。障がい者や高齢者等の身近な相談機関であります町地域包括支援センター、紫波地域障がい者基幹相談支援センター、町社会福祉協議会、町民生児童委員協議会のほか、紫波警察署や岩手県社会福祉協議会を構成委員として、詐欺や消費者トラブル等について情報交換をし、被害の防止と地域における見守り活動につなげております。

2点目についてですが、障がい者や高齢者等に関わる身近な支援者が消費被害の知識を得ることで、被害を未然に防止することにつながるものと考えております。令和3年度は、高齢者への対応として、矢巾町等サービス事業所、ケアマネ事業所合同連絡会へ研修を実施

したほか、町民生児童委員協議会に対して、消費者トラブルの見守り研修を行うことにより、広く町民からの相談に対応できるよう取り組んでおります。

また、消費者被害の発生または発生が疑われる場合に、相談の流れを明確にすべくフローチャートの作成に取り組んでおります。

3点目についてですが、消費者月間や高齢者、若年者の若い方々の消費者トラブル110番週間に合わせて、町のホームページ、広報やはばで周知するとともに、矢幅駅や矢巾町活動交流センター、いわゆるやはば一く等にチラシを配置するほか、成人式の出席者へ消費者被害防止の啓発活動を行っております。

今後も消費者被害の防止に向けて、様々な媒体と機会を捉えて周知してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 先日の新聞報道でお隣の町、4月の中旬に200万円をだまし取られるという還付金詐欺被害が発生したとありました。本町のごく近く、紫波町管内で起こった事件であり、本当にこんな身近で起きた事件にショックを受けるわけでございますけれども、令和2年の岩手県内の消費者被害というのは9,270万円ともなっていて、この手の詐欺は本当に巧妙になってきていて、ふだん大丈夫と思っている人でも被害に遭ってしまう例も少なくないようですので、くれぐれも気をつけてほしいと思いますし、例えば銀行や郵便局の行員や職員などは気をつけてくれているとは思いますが、周りで怪しいなと思って見かけた場合などに声をかけるなど、できるような関係づくりが今求められているように思います。

ここでも誰一人取り残さないように、誰かに身近に相談できる人がいれば、そういうときはお金を渡したり、振り込んでしまう前に相談をしてもらえるように、できれば被害に遭う前に未然に防止というのができるのではないかと思いますので、そういう関係づくりという声かけなどのネットワークはつくっていけるように環境の整備を図ってほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えいたします。

まさに今回の消費者安全確保地域協議会、これにつきましては、地域でそういった方々の被害を未然に防ぐという連携の下につくっているものでございます。また、去年もこの会で

研修会等を開いております。先ほども答弁であったように、民生委員とか、あと高齢者への関係で矢巾町とサービス事業所、ケアマネ事業所合同連絡会、ここで研修を行っておりますし、今年度につきましても民生委員さんが今回11月で任期が代わるということで、その方々とか、あと見守りの関係で、できれば銀行とか、コンビニなんかの方々にも研修を行って、見守り体制を整えていきたいと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 電話でのオレオレ詐欺なんかは、高齢者が被害に遭いやすいですけれども、今日の新聞にも載っていたのですけれども、インターネットであったり、ショートメール、SNSのメッセージであったりのトラブルは、若い方たちを含めて被害が急増しているそうです。このインターネットの危険も各種あるそうで、宅配会社をかたったウイルスメール、広告宣伝メール、架空請求メール、スパムメールなど、いろいろなものが横行していて、何が危険なものなのか、安全なものなのか分からなくなっていて、大事なことは見知らぬ電話やメールには出ないという、開かないということ、下手に見知らぬメールを開いてしまったことによって遠隔操作で迷惑メールを知らない間に勝手に送ってしまうということもあり得るようですので、インターネットの利用もしっかりとセキュリティーをして利用することが大事だと思うのですけれども、このインターネットによる消費者被害を注意する必要を町としてはどのように周知しておるのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えいたします。

本日の新聞にもありましたとおり、SNSによるトラブルが非常に多発しているということでございます。特に若い世代の方々に多いということでございます。去年行いました研修などでも、やはり20代の方々、若い世代の方々のトラブルの一番多いのはSNS、またインターネット関係ということですので、この研修等を通してそうなのですけれども、やはり皆さんに知っていただくと、こういうトラブルが起きているということを知っていただくためにも、いろいろな媒体というのはあれなのですけれども、今までも行っていたチラシとか、ホームページとか、広報などで皆さんに広く周知できる方法でこういったトラブルがあるよということを認識していただくことがいいのかなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） それから、被害に遭った場合の通報先、相談窓口の周知としては、町としてはどう行っているのか。これは、やはり分かりやすい、そういう窓口というのが消費者ホットラインで局番なしの188番というのがあって、これ近くの地方自治体の消費生活相談窓口をご案内してくれるということで、資料でもお示したように、リーフレット、それからステッカーなどもあるので、電話の前にでも目立つところに貼るなどしたり、玄関先に注意を喚起するようなものを貼ったりしておいて、予防の役割を果たすこともあるのでしょから、そういう被害に遭わない工夫というのも各家庭でするように、町としても呼びかけていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えいたします。

議員のお話ししたとおり、やはり分かるところにいろいろチラシ等、パンフレット、リーフレットなど、目につくようなところを中心に公共施設、また各戸に配るまではちょっとあれかもしれませんが、とにかく目につくようなところでそういった被害を防止する手段を考えていきたいと思えます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 冒頭に申し上げたように、今年の4月から民法が改正され、成年の年齢が満20歳から満18歳へと引き下げられましたけれども、今なぜ日本で引き下げられたのか。外国では、ほとんどの国が既に18歳としているところが多いのですけれども、日本は120年以上前から20歳を成年としてきていて、若者の自立を促す施策や消費者被害拡大を防ぐ施策を実施すること、それからその施策の効果が浸透すること、その効果が国民の意識として現れることというハードルをクリアすることが必要であると法務大臣から諮問を受けた法制審議会の民法の成年年齢の引下げに関する意見を答申しております。

ですが、これらのハードルをクリアしているのかというと、非常に疑問が残るわけでありま。まず、18歳成年としたことで何が変わるのかというと、親の同意がなくても1人で契約が結べ、高額な商品でも自分の意思で買うことができます。今までならば、親の同意がないとクレジットカードを作ることもできなかったものが、ローンを組んだりできるようにな

ったわけです。同時に、今までであれば、親の同意がないものは未成年者取消権を使って取り消すこともできたのですけれども、これも認められなくなりました。だから、この年齢の人が狙われやすくなっているわけです。ですから、高齢者もそうですけれども、しっかりと消費者教育を小さい頃からやっつけていかないといけないと思うのですけれども、小中学校での消費者教育というのはどのように行われているのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 私のほうからお答えさせていただきます。

小中学校のほうでは、消費者教育ということでの部門ではありませんけれども、今こういうふうな状況の中で必要になってきておりますので、取り組んでおるところでございます。具体的には、またこちらのほうで調べてからお答えさせていただきます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 消費者被害に遭わないことの初歩の初歩として、要らないものは要らないとはっきり断ることが基本中の基本であります。ですが、特に私もそうですけれども、日本人にははっきりと断ることが苦手な人が少なくありません。日本人同士のお付き合いというのは、本当のことであっても、露骨に直接は言わないのが上品な感じがよいとされる傾向があります。それとなく察してもらう、あうんの呼吸の関係が大切と言われるのは、そういうことです。確かに人間関係、身内などではそうかもしれませんが、契約関係であうんの呼吸などということはないし、察してもらうなどといっているのは、つけ込まれるだけです。契約の場面でも、クールにドライに自分の考えをはっきり伝えるべきです。そして、説明だけでもと言われ、親切心のつもりで時間を割こうものなら、契約を断る消費者に対して、人の時間を使った責任を取って契約しろ、時間泥棒などと言われてしまう危険性もあります。

そして、一度契約してしまうと、クーリングオフなどの特別な場合を除けば、一方的にやめることができなくなりますから、迷ったら断ることが良策です。このような消費者心理に即した消費者被害の防止策をぜひ広めていってほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えいたします。

議員仰せのとおり、やはりはっきりと契約に関しては自分の意思を持って契約することが

大切だと思います。また、いろいろなトラブルの中に、試供品と思って契約したのだけでも、実際はもう定期購読になっていたというような事例も多くあるようですので、やはりそういうトラブルを避けるためにも、自分の契約の内容をしっかりと確認していただくようなことをこちらのほうでも周知させていただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） さっきオンラインゲームのことも出たのですけれども、これも消費者トラブルに関わってきます。オンラインゲームというのは、インターネットを介して行うコンピューターゲームのことです。遠方にいる人と協力したり、対戦したりすることができるのが多いそうですけれども、このオンラインゲームに関する消費者相談は、一旦減少した年もありますけれども、再び増加傾向にあって、特に20歳未満の男性が大多数を占めているそうです。相談内容としては、課金に対することで、親のクレジットカードを無断で使用するなどが多いようですけれども、ほかにもゲーム依存症であったり、各種のトラブルが挙げられます。そこで、オンラインゲームとの向き合い方として、無料と有料の境目を見極めること、課金の累計額などを随時確認すること、ゲームをする1日当たりの時間を決めて、これを守ること、端末やパスワードなどを的確に管理すること、個人情報の取扱いに注意する必要があります。

最近では、特に小中学校などでもコロナ禍であまり外出する機会を持てなくなり、ゲーム依存症となる子どもも多く、昼夜逆転して不登校となる例も多いそうですけれども、これを学校としてはどのように防いでいくつもりなのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

学校校長会議等で話題になっているのが、いわゆる今議員がおっしゃったゲーム依存です。そういうふうな子どもたちが、このコロナ禍の中で、本当にまさしく議員のお話ししたとおりの様子になってきております。外に出ない、そしてゲームをする、そして親の知らない間に課金をしていく、そして請求が来て初めて分かる。そして、やっていることが非常にむごい状況のゲームの中に入り込んでいる。そして、そのことによって友達との関係が悪化していく、さらに学校に行けなくなるというふうな悪循環がそこに起きています。

これについては、専門家による学校に来ていただいて、そういうふうな講座をやったりと

か、あるいは情報提供をしたりとか、あるいは個々のケースによって学校のほうで対応したり、あるいは専門家にお話をして対応してもらおうとか、様々なことになっております。

なお、先ほど質問がありました学校現場の中で、学習指導要領の中で消費者についての学習というのが、そういう項目がございますので、各小中学校でその下で学習しておりますので、改めてお答えさせていただきます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、まだ昆議員の一般質問のさなかではございますが、時間も1時間を経過いたしましたので、ここで暫時休憩といたします。

再開を2時15分といたします。

午後 2時05分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開します。

昆秀一議員の一般質問を続けます。

次に、4問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 次に、成年後見制度についてお伺いいたします。

成年後見制度は、判断能力に問題のある方が不利益を被ることのないように不十分な判断能力を補うための制度であります。この制度の対象者には、知的障がい者、精神障がい者、認知症の方、自閉症の方などがいます。人は、高齢になるに従い、身体能力や判断能力が衰えてきます。そのことに従い、今まで当たり前のようにできていたことが難しくなってくるようになります。人生100年時代と言われ、高齢化は進む一方であり、それに伴い、成年後見制度の対象となる方の増加も見込まれるところであります。ですが、この制度についての対象者の増加に伴う利用者数の伸び悩みがあるように感じます。そこで、以下お伺いいたします。

本町の地域生活支援事業には、成年後見制度利用支援事業があり、その利用を支援し、権利擁護を図るとしてはありますが、どのような支援を行っているのでしょうか。

成年後見制度の課題の一つに挙げられていますのが費用や報酬の問題であります。その点

をどのように考え、この課題をクリアしているのでしょうか。

後見人として選任するのは、家庭裁判所であり、現在は親族後見人が2割で、あとの8割は弁護士などの専門家が多くなっています。そして、制度の利用を始めると取下げや後見人の変更などが、特別なことがない限り後戻りが難しくなりますし、生活の面に関する身上監護などの福祉のサービスについての連携が不十分になると言われておりますが、このことをどう考え、連携を図っているのでしょうか。

成年後見制度を不安なく活用できるように、町としてはどう配慮しているのでしょうか。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 成年後見制度についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、地域生活支援事業の一つとして、判断能力が不十分であり、かつ生活困窮等の理由により、本人申立てが困難な方に対し、町が代理で申立てを行うことができることになっております。その際に、申立てに必要な手数料や登記手数料、診断書作成料等の初期費用を助成するとともに、後見人等が選任された場合に必要となる後見人等への報酬についても全額または一部を支援しております。

2点目についてですが、議員ご指摘のとおり、申立て費用や後見人等への報酬といった経済的負担も利用が進んでいない要因の一つと捉えております。そこで、今年度から認知症高齢者の方を対象に、地域支援事業成年後見制度利用支援事業として、町が代理で申立てを行う際の申立て費用や後見人等への報酬について予算措置し、利用促進に努めております。

3点目についてですが、昨年度開催された盛岡広域地域連携ネットワーク連絡協議会において、現状について情報交換が行われ、ご指摘のとおり、制度利用後の取下げ、変更等や後見人と福祉との連携が不十分な状況であることが示唆されると捉えております。

本町においては、地域連携ネットワーク構築を図るため、令和2年度に設置した町成年後見制度利用促進審議会や県、盛岡広域成年後見センター主催の会議や研修会等の参加を通じ連携を図ることで、利用促進のための様々な課題について共有しつつ、よりよい制度運用の改善を目指してまいります。

4点目についてですが、成年後見制度についての普及啓発活動の一環とし、専門機関であります盛岡広域成年後見センターと連携し、令和3年10月に田園ホールにおいて、町民の皆さんを対象とした講演会を開催しております。

また、制度を必要とする方の発見から相談、申立て等の事務がスムーズにつながるよう矢

巾町地域包括支援センターや紫波地域障がい者基幹相談支援センター等の関係機関と連携を図ることにより、複数の窓口で成年後見制度に関する相談に対応しております。個別の状況に応じて、盛岡広域成年後見センターから情報提供や助言を得ながら、相談者の悩みや課題解決に向けて丁寧かつ適切な対応に配慮しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 現在日本国内には、高齢の認知症の方だけで約600万人いると推計されていて、知的障がいや精神障がいを含めるとおよそ1,000万人に上るとされております。これは、矢巾町でも例外ではなく、増加傾向にあります。しかしながら、成年後見制度の利用者数は微増しているものの、全国でも判断能力が不十分な人の約2.3%の人の利用しかありません。これは、制度があるにもかかわらず利用がないのは、多くの問題点があるためではないかと考えられます。その問題点の一つに、制度の理解が足りないというのではないかと。それと、費用、報酬面で多くの財産がある方であれば、報酬が毎月少なくとも、例えば5,000万円の財産があれば、月々5万円で年間60万円もかかります。そういう費用の面の問題点もあります。

いずれこの制度について理解できないと、安心して制度が使えないと思います。そして、そのことと同時に、市民後見人の養成も不可欠だと思います。そこは、しっかりと町のほうで、この先町民が安心できるように制度の利用の促進を図っていただきたいと思うのですが、この点についてお考えがあれば、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、費用の面、報酬の面、それはこの制度の課題の一つであり、町長答弁にもございましたが、私どもも所得の低い方々の申立てに関して、今年度高齢者の部分に関しましては、介護保険の中の地域支援事業成年後見制度利用支援事業として、今年度から予算措置しているところでございます。

ただ、市町村申立て以外の部分に関してもというところが国のほうでも進めていきたいという考えですので、町として、そして広域としての動きも鑑みながら、検討してまいりたいと思います。

また、市民後見人に関しましても、議員ご指摘のとおり、昨年度の矢巾町で受講した方は

1名ということで、なかなかこの制度を利用する後見人の養成に当たっても、広域で取り組んでいるものではございますが、この講座自体の回数も多いとか、いろいろやっぱり制約もあると思うのですけれども、難しさが本当にあるなと思っております。

そういう中ではありますが、私どもとしても、まずもって本当にこの制度自体を理解していく、そして矢巾町では、答弁にもございましたが、審議会ですが、単独で持っております。計画も単独で作成しました。ですので、そういう組織を最大限生かして、矢巾町、そして紫波エリア、盛岡圏域の中でどうあるべきかということをやより情報交換しながら、進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 市民後見人の養成については、これも広域で行っているわけですが、本町の方、本当にあまりにも少ない。市民後見人としての役割を担ってもらおうという考えもあるのですけれども、それ以上に市民後見人を養成する意味というのは、市民後見人の養成講座にて理解を深めてくれる方が増加することに伴って、より身近にこの制度の理解につながるのだと思いますので、ぜひ市民後見人の養成にも力を入れていただきたいと思っております。

そこで、来月から、7月から3か月間、この養成講座が行われるようでして、丸一日を全9回で50単位全部受講できる方が対象となっているのですけれども、これクリアできる人って、なかなか難しいのではないかと思うので、もう少しハードルを下げた形での、市民後見人、実際やらない方であっても、研修として定期的に研修を行っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

市民後見人の今年度の養成に関しては、今回の6月号の広報のほうにも掲載させていただきまして、議員お話しいただいたような3か月間という単位でございますが、確かにハードルすごくあれだということを私どもも感じておりまして、ただ規定というか、私たちもちょっともう少し勉強させていただいて、どういうふうな取組だったら、より理解をしていただき、こういう人材を養成していけるのかということを考えていきたいと思っております。

付け加えて、窓口として、今回矢巾町社会福祉協議会で相談をする場の窓口の開設という

ことで、出前講座を予定しております。そういう形で、少しでもそういう制度があるということの理解と相談を受ける側の人材の確保という部分と併せながら、進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） この成年後見制度について、問題の一つとして、相続のときに利用される場合が出てきます。そうなったときに、慌てて制度が分からない、申立てを行って問題になることがあるそうなので、それは法定相続人が認知症で判断能力がなく、後見人候補者として成年後見人の選任を申し立て、後見人となっても、それとは別に専門家である弁護士などを成年後見監督人に選任しなければならない。これも正当な理由がない限り申立てを取り下げることができない。その監督人を辞めさせることもできません。そして、原則、その監督人に報酬を支払わなければならない。そのような各種ミスマッチなどを防ぐ方法として、本人の判断能力が十分なうちに任意後見契約を結んでおく方法が望ましいということも言われておりますし、親族後見人でも、専門家の後見人でも、問題のある行為などの不正行為を防ぐ方法としては、成年後見支援信託、後見支援預金の利用というものが、不正が行われることのないような体制をつくることも大事だと思うのですが、その点はお考えはありますでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えします。

実際本当に、今々というときに制度を利用しなければならないというような事案にならないために、こういう制度があると思っておりますので、私どもとしても正直なところ、なかなか市町村申立てにしても、市町村の職員だけで、なかなか理解するところから非常に難しいなと思っております。そういう意味で、盛岡広域センターのほうでの的確な助言をいただきながら、必要なときにどうあるべきかということをお助けいただきながら、進めていかなければならないというふうに捉えております。

本当にこの制度、なかなか難しく、一つ一つ周知と私たちの勉強もそうですし、そしてケアマネジャーさんとか、実際に相談に当たる方々も、こういう制度がもしかして利用するのではないかという、その予防的な視点というのですか、そういう点も含めて今後進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 最初に私お伺いした地域生活支援事業、第6期の矢巾町障がい者プラン、障がい者福祉計画では、成年後見制度利用支援事業として、先ほどの制度もあるのですけれども、成年後見制度法人後見支援事業というのもあって、最初のほうは、私は前者の成年後見制度利用支援事業についてお伺いしたのですけれども、次に成年後見制度法人後見支援事業について、現在本町においては法人後見人となっている法人はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） お答えいたします。

矢巾町において、法人のところはございません。中には、社会福祉協議会で行っている自治体もあるかと思っておりますが、矢巾町内において法人はないというふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） ならば、この地域支援事業としてうたっている法人後見人を今後どのように進めていこうと考えているのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

やはり法人としての後見人の在り方も含めて今後考えていかなければならないというふうに捉えております。それには行政だけではなく、法人としての様々なやり取りをしながら、受けていただける状況下にあるか否かも含めて進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） この法人後見人というものの強みとしては、個人よりも長期で一貫した支援ができるということが挙げられますけれども、何よりもノウハウが蓄積できるということで、大変利用するにはいいことだと思いますので、ぜひ推進していただきたいと思うの

ですが、最後にお考えがあれば、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおりだと思います。あわせて、法人の後見人を含めて、ノウハウが蓄積される、そのとおりだと思います。私たちもいろいろ相談を受けた中で、やはり職員、どうしても異動も伴って、この制度を理解するところから本当に大変だなと思っておりますので、法人で受けていただくことで、そういう蓄積が可能だと思いますので、人材も確保されていくものだというふうに捉えておりますので、ご意見を頂戴しながら、先ほど申し上げた審議会の中で、いろいろもみながら、矢巾町なり、このエリアなりの仕組みづくりを共に考えていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で10番、昆秀一議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

ここで廣田清実議員は、都合により退席をいたします。

それでは次に、9番、赤丸秀雄議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（9番 赤丸秀雄議員 登壇）

○9番（赤丸秀雄議員） 議席番号9番、一心会、赤丸秀雄です。

1問目の質問は、小中学校の環境における現状と課題及び対応についてです。年度が替わってもコロナ禍の収束がなかなか見えない状況であります。マスメディアは、毎日のように学校の課題など報道しており、私も町内の小中学校が県内や全国と比較して、どうであるか関心を持って見聞きしています。そこで、前回に引き続き、以下のことを伺います。

1、ICT教育の現状について。

町内小中学校のデジタル教育は、スムーズな運用となっているか。特に運用で学校間格差や教師等のスキルに課題はないか、伺います。

タブレット端末の利用促進のために、今後自宅持ち帰り方針をどう考えるか。また、臨時休業や長期休みのとき、タブレット端末の利用をどのように考えるか、伺います。

自宅にインターネット環境のない児童生徒の対応であるが、町内のWi-Fiシステムがサ

ービス開始しました。その利用について、どのような対応を図るか、伺います。

全国的な課題として、ICTによる児童生徒の視力低下が叫ばれていますが、当町の現状はどうか。視力に特化した健診を増やすことの考えはないか、伺います。

2つ目、ヤングケアラーの実態について。

町内では、実態把握をしていないということであるが、校内で児童生徒の行動の見かけで把握できないか、伺います。

全国のデータでは、小学6年生で15人に1人、中学生で17人に1人が該当する状況であります。ヤングケアラーは、不登校やひきこもりに直結されると言われています。将来を見据えた早めの取組が必要であると思うが、その考えを伺います。

3点目、令和4年度の学校行事について。

情操教育に最も必要とされる学校行事は、このコロナ禍においても計画どおり行う予定であるか。実施する場合の判断は誰が行い、町内統一した判断とする予定であるか、伺います。

学校のクラブ活動は、現在正常に機能しているか。特にスポーツクラブの活動は、時間制限など設定されていないか、伺います。

1問目の質問は、以上です。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 9番、赤丸秀雄議員の小中学校の環境における現状と課題及び対応についてのご質問にお答えいたします。

1項目めの1点目についてですが、運用に関して学校間だけでなく、教師間においても若干の格差は生じているところです。本町に新しく赴任した教職員や情報教育にあまり精通していない教職員もおりますので、習熟度に応じた研修を通じてスキル等の格差を埋める取組を引き続き行ってまいります。

2点目についてですが、現在のところ、非常時の持ち帰りを主とした運用だけでなく、学習内容に応じて、日常的にも持ち帰り学習が可能となるよう取り組んでいます。また、臨時休業になった一部学級では、オンライン授業を実施いたしました。さらに、不登校及び登校渋り等の児童生徒に対しても、学習の遅れが生じないように、授業の様子を視聴できるよう配慮することや教職員と個別授業を行うなど、学習機会の確保につながるよう取り組んでおります。

3点目についてですが、ネット環境のない家庭への支援策ですが、町内Wi-Fiシステム

では電波が行き届かない地域もあることから、教育委員会では貸出し用Wi-Fiルーターを導入した支援を進めております。機器は無償で貸出しし、ルーターの通信費は家庭負担としており、運用開始は2学期を予定しております。

4点目についてですが、視力検査の結果から、視力1.0未満の児童生徒数は前年度に比べると2%増加しております。しかし、タブレット端末の導入からまだ年数がたっていないことから、ICT教育による視力の低下を判断するには数年単位で推移を見ていく必要があると考えております。

また、現在定期健康診断のほかに視力1.0未満の児童生徒に対しては、半年後に再度視力検査を実施しております。視力低下に対し、早期に眼科受診につなげる体制を構築してはおりますが、今後ICT教育が進んでいく中で、学校医や紫波郡医師会の助言をお聞きしながら、対応を検討してまいります。

2項目めの1点目についてですが、厚生労働省が令和3年度に実施した実態調査において、世話をしている家族がいると回答した小学6年生のうち、約30%が持ち物の忘れ物が多いという結果が出ており、こうした子どもの変化が学校現場において、教職員がヤングケアラーの可能性を認識できるポイントの一つになると考えております。

2点目についてですが、周囲の大人が子どもの様子の変化に早期に気づき、必要な支援につなげることが重要であることから、本年度実施予定の実態把握の結果を踏まえ、町内小中学校における児童生徒の見守りを一層進めてまいります。

3項目めの1点目についてですが、学校行事につきましては、児童生徒の健やかな学びを保障する観点から活動内容や開催方法を工夫しながら、実施する方向で計画しております。また、実施の判断につきましては、国の基本的対処方針等を踏まえ、基本的に実施主体である学校が判断しますが、入学式など共通する行事などにつきましては、感染状況に応じて校長会議等で統一した判断をしております。

2点目についてですが、5月30日の岩手県緊急事態宣言の解除を受け、3密の回避、常時換気、マスクの適切な場面での着用など、十分な感染対策を行った上で、現在は通常の活動を行っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 教職員のITスキルに若干の差もあるとのこと、日頃から忙しいと

言われる先生方ですが、生徒の長期休み以外に時間を確保して研修を受けることが可能であるのか、具体的な研修計画などについて伺います。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

教職員に対する研修会につきましては、年5回ということで計画しております。まず4月、もうこれは行ったもの、4月15日に転入職員への基本操作を中心としたスタートアップ研修を約2時間行っております。5月31日には、授業での活用方法について行う活用力向上研修、これも約2時間実施してございます。今後3回の研修を予定しておりますが、8月には業務とアプリを結びつけるものということで約4時間、これは8月1日の予定でございます。8月8日には、前回研修を発展させた実践的な活用について、これは1日かけてアドバンス研修というものを予定してございます。最後、12月には、まとめの研修を1日予定しておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） そのような忙しい中でも年5回、当然スキルに格差が出ないような形の研修をぜひお願いしたいものであります。

次に、質問ですが、県教育委員会では今月1日からG I G Aスクールセンターを開設し、I C T教育の現地サポートを行うということであります。当初90校を対象に、矢巾町の小中学校も含むとのことであり、そのことと5月27日にI C T教育の成果発表会の記事が新聞に掲載されていましたが、このような講習会、セミナーに先生方は自主的に参加して、研さんに励んでいるのでしょうか、実態も併せ、教育委員会の見解を伺います。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

今赤丸議員からお話のありましたG I G Aスクール運営支援センターにつきましては、ほぼ参加しているのは、県立の小中学校とか、高等学校とかも入ってくるということと、あと市町村立では矢巾町内の小中学校6校全てが加入しております、市町村立では矢巾町のみの参加となっております。

今後研修についても本格的に実施される見通しでございますので、そういった場合には積極的に参加を促していきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） ぜひこのG I G Aスクールセンター、現地サポートもしていただけるし、主にやっていただける方は県立大の情報技術の大学院生を中心にとということなので、ぜひスキル向上も、また生徒のためにも、そのような形の活用の仕方もよろしいかと思えますので、よろしくをお願いします。

次に、I C T教育の基本であるプログラミング教育についてであります。2020年度から必修となっております。町内小中学校の学習内容は、現在どのような状況でありますか、そこをお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

町内小中学校におきましてもプログラミング教育の導入が行われているところでございまして、小学校につきましても算数の中での、例えば5年生の図形、理科であれば6年生の電気を中心に導入してございまして、中学校におきましても技術家庭科の中で行っておるところでございまして。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） プログラミング教育というと、私も自分は自分なりに現役のときは研修したわけですが、一般では、例えばアプリケーション作成だとか、言語を組んでロボットを作るとか、そんなイメージを考えるのですが、今課長がおっしゃったように、要はコンピューターを使って、パソコンを使って、まずその基本操作を習うというのがプログラミング教育なのです。そういった意味で、そういう形で具体的に小学校であれば算数、理科、それから中学校であれば技術家庭科を中心に行っているということで、大変よろしいかと思えます。ただ、これの教材関係は、その学校が主体となって用意するというような文部科学省の方針でありましたが、今現在はどのようになっているのか、その辺は矢巾町の各学校では教育委員会が主体となって指導しているのか、その辺の状況はいかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えさせていただきます。

各学校におきましても、それぞれプログラミング教育の教材についても学校教育課と連携しながら購入し、授業に活用しているところがございますが、昨年度はどちらかというと事務方のほうが操作中心の連携があったわけでございますが、今年度からは具体的な授業内容の連携も行っておりますので、県派遣の指導主事が中心に担っているところがございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） ぜひ、ある程度のスキル向上までは、前課長もお話ししていただきましたが、教育委員会が主体的に指導しながら、ある程度レベルが上がれば、当然各学校の特色ある教育ができると思うので、そこまでは、まだ実質2年目ですので、その辺を最後まで指導方、よろしくお願ひしたいものです。

次に、児童生徒のWi-Fi環境のない対応について伺います。貸出し用ルーターを用意することですが、何台程度想定していますか。

実は、私もやればWi-Fiを料金が安いもので、使い勝手がどのようなものなのか加入してみました。はっきり言って、光回線に直接利用しているスタイルよりは使い勝手が悪いです、劣ります。しかし、シニア割やジュニア割が料金設定されて、月々550円が魅力でありますので、継続して利用することとしていますが、利用している町民の声も把握しているのであれば、その辺も併せてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

Wi-Fi環境の支援につきましては、ルーターのほうの整備ということで、こちらにつきましては、ちょっと古いのですが、令和3年1月1日現在の対象児童生徒の世帯が1,621世帯でございますが、それより若干前に実施しました家庭ネット環境調査におきましても、約10%のご家庭が該当したということで、1,621世帯掛ける1割ということで、160台購入してございます。小学校につきましては107台、中学校につきましては53台の合わせて160台を購入させていただきまして、先ほど教育長答弁でもありましたとおり、2学期から運用を開始したいというふうに考えていましたので、その利用の使い勝手等のお声についても丁寧にお伺いしながら、少しでも支援につながるように対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） あれはいいですか、Wi-Fiの状況、Wi-Fiの今の……
（「申込み状況を把握されていますか、していない」
の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） 町内Wi-Fiのほうの申込み状況に関して、申し訳ありません、把握しておりませんが、議員おっしゃるとおり、シニアプランで550円、小中学生がいる世帯向けのジュニアプランで550円ということで、それに関しては好評をいただいているところであります。ただ、不感地帯ではなくて、既に各家庭にWi-Fi環境がある世帯がどうしても多いのか、特段普及が促進になっているというふうな状況は、ちょっと今のところないような状況であります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） この前は、公民館のWi-Fi状況、視察に来られていたのを課長が対応していた部分がありますし、私申し込んだときは、やはばーくに所用があって行ったとき、そこで受付していたので、話を聞いたら、本当にそれであればということで申し込みました。小中学校の環境のない方がどういう形で使われるかと思って使ってみまして、インターネットにつなぐ部分は、それはそれなりにいいと思いますが、そういう状況でありました。

その件については終わりますが、次の質問は視力低下児童の対応について注意して見守り、1.0未満の視力の児童等の半年健診は継続願いたいと、これは強くお願いしたいものであります。

次に、ヤングケアラーのことで伺います。全国的に不登校と併せ大きな課題となっておりますが、町内各学校から教育委員会に相談、報告はないのでしょうか。不登校、ひきこもり、ひいてははじめにもつながりかねないことであります。今後の把握や調査などについて考えを伺います。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今年度国のモデル事業を岩手県が活用して、ヤングケアラー支援体制強化事業という事業を立ち上げることになっております。それは、今まで全国調査を4回やられているわけですが、全て統計調査、ただ数の調査だけしておったのですけれども、それでは何もなら

ない、支援につながらないわけでした、岩手県が取り組むその事業は、県教委と協議して、学校の全面協力の下、スクリーニング調査なるものを行って、どこの誰がヤングケアラーなのか特定をします。その上で、市町村の要保護児童等対策地域協議会、要対協のほうにのせて、要対協で支援方針を決定して、そのヤングケアラーの子どもの原因を解消していくというふうな取組をすることになっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 岩手県がモデル事業に応募して、そのようなスクリーニング調査もやっていくという形であります。今の実態のちょっとデータを調べたので、お話しさせていただきます。まず、全国の不登校データでは、10年前と令和2年を比較すれば、小学生は10年前は0.33%、今は1.0%、全国では6万3,000人であり、増えておるという状況です。岩手県は356人で41位と、1,000人当たりの状況はといいますと6.2人で、岩手県は、これはいいということです、45位という形で、こういう位置づけになっています。中学校の場合は、同じように2.6%が4.1%に増えて13万3,000人、こちらも増えております。岩手県はというと1,016人で35位、1,000人当たりでといいますと33.2人、こちらは44位というような全国との比較データであります。

では、先ほどのヤングケアラーの全国データに照らし合わせて、矢巾町の児童生徒数から単純ですけれども、割り出せば、ヤングケアラー比率に本町を当てはめれば、小学校6年生は221人でありますから、十四、五人が該当すると。それから、中学校では698人ですから、41人ほど該当するようなデータになりますということでもありますので、ぜひこの部分を本年度調査するという話でありますから、その辺も見つつ、ぜひ対応願いたいし、またひきこもりの町内の全体数は、3月の予算決算委員会で34人を把握しておりということで、これは詳細調査をしていないため、一部とのこと、俗に言う氷山の一角で34人は把握しているというような状況であります。ヤングケアラーの調査は、国や県の指示待ちと思いますが、いつ頃になるか、想定を踏まえ、また私がお話しした数は、多いか少ないかは別にして、比率に合わせた人員でありますので、その辺も踏まえて町でも早めに対応するなり、国、県の調査状況のものを確認しつつ一緒に調査するなり、その辺何か考える必要があると思いますが、これについての見解をお聞きして、この項の最後の質問にしたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

全国調査結果を町に当てはめると、小学生が十四、五人で、中学生が41人という結果が出るということでもありますけれども、要対協で過去に把握した通告があったヤングケアラーは、令和2年度に1件だけあります。議員おっしゃるとおり、今年度の調査で明らかになるわけですけれども、その数が今のところ幾らになるか想像できないわけですけれども、その対象者がリストアップされた際は、先ほど申し上げましたとおり、支援方針を決めて、ヤングケアラーの解消に努めてまいりたいと思っております。

いつやるかということですが、この辺は県庁子ども・子育て支援室がやるわけですが、そこを聞いてみたのですが、まだ国からモデル事業の採択の連絡も来ていないので、いつになるか分からないと。当たり前のことなのですが、今年度中にやりますということでもあります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 私のほうからもちよっとお答えさせていただきます。

このヤングケアラーの一番の問題は、本人に自覚がないということです。本人は、家の手伝いをしているというふうなことで、当然やらなければいけないことだと思ってやっているということが一番問題です。ですから、これをどういうふうに解決していくかというのは、やはり保護者の理解、ヤングケアラーについての理解をさせること、そして本人にもそのことを分からせること、これは取り組んでいかなければいけないことだと、そう思っております。

以上、私のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 2問目の質問は、コロナワクチン接種の積極的推進についてです。

新型コロナウイルスについては、オミクロン株発生後、陽性者数が令和4年に入ってから増加し続けており、4月以降は全国や県内とも感染者数が高止まり傾向に感じます。特に若年層から40歳代に感染者比率が高いことから、その年代層に3回目接種の積極的推進を図る必要があると思ひ、以下について伺います。

①、町民に感染者の後遺症症状や接種時の副作用を的確にお知らせして、接種した場合の
ほうがメリットのあることを積極的にアピールすべきと思うが、町の考えを伺います。

②、接種率向上のために特典を付与するプレミアム作戦も必要と思うが、どうでしょうか。
町は、接種率向上の施策をどう考えているか、伺います。

③、高齢者や基礎疾患のある方への国の4回目接種方針が決定したが、町の具体的接種方
針は決まっているか、伺います。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） コロナワクチン接種の積極的推進についてのご質問にお答えをいたし
ます。

1点目についてですが、町民にワクチン接種案内をする際に、厚生労働省から提供された
資料のほか、ワクチンの種類ごとの説明書を同封し、接種後の副反応と併せ、接種すること
のメリットをお知らせしているところであります。

また、町ホームページでの周知のほか、保健師等への相談時など、今後も様々な機会を通
じて接種することへのメリットの周知を努めてまいります。

2点目についてですが、ワクチン接種に当たり、体質や体調により接種を控えている方や
ワクチン接種を受けない選択をされている方もいることから、国ではワクチン接種を希望す
る全ての方が接種を受けられるよう取り組むこととしております。この点も踏まえ、本町
では接種率の向上のために特典を付与する考えはございませんが、ワクチン接種を希望す
る方が適切にワクチン接種を受けられるよう継続して紫波郡医師会と連携し、接種体制の確保、
そして整備に努めてまいります。

3点目についてですが、詳細について現在紫波郡医師会と協議、検討を行っておりますが、
3回目接種までと同様の集団と個別医療機関での接種を実施する方針で進めております。対
象となる60歳以上の方で、3回目接種から5か月後に4回目の接種が受けられますことから、
接種券つきの予診票を送付いたします。

また、18歳から59歳までの基礎疾患をお持ちの方で接種を希望する方へは、接種券を送付
し、かかりつけ医等や集団接種にて新型コロナウイルスワクチン接種を行っていただく体制
で準備を進めております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問はあろうかと思いますが、時間も大分経過しておりますので、

ここで暫時休憩といたします。

再開を3時20分、15時20分の再開といたします。よろしく申し上げます。

午後 3時08分 休憩

午後 3時20分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

休憩前に引き続きまして赤丸秀雄議員の一般質問を続けます。

再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） コロナの感染者数は、ここ1週間、10日前から随分県も国もトータル的に減ってきておりますが、今昨今の県の感染者概算データでは、30代までで65%前後、40代を含めれば75%以上となっているのが感染者の比率で、現状であります。そこで、再度伺いますが、50歳未満の接種率向上に何かアイデアが必要と考えますが、町は何か方策があるのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

50歳未満の方々への接種率の向上ということで、確かに矢巾町の現状で申し上げますと、年代別で見ると、どちらかというとも30代、40代がちょっと落ち込むかなというふうに捉えております。そういう中で、今私どものほうで3回目接種ということで、接種率が先日も、冒頭町長のほうから申し上げましたが、最新で69.9%、約7割まで近づいてきております。感染予防の目的として考えたとき、一つ目安が7割というところですので、そこに近い数字にはなっているなというふうに思っております。

接種率を上げる取組としては、子どもやはり接種の理解をいただくということがまず大事なかなと思っておりますが、その中でもやっぱり申込みだとか、今個別と集団と併せて接種体制を整えておりますが、そこに申込みも含めてやりやすい、理解をいただくことと予約方法も多様な形で受付できるように整えてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 今の課長のお話では、50歳未満と私は言ったのですが、30代、40代

のところということで、50歳未満には入るのですが、要はその30代、40代の接種率が低いということは、今10歳未満の感染者、一頃は4分の1まではいかなかったのですが、20%近くにいった時期もありました。あの辺が、要はこの親である30代、40代の方が結局は接種しない、そういう状況だと思うのです。ちょっと時期は全然違うのですが、一頃、1年くらい前というか、10か月くらい前になるのですか、3回目接種がなかなか進まなかったときは、例えば千葉県のある市では、100万円以上お金をかけてPRして、要はそのときは何かというと、モデルナ、ファイザー、どっちを打つかで、そのときの配分が4分の3と4分の1でした。それで、どっちを打つかで、なかなか接種率が上がらないと。それをお金をかけてきちっとした周知の仕方、PRしましたならば、そうしたら結局20ポイント近く一気に上がったとか、それから市町村の話ではないのですが、群馬県のときは、皆さん話題で分かっているように、プレミアムをつけて抽せんで、特賞は車1台です。矢巾町にそういうプレミアム作戦はちょっと無理かもしれませんが、逆に今岩手県でやっている応援プロジェクト、いわゆるG o T o イートの商品券でも抽せんで5,000円券、実際4,000円ですが、そういうものをあげて、三、四十代を喚起し、家族で食事してもらうために接種をやるとか、これは一例です。何か考えないと、10歳未満のところは全然やらないのが、親もやらないからだとは勝手に考えています。そこのところをぜひ考える必要があるかと思いますが、課長で、ぜひもう一度答弁をお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、プレミアムはというような考えについてですが、町長答弁でもありましたとおり、やはりワクチン接種で受けない、体質、体調によって控えている方と、ワクチン接種を受けないという、本当に選択をしている方、受けていない理由は、やっぱり多様かなというふうに捉えております、様々な理由があるかなと。あと、事情とすると、やっぱり矢巾町、6月6日現在でコロナ感染者の陽性者723名です。そのうち4月以降の感染者数、我々のほうで統計を取っているものでは377人です。そうすると、感染した方は3か月間受けられないのです。その後に予防接種をするというような形になってきますので、そういうところの事情もあるかなというふうに捉えております。

プレミアムという考えの自治体で行っているところもありますが、町長答弁でもありましたとおり、我々としては答弁のとおり、いろんな事情の中で選んでいる一つの選択だということに捉えております。

ただ、私どもとしても、モデルナとファイザーの、やはりファイザーを希望するというお考えの方もいますので、当初予定していた集団接種、モデルナだけを途中からファイザーも入れたりとか、いろいろ状況を鑑みて、ワクチンの確保の状況を見ながら、集団接種でも確保しております。

あと予約の方法も、今矢巾町のホームページに申請フォーマットを準備して、ホームページ上からも、4回目については、特に基礎疾患を有する方というふうになりますので、そういうふうな申請の方式も様々考えていきたいということ。

あとはもう一つ、4回目接種を準備するに当たり、新聞折り込みについても進めていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ちょっと補足させていただきたいのですが、この間、先月30日に、県のほうから感染防止に向けた重点的な取組というのがお示しされたのです。それで、一番最後に、思いやりの気持ちと冷静な行動のお願いと、その中に新型コロナワクチンは、本人の意思に基づき接種を受けるものであり、職場や周りの方への接種の強制や接種を受けていない方への差別的な扱いをすることのないようにお願いしますと、県の本部会議でもこういうことが示されておるわけです。

だから、今赤丸議員がおっしゃるとおり、いろんな仕組みをつくって、ワクチンの接種の勧奨は一つの方法かもしれませんが、県の本部会議の中で、はっきりこういうことを、強制や差別的な扱いはするなということがありますので、そこだけはひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） それでは、今の件については質問しませんが、次に4回目接種が始まることで、これは全国の話ですが、市町村の懸念事項をメディアで伝えていたことは、3回目と4回目接種の混在期間がある部分と、それから11歳以下の接種がまだ済んでいない方が多いということの予診票の送付、これが時期が混在すると。それから、接種時の医療機関を含めた接種会場での製品接種の打ち間違いですが、この辺を心配されている市町村がありますが、町ではその辺の対応策と、また60歳未満の4回目接種対象者の接種方針について、どのように考えているのか、この辺を伺います。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今後3回目接種と4回目接種について、並行で実施していくこととなりますが、さわやかハウス、集団接種では3回目と4回目、並行して行っていくことになっております。それは予約時間をずらすことによって、3回目接種の方々の枠をしっかりと設けますので、そこでご心配の点は安全にできるように準備していきたいと思っております。

また、個別医療機関での個別接種ですけれども、5月26日に矢巾医師団への説明会を開催して、今各医療機関にワクチンの何をお使い希望かということとか、受入れ、1回目から4回目の受入れ、3回目、4回目のみの受入れなのか、4回目のみなのかということの意向を確認しております。現時点では、1回から4回目の受入れは4医療機関、それから3回目、4回目も4医療機関、4回目のみは2医療機関ということで、それぞれ各医療機関の状況に応じて、私ども接種を整えていきたいと思っております。

小児に関しましては、6月で集団接種を終えるわけですけれども、小児に関しましてはその後個別のみになります。町内でいうと、1か所で個別接種、小児を実施していくということになります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 今の説明で納得しました。ぜひ、よその市町村では、その辺のところの混在の部分の心配、それから60歳未満の基礎疾患のある方の予診票の送付、これを全部に送って確認するのか、矢巾町のように送らないで打ちたい人が問合せしてくるのか、その辺の判断でも分かっているようなので、矢巾町はそのように明確にするということで、ぜひお願いします。

多分この項目が最後の質問になるかと思えます。幸いにも町内は、クラスターの発生が出ていないようで安心しておりますが、今回4回目接種対象者に保育園、学校関係者、介護施設等のエッセンシャルワーカーの方々が含まれないことを私は懸念しております。先ほど町長がお話ししたように、自己申告というか、自己判断に任ずると言ってしまうと、これはこれで終わるのですが、この辺を私は懸念しておりますが、再度、では町長からお伺いすればいいのかな、この項の質問最後ですが、この辺についてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えします。

高齢者施設と障がい者施設に関しましては、国、県を通じて私どものほうにも、担当課のほうに文書が届いております。今希望を募っております。60歳以上の方、あと基礎疾患を持っている若い方もいらっしゃると思いますので、ご希望はどうかというところで、今状況を確認しております。それをもって予約を枠で取っていくかどうか、今意向確認をしているところです。

高齢者と障がい者施設、今申し上げたとおりですが、保育施設、それから学校に関しましては、現時点ではご本人様方のご希望によって、60歳以上であれば、個々の自治体から通知が行くと思います。あと若い方で18歳から59歳までの方は、基礎疾患をお持ちの方であれば、ご本人の申出によって受けることとなりますが、それも各自治体の中で、窓口のほうに申し出て、接種券を送るといような流れになっていくことというふうに捉えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 今回の質問のみにちょっと確認します。

そうすれば、今の課長の答弁によりますと、高齢者、それから障がい者施設等職員さんについては、希望ではなく、ワクチンの接種量は確保できると。それから、保育園等については、今把握中ということの答弁でよろしいですか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） お答えいたします。

高齢者と障がい福祉施設に関しては調査中です。調査というか、意向確認をしております。施設を通じて各職員の方々が受けるご意思があるかどうかということを確認しております。ただ、エッセンシャルワーカーの中で、保育施設だとか、それから学校に関しましては、それぞれ各自治体からの案内等でご自身が申し込んでいただくとか、その年齢で4回目接種に該当するのであれば、個々が申し込むというふうな流れになってくると思います。

そこは、全国の中でも、高齢者施設に関しても要望等で県を通じて上げている施設さんもあるようですけれども、まずもって私ども重症化予防という観点で高齢者と、それから障がい者施設のほうには県の通知に沿って、私ども今整えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 3つ目の質問は、高齢者などの移動手段の在り方についてです。

高齢者の生活支援として、やはば移動スーパーの運用や市街地循環バス、予約型乗合バスの運行があります。また、全国的に高齢ドライバーの免許証返納が多くなっており、75歳以上で一定の交通違反があるドライバーには免許証更新時に運転技能検査が義務づけられますので、ますます返納する方が増えると言われていています。その状況から、以下について伺います。

①、やはば移動スーパーの運営状況について。サービス開始時と現状では、利用者数比較はどうなっていますか、採算的に将来の運営見通しも含めた考えを伺います。

②、市街地循環バスと予約型乗合バスの利用状況を3月予算決算委員会で説明を受けました。4月以降年度が替わり、利用者数が増えることを期待していましたが、私が見聞きしたところでは一向に低調であるようです。現在の利用状況と、その利用を踏まえ、町民の移動の足として利便性向上に改善を図る考えがあるか、伺います。

③、町の唯一の温泉施設、南昌の湯を老人クラブで利用しています。計画的申請で月1回の利用であるが、送迎用の車がなければ利用促進につながらないと思っています。施設の利用拡大のために、町民に送迎用バス手配、運行の考えがないか、伺います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 高齢者などの移動手段の在り方についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、やはば移動スーパーは、JAシンセラが補助事業により導入した移動販売車を昨年4月に運用を開始し、食料品及び生活必需品の販売を行っております。運営状況につきましては、昨年4月から本年3月までの利用人数は3,911人、総売上げは386万円となっており、毎週1回、町内23地区、28か所を巡回しておりますが、毎回の利用実績がある地区と、全くない地区があります。今後の運営方針ですが、利用実績のない地区における訪問の見直しを行い、併せて高齢者等から要望がある戸別訪問販売について、福祉関係機関との協議を行い、買物支援の充実を図ることとしております。

2点目についてですが、市街地循環バスは、令和2年度の利用者が1万6,715人、令和3年

度が1万7,026人、予約型乗合バスは令和2年度が807人、令和3年度が1,179人となっており、年々増加傾向となっております。これは、事業開始後、ダイヤ改正等、事業見直しを実施したことにより、利用者数の増加につながったものと認識しております。令和4年度においては、地域公共交通計画の見直しを行う中で、引き続き町民の皆様の利便性の向上を図りながら、一方では公共交通空白地が生じることのないよう、引き続き努めてまいります。

3点目についてですが、矢巾温泉周辺への交通手段については、西部地区への公共交通機関の便数の減少や路線廃止等の影響から、送迎バスの運行を望む声が寄せられております。また、この件については、矢巾温泉郷活性化検討委員会でも協議を行っており、温泉利用者の利便性の向上に加えて、南昌山麓をはじめとする西部地区の観光客の増加も見込めることから、関係事業者の連携による運行を検討しております。

そこで、現在矢巾町国民保養センターの指定管理事業者である矢巾観光開発株式会社並びに関係機関と連携し、バス運行を検討しているところであります。運行の際は、高齢者の方の利用促進に加えて、町を訪れる観光客の増加などを見込み、観光振興につなげる取組を実施してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 移動スーパーの当初1年間の売上額が386万円とのことですが、販売日数が分からないので、多いか少ないかは伺えませんが、町の中心部から離れた買物不便地域や、ますます高齢化により、移動スーパーを必要とする方が増えることが想定されます。長くこの施策の継続を願うために、答弁書にある福祉関係機関との協議を行いとあるが、具体的に進めようとしていることがあれば、伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 昨年の4月12日から移動スーパーは始めてございますけれども、答弁にもありましたとおり、利用実績が全くない地区があるということで、掘り下げれば、やはりこういったニーズというものは必ず各地区にあると思います。そういったニーズを含めまして状況を把握するために、先ほど答弁にありました福祉関係機関、社会福祉協議会とか、あとは町内であれば、福祉課、健康長寿課、そういったところと今月中にでも見直しをするための協議をする手はずになってございます。

今回っている箇所は、28か所を巡回しているというようなことでございますけれども、こ

の巡回する場所についても、やはり見直しは必要かなということで、ニーズに合ったそういったサービス支援、生活支援を今後行っていきたいと考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 今の移動スーパーのことで再度お聞きしますが、私の地域でも実際に公民館を利用したとき、利用したいと思って、前の日の夕方とか、朝一番、12時に欲しいから朝8時頃電話をするのですが、弁当10個お願いしますと言っても持ってきてくれないのです。私は、前にもお話ししていますが、1年半以上前、もう2年近くになるのですが、エン（縁）ジョイ新田を一回も休まず、2年近く運営していて、コロナ禍だから食事が取れないために弁当を配布しているのです。そのときに利用したいのだけれども、融通性がないというのですか、商売気がないというのですか、2個とか3個であれば対応できますみたいな話をされて、とても使いづらい。うちの場合は、向かいにユニバースもありますが、そういった意味でも利用してあげようと思っても、そういう実態です。ですので、そういう部分を考えれば、もう少し28か所のところの販売箇所も検討するということですが、そういう部分、何も作ったすぐのやつを持ってこいというのではなく、例えば弁当であれば、朝3時とか4時に出来たものを店頭で8時に並べますよね、それを持ってきてもらっても構わないのです。というようなこともあって、私はちょっとその辺がと思いますが、この28か所の販売所の検討と併せて、その辺の部分ぜひJAさんに依頼というのですか、お願いですか、その辺できるでしょうか、お願いを。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今のような個々具体のニーズというものは、必ずあるかと思っています。そういったものも含めてJAシンセラのほうには意見としてお伝えしながら、今後さらに継続してやっていけるような、やはりそういった仕組みも必要かと思っておりますので、今後検討してまいります。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 今の部分はお願いします。

次には、ちょっと循環バス乗車のところ等についてお伺いします。巡回バス乗車数1万7,016人、乗合バス乗車数909人、増加傾向といった答弁でありました。増えたのは、年間で301人と、乗合バスについては102人です。特に乗合バスについては、週5日、土休日、

年末年始、祝日は運休ですので、それでも220日運行、1日10便運行可能、その辺から102人です。1日1人にもならない、はっきり言えば0.5人です。それで増えている、ここは後でもお話ししますが、ぜひ改善を図ってもらいたいというのが結論であります、ちょっとその前にいろいろお話しさせてください。

高齢で免許証返納が確実に増えますと、私お話ししました。確かに町民の多くには、75歳まだ若い、80歳はこれからだ、85歳になれば、免許証の話もすれば、家族からも言われているという話もされますので、手放せないというのも少しは改善になるかと思えます。それから、高齢者の免許更新には、一定違反といいつつ、この一定違反って私もいろいろ調べました。そうしたら、11項目の違反内容があります。ここに資料を持っていますが、その中には、例えば信号無視、速度超過、それから歩行者等妨害、この辺は分かります。何となく、ああ、やっぱりなと思うのですが、そうではなく、踏切の不停止だとか、交差点安全進行義務違反とか、携帯電話使用、これら一回でも違反すれば、技能試験が義務づけられるような内容になっているのです。一定違反というから、私点数とか、3回までいいとか、そんな感じで調べたのですが、一切インターネットでは探せませんでした。あるニュースのビデオを見たら、そこに一つでも違反した場合は取消になるのですというのが5月14日のニュースで流れていました。

だから、これからは、75歳以上の違反した人は技能試験です。ただ、技能試験のいいところもあります。1回3,550円かかりますが、何度でも自動車学校で受けて、70点以上の点数で合格すれば、免許更新はできるのですが、ただもう何年も自動車学校とか、そういうところでコースを走ったことがない人が、緊張するあまりもっともっと大変だと思うのです。そういう意味で、免許返納者は増えるのではないかという部分であります。

それで、あとは私、こういう形でこの質問、少なくとも5回以上やっています。改善、改善という提案をしましたが、なかなか改善してくれません。それで、私は、逆にもう考えてしまいました。利用者数を抑制して、財政を、支出を抑えるために、こんな不便なシステム、運行スタイルにしているのではないかと私思うようになりました。それでも私は、地元で改善の提案をしています、していますというのだけれども、この頃、今回はたまたま3人の自治会長を含めた、自治会長って地元の自治会長ではないです。よその自治会長から電話をもらったりしたので、自宅訪問をして相談もしましたが、まずドア・ツー・ドアでない駄目だという話と、それから使いたい人への周知が全然PRが足りない、これは3人から言われました。私、何回も言いました、41自治会があるのだから、せめて20回から30回に小分けし

て回っていただかないと、どうしようもないのですよと、案の定そうです。

皆さんは若いから、ホームページに掲載しています、広報を見れば書いています、そんな感じではとても対応できないということで、私、今回は3人だったのですが、そんな言われ方をしました。自治会長にも、今回の対象者ではない自治会長にも聞きました。だけれども、この人さえも名前は知っていますが、運行内容を知らなかったです。それも1人、2人ではありません。そういう状況の中で、皆さんは若いから、この必要性は感じないでしょうが、ぜひこの部分を改善する気があるか、ないか、ちょっと答えていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

様々ご意見を頂戴しました。大変ありがとうございます。まず、周知に関しまして、これはもう完全に私たちも反省しているところでございます。今議員からお話しいただいたように、名前は聞いたことがある、しかし中身が分からない、こういった方が正直、実は私ども昨年10月にアンケートを取ったのですけれども、やはりそのお話がかなり多かったということで、改めて周知の重要性、分かったところでございまして、実際、では私も知っているのかというと、私も正直よく分からない部分も今企画財政課に来るまではありました。

今少し勉強させていただいているのですが、ドア・ツー・ドア、ずっとお話をいただいております。何で実現できないかというのは、ドア・ツー・ドアができないのは、結局タクシー事業者、これが廃業に追い込まれる可能性があるからというのが、まず一番大きな内容ですけれども、ドア・ツー・ドアができなくても拠点を増やすことはできます。拠点は、町内に今297か所ございます。これの増やし方、ここで話ししていいのかちょっとあれですけれども、地域で場所を選定していただいて、図面と写真、こちらのほうを企画財政課に提出していただきたい。設置場所の条件としては、できるだけごみ集積所のすぐ近くの場所、これはごみ集積所が各家からごみを出すことができる距離にあるということで、しかもまず地域で分かりやすい場所であるということで、ドア・ツー・ドアができなくても、ごみを運べるような場所にあるごみ集積所の付近であれば、その拠点を増やすことができるということで、今まで19のコミュニティから申請がございまして、32か所の地域の乗降場所というのを増やしております。こういった形で、町内297既にあるのですけれども、これは結構な数だと思っておりますが、まだまだ増やすことは可能でございますので、ドア・ツー・ドアが出来なくても、それに近いことはできるということで、今後こういったことも周知の材料にひとつ加えて、我々としては皆様にお知らせしていきたいと思っておりますし、手段といたしましても、

今年度我々のほうでは、動画に強い地域おこし協力隊の職員を雇用しているのですが、そちらの者に乗り方、予約の仕方、こういったものをホームページなり、動画サイトなりに投稿していただいて、実際文書で見てもよく分からないけれども、動画で見れば理解が進むという部分もあろうかと思いますので、こういった部分も含めて、改めて周知に取り組んでいきたいというふうに思うところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 課長もまだ2か月ちょっとの状況であります。前の課長ともこの話、ドア・ツー・ドア、私も分かっています、なぜすぐ入れられないのか。例えば雫石町とか、隣の紫波町さんの場合のタクシーエリアの営業エリアと全然違っている。うちの場合は、協定を結ぶのならば、23者と結ばなければならない、それは分かります。ただ、今やっているところは矢巾タクシーさん、だけれども、ドア・ツー・ドアをやっぱりやるべきだと強く要請しますし、23者と協定を結ばなかったら、この23者が加盟している組合共有チケット、俗に言う丸共チケットを使うような方針であれば、どこを呼んでも来てくれるのです。それで、500円でそのチケットを使う。ただ、これが便利がよくなれば、どんどん使われるので、そこは条件付と前から私が言っているような形の配布数にしないと、お金が何ぼあってもガソリンに消えてしまうというような形になると思います。

そういうところと、それから今課長から提案がありました297停留所をもっと便利よくと、それはあります。逆に、このたった九百何人しか使っていないところは、同じ方が使っていて、ある程度一定の場所なのです。私は、使いたい方の自宅前を停留所にしてくれませんかという前提案しました。それであれば、300なんて、多分要らなくなると思います。あそこの隣の家だったら、歩いて150メートルだからいいよという話にもなるし、また今使う方であれば、ほとんどの方はお年寄りですから、昔の方で顔見知りですから、抵抗もなく、家の前の停留所も使わせてもらうものもできると思うのです。そういうところもぜひ改善してほしいなと思っております。ぜひまた、まだまだニーズがあるからやってくれと私に今回も言われたので、次回はこのテーマを大きくして、またお話、また提案、また全国のいいところを提案に織り込みながら質問させてもらいますが、今私がお話ししたことについての見解があれば、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） この件につきましては、赤丸議員さんからはこれまでも様々なご提言をいただいております。当局といたしましても、改善はしないということをご指摘されましたが、改善をしてきているというふうに認識しております。これは役場だけでやっているのではなくて、公共交通会議のメンバー、皆さんに認めていただいている内容だと思います。

このドア・ツー・ドアのことについて、全国の好例をという話でございました。私たちも全く勉強していないわけではなくて、様々なものを勉強させていただいています。議員皆様方とのボタンの掛け違いは、まず公共交通と交通弱者といったところが混同した形で議論してしまったということが反省点ではなかったのかなと思っています。そういう意味では、今度地域交通活性化再生法、こちらのほうの中で新しく計画をつくる際に、地域の資源を総動員という形で私たち考えておりますので、地域公共交通には定義がございます。その定義は外すことはなく、いかに町民の皆様の目線に寄り添うかというところを考えていきたいと思いますが、それが必ずしもドア・ツー・ドアのサービスではないかもしれません。

いずれにしても、交通政策基本法の中で、地方公共団体の責務というものが定義されているのですが、この中で、どこのいいところをすぐまねしてとできないのが、その当該地域の自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策といった形での計画を求められております。それが例えば雫石町とか、紫波町と、すぐ同じことができないよということの基本になりますので、その中で町民目線で議員の皆様からのご提言を踏まえながら、改善してまいりたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 今の件は、ぜひ3か月後、またやりましょう。

最後に、国民保養センター利用の促進について、最後ですから、町長に見解を伺いますが、まず3月議会でも保養センターをみんな使いたいんだけど、風呂の洗い場がちょっと不便だねと、洗い場数も、男のほうしか入ったことがないので、あれですけれども、6つしかないはずなのです。そういう形では、とても使い勝手が悪い。それから、そこを抜本的に改善してほしいのは、お願ひであります。金の話になるから、そこは要望として流していただければいいです。

それで、まず送迎バス利用について、今後考えるということで、バス運行の話をしてい

ました。まず、このバス運行が、それこそ公共交通なのか、送迎バスなのかで全然使い勝手が違いますというのが1点。

それから、私も今引っ張り出されて、老人クラブの役員もさせられて、毎月使っておりますが、今月は運転手の手配がつかないからと言われたら、では中止だと、即決まりました。そんな状況なのです。ここ私4か月は連続していったのだけれども、今月はそんな感じで中止になりました。それで、やっぱりあそこに行ってお風呂だけ入るのならば、何も組織として行かなくてもいいし、個人で行ってもいいです。ただ、組織として行く場合は、この前は高齢者の免許更新の道交法変更に伴う部分が話題になったり、やっぱりそういう話題の中で、ビール1本を飲んで帰ってくるから、送迎バスが必要なのです。

うちの場合は、持ち込みを一切しないので、結構なお金を使ってくるのですが、そういうところもあって、ぜひ国民保養センターの利用促進を図っていただきたいのですが、この辺について、総合的に町長の見解をお伺いして終わりとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、まず先週、矢巾観光開発株式会社、今回随分取締役会を多く開催しているのですが、その中で送迎バスのことについてご了承いただきました。そこで、まず皆さんにぜひ国民保養センターを利用させていただきたいということで、町の中古のマイクロバスでございます。ただ、会社としてもうかったときは新車を買いますが、今のところはなかなか経営が厳しいので、町のバスを払下げして。ただ、これもちゃんとルールにのっとって払下げをさせていただくということで、まず送迎バスのことについては、できれば早ければ今月の末か来月の初めから進めていきたいと。

それから、洗い場から含めて、今特にもサウナが人気なのです。だから、そういうお話もありますが、まず一つ一つ解決しながらやっていきたいということで、まずこの送迎バスからスタートさせていただいて。

それから、赤丸秀雄議員さん、老人クラブの方々もそうなのですが、今度5時以降、3時まであれなので、老人クラブの方々が利用していただいているので、その夜の分も今度は宴会を何とか設けていただいて、それで老人クラブの方々もできれば、もう全て自家製で持ってきて、保養センターの食堂をあまり利用されていない方もいらっしゃるということなので、どうかそういうことも消費喚起にもひとつご協力をしていただきたいということで、それで私どもといたしましては送迎バスから始まって、このコロナ禍で経営上、いろんな打撃を受けたのですが、一つ一つ改善を図っていきたいということで進めていきたいと、

こう考えております。

あと先ほどちょっと公共交通のことで、今年の5月から高齢者の運転免許証の更新制度が変わると、おっしゃるとおりなのです。それで、今私ども公共交通の再構築、まず今JRも不採算路線、ここ東北本線はそういうことはないと思うのですが、今いろいろな議論になってきております。それから、バス路線も県交通は、不採算路線は、もう休止、廃止というようなことになってきております。そのときの受皿を考えていかなければならない。

それで、今赤丸秀雄議員さんから家の前から乗っていくようにタクシーできないかと、こうお話しされておるのですが、できればそういうできる一つの方策を、ただ今先ほど吉岡政策推進監が言ったように、町内には公共交通の関係の協議会があるわけですので、そこでいろいろ議論しているのですが、今花立課長は、ごみステーション、ごみ集積所を一つの目安として乗合のところにしたいと。ただ、そこまで行けない人もあるかもしれない。だから、そういうふうな人たちについて、どのようにサポートしていくか。それから、免許証返納なされた方々、こういうことについては、今のところ全ての関係者が一丸となって取り組むことによって、今ご指摘されている課題解決につなげることができないか検討してまいりたいなど、こう考えておりますので、そここのところはひとつご理解をいただきたい。

これからは、どんどん75歳以上、80歳以上、85歳ということで、赤丸秀雄議員から年齢を示されてお話があったのですが、いずれ例えば介護度の要支援とか、要介護とか、そういうふうな人の場合は、何とかそういうサポートしてやることができないか。それから、生活困窮者とか、障がい者とか、高齢者に限らずそういうサポート体制、選択肢をいろいろ検討していきたいなど、こう考えておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 以上で9番、赤丸秀雄議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集お願いいたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 4時09分 散会

令和4年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第3号）

令和4年6月9日（木）午前10時00分開議

議事日程（第3号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	岩淵和弘	君
政策推進監	吉岡律司	君	総務課長 兼防災安全室	田村英典	君
企画財政課長 兼未来戦略室	花立孝美	君	税務課長	佐々木智雄	君
町民環境課長	田中館和昭	君	福祉課長	野中伸悦	君

健康長寿課長	浅 沼 圭 美 君	産業観光課長	佐 藤 健 一 君
道路住宅課長 兼まちづくり 推進室長	佐々木 芳 満 君	文化スポーツ 課 長	高 橋 保 君
農業委員会 事務局長	鎌 田 順 子 君	上下水道課長	浅 沼 亨 君
会計管理者 兼出納室長	水 沼 秀 之 君	教 育 長	和 田 修 君
学校教育課長 兼学校給食 共同調理場所長	村 松 徹 君	子ども課長	田 村 昭 弘 君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 徹 君	議会事務局長 補 佐	川 村 清 一 君
係 長	佐々木 睦 子 君		

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

最初に、15番、山崎道夫議員。

1問目の質問を許します。

（15番 山崎道夫議員 登壇）

○15番（山崎道夫議員） 議席番号15番、一心会の山崎道夫でございます。私は、3点について質問をし、答弁者は全て町長でございます。

まず、1問目でございますが、「みどりの食料システム戦略」に対する取組についてお伺いをいたします。農業の環境負荷低減を目指す「みどりの食料システム戦略」を推進する新しい法律が今年の4月22日、参議院本会議で可決、成立いたしました。公布から6か月以内に施行し、施行から5年後をめどに見直しとしておりますが、農家や食品事業者、消費者らの理解、連携を基本理念に、化学肥料、農薬低減や有機農業などの実現に取り組む生産者を融資や税制で支援する仕組みを創設するというものであります。

具体的には、2050年までに化学農薬の半減や化学肥料の3割減、有機農業を全農地の25%に拡大するとの目標を掲げ、二酸化炭素（CO₂）排出量ゼロを目指すといった画期的なものであります。市町村と県が共同で基本計画をつくり、計画に沿って取り組む生産者や地域が施設や農業機械を整備する際に、資金繰りや税制面で支援する内容であり、有機農業の団地化などを進めるモデル地域の設定も可能としております。

今後農業分野のSDGsの取組の一環として、さらには持続可能な農業を推進する観点か

らも本町としても取り組むべきと考えますが、以下についてお伺いをいたします。

1点目でございます。農業の環境負荷低減に向けた国の基本方針に基づき、県や市町村が具体的な取組内容を盛り込む基本計画を策定するとしておりますが、本町として「みどりの食料システム戦略」について、どのように捉えておられるのか、お伺いをいたします。

2点目でございます。新法の基本理念には、生産から消費の各段階で環境負荷の低減が進むよう関係者の理解、連携を規定しており、消費者は、有機農産物など環境に配慮した農産物を選ぶよう努めなければならないことや、国の施策として関係者の理解増進に取り組むよう定められております。しかし、まだまだ認知度が低いと思われる中、「みどりの食料システム戦略」について、生産者や消費者への理解と協力を得るため、周知に力を入れることが求められていると思いますが、今後どのように取組を行い、周知を図っていく考えなのか明らかにされたいと思います。

3点目です。「みどりの食料システム戦略」の取組は、環境負荷低減に伴う生産コストの増加や、有機農業による収量減などのマイナス要因も懸念されますが、こうした懸念や課題を乗り越え、新たな戦略に取り組む生産者を一人でも多く確保するために、基本計画には、営農方法や学校給食での利用促進など、栽培技術、流通、消費の方法などを盛り込むことが求められております。こうした課題や問題点を総合的に検討し、基本計画策定を進めることになっていると思いますが、今後の具体的な取組の考えについてお示しされたいと思います。また、県との協議は行われているのか、お伺いをいたします。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 15番、山崎道夫議員の「みどりの食料システム戦略」に対する取組についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、農業の環境負荷低減に向けた化学肥料、農薬の大幅削減や有機農業の拡大などを目標に掲げる「みどりの食料システム戦略」は、令和3年、昨年5月に農林水産省において策定され、この戦略を推進するための新法が、本年4月22日に参議院本会議で可決、成立されたところであります。本町といたしましても、国の基本方針に基づき、県と市町村が共同で基本計画を策定するとされていることから、県の動向を踏まえながら、町の基本計画を策定してまいります。

2点目についてですが、「みどりの食料システム戦略」については、現在農林水産省で作

成いたしましたパンフレットや新聞報道等による情報のみであり、基本計画策定の具体的な申請手続などは示されてはおりませんが、農家はもとより食品事業者及び消費者の理解が必要とされていることから、国からの詳細な情報が入り次第、町広報を活用した特集記事を掲載し、周知を図ってまいります。

3点目についてですが、基本計画の詳細の内容は、これから検討してまいります。具体的な取組としては、国から示されておりますメニューの中で、有機農業の団地化の推進やSDGsに対応し、環境負荷軽減及び収益性向上を両立した産地づくりの支援、スマート農業産地の展開支援などがあることから、矢巾型のみどりの食料システム構築に努めてまいりたいと考えております。

また、基本計画に関する県との協議は、まだ行っておりませんが、今後詳細な取組内容が分かり次第、県との協議を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 通告書を出したのが5月24日でした。その後、この「みどりの食料システム戦略」に関わる各報道機関が出している記事がかなりございましたが、それを見ますと、かなり奥が深いといいますか、難しい部分があるなという感じで、その後の新聞に目を通しておりました。その中でも、50年までの目標達成に向けた中間的な目標として、新目標を位置づけるということで、これは6月2日の日本農業新聞なのですが、「みどり戦略、新たな中間目標」、当初といいますか、2050年までの目標は、化学農薬の使用量を半減となっておりますけれども、この中間報告では、30年までに農薬は1割、化学肥料は2割を段階的に上げていくということだろうというふうに思いますが、中間目標としては、かなり下げていると。そういったこともありますので、これをずっと研究をしていくということがまず必要だろうというふうに思います。

そこで、営農方法が根本から変わるということになるわけですが、この「みどりの食料システム戦略」は。しかし、有機農業を全農地の25%、これは100ヘクタールに広げるといことなのですが、この中間目標では、2030年、あと8年後には、現状の2.6倍に当たる6万3,000ヘクタール、これをまず目標にしていくというふうな、段階的に2050年までには当初示した目標に近づけると、あるいはクリアをするというふうな戦略なわけですがけれども、現実には有機農業というものは、どういうふうな数値目標で推移していくのかという、そ

うこと自体が、なかなか新聞では読み取れないのです。

それで、県と市町村は、今後目標実現に向けた具体的な取組をして、基本計画を作成するということなのですが、現実的には、個別農家とか、あるいは地域におけるそれぞれの複数農家が一体となって実践する場合に、それをしっかりそしゃくしてとといいますか、理解をできるように基本計画をつくるということが必要だろうというふうに思いますので、現実、例えば減農薬、そして減肥料をした場合の、栽培方法がまだしっかり確立されていないという問題点があるだろうというふうに思います。

したがって、県では、市町村と計画を組むということなのですが、矢巾町として、先ほど私が言った個々の農家とか、複数の農家が手を挙げて、この食料システム戦略に取り組むということになれば、かなり多くの課題を克服していかなければならないだろうというふうに感じるところなのです。したがって、町としては、栽培方法をどうするのか。あるいは化学肥料を減じた場合の病虫害の発生、当然これは考えられます。それから、雑草の繁茂、今でさえヒエとか、ミズガヤツリとか、ホタルイとか、大変な繁茂の状況なのですが、そうした課題をどういうふうに克服していくかというのが、やっぱり大きな課題になってくるだろうというふうに思うのです。

今後のそういった考えられる問題とか課題について、どのように対処していけばいいのかというのは、今後これは県ばかりでなく、各市町村、考えなければならぬわけですがけれども、現時点における考え方、急いで計画をつくるということになれば、かなり難しいのではないかとこのように、私24日に一般質問の通告書を出した後に、待てよという感じで、これはいわゆる町側に求めるのはいいのですけれども、早急につくれるものでもないし、かといって、これは強制でもないし、必ず出さなければならないというものでもありませんけれども、やっぱり2050年あるいは2030年の地球温暖化対策、CO₂削減、ゼロを目指すということもありますので、取り組んでいくということは必要だろうというふうに思いますが、先ほど私が言ったような課題をどのように今後研究するなり、あるいは克服するなりの取組をしていくかということをもまず第1点、お聞きをしたいなというふうに思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、まず農業は、本町の地域経済の基幹産業であって、またこれからも持続的な発展をしていかなければならない。その中で、国でお示した「みどりの食料システム戦略」、私もいろいろ読ませていただきましたが、まず簡単に言えば、今国から示されている情報では、農薬の使用量をまず50%、化学肥料30%を削

減しろということで、今それこそ本当に肥料とか、飼料もそうなのですが、高騰して大変な状況下にあるわけですが、その中で、いわゆる今度の国で示された「みどりの食料システム戦略」、昔から脈々と引き継いで、受け継いでやってきた耕畜連携、こういった有機型の農業に、もう一度原点に、原点回帰というか、そういうことをいっているのかということで、その中で一方では、大型農業というか、集積、集約もやりなさいと。そこで、ここは担当課にも、本町のこれからの、いわゆる「みどりの食料システム戦略」については、軽々しく対応するのではなく、農家から、それから関係する農協とか、いろんな関係機関、団体、そういうところからしっかり情報をお聞きしながら、戦略を立てていかなければならない。

だから、よく言われる戦術、戦略と、今まで国で示されてきたのは、戦術、戦略、どちらなのかと。私は、今回のあれでは、戦略という表現をしておるのですが、やっぱり戦略の前には戦術もあるわけです。だから、こういうことをしっかり駆使しながら、対応していきたいということで、特にも今度の戦略の対応は多岐にわたっております。これを末端の農家の方々がしっかりみんな受け止めてやれるかということ、なかなか難しいと思うのです。だから、そういうことを今後しっかり考えていかなければならないと。

それで、まず今これから考えていかなければならない、環境に優しい農業と、最後はそこが行き着くところだと思うのです。だから、もう一度そういったところの環境に配慮した、環境に優しい農業、この原点をもう一度私ども振り返って、そしてやっていくことではないのかなと。

だから、耕畜連携といっても、簡単にそういうことは言うのですが、畜産のほうの、これはどんどん衰退しておるわけです、本町でも。だから、そういうことを踏まえながら検討していきたいということで、この計画の策定に当たっては、総合的に勘案しながら取り組んでまいりたいということで、あと細部にわたっては、担当課長のほうからお答えをさせていただきますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） ただいま町長の答弁にあったことに尽きるわけではございませんけれども、ただいまうちのほうで把握している部分、スケジュール的なところをご紹介させていただきたいと思います。

今新聞報道が先行して、いろいろ情報が飛び交っているところではございますけれども、ただいまのところ、国の基本方針の公表というものが、今年の9月に出る予定になってござ

います。それ以降、10月以降に県と市町村が基本計画をそれぞれ策定するわけでございますけれども、それまでにはまだいろいろな課題、先ほど町長がお話ししたとおり、課題がございまして、そこから我々も地域に入りながら、農業団体と連携して、そういった計画づくりを進めていかなければならないのかなというふうに思っております。

また、今回有機農業が恐らくその辺、化学肥料の軽減、農薬の軽減ということで、そういった有機農業の導入が一番大きな、矢巾町で取り組める内容かなというふうには思いますけれども、有機農業となると、やはり畜産等のふん尿を使うこととなりますので、そういった市街地に即して、近隣に市街地がある本町の土地利用の状況を見ましても、そういった周りの環境に影響を与えないような、やはりそういった有機農業の確立も重要になってくるのかなというふうに考えてございますので、今後の進め方については、しっかり連携を図りながら、進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 今町長と担当課長からお話あった中身に尽きるような感じはしますが、かなり内容的には、有機農業を基本とするということですので、過去には、日本の場合は有機農業をずっと取り組んできたのですが、いつの間にか収量も上げなければならないし、あとは新しい農薬、そして化学肥料を使ったほうが、誰でも同じような収量が取れる、栽培ができるというようなことで、いつの間にかそういう形になってきているわけですが、今度の戦略の中には、農家は基本計画を踏まえて、環境負荷低減の実践計画を策定し、県に申請すると。計画に実効性があると、県に認定されれば、支援措置の対象となると。この辺が、文章にすれば、このとおりだとは思いますが、ここが非常に農家にとっては難しい部分になるだろうというふうに思います。

したがって、これは個別農家だけが取り組めるというものでもありませんし、それから地域における複数の農業者が取り組むにすれば、農家の忙しい中での、そういった計画を組むというのは、相当なハードルが高くなるのではないかとこのように危惧しているのです。

実践計画には、個別農家の場合、ドローン散布での農薬使用量の削減、有機農業の面積拡大などの実践内容を定めるとなっています。それらの目標として、農薬の削減度合いや有機の取組面積などに加えて必要な資金と、その調達方法も盛り込むと、かなり項目が多いのです。複数農家の場合は、化学肥料の使用量の低減、堆肥の散布機や堆肥舎を共同利用するなどの取組を想定すると。個別農家と同様に、実践内容や、その目標、必要な資金など、実践

計画に定めなければならないと。これを読んだだけでも、これは本当に取り組めるのかなという危惧をせざるを得ないような中身なのです。したがって、現実はまだ、9月に国から示される、その後県と協議を重ねて基本計画をつくるということなのですが、ここは今私が言ったような中身もありますので、一つ一つ、やっぱり行政としても、実際取り組むとすれば、個別農家や、あるいは複数の農家で共同でやるというふうになるのでしょうかけれども、それをやっぱりしっかりと指導体制を調べていかなければ、なかなか踏み出せない、一步踏み出すということ自体も難しいのではないかというふうに危惧をしています。

したがって、先ほど課長もお話ししておりましたけれども、これからやっぱりしっかりと中身を検討して、そして実践計画に結びつけるような計画を組んでいきたいという話なのですが、そういった一つ一つの難しさをどのようにクリアをして、各農家に取り組んでいけるかということもしっかりと頭に置いて、そして研究をしていただきたいと。

そして、その結果、これだったならば、まず矢巾町でも、矢巾型農業ということもうたっていますが、矢巾町でも取り組めるだろうというふうな、ある意味モデル的な形、そういうのを示していただければいいのではないかなというふうに思って今お話ししましたけれども、そういったことに対する県と市町村の共同あるいは単独の自治体でやれる部分と、そういうふうなことの打合せを県とはやると思いますけれども、それに向けた考えを聞いて終わりにしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今お話がありましたしっかり指導体制を整えながら、一つ一つ課題をクリアしていかなければならないというのは、そのとおりだと思います。今「みどりの食料システム戦略」だけでなく、人・農地プランとか、そういったものでも、いろいろ農業に関係して、地域計画なり、そういったものも策定しなければならないというような、非常に複雑になってきてございます。今お話しした人・農地プランについても、モデル地区というものを指定しまして、それを今横展開を図ろうとしているところでございますけれども、同じく「みどりの食料システム戦略」についても、やはり町内一円で一斉にやるというのは、非常に厳しいと思います。なので、やはりモデル地区をどこか設けまして、指定しまして、そういったところから町内全域に広がっていくような形を取れば、環境負荷低減につながるのかなというふうに考えてございます。今後いろいろと山崎議員さんのほうからもご指導もいただきながら、先ほどお話し申し上げたとおり、県、農業団体、そういったものも連携して進めてまいりたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

○15番（山崎道夫議員） それでは、2問目の質問を行います。新たな新規就農者支援策活用による担い手確保の取組について、お伺いをいたします。

2020年農林業センサスによると、本県で農業を主な仕事とする基幹的農業従事者は4万4,058人で、2015年比で1万5,013人、25.2%減となっております。年齢別では、65歳から69歳が9,200人と最も多く、平均年齢は69歳となっており、高齢者が農業を支えているのが現状であります。食料生産の先細りを回避するためにも、若い担い手の確保が急務となっておりますが、こうした状況の中、国と県が新規就農者支援策を強化する制度を今年度スタートさせました。49歳以下の新規就農者や親元に就職し、5年以内に経営を継承した人に対し、機械やハウス、家畜導入など初期投資の費用、最大1,000万円を一括支援するもので、国が2分の1、県は4分の1を補助し、残りの4分の1は本人負担として、あとの何年かかけて返済するという内容であります。

2021年度までの新規就農者支援は、5年間で約690万円だったと言われておりましたが、新たな支援策によって、まとまった資金が得られれば、営農の円滑な滑り出しが期待できることから、県は2022年度の新規就農支援を200人超を想定しているとのことであります。今後新たな支援策を活用して、若い担い手の確保に向けた取組に大いに期待することから、以下についてお伺いいたします。

1点目でございます。県内における新規就農者は、長らく200人台で推移しておりましたが、2020年度は312人で、県の年間目標260人をクリアしたとの明るい兆しもあると言われておりましたが、本町における過去10年間の新規就農者の人数と経営状況をお示しされたい。

また、新規就農者の営農等に関する指導や相談などへの対応は、定期的に行われているのか、お伺いします。

2点目でございます。新規就農者の内訳について、法人経営体などの雇用就農者、新規参入者、Uターン者、新規学卒者等の人数を示されたい。また、親元就農者は何名おられるのかお示しされたい。

3点目、新たな新規就農者支援策がスタートして間もないですが、本町における新規就農者の年間目標人数は何名なのか。また、現在までに新たな支援策活動の希望者はおられるのか。今後新規就農者を増やすため、新たな支援策について積極的にPRを展開するべきと思

いますが、どのような取組を行っていくのかお示しされたい。

4点目であります。新たな新規就農者支援策により、新規就農者の入り口のハードルは下がったと言われておりますが、定着していくためには、仲間の力も大変重要であります。県内でも農村青年クラブ（4Hクラブ）が各地で活動し、女性農業者グループも立ち上がっております。本町における農村青年クラブの活動支援について、行政としてどのような関わりを持って対応しているのか、お示しされたい。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 新たな新規就農者支援策活用による担い手確保の取組についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町における過去10年間の新規就農者の人数は11名であり、水稻作付と園芸作物を組み合わせた複合経営が主なものとなっております。また、新規就農者への指導体制につきましては、盛岡農業改良普及センター、岩手中央農業協同組合、矢巾町農業委員会と経営、営農資金、農地の3分野でサポート体制を構築し、随時相談に応じているほか、年2回の現地訪問により、地域の生活等も含めたサポートを定期的に行っております。

2点目についてですが、新規就農者の内訳は、新規参入者は7名、親元就農者は4名となっております。

3点目についてですが、本町における新規就農者の目標人数は、年間3名、5年間で15名の確保を目標としております。現時点で1名の希望者がおり、次年度以降の就農開始に向けて、現在岩手県立農業大学校において技術、知識の取得を行っております。また、新規就農者を増やすための取組の一環として、現在地域おこし協力隊と連携し、町内の生産者へ焦点を当てた短編動画の製作を検討していることから、既存のチラシ等の媒体のほか、様々な人の目に触れる機会の多いソーシャルネットワークサービスを活用し、積極的にPRをしております。

4点目についてですが、当町においては、農村青年クラブ等の若手農業者の活動は、行政主体では行っておりませんが、農業者が主体となる活動については、他の任意組織と同様に、活動に必要な費用の補助を検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 過去10年間で本町の新規就農者11人、もう既に10年たっている方もおられると思いますので、その方たちは何名いるか、ちょっとあれですが、しっかりとした農業者といたしますか、営農をやられているだろうというふうに思いますが、複合経営が主だと言っていますが、規模的には、どの程度やられているのでしょうか。その内容といたしますか、11人、いろいろだと思いますが、一番多い人、それから少ない人、その内容をちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 一番多い方で、それぞれやっているものにもよりますけれども、5反歩ぐらいやっている方がおりますし、あとはその方については、米、ネギ、キュウリという形になりますし、少ない方であれば、1反歩やっておられる方、この方はネギとか、ズッキーニとか、それぞれ個人によって様々違ってきてございます。やはり多いのは、確実に短期的にでも収入が得られやすい園芸のほうに流れる傾向が多いのかなというふうに捉えてございます。

あとそのほかの種目としては、キュウリ、レタス、菌床ナメコ、そういったものに取り組んでおられる新規就農者の方がいらっしゃいます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 一生懸命取り組まれておられるということですので、やっぱり若い人たちが地域に入ってくるということは、私たちのような70歳過ぎの農業者は、非常にたくましいといたしますか、明るい気持ちになります。相乗効果が非常に大きいというふうに思えますので、どんどん増えていってほしいなというふうに思いますが、新規就農者の11名、この中にUターン者とか、新規学卒者というのはいのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 新規学卒者、Uターン者につきましては、いらっしゃらない状況でございます。ちょっと私が持っている中ではいらっしゃらない状況でございます、町内の方もいらっしゃれば、矢巾近郊の方が、矢巾町内の農地で栽培しているといったものが何件かございます。あと今まだはっきり決まったわけではございませんけれども、地域おこし協力隊の中で、今Uターンで矢巾町内に申込み希望をされている方がおまして、その方が、もし新規就農ということでやられるのであれば、恐らくその方がUターンとして該当

するのかなというふうに思っています。

なお、その方については、園芸を中心に、花卉のほうをやっていらっしゃるようでございまして、その方が実際営農計画を出して、新規就農に当たるかどうかはまた別として、そういった方々も応援していきたいなというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 新規就農者を増やすための取組の一環ということで、地域おこし協力隊と連携して、町内の生産者へ焦点を当てた短編動画の制作、これを検討しているということですが、これは非常に私は有効だろうというふうに思います。実は、いろんな記事を見たときに、郡山市でこれをしっかり取り組んでいるところがあるのです。ちょっとご紹介しますが、これは新規就農者の実体験を参考にしたショートドラマを制作していると。都会な田舎郡山というのがスローガンで、都会な田舎郡山で開拓者になろう、これがスローガンです。市内外から新規就農者を積極的に受け入れていると。ショートドラマは、郡山市の公式サイトからユーチューブで見られると。就農方法、それから栽培品目が異なる各主人公、いわゆる新規就農者が就農前、それから就農した後、いわゆる現在まで、ゼロ話から5話ですから、6話で編集をして、ユーチューブで流しているということなのです。これによって結構問合せとかがあると。やっぱりいわゆる新規就農者の生の姿、そして農業にしっかり取り組んでいる、苦労話も含めて、現在の状況もしっかり見られるということで、非常に反応がいいのだそうです。視聴者が主人公との共通点を見つけて、新規就農を自分のことと考えて、就農に向けた一步を踏み出させるのが目的で、実際これが効果を現しているということが出ていました。

それで、もう一つ、まずそういうことで、やっぱりいわゆる動画作成というのが今回出てきましたので、検討していると。ぜひこういったことを参考にして、呼びかけるにも、ただ文章だけではなかなか弱いところもありますので、今の時代は、やっぱり若い人たち、非常にそういうものに反応するというのがありますので、そういったことを取り組んでみてはどうでしょうかということ、まずご提案を申し上げたい。

それから、新規就農ガイドブック、これや就農事例集を併せて作成したそうです。そして、技術習得や農地、住宅の確保について初めての人でも安心して相談できる体制を整える。これは、矢巾町でもそういった相談体制は整えていると思いますけれども、問題は、技術習得とか、あるいは農地を確保するためはかなり苦労をしているだろうと、どこでもそうだろう

というふうに思いますが、苦勞する部分だろうというふうに思います。

それで、郡山は、野菜、花卉による就農に必要な技術、知識を学べる研修制度、郡山園芸カレッジが設置されている。1年間研修を受けることができ、時間をかけて技術の習得ができると、この辺が非常に強みなようです。結局先ほど1,000万円の話もしましたが、金は何とかなったとしても、技術の習得とか、あるいは知識を広めていくと、そして現実に就農した場合の様々な問題点は、やっぱり研修を受けたりして、自分から汗をかいていかなければ、なかなか身につかないだろうというふうに思うのです。

したがって、そういったことを考えれば、ぜひ就農ガイドブック、就農事例集、この辺は必要ですし、それからできれば研修場所、これは町としてやるか、あるいはJAとか、その他、民間も含めて、そういった研修制度もやっぱり考えていく必要があるのではないかとこのように思うのです。11人の実績はありますけれども、本腰を入れてやるということになれば、そこまでやらないと、なかなか増やせないのではないかとこのように思います。したがって、そういったことを今後検討してもらって、研修期間、研修場所を設置できないかと。

それから、すごいのは、農地の取得においては、毎月1回農業相談会を開催して、本町でもやっているかもしれませんが、郡山市各地域の農業委員が相談に対応して、借りたり買ったりできる農地があるか、まず相談に乗ると。住宅については、農地付空き家を紹介して、空き家の改修や解体費用などに対しては、福島県の独自の補助金があるのです。これをまず使うことを勧めて、それを実行しているというような、非常にかゆいところに手が届くといえますか、次から次と、これだったらいいなと、やれるかもしれないと思えるような施策を打ち出していると。最初は、ユーチューブを使って興味を引くと、それから始まっているのですが、ただ来た人は、それで終わりではなく、次から次と、そういった施策を、手厚いといえますか、非常に就農する人にとってみれば、いいなというふうな、これだったらできるかなというふうな思いを持たせるような取組をしているということです。こういったことをぜひ参考にさせていただいて、今後取り組んでいただければいいなというふうに思って今お話ししましたが、その点について、どういう感じを持たれたのかお聞きをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） ただいま参考となるご意見をいただきまして、大変ありがとうございます。

今お話があった郡山市での取組については、ちょっとうちのほうでも把握してございませんでした。ありがとうございます。今企画財政課と一緒に進めてございます地域おこし協力

隊、この辺はデジタルコンテンツに強い地域隊員というふうに伺ってございます。この方と協働で今、まず入り口になるかと思えますけれども、その辺、入り口の部分を進めながら、やはり就農しても、その後のケアというか、そういったフォローアップも十分必要かなというふうに思いますので、包括的にその辺は支援を進めてまいりたいというふうに思います。

いろいろ今現在でも足りない部分、いろいろあるかと思えます。確かに研修制度というものも、先ほどお話、町長答弁にもありましたとおり、岩手県立農業大学校のほうに行っていたかというのも、一つの方法かもしれませんが、それ以外にも様々な研修のスタイルがあってもよいのかなというふうに思いますので、その辺についても併せて検討を進めながら、本格的にそういった新規就農の方の支援を進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。よろしいですか。

（「いいです」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 3問目の質問を行います。

移住、定住対策の取組についてお伺いをいたします。2021年4月から12月までの10か月間に、県外から本県に移住した人が前年同期比36%増の1,151人に上ることが県のまとめで分かったという報道が、今年3月にありました。年度別では、過去5年間で最多ペースで推移し、相談件数も約6,000件で1.5倍に増えているとのこととあります。内閣府の調査によりますと、コロナ禍で地方移住に関心が高まっていることが背景にあり、東京圏の20代の44.9%が地方移住に関心があると回答しているということとございます。豊かな自然の中で暮らす魅力やテレワークの普及及び地方でも首都圏と同様に働けることを理由に挙げています。

本町においても、今年度以降総面積22ヘクタールの宅地開発と業務用地開発がスタートする状況にあります。県外からの移住者を受け入れる体制の整備に本腰で力を入れるべきであると考えことから、以下お伺いいたします。

1点目でございます。本町の過去5年間における県内外からの移住、定住者の受入れ人数は、どの程度なのか。また、その中に東京圏からの移住者がいるのか、お伺いいたします。

2点目でございます。県は、これまでに就職マッチングサイトの開設や移住定住ポータルサイトの更新に取り組み、情報発信を強化しているとしておりますが、本町の移住、定住対策としての取組について明らかにされたいと思えます。

3点目でございます。移住、定住対策の取組として、多くの自治体で共通していることは、

移住者を受け入れてからの支援策に力を入れているということでもあります。過去に2度、移住、定住支援の取組について一般質問で取り上げましたが、町のセールスポイントの高い部分と矢巾型各種支援策を積極的にPRし、矢巾町を認知してもらう機会を増やすなどの取組を行い、情報発信に力を入れていくとの答弁でありました。

県内外において、PRに努めている矢巾型支援策と町の認知度を高めるためのセールスポイントについて示されたい。さらには、コロナ禍の中であって、首都圏等の移住希望者に向けた情報発信等の取組内容について示されたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 移住、定住対策の取組についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、現状では、通常の転入者と移住、定住者を区別する基準が全国的に定まっていない状況ではありますが、一つの捉え方といたしまして、本町の個人住宅取得資金利子補給制度を活用して、移住、定住した人数は、過去5年間で950名、そのうち東京圏からの移住者は27名でありました。

2点目についてですが、岩手県及び盛岡広域圏が合同で実施する移住相談会へ参加し、移住希望者への矢巾町についての情報提供を行い、移住、定住に関するPRを行っております。また、これからのつきましては、移住希望者へのPRと併せまして、関係人口、交流人口の創出を図り、その中から将来的に移住、定住者となっていくような取組を検討してまいります。

3点目についてですが、矢巾型支援策といたしましては、以前からの取組であります移住支援補助金、個人住宅取得資金利子補給金、結婚新生活支援補助金に加え、今年度から新たに赤ちゃん子育て応援給付金を創設し、子育てにやさしいまちづくりをPRしてまいります。また、岩手医科大学附属病院をはじめとする医療関係の充実、スマートインターチェンジ等による交通利便性の高さ、矢幅駅東及び岩手医科大学近郊にショッピングモールが整備されるなど、生活環境のよさも有効なセールスポイントであると考えております。

これからの情報発信につきましては、本町のSNSややはラヂ！、町ホームページ等の媒体のほか、県のポータルサイトや東京都内にありますいわて暮らしサポートセンターと連携して行うとともに、本町に関心を持たれる方に対しまして、企画財政課相談窓口のほか、岩手県移住コーディネーターとともに、連携しながら、気軽に移住相談ができる環境も整え、引き続き、移住、定住の促進に取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 過去5年間で950名の移住者がいたということでございます。これは、非常に大きく評価できるであろうというふうに思います。950名を5年で割ると、平均で190名です。190名を増やすというのは、かなりのエネルギーが要ることになりますけれども、この取組は評価に値するだろうというふうに思いますが、この中に東京圏からは27名ということですが、27名以外の923名、矢巾町の出身者あるいは県外からの方たちは何名ぐらいいるか、これ統計的にはありますでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

東京圏、これは今私が持っている資料なのですが、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県をして東京圏というふうな感じでお答えしたものでございまして、それ以外は、多い順からまいりますと、一番多いのは、県内での移動者が正直多くて、867件ございます。その次は宮城県からで22名、次に青森県16名、こういった内容でございます。そのほかは全国ちょっと散っておりましたので、少数ではございますけれども、いずれ多い順からいくと、宮城県と青森県といったところです。よろしくお願ひします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） いわゆる矢巾町近郊から来ている方は、もちろん一番多いだろうというふうには思いますが、それにしても、この人数はやっぱり大したものだなというふうに思いました。

もう一つ、次に、岩手県及び盛岡広域圏合同の移住相談会、これは首都圏で行っているということだというふうに思いますけれども、この2年間コロナでなかなかこれが恐らく実施できないでいるのではないかというふうに思いますが、この2年間の取組、2年間から2年半、約3年、この取組ができなかったらというふうに思いますが、どういうふうな移住、定住の町としての対策といたしますか、それはどのようにしてきたのか、ちょっとお伺ひしたいのですが。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

移住、定住の相談会、県で今までに年1回程度、そして盛岡広域では年2回程度というふうな感じでやってきているようですが、令和2年度と令和3年度に関しましては、オンライン開催でございました。ただ、残念ながら、この相談会で移住については、事例というのはちょっとないということでございます。

この相談会、もちろんやることにとても意義があると思うのですが、実際に移住したい気持ちがあるという方は、ホームページでも何でも、ネットの情報でも、とにかく自分で調べて、矢巾町の魅力というのを確かめた上で来ていただいているのかなというふうに感じるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） なるほどというふうに思いました。この相談会に来て移住をするというのは、なかなかいない。特に若い方たちが移住する場合は、相談会になかなか行かないのかもしれないというふうに今思いました。むしろオンラインで矢巾町の情報を流したほうがいいのかということを感じましたが、そこで先ほど新規就農者と移住対策で郡山市の話をしてきましたが、これもやっぱり27名の方、千葉県や神奈川県も含めて、あるいは東京都も含まれていると思いますが、この方たちは、今矢巾町に恐らく住み続けてくれているだろうというふうに思いますが、その人たちの矢巾町に住んでの感想とか、私たちが思っているのは、岩手県の中では都会的なイメージもあります。田園都市ではありますけれども、住んで住みやすいまちではないかなと、利便性もありますし、交通のアクセスもいいというふうなことで、そういったことを移住した方たちに、何とかそういった動画、先ほど言ったような、そういったことも考えてみていいのではないかなというふうに思うのです。

あらゆる手を尽くして、やっぱり移住、定住対策を本腰を入れてやるということが求められているといたしますか、やらなければならないだろうというふうに思いますので、そういった動画を使ったPRについては、SNSもやっているということですが、それと、いわゆる郡山市でやっているような移住者を対象として動画を作ると、そういったことの考えはないのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、移住してきた方にアンケートをちょっと取っております。その結果、例えば住宅取

得資金の利子補給なのですけれども、そちらの利用者の方を取ったアンケートですが、住宅を取得するきっかけとなったことというのが、子どもの誕生で進学、住居が狭くなったとか、壊れたとかという住居の都合によるものがまず多かった。そして、住宅の場所を決めるに当たって、矢巾町以外のほかの町を参考にしたのかということで、大抵の方は、矢巾町か盛岡市を検討したと。そして、この利子補給は、矢巾町に住む上で役に立ったかということで、制度がなくても、実は矢巾町に住んだという方が4分の3おりました。

ということで、いろんなご意見があるとは思いますが、この利子補給自体は、とてもいいことだと思うので、これは継続してやらせていただきますが、ただこれをやる上で、今回矢巾町で造成の土地もやっと手に入るということもございまして、積極的なPRをするために、農業のほうでも新規就農者で非常に効果があったというふうな、あるであろうと思われる動画、この活用は、私ども非常に積極的にやっていきたいと思っています。

3月、4月あたりに青森市の黒石市のコマーシャルというのが、すごく流れていたような気がするのですけれども、あれであのまちを知って、すごくいい印象を持った方が多いと思います。我々もこれに負けないで、テレビCMは難しいですけれども、いわゆるネットの動画サイトというのですか、そしてホームページからいろいろツール欄とか、こういったのを駆使して、動画のほうを作成して呼び込みたいというふうに考えてございます。

よろしく申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

このPRの方法は、今いろいろなITを使ってやるということは、まず必要だろうというふうに思いますけれども、この前段でもお話ししましたが、問合せが非常に多いということは、県に対してだと思いますが、6,000件で1.5倍、こういうふうなすごい相談件数が来ていると。そこで、今現在矢巾町に来たいなというふうな動きのある人というのは、そういった情報というのは、今あるのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） すみません、件数は取っておりませんが、度々問合せは、確かにございます。今言ったアンケートでも聞かれているようなことを主に問合せいただいているというふうに思っております。ちょっと我々として、今PRできるものというのが、まだ視覚に訴えるものがないので、いずれ先ほどのとおり、これから短

編動画等を駆使して取り組みたいと思っています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 今担当課長が答弁させていただいたのですが、移住、定住というのは、基本的に、まず町のまち・ひと・しごと創生総合戦略の一環として取り組んでおるわけでございます。だからまず一番大事なのは、この移住、定住の方々、矢巾町の町においでになっていただいて、どういうお仕事とか、そしてどういうことをやってみたい。だから、これからやはりおいでになる前の移住、定住の希望者の相談窓口、これを一旦しっかり受け止めるワンストップサービス、そしてただワンストップだけではなく、今度は支援体制をどういうふうに構築していくかと。

それで、矢巾町は恵まれているのです、いろんな選択肢があるわけです。今度藤沢第2とか、下花立田中地区も開発されますし、それからこれまでも空き家対策のことも出ております。そういう空き家も移住、定住の方々に情報提供。だから、今私どもとしては、やっぱり昨日のあれでも答弁したのですが、移住、定住を含めたワンチームをつくって、しっかりした受皿、体制整備をしていかなければならない、ただ球の投げ合いをするのではなく。

それで、本当に矢巾町の町、こういうところがいいところ、弱みもあれば、強みもあるわけです。そういったところは、しっかりお示しをしながら、おいでになっていただく体制整備、これが大事だと思うのです。

だから、まずそういったいつでも相談窓口を、それも総合的に、おいでになる方は、定年になられて移住、定住される方もあれば、若くて移住、定住、そういうことになれば、農商工の連携もあるわけです。だから、そういうことをしっかり構築して対応していきたいと。

だから、これまでもいろいろご質問していただいているのですが、空き家対策と併せて移住、定住対策、ワンチームをつくって対応していきたいなど、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で15番、山崎道夫議員の質問を終わります。ご苦勞さまでした。

それでは、ここで時間も大分経過してまいりましたので、暫時休憩といたします。

再開を11時15分といたします。よろしく申し上げます。

午前 11 時 06 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開をいたします。

一般質問を続けます。

それでは次に、3番、小笠原佳子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（3番 小笠原佳子議員 登壇）

○3番（小笠原佳子議員） 3番、公明党、小笠原佳子でございます。通告に従いまして、18歳成人時代の消費者教育と成人式について、町長、教育長に質問させていただきます。

若者の社会参加を促すことを目的に、成人年齢を18歳に引き下げる民法改正が140年ぶりに大改正、本年4月に施行されました。成人に達すると、親の同意がなくても、自分の意思で様々な契約が可能です。例えば携帯電話を契約する、クレジットカードをつくる、高額な商品の購入時にローンを組むといったことなどです。

一方、未成年者取消権は、行使できなくなります。つまり契約を結ぶかどうかを決めるのも自分なら、その契約に対して責任を負うのも自分自身となります。安易に契約を交わすと、トラブルに巻き込まれる可能性すらあります。社会的経験が乏しい新成人を狙い撃ちする悪質な業者もいると考えられます。そうしたトラブルを未然に防ぐため、未成年のうちから契約に関する知識を学び、様々なルールを知った上で、その契約が必要かどうかをよく検討する力を身につけておくことが重要だと考えます。

国は、各都道府県に対し、成人年齢引下げに係る環境整備を行うよう求めております。高等学校などにおける消費者教育の推進のほか、小学校段階から子どもたち自らが自己実現を図っていくための自己指導能力などの育成を一層充実することが望ましいとしております。そこで、以下お伺いいたします。

1つ、成人に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになります。今回の改正で成人となった方ができることと、これまでと同様に、二十歳にならないとできないことについて、お伺いいたします。

2つ、今後の成人式の取組、開催方法について、お伺いいたします。成人式については、二十歳の集いとして式典を開くとのことですが、18歳の方々を対象としたイベント等を開催する予定はないのでしょうか。また、「二十歳のつどい」について、開催時期と、どのよう

な形式で行う計画か、お伺いいたします。

3、今回の民法改正は、公布から施行まで3年の猶予期間があったことから、この間に18歳成人に向けて、消費者教育等、小中学校でなされていたのか、お伺いいたします。

4、18歳成人になった経緯と意義は、どのようにして新成人に周知されるのかをお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 3番、小笠原佳子議員の18歳成人時代の消費者教育と成人式についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、今回の改正で成人となられた方ができることについては、議員からありました親の同意なく、自分の意思での様々な契約が可能ほかに、10年有効のパスポートの取得、医師免許や公認会計士などの国家資格の取得、女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳で結婚可能、そして性同一性障害の方が性別の取扱い変更審判を受けることなどがあります。

また、20歳にならないとできないことについては、飲酒、喫煙、競馬の馬券など、公営ギャンブルの投票券の購入、養子を迎えること、そして大型、中型自動車免許の取得などがあります。

2点目についてですが、18歳の方々を対象としたイベントにつきましては、今のところ予定しておらないところでありますが、令和4年度の「二十歳のつどい」については、令和5年1月8日の日曜日に田園ホールで開催する予定で、当日出席予定の成人者と新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めながら、開催内容の打合せを行いたいと考えております。

4点目についてですが、18歳成人になった経緯と意義については、広報やはば5月号で新成人に向けた町長メッセージとして掲載をさせていただいたところであります。今後さらに各種SNSで周知をまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、18歳成人時代の消費者教育と成人式についてのご質問にお答えいたします。

3点目についてですが、消費者被害が多様化、深刻化している状況を踏まえ、社会をたく

ましく生きていくため、自ら考え、自ら行動する自立した消費者の育成を目指し、日常生活の中での実践的な能力を育むことができるよう、学習活動の充実を図ることを目的とし、学習指導要領において、消費者に関する教育が位置づけられております。これに基づき、小中学校において、教科横断的に消費者教育の学習を進めております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） それでは、答弁で、学習指導要領において、消費者に関する教育が位置づけられており、これに基づいて小中学校において教科横断的に学習しているということが出ております。具体的にどのような学習がなされているのか。昨日昆さんもお聞きになったと思うのですが、小学校、中学校のそれぞれについて、学習の内容をお聞かせいただきたいです。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

学習指導要領における消費者教育に関するものにつきましては、平成29年告示となっております。それぞれ小学校、中学校、高校というふうに分けられてございまして、小学校につきましては、社会の中で3年生、4年生、5年生で触れる、学ぶということになっておりますし、家庭科においては、5年生、6年生となっております。さらに、道徳におきましては、1年生から6年生まで全ての学年でということで、先ほど教育長答弁でありましたように、教科横断的な対応をしておるところでございます。

続きまして、中学校につきましては、社会、技術家庭、道徳、その3教科の中で学ぶということになりますし、高校は直接あれですけれども、公民と家庭という2教科で行っております。これらにつきましては、時間数とかは、いずれ学校の授業スケジュールの中で裁量が与えられているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） そうやって丁寧に町内の小中学生に、ふだんの学校の生活の中で、そういうことを学ばせていただくことは、とても有意義だと思います。消費者教育を進めることは、本当に喫緊の課題であると思います。本当にそういう教育を進めていただけるとい

うことは、重要だと思います。

そして、ちょっと私も見たのですけれども、中学生とか、小学生向けのガイドブックみたいなものも消費者生活相談事例集というのですか、そういうものもありますので、またそういったものも考えていただけたらなと思っております。

次の質問に移りますが、コロナ感染症の感染状況を見ながら、当日出席予定の成人者に対して、開催内容の打合せを行うと答弁にありますが、コロナ感染症の影響のない場合、どのような打合せが、例年どおりだと、何回ぐらい、どういった形で行われているのか、またこれから行うのか、お伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをいたします。

例年成人式だった時代からですけれども、代表の方と二、三回打合せをさせていただいております。内容につきましては、進行役とか、どういった催物をしていくとか、そういった内容を決めているところをごさいます、今年度もそういった形で進めたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） そうやって成人式で多分進行か何かなさった方が、コロナにならないとき、私議員になったばかりぐらいの懇談会か何かに来てくださって、自分はすごくデザインのことを勉強しているといって、役場の業務なんかにもすごく関心を持って話されているのがすごく印象的で、成人式のそういうことを打合せするって、やっぱり意味があるのかなということを感じました。

続きまして、広報やはばの5月号の新成人に向けた町長メッセージについてなのですが、大変丁寧に親御さんに対して、また新成人に消費者被害拡大の懸念と、それからここがポイントだと思いますが、本町の発展の一翼を担っていただける若い力の参画を求めているというメッセージが書かれておりました。きちんとした内容ですが、対象者が今年度は18歳、19歳、20歳というふうなたくさんの方が成人を迎えられるということになるわけです。そうした方々が、この広報やはばを一体何人ぐらい見るのかなということを実に思いました。

この答弁の中には、各種SNSの活用をするともありますが、ここのところについてのお考えをお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、広報やはば、この年代で果たして見るかどうかというのは、当方についても、ちょっと疑問というか、心配なところもあります。若い方々は、やはり携帯、SNSを主流としておりますので、町のホームページをはじめSNS、1回ではなく、何回かに分けてになることも想定しておりますけれども、そういった形で周知をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） やはりそういう形でいいSNSの発信ができることを、ぜひ私も見させていただきたいと思います。

この広報やはばのメッセージの最後に、町は、成人式の対象年齢を引き続き20歳とし、「二十歳のつどい」を開催しますとあります。20歳での開催にした理由、経緯について重ねて伺いしたいです。

○議長（藤原由巳議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

やはり二十歳というのが一つの節目というふうに思いますので、成人式という名称を、まず「つどい」というふうに変えさせていただいたというのが一つでございます。それと18歳の皆さんの集まりという、何かイベントというご質問もあったところでございますけれども、受験生というところもありますことから、今のところ予定はしておらないところでございますけれども、先ほどお話ししました「成人のつどい」で代表の方を含めた18歳の皆さんとの語る会とか、そういったこともこれから取り組んでいけるのかなというふうに思っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 私もこの質問をするに当たって、少し私の周りの成人式を迎える何人かにちょっと聞いたのですけれども、やっぱり140年も二十歳が成人だったわけですから、皆さん18歳とか19歳で成人を迎えるなんてという感じで、やっぱりどっちかというところ、

二十歳でやりたいという感じの意向がすごく多かったのも事実なのですが、ただやっぱり成人して、本当の意味の成人してから2年もたって、「二十歳のつどい」をするということだと、成人式というのは、本当に大人になっていってもらうということを促す、すごく意味のある式だと思うのです。それで、昨今は、何か同窓会的な感じだったり、お振り袖を着て、それを披露するみたいな、そういう形骸化した形になりがちなのですが、そこをますます助長してしまうような成人式にならないのかなということをやっと危惧いたしました。

そこでなのですが、18歳選挙権と相まって、今回のことは話があると思いますが、若者の社会参加をもっともっと広げようと、日本社会の活性化を図ろうということで、18歳は、高校を卒業して、自活されて、自立している方もいらっしゃるわけです。そういう方に対して、自己決定権を広げるということもありますし、世界の9割以上の国々では、成人年齢を18歳としているという、そういうことをやっぱり発信していくべきだと思うのです。だから、丁寧な説明が必要なのかなということを考えます。

その意味での成人式をやっぱり18歳で、それで先ほど大学受験とか、就職とかということもありましたけれども、満年齢の18歳の1月がそういう、確かに受験とかに、ちょうどセンター試験、今センター試験と言わないのかな、受験に関わるときですけれども、翌年度の1年以内に式典を行うようなことも考えられるのではないかなということを考えました。それで、確かに今の、私の周りの子どもたちの18歳、成人を迎える人に聞いても、そういうあまり形はないけれども、本当に皆さんが18歳成人ということが町民に定着して、対象年齢を見直すことを考えるようなときもあるのではないかと思います、このことについてのお考えをお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、小笠原佳子議員からは、消費者教育と成人式の、二十歳なのか、18歳なのかということのご質問でございますが、いずれは、今は新成人の集いというのと、「二十歳のつどい」で20歳で、将来は、先ほど答弁の中でも消費者教育でも18歳からできるもの、また二十歳にならなければできないものもお答えをさせていただいたのですが、これはある意味では、移行期間ということで、これはいろんな法律の見直しが見直しがこれからも出てくると思いますので。

そこで、消費者教育については、今私も県民生活センターがあれしている審議会の町村会の代表でメンバーになっておるのですが、お話をお聞きすると、若い人たち、若年者と高齢

者、この方々が消費者トラブルに巻き込まれておるといふことで、やっぱりこういう若年者とか高齢者、そういったトラブルに巻き込まれないような消費者教育、これはもうやっていかなければならない。

それで、先ほど教育長からも答弁あった小中学校、今高校生を主体として力を入れていきたい。県では、県立高校、県立学校と連携しながら、取り組んでいきたい。まさにそのとおりだと思うのです。

それから、もう一つは、いわゆるトラブルに巻き込まれないようにするための未然防止と巻き込まれたときの対応策、もうパニックになるのだそうです。そして、慌てていると、相手が凶に乗るわけです。そういうふうにならないような教育が今大事だといふことで、これは今消費者教育は、県が中心になってやっているのですが、市町村もやっぱりそういう窓口、何か困って、トラブルに巻き込まれたら、福祉課の野中課長は、直接ダイヤルインで611—2570ですから、すぐお電話をして、今携帯番号をお知らせすると、これは問題になるので、611—2570に大変なことになった、そうしたらきちんと対応いたしますので、やっぱりそういう未然防止と、巻き込まれて、ああ、大変なことになったじゃといふことの対応、そういう窓口をしっかりと構築していきたい。

それから、政治については、小笠原佳子議員の言うとおりに、これまでは「二十歳のつどい」は、矢巾中学校、北中学校、それぞれ分かれて記念写真を撮って、コロナ禍でないときは、あともうすぐ同級生たちが集まって飲食。ところが、今回コロナ禍で、やっぱりあれなので、できれば「二十歳のつどい」は、これまでのとおりやってもいいと思うのです。18歳は、私は、やっぱりそういう、18歳こそ新成人なのです。そういう若者の社会参加、そういうもので私は、若者と町政でもいいし、何でもいいです、語る会、集いを設けていきたいなど。

今文化スポーツ課長に、それを今考えろと言って、来年の成人式、「二十歳のつどい」だけではなく、そして受験シーズンではなく、できればその前の、受験シーズンとか、就職シーズンの前に前倒しでそれを考えろと、今言っていますので、そして18歳になったときの熱き思いで、町をこういうふうに変えたいとか、私はこういう生き方をしていきたいとか、人に迷惑をかけないように、そういうことの語る会をつくってやっていきたいと。

だから、18歳の新成人の集いは、社会参加、二十歳は、みんなでこれまででお祝いをしてやる集いにしていっていいのではないかと。将来は、恐らく18歳でそういうふうなものに移行されてくると思います。その一つのプロセスの中で町としてはいろんなことを考えていきたいし、メッセージを発出していきたいといふことで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 続きまして、2問目、高齢者支援についてということで、町長にお願いいたします。

1、介護保険サービスによる福祉用具購入費について、受領委任払いの方は、令和2年度10名と伺いましたが、令和3年度は何人で償還払いの方と、それぞれ件数、金額についてお伺いいたします。

昨年9月の一般質問で保険給付について、償還払いから受領委任払いに変更しても給付費は増加しないという答弁をいただきました。このことから、町民の利便性を考慮して、全てを受領委任払いにすることがよいと考えます。今後の方針についてお伺いいたします。

2、改正道路交通法が5月13日に施行されました。防止装置を備えた安全運転サポート車に限定した免許制度や高齢運転者に対する運転技能検査が導入されます。高齢運転者の事故を減らす取組ですが、国によるサポカー補助金も終了しており、町民にどのように周知されるのか、お伺いいたします。

3、京都の京丹後市丹後地区は、日本海に面した人口7,000人の地区です。この地区では、急速に過疎化が進み、鉄道やバスなどの公共交通が減少する中、病院に通うことさえ一苦勞のお年寄りを何とか助けようと、住民が自家用車を使い、日本初の「住民タクシー」が運行されております。通常事業免許なしでの有料運送は、道路運送法違反になるそうですが、過疎地の特例措置を使って、地元のNPO法人が運行しております。お年寄りの移動手段の支えとなっております。このようなライドシェアを当町でも推進できないか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 高齢者支援についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、令和3年度の介護保険サービスによる福祉用具購入費に係る受領委任払いはございませんが、償還払いは77名で、その給付費の総額は193万5,200円となります。福祉用具の購入費の受領委任払いは、現在矢巾町介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任に関する取扱い要綱に基づき、要介護等認定を受け、福祉用具購入等を必要とする介護保険料所得段階が第1段階から第5段階の方を対象としております。

しかしながら、近年本町において、高齢者のみの世帯が増加していることもあり、介護保険サービスの利用に当たり、可能な範囲で手続の利便性を考える必要があると捉えております。また、介護保険の保険者として、町は個々の適正な福祉用具購入の確認を行っておりますことから、居宅介護支援事業者からニーズを伺いながら受領委任払い制度を利用できる所得段階による要件を廃止し、要介護認定を受けて福祉用具購入を必要とする全ての方が、受領委任払い、償還払いのどちらも選択できるように検討してまいります。

2点目についてですが、高齢運転者による交通事故を減らす取組につきましては、議員ご指摘のとおり、本年5月13日に改正道路交通法が施行され、75歳以上で信号無視、速度超過等一定の違反歴のある方を対象としたコースの実走による、実際走ってみるものの運転技能検査の義務化や運転に不安を感じるものの、運転を継続したいという方については、より安全な車のみの運転を継続できるサポートカー限定免許の申請が可能となります。

なお、認知機能検査、高齢者講習など、高齢者の運転免許証の更新制度が変わりましたが、町民への周知につきましては、町ホームページへの掲載や広報紙での周知、矢巾町安全・安心の日など、各種イベントを通じて、安全運転サポカー試乗体験やKYT、いわゆる危険予知トレーニング、危険予測トレーニングを活用した高齢者運転者向けの啓発活動を積極的に実施してまいります。

また、交通安全対策関係団体と連携体制の強化を一層図りつつ、今後の高齢運転者による交通事故防止に係る対策を進めてまいります。

3点目についてですが、小笠原議員からご紹介いただきました京丹後市丹後地区の「住民タクシー」の取組ですが、当該地区では、バス、タクシー事業者が撤退し、公共交通空白地となり、移動手段が確保できないことから、NPO法人を設立し、国の特別な認可を受け、地域の交通手段を住民自らが維持している先進的な事例となります。本町では、幸いにも公共交通空白地ではなく、状況も違っており、国の過疎地の特例措置の該当とはなりません。小笠原議員ご提案のライドシェアについては、地域の公共交通を維持するための有効な手段と考えておりますので、今後国の規制動向を注視しながら、検討を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） それでは、福祉用具の受領委任払いについて再度お尋ねしたのは、私がこの一月の間で介護保険サービスの福祉用具を、視力低下の方が、すごく歩行器を自分

としては利用することを希望していた80代の方がいたのですけれども、結局何も手続されなかったりとか、また認知症の奥さんのために、歩行が安定されないので、玄関前で旦那さんが階段に板とかでスロープを作っていたりとか、また本当90代の耳の遠い、私の身近な人なのですけれども、できれば介護保険を申請したらと言っても、まだいいからと言って、全然されないとかという方が、本当にこの一月ぐらいの間で3人ぐらいの方に接して、本当に自分で工夫したり、他人に頼らず、自分のことは自分でということ、すごく立派であったりとか、東北の人の我慢強さとか、何かそういうようなものを見たような気もしたのですけれども、何かやっぱり矢巾町で介護保険のことにに関して、使いつらくて抑制しているような感じが、抑制って変ですが、遠慮されているのかなということ、すごく感じたことがありました。そして、自分が、去年の9月にそういう受領委任払いにはできないのかということ、聞いたときに、何となく検討してくれるみたいな感じでしたけれども、特に変更はなかったので、再度ちょっとしてみようかなということ、させていただきました。

それで、これは2018年のデータなのですけれども、介護保険の給付費の伸びが全国平均45.6%に対して、矢巾町は17.3%ということが日経新聞に出たのです。去年の8月だったと思うのですけれども、この新聞の記事から町長が答弁したのが、東北6県の227の7番目に、いわゆる東北で高齢者お1人当たりの介護給付費の伸びが低い市町村で7番目に該当するということ、と言われて、今後ますます要介護の方々が増えていく中において、今言う本当に住宅改修、それから福祉用具、このことについては、もっと前向きに取り組んでまいりたいなど、こう考えておりますので、そしてこのことを私どもは、今なかなか施設介護から在宅介護にシフトしていく中で、在宅でお家にいていただくために考えたいというような答弁だったので、いいのかなと思って、すごく喜んだのですけれども、今回、そして、ただ答弁をいただいたら、令和3年度の福祉用具の受領委任払いはゼロ人だったということで、ではやっぱりニーズがないということで、皆さん使うべき人は使った後なのかなとか、自分でもちょっと分からないなということ、を一般質問した中で思ったのですけれども、すみません、この受領委任払いを選べるようにするというところについてのお考えを再度お伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町長答弁にもございましたが、検討するというような書きぶりになっておりますけれども、できるだけ利用者の皆さんが使いやすいような形に進めてまいりたいと私どもは考えてお

りますので、それにはちょっと要綱等の整備も必要かと思っておりますので、そこに若干時間を要するかもしれませんが、できるだけ利便性がいいような形に前向きに考えていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 併せてお答えさせていただきますが、これからは福祉用具は、高齢者または障がい者の方々が増えてきますので、そういうことを考えたときに、使い勝手を考えていかなければならない。そして、何よりも要綱で、第1段階から第5段階ということにしておったのですが、やっぱり障がい者とか、高齢者の方々のそういう利用するときに、公平性の確保というのが非常に大事なわけです。そういったことで、そういう要綱を改正すれば実現できることですので、だからそのところは、これから償還払いでもいいし、受領委任払いでも、これは選択は利用者の方にあれですが、今後どんどん増えるときに、そういう歯止めをするのではなく、使い勝手のいい、そして公平性も確保できるようにしっかり取り組んでいきたい。だから、今度の支払いの方法ばかりではなく、いろんな取組をもう一度洗い出しをして、そういうことがないのか確認しながら、前向きに取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） それでは、サポカーの限定免許についてちょっとお聞きしたいと思っております。

衝突被害を軽減する自動ブレーキ装置やブレーキと間違えてアクセスを踏み込んだ急発進を抑える装置を搭載した普通自動車しか運転できないというのが、サポカー限定免許なのですけれども、この免許は、更新時に申請すれば、交付されるということで、切替え後にサポカー以外を運転した場合は、違反点数が2点ということで、やっぱり結構厳しいものなのだなということを感じました。警視庁によりますと、2021年自動車やバイクで75歳以上の運転者が起こした死亡事故は346件、2021年だそうです。事故全体に占める高齢者の割合は、過去最高の15.1%となっております。自動車による死亡事故の原因を見ますと、ハンドル操作の誤りやブレーキとアクセルの踏み違いなどが最も多かったようです。新たな制度によって悲惨な事故が減少することを期待したいと思っております。

そこでなのですが、矢巾町における高齢者の自動車の事故の件数と、あと免許返納の方の

年代と件数をお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

事故の内容、事故の形、年代については、把握しておりませんし、ちょっと公表できないものだと考えておりますので、お答えいたします。

（「免許返納の」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） 失礼しました。お答えいたします。申し訳ございません。

免許返納の人数でございますが、平成27年からでよろしいでしょうか。平成27年が19人、平成28年が38人、平成29年が72人、平成30年が57人、それから令和元年86人、令和2年が76人、それから令和3年が79人ということで、平均しますと、大体65.8人ということです。

それから、令和4年度につきましては、ちょっと令和3年度と人数がかぶるのですけれども、令和4年1月1日から6月6日までの間で11人の方が返納されているという状況でございます。

すみません、以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） やっぱり今お聞きしても、本当にたくさんの方が免許を返納されているのだなということをまた改めて感じました。それで、実際に当町では、やっぱりマイカーが生活の足だと思います。農業をするにも、買物に行くにも、免許を手放せないのが本当、そうなのかなということを思うのですが、高齢の運転者にとって、安全性の高いサポカーに限定した免許は、すごくいいのかなと思ったのですけれども、これをちょっともう少し見てみたら、後づけの車は対象外ということなそうで、2020年以降に製造された新しい車のサポカーでなければ、限定の免許を申請することもできないそうなので、ちょっとやっぱりハードルが高いのかなということを思いまして、本当に高齢者にとって使い勝手のいい移動手段はないのかなということで、私はファミサポで習い事をしているサッカーに行く子を東小学校の児童館から都南のグラウンドのところへ送迎をしているのですけれども、このような制度が高齢者移動に、例えば通院だけとか、そういうふうなことではできないものなのかなということを思ったのが、これを調べた一つのきっかけなのですから、やっぱりそう

いうことはできないわけなのではないでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ライドシェアの関係というふうに解釈してよろしいでしょうか。

（何事か声あり）

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） ライドシェアなのですけれども、相乗りとか、配車サービスを指す言葉のようなのですけれども、大きく分けて4つに分類することができて、まず純粋な相乗りサービスというのが1つ、多人数乗車できる車両を持った相乗りサービスが1つ、ヒッチハイク型の相乗りサービスが1つ、あとは議員に紹介いただいた京丹後市のような有償のライドシェアサービス、これが1つというふうな感じなのですけれども、まずそれぞれメリット、デメリットなりがあるのですけれども、いずれ矢巾町に関しましては、タクシー事業者があるという点で、どうしても交通空白地ではないということで、これは昨日の赤丸議員さんとの答弁とも直結する部分はあるのですけれども、どうしても国土交通省からの許可というのを頂戴することはできないわけなのです。それで、なかなか住民タクシーにする部分、そしてライドシェアの部分に関しましても、矢巾町では、ちょっと今のところは残念ながら取り入れて、ないしは事業者、NPOさんでも何でもいいのですけれども、事業者が立ち上がってやることというのができないというふうな状況でございます。

なので、町長答弁にもありましたとおり、道路運送法の状況を見ながら、もし改正があった際には、着手するような形で準備等を進めたいと思っておりますが、今現在ではできないということで、ご了承願いたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 今2つのことを、1つはサポートカーの限定免許、このことについては、やっぱり制度が施行されてから様子を見なければならない。限定免許を取った方は、そのサポートカー以外の車を運転した場合は、罰則規定があるのです。駄目なのです。ところが、私からはじめサポートカーの限定免許で、私軽トラが得意なのですが、軽トラに乗ったりすると、これは駄目なのです。だから、これを周知をして、限定免許が定着するまでに時間がかかると思います。

そこで、今もしそのサポートカー、どういうものが対象になるかということとは、これから私どももしっかり見極めなければならないし、そこであとは年いってからのサポートカーで

あれば、購入よりもリースとか、レンタルとかもあるわけです。そういうときに、町のほうでどのようなお手伝いができるか、こういうふうなもの、これから高齢者がどんどん増えていくわけです。だから、そういう一つの方向性をこれからしっかり見極めながら、対応していかなければならない。

それから、ライドシェアについても、これは京丹後市の一つのモデルなのですが、答弁の中では、これを一つのモデルとして検討していくということにはしておるのですが、今いろんなところでメーカーもカーシェアリングのことを考えております。

だから、そういうことももう少し様子を見ながら、検討していきたいなということで、サポートカーの限定免許、ライドシェアについては、もう少し状況を見極めながら、対応してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、次3問目もあるわけでございますが、ちょうど12時を回りましたので、ここで昼食のための休憩といたします。

再開を13時、午後1時といたします。よろしくをお願いします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

休憩前に引き続きまして、小笠原佳子議員の一般質問を行います。

次に、3問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 質問3、学校給食の現下の状況について、教育長にお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症の長期化、そして本年2月末以降のウクライナ危機により、原材料価格が値上がりしています。4月には、輸入小麦の政府売渡価格を平均17.3%値上げしたところでもあり、食材費の値上がりが一層懸念されております。そこで、以下お伺いいたします。

1、学校給食の食材調達の現状と食材費を現在1食幾らで計算し、予算を見積もっておられるのか。また、予算への影響など、今後の見通しについてお伺いいたします。

2、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについての中において、物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減という項目が追加されております。物価高騰による給食費値上げを抑えるため、地方創生臨時交付金を活用できるとするものであります。本町においても、活用すべきと考えますが、お伺いいたします。

3、今般の食材費価格の高騰は、輸入食材に頼る状況に起因するものであります。地域地元産の食材、特に農協で規格外の野菜の利用等を拡大することによって、供給の安定化が図られるとともに、地域農業の振興や食育の観点からも有用と考えますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 学校給食の現下の状況についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、学校給食の食材は、町内産をはじめとした国内産の生産物を取り扱う業者と協定を締結し、購入しております。可能な限り地元産食材を使用するよう努めておりますが、季節によっては生産されない食材もありますので、肉や魚なども含めて県内産、国内産を中心に調達しているところであります。

また、食材費については、1食当たり小学生が273円、中学生が314円で計算しており、これまでのところ必要なカロリー量を確保しつつ、予算の範囲内での給食提供が可能なものと見込んでおりますが、今後の物価高騰状況等の動向を注視し、適切に対応してまいります。

2点目についてですが、現時点では、今般の物価高騰による影響が給食費の値上げを検討すべき状況にまでは至っておりませんが、光熱水費等においては、原油価格の高騰等による値上げも懸念されておりますので、今後の動向を注視しながら、活用できる交付金等の導入についても検討してまいります。

3点目についてですが、規格外の野菜を調理する過程においては、野菜の規格がふぞろいとなることから、作業効率の低下が懸念されますが、品質に問題なく、加工して提供いただくことや、市場価格より安価で安全性が担保されるなど、経費が削減され、引き続き安全な給食提供が可能と判断できれば、調理委託業者と協議しながら、対応を検討したいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） それでは、1問目の再質問ですが、小学生が273円と、中学生が314円

で、必要なカロリーを確保しつつ、安全で安心な給食を提供いただき、関係各位の皆様へ敬意を払うとともに、感謝申し上げます。現時点では、今回の物価高騰による影響が、給食費の値上げを検討する状況ではないということで、その部分はよかったのかなと感じておりますが、業者と協定を締結し、購入しているという、このところで、値上げに影響が即ないのかなということを思いますので、ここをもう少し具体的に教えていただきたいと思えます。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

給食の食材につきましては、業者と委託し、農産物も含めて納入をいただいているわけですが、さらに直接農業生産者の方々とも契約させていただいて、納品いただいております。ところでございまして、納品されている農業生産者の方は、今年度は20名になっておりまして、町内の方が18名、町外の方が2名ということで、紫波の方、盛岡の方、それぞれ1名ずつという状況となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 何か今ちょっとお聞きして、そんなに農業生産の方も関わってくださっているのだなということを改めて知りましたが、やはりどうしても冷凍食品だったり、輸入食品とかを使うこともあると思うのですけれども、その割合というのですか、どのぐらいの頻度で食材としてそういうものを使うのか。

また、やはり今お聞きした273円、314円、決して高額な金額ではないと思うのですが、この限られた食材費の中で献立を作られる栄養士の方は、とてもご苦労されていると思うのですが、何か栄養士さんのほうからのお声を、もしよろしかったら紹介していただきたいと思えます。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

今般の食材の高騰の対応といたしましては、本町の調理場に置き換えた場合、特に感じますのは、平成18年度に、いわゆる各学校での給食、直営方式から集約化、センター方式に変えたわけでございますが、その当時からの考え方として、地産地消の推進、安全な食材の提供ということで、これまでもずっと地産地消にこだわってきたところが、そういう輸入物

とか加工された冷凍食品とか、そういったものをなるべく少なく給食の食材として選定してございますので、他の給食センターに比べると、本町の場合は、影響が少なかったというところは、実情かなというふうに思っております。

ちなみに農産物の状況を見ますと、令和3年度の実績でございますが、いわゆる地産地消率の町内産割合が54.4%でございます。町内で確保できない場合は、できるだけ県内産ということで、県内産での割合につきましては70.2%でございます、農産物。ただし、給食全体になりますと、どうしても揚げ物とか、冷凍食品も入ってくるわけでございまして、全体における町内産割合、野菜だけではなく、全部ひっくるめると22.1%、県内産の場合は85.0ということで、それ以外の、どうしても外国から入れなければならないものもありますけれども、本町といたしましては、地産地消をずっと目指してきたところもあって、少ない状況となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 今本当にそういう地産地消の取組は、ずっと平成18年度以降からやっているということをお聞きして、やはりすばらしい伝統ある学校給食だなということを感じましたが、直営方式のときに、給食に野菜を出されていた方から聞いた話なのですけれども、枝豆なんか、豆が3つなければ、調理場では引き取ってくれないと。また、大根にしても、そういうふうに野菜に関して、どうしてもそういうふうに規格が厳しいということでした。それで、昨日の村松議員の質問の中で、直営方式から委託にしたことによって、人員体制の確保が順調に図られて、作業動線とかの作成も、運用もすごく担ってもらえて、効率化が図られているという答弁でしたので、ぜひそういう手間のかかるような野菜、ふぞろいで作業をされる方にとっては負担だと思うのですけれども、そういう食材をあまり厳しく検品することなく、取り入れていただけないのかなということで、お考えをお聞きしたいです。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

先ほど20名の農業者の方というお話もあったわけでございまして、その農業者の方々とは、連絡会も行っておりますし、実際に生産者の方が、各学校の給食の状況も訪問して、子どもさんたちがどのような食育で給食を召し上がっているとか、そういったところも目の当た

りにしていただいておりますので、ふぞろいな部分の検品とか、そういったところは極力発生させないように連携を深めながら、対応させていただきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） よろしく申し上げます。

それで、町営方式から委託方式に変更したことによりまして、実際に食べる生徒さんたちに、給食に対する評価とか、アンケートみたいなことを取られたりはするのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えさせていただきます。

まさしく食育の一環としまして、栄養教諭が中心となって、それぞれ献立の作成、そして学校を訪問して、児童生徒の給食の状況を見ながら、食育指導も行っておりますので、いずれ委託方式に変わったわけですけれども、それ以外の部分は、今までどおり食育の充実については、継続的に取り組んでおりますので、今後もそこら辺は、残食の関係も指導しておりますけれども、対応を継続してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） では、そういうことで、しっかり子どもの状況も見ていただいているということで、安心いたしました。それで、また小学生と中学生のお子さんがいるお母さんから前に言われたことがあったのですけれども、私は30歳の息子がいるような母親なのですけれども、何か自分の子どもが小学校に行っているときよりも、お弁当持参の日が多いなというのをちょっと自分としては感じているのですけれども、それで、小学生と中学生の子どもがいると、弁当を持参しないといけない日にちが必ずしも、学校の行事とか、そういうことなのかもしれませんが、やっぱり一緒ではないそうなのです。そうすると、やっぱり別々に、同じときもあるけれども、別々のときも結構あるということで、いろいろふだん給食で本当にありがたいと思っているけれども、できるだけ同じ日で設定してもらうことはできないのかということ聞いたことがあるのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

学校給食の提供につきましては、小中学校、それぞれ170日と171日ということで、規定で定めてございますので、学校行事の都合で給食の日が変更になったりすることがあっても、その日数は、きちんと保障するような形で対応しておるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 小中学校一緒にできないかと、そういう質問。

村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） そのことにつきましては、学校現場とも協議しながら、ちょっとこの場ですぐやれますというところは難しいかと思しますので、持ち帰り検討させていただきたいと思しますので、ご理解を願いたいと思します。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 学校現場にいた者としてお答えさせていただきます。

小学校と中学校で、どうしても行事が違う場合がございます。これは、修学旅行であったり、そういったもの、野外活動とか、そういった場合、小学校だけの場合は、どうしても小学校だけのお弁当の日になりますし、中学校だけというのもありますし、町内全体での研究会とか、そういったときは、全部の小中学校、先生方、午前授業なので、その日はお弁当とかというのものもあるかもしれませんし、ということで、そういったこともありますので、ご理解願うということで、これは説明、そういうことで、保護者の皆さんにご理解願うということで、よろしくお願ひしたいと思します。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） では、最後の質問なのですけれども、本当に学校給食は、家庭で不足しがちなカルシウムとか、栄養素を補うためのメニューで、薄味の習慣化とか、脂肪を多く取り過ぎないようにするとか、生活習慣病などの予防とかに配慮して、本当に限られた予算の中で工夫して、本当においしくて魅力のある学校給食を作っていただいているというふうに思っております。そういう給食をしっかりと食べることで、子どもたちも元気な体がつくられて、また教室でみんなと一緒に食べることで、食事の楽しさとか、大切さも学びながら、そうやってみんな私たちも育ててきてもらったのかなということを感じておりますが、

やっぱり最近のコロナ禍、学校給食の様子とかは、今までと変わっているのでしょうか、そのところを伺って質問を終わりにします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

コロナ禍における学校給食の様子についてのお尋ねでございますけれども、ご案内のとおり、先般、しばらく前まで県の緊急事態宣言もあったわけでございまして、ルールといたしましては、解除後もそうなのですけれども、給食のときは当然マスクは外すのですけれども、黙食ということで、話は、会話は控えながら、給食を取っていただくということになっていきますので、そういうことから鑑みますと、これから学校訪問でいろいろ食育指導もするわけですが、やはりコロナ禍での、ある程度解除されてはいるわけですが、感染対策の徹底、継続という面からは、どうしても従来のような形での食育指導なり、給食の様子もそのとおりだということをご理解いただきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は、よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で3番、小笠原佳子議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは次に、7番、高橋安子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（7番 高橋安子議員 登壇）

○7番（高橋安子議員） 議席番号7番、町民の会、高橋安子でございます。

質問の1つ目といたしまして、ギャンブル等依存症の実態と対策について、町長と教育長にお伺いいたします。

ここ数年ギャンブル等依存症が原因で発生した事件を耳にすることが多くなっております。依存症とは、アルコールや薬物だけでなく、競馬や競輪、パチンコ、ゲームなど、多くの依存があります。年代的にも広く、子どもたちの場合は、ゲーム依存が原因で寝不足になり、不登校や、治療が必要なことから入院する事例や痛ましい事件に巻き込まれるニュースも多いと聞きます。

ここ数年は、コロナ禍により、人と接触できない状況からゲーム等の依存症になる人もあると聞いております。ギャンブル依存やアルコール、薬物、ゲーム依存は、治療しなければ

進行し続け、結果的に多重債務や貧困、虐待、DV、ひきこもり、自殺、犯罪等の様々な問題に関連すると考えられ、窃盗や詐欺、企業における金品の横領や強盗、殺人など、重大事件につながることもあります。

このことから、国では、平成30年ギャンブル等依存症対策基本法が制定され、令和3年9月1日から施行されました。これにより、一般の人にも広く依存症問題に関する関心と理解を深めるため、毎年5月14日から20日までの1週間は、ギャンブル等依存症問題啓発週間が設定されております。また、2019年世界保健機構（WHO）がゲーム障害を病気として認定しております。県では、基本法に基づき、岩手県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定し、今年7月全国ギャンブル等依存症家族の会とギャンブル等依存症問題を考える会の共催で、当事者や家族の体験談を通しての相談会や勉強会を岩手で初めて開催すると聞いております。このことから、以下お伺いいたします。

1点目、岩手県精神保健福祉センターでは、毎年300件前後のギャンブル依存症に関する相談があるとのことですが、本町での依存症に関する相談件数は、どのくらいあるのでしょうか。また、年代別、性別、内容については、どのようになっているのか、お伺いします。さらに、相談は、本人からの相談が多いのか、また家族からの相談が多いのか、お伺いします。

2点目、依存症の相談対応は、どのようになっているのか、伺います。

3点目、依存症は、医療機関の治療が必要とのことですが、本町と医療機関との連携があるのか、お伺いいたします。

4点目、昨年7月町政調査会の議員研修でせいわ病院、智田院長を講師に迎え、ゲートキーパー養成講座を受けた際、小中学生がゲーム依存で入院するケースがあるとのことがありました。本町の実態はどうか、お伺いいたします。

5点目、本町では、小中学校児童生徒、保護者等を対象に、「こころの健康教室」や「SOS出し方教室」を実施しているが、その効果があったかどうか、お伺いいたします。

6点目、県では、ギャンブル等依存症対策基本法に基づき、令和3年度から令和5年度までの3か年計画で対策を推進するとのことですが、本町との連携体制は、どのようになっているのか、お伺いいたします。

7点目、全国にギャンブル等依存症家族の会は28か所あり、東北では青森県、秋田県、宮城県、福島県にございます。岩手県でも今年初めて7月に家族の会が開催されるということでございます。全国的な組織としては、依存症からの回復と社会復帰をサポートする一般社団法人グレースロードという団体があり、この団体から本町で空き家などを利用して、同様

の施設を開設したいとの要望があると聞いておりますが、受け入れる考えがあるかどうか、以上7点についてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 7番、高橋安子議員のギャンブル等依存症の実態と対策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、ギャンブル等依存症に関する直接の相談はありませんが、生活困窮の相談において、ギャンブル等が生活困窮の要因になっている相談は、昨年度、いわゆる令和3年度には2件あります。

2点目についてですが、ギャンブル等依存症に対する相談は、福祉課生活相談担当係で随時行っているほか、精神科医師による「こころの健康相談」を実施しております。また、専門機関として、岩手県精神保健福祉センターで実施をしております。

3点目についてですが、岩手県に依存症の専門医療機関はありませんが、相談者の状況に応じて、精神科などの医療機関と連携し、対応しております。

5点目についてですが、本町では、小中学校で「SOSの出し方教室」を開催するとともに、保護者を対象に「こころの健康教室」を開催しております。この教室によって、命の大切さやストレスへの対応の仕方、困ったときの相談の大切さを伝えるとともに、最近子どもたちの課題となっているゲーム依存などの現状を精神科医師から講演をさせていただいております。受講した方からのアンケートでは、大変参考になったとの声をいただいております。気づきや傾聴の大切さが浸透してきているものと認識をしております。

6点目についてですが、岩手県では、ギャンブル等依存症対策基本法に基づき、令和3年、昨年3月に、岩手県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定しております。本町におきましても、県と連携して、相談を受けながら、情報共有して、依存症の予防及び依存症からの回復を支援してまいります。

7点目についてですが、依存症からの回復と社会復帰には、サポートする自助グループが重要な役割を果たしていることは認識しておりますが、空き家の利用については、周辺住民のご理解も大切でありますので、慎重に検討してまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、ギャンブル等依存症の実態と対策についてのご質問にお答えいたします。

4点目についてですが、現在本町では、小中学生がゲーム依存のため入院するケースはありませんが、ゲーム依存により、昼夜逆転の生活が要因となり、不登校となるケースが認められております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） ギャンブル依存と鬱病、自殺は密接な関係があるとも言われております。ギャンブルについて、近年はネットギャンブルが主流とのことでもございます。岩手県の精神保健福祉センターでのギャンブル相談件数は、令和2年度401件、令和3年度は395件もあり、中には20代から30代の若者の失踪や自殺企図の背景にギャンブルによる借金問題があったとのことでもございます。ギャンブル依存と鬱、自殺は、密接な関係があるとも言われておりますが、そこで次に、お伺いいたします。

本町での相談件数はないとの答弁でしたが、家族の中に依存症の人がいても、世間体を気にして相談できない状況も多いのではないかと思います。その中で、生活困窮相談で、ギャンブルが要因となっている相談が令和3年に2件あったとのことですが、これは当事者からの相談だったのでしょうか、それとも家族からの相談であったのか、お伺いいたします。また、差し支えなければ、内容等についてもお伺いしたいと思います。

そしてその次に、今はネットの競馬、競艇、オートレースなどが増加しております。また、全国的に話題になった山口県阿武町で臨時特別交付金4,630万円が誤送金された際、僅か1か月足らずでネットカジノで使ったというニュースが、ついこの間ありました。今は、ネットで24時間ギャンブルができる恐ろしい時代でもあります。早い段階で相談につながるような体制づくりが必要と思いますが、どこが相談窓口か分からない人もいるのではないかと思います。周知方法はどのようにしているのか、お伺いいたします。

そして、もう一点、先ほどの答弁の中で精神科医による「こころの健康相談」を実施しているとのことですが、どのような内容で、今まで何人くらいの方が相談しているのか、以上お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、1点目についてですが、昨年相談件数2件ということで、生活困窮の相談の中でのものですが、その中の要因としてギャンブルということがございましたのが、1人は本人から、もう一人の方は母親からの相談でございました。

相談窓口の周知方法でございますが、そういった心の相談等、ギャンブルの関係とか、全体的な相談につきましても、広報等が中心となっております。

あと心の健康相談の関係ですが、今年は年5回予定しております、今までもそういった形で行っておりますが、予約制でありまして、大体1日に2人から3人ぐらいということで、内容については、ちょっとここでは差し控えたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） 周知方法が、今広報でということだったのですけれども、先ほど申し上げましたように、精神保健福祉センターのほうでは、何か20代から30代の若者がすごく増えているというお話もされております。20代、30代の方が広報を見ているかということ、ちょっと見ていない方も多いのではないかなと思うのですけれども、そのほかの周知方法というのは、考えていらっしゃるのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） 質問にお答えいたします。

ギャンブルに限らず、相談関係でございますが、私もちょっと先ほど話せばよかったのですが、町のホームページ等でも困り事相談という形でバナーを設けて行っておりますので、こういったホームページも使って若い世代にも見ていただくように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） 周知ももちろんそうなのですが、こういう相談というのは、なかなか役場の窓口に来て相談するというのは、ちょっと世間体が悪いというか、世間に知られたくないという人が多いと思うのです。それこそギャンブル等でひきこもりになったとか、それから借金で大変なことになっているというのは、なかなか相談できないことだと思うのですけれども、できれば年何回か場所を特定して、広報でなくて、電話が来たならば、その場所を設定してというようなところで、ちょっと違う場所でも相談窓口をつくってはど

うかなと思うのですけれども、そういう考えはないでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） お答えいたします。

確かに身近な方がやっぱり役場に来て、そういった相談というのは、非常に困ると言えばあれなのですが、本人もなかなか行きづらいというところもあると思いますので、今お話あったとおり、ちょっと直接的には、役場で受けるよりも、県民センターとか、そういった方々と連携を取りながら、こちらから盛岡のほうに行ってもらおうとか、役場のほうとえばあれなのですが、町内でそういった場所を設けて、相談する方に来ていただくというようなやり方も、ちょっとこれから検討させていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） ぜひそのようにお願いしたいと思います。結構話を聞きますと、困っているとか、何か親御さんが、そのお金を払っているというようなことを、子どもに代わって借金を払っているということも時々聞くことがございますので、ぜひそういう窓口をつくって、来やすいような形で相談を受けていただければと思いますし、また県のほうとも連携を密にさせていただければと思いますので、よろしくお願いします。

次に、小中学校で実施している「SOS出し方教室」や「こころの健康教室」は、本町ほど回数を重ねて何度も行っているところは、各市町村でも少ないのではないのかなと思っています。昨日の質問にもありましたけれども、以前の北中の関係で、それもあって、もうすぐ教育委員会の方たちは、気持ちがそちらのほう、何も起こらないようにという気遣いから、そういう「SOS出し方教室」等も重ねていらっしゃるのではないかなと思いますし、本当にそれは貴重な機会だと思いますので、ぜひ続けていただければと思います。

ただ、ちょっと見たところによりますと、そのSOSとか、こころの授業、これは中学校であれば1年生が対象ですか。それから、小学校であれば2、3年生ぐらいという「SOS出し方教室」等もやっていたらいいと思います。それから、ゲートキーパーの養成講座等を含めると、2018年から2021年の12月までで、大体30回ぐらい実施しているのです。それで、今後学年、中学校1年生に続けていく予定でしょうか。今は、1年生のほうが難しい年頃かなというのもふと思いましたけれども、私たちのときには、中学校2年生が一番難しい時期だということをよく言われていました。やっぱり2年生になると、部活のこととか、受験の

ことでも悩みが多くなる時期だと思いますので、2年生に対しても、こういう心の授業みたいなものがあればいいのではないかなと思いますし、それから小学校についても、小学校は毎年全校ではないわけですね、1校か2校ぐらいを対象にやっているようなのですけれども、今後もやっぱりこういう形で2校ぐらいずつやっていく予定なのでしょうか。それとも、できれば全校にこういう「SOS出し方教室」等を実施していく予定なのか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えいたします。

現在1年生を対象に行ってございました。これにつきましても、今お話があった2年生ということもありますので、これは学校と協議しながら、進めさせていただきたいと思っておりますし、小学校のほうですけれども、去年は、まず1校行いました。今年度につきましては、徳田小学校と矢巾東小学校を予定してございます。学年につきましては、学校のほうとプログラムというか、授業の関係もありますので、そのところは調整をしながら、検討させていただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 今高橋安子議員からギャンブル依存症の実態と対策についてご質問をいただいておりますが、そこで私は、身近なギャンブルというと、まずパチンコとか、競馬、今は給付金をもらってカジノにお金を使い込んだとか、もう本当にいろんなケースがある。それで、実態は、先ほどうちのほうでは、いわゆる相談がないということなのですが、実態は、隠れた、いわゆる表に現れない、そして家庭崩壊とかにつながるような依存症を通して、いろいろな課題なり、問題はあろうと思うのです。

そこで、今実は来月1日から社会を明るくする運動、社明運動が始まるわけです。これは、犯罪者を出さない、犯罪の防止または犯罪者が出た場合の矯正とか、更生保護、まさに今安子議員がお聞きしているのは、更生保護のことなのです。だから、そういうところから、やっぱりこれから相談しやすい環境づくりとか、そういうものをしっかり構築していかなければならないと。

そしてもう一つは、私も過去にそういった矯正の、いわゆる立場から本町にも森山公園とか、今年は、ここまでお話しいいかどうか、今月下旬、県道不動盛岡線で、ぜひ来て、そういった社会更生、何とか立ち直りたいと、社会に協力できることがあればということで、

やっぱりそういう人たちを救っておあげする機会、またはそういう場所を考えていかなければならないと思うのです。だから、そういったいろんな環境に負けない、またそういうふうなのをばねにして、やはり何としても依存症を乗り越えていくような体制整備を本町としても考えていかなければならないのかなど。

私、お聞きしたところによると、今月26日、町の公民館でこのギャンブル依存症の、いわゆる回復支援についてという何か勉強会、更生保護の方々がおやりになるという情報をお聞きしたのですが、やっぱりそういう、いかにしてギャンブル依存症から回復、それを支援して、サポートしてやるか、それが行政にも求められておると思うのです。だから、そういうことをしっかり一つ一つ丁寧に対応しながら、できるのであれば、依存症から脱却できる、そして犯罪につながらないような、やはりそういう環境づくりを本町でもしっかり取り組んでいきたいと。

そのためには、関係機関、団体が一丸となって、総ぐるみで社明運動とか、そういうときだけではなく、本当に総ぐるみで対応してまいりたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） 本当にそういう気持ちで私も日々思っております。それとちょっと違うのですけれども、今度小中学校のことでちょっとお伺いしたいのですけれども、今スマホ等は、学校に持ち込みがいいことになっていきますか、今も駄目ですか。何かちょっと私の聞き違いだったかもしれませんけれども、一時もう全部禁止だったのが、今学校に持ってもいいのだよというような話をちらっと聞いたことがあったものですから、もし学校に持っていけるとすれば、学校のほうでそういう事件、問題等を起こしたことがなかったかどうか。

あるいはスマホでも十分よく使えば、位置情報が分かるとか、変な人に声をかけられたときに、すぐ通報できるとかといういい面もたくさんあるのですけれども、ニュースに出てくるのは、悪いほうのニュースばかりなのです。もし、これが原因で、ゲーム依存とかも原因で不登校になっている児童生徒は、どのくらいあるのかなということがちょっと気になっております。

令和2年度末の不登校児童生徒数は、小学生が3人、中学生が18人ということでございましたが、3年度はどのくらいになっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

まず、スマホ、児童生徒が学校に持ち込むことについての取扱いでございますが、保護者の皆様には、できるだけ持たせないようにというところはお願いしておるわけですが、ただそういう位置情報とか、そういったところもありますので、持ってきている生徒は、当然いるところがございます。スマホをお持ちの場合は、使用時間の制限であるとか、フィルタリングの活用など、子どもと親御さんとでルールをきちんと決めて使用していただきたいということをお願いしておるところでございます。あとは、あわせて、スマホのルール、そういったところもモラルのきちんと保てるような、そういう部分について研修会も行いながら、対応しておるところでございます。

なお、不登校児童生徒の数でございますが、令和3年度の数値でご報告いたしますと、小学校が10名、中学校が25名、計35名、これは30日以上欠席の不登校児童生徒数となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） この不登校の児童生徒について、そういうゲーム依存とかが原因でということは、把握はしていないですか。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

先ほど申しあげました不登校児童生徒の中で、こちらで把握しているのは、2名の児童生徒がゲーム依存、ゲーム依存が原因というのではなく、いじめで不登校になって、その後ゲーム依存になった方が1名、あとゲーム依存で不登校になったのが1名という、こちらで把握しているのは、そういう状況ですが、もっと中には、見えないところでもあるのかもしれませんが、把握している数字といたしましては、今申しあげたとおりでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 私のほうからもお話をさせていただきますが、不登校関係、今課長のほうが答弁しましたけれども、ゲーム関係、ゲーム依存で昼夜逆転になって、そこから不登校、様々なそのほかにも家庭状況とか、いろんなことがございます。これは、そのケース

・バイ・ケースによって相談体制を取っておりますし、学校のほうでも対応しております。でも、なかなかコロナ禍の中で、家に籠もってしまったということで、そちらのほうをよしとしてしまっている部分が子ども自身にあったり、あるいは親がそれをどうすることもできないということもありますので、こういったのは長期的になると思いますけれども、いずれ様々な形でカウンセリングをしているというのが現状でございます。

なお、先ほど2名というふうなことでありましたけれども、課長が話したとおり、2名以外にもそれに近いものはたくさんいるというのは、現状でございます。でも、その中でも学校には来ている子どもがいる。でも、危ない、グレーゾーンの子どもがいるというのは、そのとおりでございます。ということで、私のほうからの説明とさせていただきます。

もう一つありました、申し訳ありません。スマホですけれども、これは原則禁止にしているのです。でも、所持率は高いのです。なので、そういう場合には、家庭の責任でということで、やっているのが現状でございます。これだけはやっぱり守っていただきたいということで、それは言っています。ですから、そのために、もし持たせるのであれば、こういうふうな約束をしてくださいとか、子どもとの約束ということをちゃんとやってください。フィルタリングをしてくださいということを行っています、それができない家庭が、様々なトラブルを起こしているというのも現状でございます。

ということで、私のほうからの説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） 本当に今私も耳にするところ、小中学生、ゲーム依存というのがすごく多いというふうに聞いていますし、逆に今度子どもたちではなくて、家庭でお母さんがそういうギャンブル依存になってしまって、子どもに影響が出たという話もあるようです。ちょっと難しい世の中だなというのを私も痛切に感じております。

先ほど町長からも答弁いただきましたけれども、ギャンブル等依存症について県と連携して、依存症の予防及び依存症からの回復を支援していくという力強い答弁をいただきました。この依存症の回復や社会復帰には、サポートする自助グループが重要な役割を果たしております。また、ギャンブル依存のほかにも、身近な問題として、アルコール依存というのがあります。例えば職場や家庭で嫌なことがあり、鬱病状態となり、アルコール依存になる人がいます。依存症を治療するために、何度も入退院を繰り返しており、入院中は、当然アルコールは切れませんが、退院と同時にまた酒に走る、病院と自宅の往復では、完治することができ

ない状況が10年以上も続いており、家族も悩んでいるという話も聞いております。

全国に数か所ある一般社団法人グレースロードという自立支援施設は、このような各種依存症の立ち直り支援に携わっている施設でもあるのだそうです。山梨県の施設には、岩手県警察に勤務していた警察官が早期退職をして、ギャンブル依存やアルコール依存、薬物依存から立ち直ろうとする人たちの手助けをしたいとの志を持ち、家族を岩手に残し勤務しております。彼は、今依存症に対する社会の正しい理解がなく、適切な支援や治療がなされていないと感じているということも話しております。彼らは、小さい頃から他人からの感謝や褒められるということがなく育ってきたのだそうです。この施設の入所者が、先ほど町長の答弁にもちらっと出てきましたけれども、昨年7月、森山のヤマユリの植樹及び展望台の掃除に参りました。そのときに、参加者から、町内の方から、「助かったよ、ありがとう」と言われた感謝の言葉がすごくうれしかったのだそうです。そして、帰りの車の中でも、何度もこの話をしていたということを聞いております。確かに、このような人たちが暮らすことに地域としての不安があるのは避けられません。しかし、立ち直ろうとする人がいたら、支援の手を差し伸べる人がいるのも必要ではないかと思うのです。

ギャンブル等依存、アルコール依存または薬物、ゲーム依存は、治療しなければ進行し続け、結果的には多重債務や貧困、虐待、DV、ひきこもり、自殺、犯罪等の様々な問題に関連すると何度も申し上げておりますように、そういうことが多いのだそうです。私たちの町、矢巾町から依存症に苦しむ方が出ないようにするためにも、相談体制を整え、関係機関、医療機関との連携がスムーズになるような仕組みづくりを目指していただくよう要望して、私の質問は終わらせていただきますが、最後にもう一度町長の見解をお伺いいたしまして終わりにしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

先ほど申し上げたとおり、ギャンブル、薬物、ちょっと耳が痛いのは、アルコール依存ということで、私もこの3つのうち、特にアルコール依存、その結果、体調を崩したりして、今反省しておるのですが、いずれ何の依存症で、主語は何であろうが、依存症は、やっぱり断ち切らなければならない。それで、私も間違っておれば、こういうケースの一つの大きな問題になっておったのではないかなど。だから、そういったことで、先ほどこういうことに負けないで、これをばねにして社会復帰してほしいという思いは、どこかに相通ずるところがあるわけがございます。そういった意味で、本町でもできることはあるので、お手伝いし

たいなということで、私どもとすれば、何か依存症であれば、すぐ犯罪に結びついたり、そうではなく、予防の対策をしっかりと講じていただく。

今スマホ依存とか、子どもたちも、今もうこれは依存症というのは、認められたわけです、国際的にも認められて、だから人ごとではないのです。我が事として取り組んでいかなければならない。そのためには、やっぱりこういう依存症の方々について、理解しておあげ、理解促進と、そしてどのようにして支援をしてやっていくことができるか、サポート体制、これをしっかりと構築していきたいなど。

だから、本町といたしましては、特にもこういうことには前向きに取り組んで考えていきたいと、こう思っておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 再質問はなしと。

それでは、高橋安子議員の一般質問の最中ではございますけれども、時間も大分経過しましたし、ちょうど切りのよいところでございますので、ここで暫時休憩をいたしまして、再開を2時5分、14時5分といたします。よろしく申し上げます。

午後 1時56分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

休憩前に引き続き、高橋安子議員の一般質問を続けます。

次に、2問目めの質問を許します。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） それでは、2問目の質問に入らせていただきます。道路損傷通報システム活用の考えについてお伺いします。

道路の穴ぼこや下水道の蓋が壊れている場合の発見が遅れ、自動車損傷事故が発生し、損害賠償しなければならない事案が多くなります。特に雪解けの季節には、冬の寒さで道路上にできた陥没による破損事故が多くなっております。また、台風等の季節には、街路樹の倒木や側溝の蓋などの損傷も懸念されます。職員によるパトロールや住民からの通報等で対応していると思いますが、それでも回り切れないことも多くあると思われれます。大雪の年などは、深夜を含め、夜間の見回りもあるのではないのでしょうか。

町長は、いつも命の道という言葉が使われますが、岩手医科大学病院のある本町にとって、全ての道が命の道でもあるのではないかと思います。救急車や一般車両が安心して走れる道

路を維持するために、住民の力を合わせて取り組んでもよいのではないかと考えることから、以下お伺いいたします。

1点目、ここ数年で自動車破損事故の損害賠償事案は何件発生し、原因はどんなものが多いか。また、時期はいつ頃が多いのか、お伺いします。

2点目、事故が起こる前の危険箇所等の住民からの情報提供は、どのぐらいあるのか、お伺いいたします。

3点目、町民と行政の協働による社会インフラ管理として、道路損傷通報システムを構築する考えはないか、お伺いいたします。

スマートフォンで報告様式や町内の地図等を掲載したQRコードを読み取り、損傷状況や場所を情報提供いただくもので、このシステムを使うことにより、24時間通報することができます。また、電話による情報の伝達では、場所などが曖昧になることもありますが、地図や写真を掲載することにより、場所の特定や状況の把握が容易にでき、一般住民や高校生等、自転車を利用する人も通報しやすくなるのではないのでしょうか。また、交流人口の多い本町には、毎日多くの方が訪れ、その中には車で来る方も多いため、町独自の道路情報を発信してはどうか。

以上、3点、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 道路破損通報システム活用の考えについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、過去3年間における損害賠償事案は15件発生しており、その原因の大半は、雪解け後に生じた道路上の穴の上を車で走行したため、タイヤを破損したものであります。損害賠償事案の多くは、雪解け後の時期に発生しております。

2点目についてですが、町道や町管理水路等に関する住民等からの情報提供は、過去3年間とも300件以上の情報提供をいただいております、その都度、状況を確認し、対応しております。

3点目についてですが、町内の各現場は、情報をいただいてから速やかに現場を確認できる距離にあることから、これまでどおり役場へ連絡をいただき、その後に現場を確認する体制を継続してまいります。

また、町といたしましても、パトロールを実施し、道路の穴ぼこなど危険箇所の早期把握、早期対応に努めてまいります。

なお、町独自の道路情報の発信につきましては、他自治体の事例等を参考にしながら、今後検討をしてみたいです。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） 過去3年間における損害賠償事案は、15件とのことでございますが、賠償金については、どのぐらいになっているのか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

まず、賠償金の考え方なのですが、夕方5時までについては5割負担、町側が、管理者が5割負担。それで、5時を過ぎますと、やはり暗くなるということで、発見が遅くなるということで、こちら側の負担が大きくなります。それが6割負担という形になってございます。

この15件のうち損害負担はそれぞれでございます。2万8,000円あり、8万円あり、1万7,000円とか、それぞれの負担割合、これはどうしても、その穴に落ちた際に、ホイールまで破損すると、やっぱり高くなると。ただタイヤだけということになれば、タイヤ負担だけでいいよというような示談もございますので、それぞれこの上限はあるということで、ご理解いただきたいと、こういうふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 総額。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） 18万9,000円負担という形になってございます、町負担分です。

（「3年間」の声あり）

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） 大変失礼いたしました。3年間、町の負担割合が6万5,030円という形になってございます。

以上、お答えといたします。

（「15件で」の声あり）

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） すみません、失礼いたしました。ちょっと字が小さくて、大変申し訳ありません。すみません、18万9,630円、大変失礼いたしました。申し訳ございません。

以上、お答えといたします。大変失礼しました。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） これ15件で18万9,630円ということですか、過去3年間、全部合計で。何か時々本会議等で幾ら賠償があったとか出てくるので、もっと大きい金額かなと思っていましたけれども、意外と小さい金額でした。

（何事か声あり）

○7番（高橋安子議員） ちょっと低過ぎるかなと、いいです。また、もし違っていたら、後ほどお伺いいたしますので、よろしくお願いします。

また、町道等に関する住民からの情報提供は、3年間で300件以上ということで、電話連絡が多いと思いますが、1件の通報で場所特定等でかなりの時間がかかるのではと思いますが、また、かなり、どこどこと言ってもなかなか、私たちもそうなのですけれども、町道で何線というのは、なかなか一般の方たちは分からないのです。それで、どごどことどごどこの間とか、曖昧な表現をついついしてしまうのではないかなと思っております。そういう1回の電話時間も結構かかるのではないかなと思いますし、また同じ場所の複数からの提供も多いのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 300件につきましては、毎年300件です。という形になります。そのくらいいろんな側溝だとか、穴ぼこ、穴ぼこだけで300件ではないのですけれども、そういった通報のケースになっています。1回当たりというか、穴が空いてくる場所というのは、大体我々も職員みんなが把握しているところで、大体あの辺といえば、あの辺の穴だなというのから聞き取りを始めるというような感じで進めておりますので、それでその後すぐ現場のほうに直行して対応するというような、側溝の蓋とかの損傷につきましては、今すぐ落ちるとか、そういったものに関してはすぐ行きますけれども、そうでない場合は、後日行ったりとか、そういった形で対応しています。

それで、あと雨降り、確かに冬期間の明けたあたりが一番多いのですが、あとは雨が多く降り続いた後、こういったときには、どうしてもそのひび割れから水がしみこんで、ちょっと浮いたような状態になって、それが一つ外れると、もうどんどん、どんどん外れていくというようなシステムで、梅雨時、あと台風のとて、そういった部分も実際にパンク事故とか、そういったものが起きておりますので、そういったところにつきましては、我々のパトロールの中で、何とかやっている状況ですけれども、住民の方からの通報に頼っている部分もあ

りますけれども、そういった形で維持管理をしているという状況です。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

大変申し訳ありません。途中から計算がなっておりませんでした。総額で40万7,930円でございます。大変申し訳ありません、訂正いたします。すみません。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

他に再質問。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） 何か穴ぼこがあったという、本当に職員の方がすごく早いです。

私も道路上を見ていると、すぐ飛んできて、いろいろ見て、それから埋立てできるところは埋め立てていらっしゃるということで、すごく感謝しております。ただ、1年間に300件ということで、その一番多い時期が、多分雪解けの3月、4月、5月が多いのではないかと思います。その電話を受けるだけでもちょっと大変なのではないかなと思っております。

この通報システムを使用することによって、24時間通報することもできるということでございますし、また電話での通報は、先ほど言いましたように、場所の特定や状況判断をするのにかなりの時間を要するのではないかと思います。場所については、曖昧になることあるのではないのでしょうか。また、地図や写真を掲載することにより、場所の特定や状況等を把握できることから、スピードを持った通報により、少しでも事故は防げるのではないかなと思うのですが、またスマホの時代でもありますので、この通報システムを利用することによって中高校生でも通報が容易であることから、ぜひ取り入れていただければなと思っております。

つい先日、3日の日なのですけれども、広宮沢の町道西部開拓線付近で鹿妻穴堰土地改良区の西部用水、用水路が破損して、水が流れたということがありました。そのときも一時道路が冠水して、通行止めになったり、あるいは片側通行になったりということがありましたけれども、例えばそういうときにでも早く通報をもらえれば、もう少し対応を早くできるのではないかなと思っておりますが、これが通報システムを取り入れるメリットかなとも思いますが、その考えはないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） この通報に関しては、国土交通省のほうで#9910というものが一般的にあります。例えばそういった#9910という国交省の通報

システムなのですけれども、それは電話でなのですけれども、それから各道路管理者のほうに通報が来たりということもあります、住民のほかに。そういったものを使っていただくというのはありますけれども、ただ安子議員の言っているスマホで、今みんなが持っているという時代になっていますので、そういったところでいろんなシステムがこれからも開発してくるのかなと。今うちに営業に来ている部分では、相当なお金がかかるというのが正直な話です。それで、そういったところがもうちょっと開発されて、使いやすい、あるいは安価にできるというようなものが今後出てくれば、当然そういったものもいいかと思えますし、あと上部機関の国交省さんのほうでそういった部分ができくれば、またいいシステムになってくるのかなとは思いますが、現段階では、ちょっと一回ほかの自治体でも検討したようなのですが、なかなかやっぱり資金がかかるという、お金がかかるということで、そういった部分、これからちょっと情報を取り入れて、いろんなパターンを確認しながら、やっていければなと思えます。

いずれ将来的には、そういったことというのは当然有効であろうというふうに思えますし、矢巾町の場合は医大もありますし、命の道でもありますので、何とかそういった部分、皆さんから情報提供、手軽に情報提供できるような環境を整えていけたらいいなと思えます。

○議長（藤原由巳議員） 岩淵副町長。

○副町長（岩淵和弘君） 私のほうからちょっと補足させていただきます。

道路管理は、特にも大雨が降ったりとか、あと春先の雪解けのときが多いです。多岐にわたってしまして、例えば道路ののり面が崩れたりとか、あとそれから道路が冠水しているとか、道路の側溝の蓋が壊れたとか、カーブミラーが破損しているとか、様々多岐にわたっております。そういった中で、適切な道路維持管理をする上では、やっぱり地域住民の方からの情報提供というのは本当に必要かと思ひまして、そういった意味で、当然行政側のほうでも、先ほど高橋安子議員からのお話があったとおり、一々電話で対応するというのも非常に大変、まず場所を特定するのが大変なところでもございます。そういったことから、ほかの自治体でもこういったシステムを導入しているところもあるやに聞いておりますので、そういった中で、事務の効率化につながる通り点だというふうに認識しておりますので、有意義なご意見としまして、これから国とか、他の自治体の動向等も注視しながら、取組について研究してまいりたいというふうに考えます。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） すみません、質問の中に下水道というのがありましたので、

私のほうからも一言しゃべらせていただければと思います。

確かに上下水道占用している我々が100%管理する、それが本来の姿だとは思いますが、ただ、自分たちも人数が少ないということを言い訳にして、甘えているところもありますが、パトロールのほうはして頑張りたいなと思います。

なお、5月の初め頃、テレビ等でマンホール聖戦GW2022というのがあったと思います。それというのは、ほとんど大都市のほうでやられたみたいですが、マンホールを写真に撮って、そのアプリに投稿すると、そうするとそれぞれの管理者が見るといような形のシステムだったと思っていました。それはまだ常態化はされていなくて、一種の時間限定といようなものでしたので、もしそういうのが広まれば、そういう情報が当然矢巾町でも活用できるのであれば対応していきたいと、そういうふうなの頼らないでやるのが一番ベストですが、いろいろなシステムを使って、利用者の方に迷惑をかけないように管理していきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） ぜひ、そのようにお願いいたします。

本当に事務職員さんの仕事の軽減にもつながると思いますので、早めに全国の組織等に耳を傾けていただきたいと思います。

それでは最後に、3問目の質問に入らせていただきます。西部地域の観光開発について、町長にお伺いいたします。

本年3月11日に、岩手県立産業技術短期大学校矢巾キャンパスの学生による南昌山展望台デザインの研究発表がありました。また、3月25日には、岩手県立大学の学生による地域課題研究の中間発表会を聞くことができました。どちらもすばらしい発表であり、本町の数年後が、若者たちの発想によって変わっていく姿が想像されました。そして、先日、矢巾町観光協会の総会に出席いたしましたが、コロナ禍の中でもミニや市や、岩手朝日テレビのデータ放送を活用し、町の観光周知拡大を目的としたクイズ企画などを実施したとのことでした。このほかにも、コロナ感染に配慮しながら、数々の活動等を実施したとのことでした。そこで、以下観光開発事業について、お伺いいたします。

1点目、矢巾町観光協会総会での説明では、現在矢巾町活動交流センターに設置している

レンタサイクルについて、4月から10月までの利用件数は128件で、西部地区医大周辺への利用が増加しているとのことでしたが、西部地区への利用目的はどのようなものが多かったのか、お伺いいたします。

2点目、今後矢幅駅に電動機付自転車を整備することから、利用者も増えると思いますが、西部地区へのサイクリングロード等を設置する考えはないか、お伺いいたします。

3点目、コロナ禍により、町営キャンプ場の利用が大幅に増加しております。今後車で乗り入れができるオートキャンプ場を設置する考えはないか。

以上、3点についてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 西部地域の観光開発についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、レンタサイクル事業は、平成28年から観光協会事業として、矢巾町活動交流センターやはば一くへ事業委託をし、取組をスタートしており、町を訪れる方々の利便性の向上を目的に、現在まで継続して事業を実施しております。昨年度の利用実績は、128件のうち、西部地域への利用者は17件でしたが、そのほとんどが8月のひまわり畑の公開に合わせて来町された町外の方であり、今後さらなる周知を図ることで利用者の増加が見込めるものと考えております。

2点目についてですが、今年度4月から新たに矢幅駅構内のハバターク内において、レンタサイクル事業をスタートしております。そして、やはば一くは電動付自転車2台、ハバタークにはクロスバイク2台を含む計10台の自転車を設置し、ポスター掲示ややはラヂ！で利用促進のPRを実施しております。

西部地区には、現在煙山ダムサイドを周回する3.3キロのサイクリングコースを設置しております。今後は、周辺エリアの観光情報を掲載したマップの作成やコースの案内表示の更新を図りながら、レンタサイクルのさらなる利用促進と併せてPRを行い、西部地区の観光客増加につなげてまいります。

3点目についてですが、町営キャンプ場については今年度から施設の有料化を行い、現在の利用状況は昨年同時期よりも増加し、コロナ禍によるキャンプブームはさらに加速をしております。その中で、オートキャンプ場の設置について、煙山ひまわりパーク駐車場や旧マレットゴルフ場などの要望も寄せられております。今後は、観光資源を生かしつつ、周辺の施設との連携を図り、一体的な運用を見据え、関係者と協議を重ねながら、前向きに検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） 煙山ダムサイドを周遊するサイクリングコースを設置しているのことでございますが、私も時々ダムのそばを通るのですけれども、なかなか自転車で回っている人は見かけたことがないです。これは、先ほどやはラヂ！とか、チラシとかを使つてのPRだけでしょうか。ほかに何かPRしているのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 全体的なパンフレットとか、そういったものの中では取り上げていると思いますが、それだけ特化した、煙山ダムのサイクリングロードに特化したPRをしていないところがございますので、その辺は足りない部分につきましては、やはりPR不足であるところは否めないところでありますので、その辺は検討して、ぜひ皆さんがダムの付近で自転車を気持ちよくこぐ姿が見られるような形にしていきたいというふうに思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） 例えばサイクリングコースがある煙山ダム付近にもレンタサイクルがあったらいいのではないかなとも思います。例えばジャンパランドに委託する考えとかはないのでしょうか。または、キャンプ場に設置することは考えがないか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今お話があったとおり、私どももそれを考えておりました。今キャンプ場につきましては、今自前で直接やっておりますけれども、将来指定管理ということで、ジャンパランドのほうに委託ができないかということも検討してございます。それと併せてレンタサイクルもできればいいなというふうに考えてございましたので、今せっかくのアイデアをいただいたところがございますけれども、それも生かしながら、検討をさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） ぜひ今自転車で持ち運びできるような自転車もありますけれども、あそこのダムまで自転車で行くというのは、ちょっと大変な山道でございますので、あるい

はキャンプ場に、今すごく、私も時々、土日にはすごく人が出ております。また、ガールスカウトさんなんかも日中に使われているのだそうです。年何回かかと思うのですけれども、そのときに、キャンプ場からダムサイクリングコースには、そんなに遠くないと思うのです。階段を自転車を持って登るのは大変かもしれないのですけれども、そういう遊びの場所があってもいいのではないかなと思っております。

それで、このレンタル自転車なのですけれども、いろいろなモーターバイクですか、電動機付自転車とか、クロスバイクも今後増やすということなのですけれども、これは有料だと思うのですけれども、幾らぐらいで貸しているのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） たしか時間で金額を決めていたはずなのですけれども、300円ということで、通常使われる方は、1回300円で使われているというのが多いということになってございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） 電動機付自転車も大体同じ金額で、またちょっと高くなるわけですよ、クロスバイクとかも。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 機種にかかわらず同額でお貸ししてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） コロナ禍の影響もありまして、キャンプブームが加速している今、オートキャンプ場を早急に設置するべきだと思うのです。コロナもだんだん、だんだん落ち着き、今のところちょっと高止まりの傾向もありますけれども、これから落ち着いてきた頃には、キャンプも少し落ち着いてくるのかなとも思っております。

3月の一般質問で水本議員から、西部地域にオートキャンプ場を設けてはどうかとの質問がありました。それに対して、今後実現性に向けて検証していくとの答弁でございましたが、その後の進捗状況についてはどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

平成25年8月9日の豪雨から9年が経過しました。水辺の里の利活用についてもオートキャンプ場と併せて早めの活用をするべきではないかなと考えております。この間ちょっと行ってみたのですけれども、水辺の里の管理棟は残っているのです。あそこは、水回りはどう

なっているか、お伺いしたいと思います。また、もう一か所、ひまわりパークのほうには広い駐車場がありまして、ほとんどひまわりが咲いた頃でないで使用されていませんので、そこをできるだけ早く開放して、オートキャンプ場にしてもいいのではないかなと思いますけれども、その考えはないでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 水回りにつきましては、水辺の里のところでございますけれども、今ポンプの機能が故障してございますので、使えない状況ではございますけれども、修繕すると、またそこを使えるというふうな状況でございます。3月の答弁の際にも、今後の実現可能性を検討していくというような答弁をさせていただいたわけでございますけれども、やはりあそこは保養センターも含めて、あとは弊懸の滝や、あの周辺一帯、観光をどう資源として活用していくかということをトータルで考えていかなければならないというふうなところでございまして、8次総合計画が今度策定に向けて進むわけでございますけれども、その中にも織り込みながら、先ほど高橋安子議員からございましたひまわりパークの駐車場、あの辺も利用したらどうかというようなこともご提案いただきましたので、その辺も含めてトータルで考えていきながら、西部地域の活性化につなげていきたいというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で高橋安子議員の一般質問を終わります。大変ご苦労さまでございました。

それでは次に、11番、藤原梅昭議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（11番 藤原梅昭議員 登壇）

○11番（藤原梅昭議員） 議席番号11番、一心会、藤原梅昭です。今日の最後になりましたが、お疲れのところ、もう少しだけお付き合いをしたいと思います。

まず、質問に入る前に、役場の職員、学校の関係者はじめコロナ対応に従事しているエッセンシャルワーカーの皆さんに大変感謝しております。我が家でも、実は若い者たちがかかりまして、幸いにも高齢者の私含めて大丈夫だったのですけれども、これも3回目のワクチン接種が効いたのかなというふうに内心想っております。昨日ワクチン接種の推奨の意見がありましたけれども、ぜひかかっても重症化しない、あるいはかかりづらいと、そういうい

いところもありますので、私からも推奨していただきたいなというふうに思っております。矢巾町議会も3月議会では、嚴重な抗議をした2月24日のロシアのウクライナ侵攻より100日以上たちました。いまだに終わりが見えなく、祖国を追われた約400万人以上のウクライナの人々、日本にも1,000人以上多くの方が避難してきているというふうにお聞きしております。岩手県でも洋野町、このところに双子の子どもを連れて避難しているというふうにお聞きしておりますが、亡くなられた多くの人々に哀悼の意を表しますとともに、早く終わってほしいなというふうに切に思っております。

それでは、質問に入りますが、今日は産業活力、それと行政経営という大きな2点の質問をさせていただきたいと思えます。

まずは、産業は町政の心臓とも言われ、全ての基となっているわけです。コロナ禍の中、昨年度は米余りによる米価の大幅下落と、ますます厳しい農業情勢となりましたが、一方でロシアのウクライナ侵攻による世界的な食料不足と、食料安全保障への懸念の中、国内生産はますます重要であると、2021年度の食料農業白書が決定されております。当町の基幹産業である農業及び重要な商工業について、具体的な対応策を以下お伺いしていきます。

1つ、後継者不足も含めた持続可能な農業振興としての考え及び具体的な対応策をお伺いします。

2つ目、昨年度の米価減収分をカバーしてくれた農業経営収入保険制度への加入推進状況をお伺いします。

3つ目、南昌山周辺の山林も伐期、伐採期に来ているわけですが、森林環境税等による森林資源活用についての考えをお伺いします。

4つ目、コロナ禍の中で疲弊している商工業の振興策について、具体的な対応状況をお伺いします。

5つ目、世界的な半導体不足及び自動車関連企業として、県南部の新規企業立地が盛んであります。当町への企業誘致の対応状況及び用地開発状況についてお伺いします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 11番、藤原梅昭議員の産業の活力を高めるまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町においても農業者の高齢化及び減少が進んでおり、その理由

の一つとして、後継者不足が挙げられております。農林業センサスの本町の農業経営体数を比較してみますと、平成27年の526経営体に対して、令和2年は454経営体となっており、72経営体が減少しております。また、本町の新規就農者数は、過去10年間で11人となっております。持続可能な農業を振興するためには人手が必要となるため、農業者数の減少は深刻な問題となっております。本町においても、人手不足を解消するために新規就農者支援策を活用し、担い手確保の取組を行っております。

なお、岩手中央農業協同組合では、無料職業紹介事業を行い、農業従事者の求人者と求職者のマッチングを実施しておりますので、引き続き関係機関と連携を図りながら、人手不足を解消し、持続可能な農業振興に努めてまいります。

2点目についてですが、昨年度実施いたしました収入保険加入支援補助金は、岩手県農業共済組合を経由し、90経営体に対し、保険料の2分の1であります347万2,000円を支出しております。今年度につきましても、新規加入の方の収入保険加入支援補助金について予算計上しておりますが、収入保険は自然災害や価格の低下だけではなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少が補償の対象となることから、今後あらゆる機会を捉えて加入推進を行ってまいります。

3点目についてですが、本町の森林資源を有効に活用するため、森林環境税等により、適切な間伐の実施、天然生林の適切な管理保全に努めるほか、昨年度実施いたしましたアオダモ植樹に代表される森林の持つ多面的な機能や木材利用の意義等に対する理解と関心を深める森林環境教育を推進してまいります。

4点目についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上げが減少した事業者への支援策として、令和2年度から令和3年度において、家賃給付金や事業継続支援金等の給付事業を主に実施してまいりました。今年度は、いまだに収束しないコロナ禍や、その後を見据えて持続的な事業経営を目指し、販路拡大や生産性向上のための設備投資を行うなど、積極的に努力している事業者に対し、商工会と連携して、国の補助金活用に係る申請等について、引き続き伴走的に支援してまいります。

また、にぎわい創出事業として、今年度もや市などのイベントを開催し、疲弊した地域経済の活性化を図ってまいります。

5点目についてですが、当町は立地環境において、北東北の物流拠点として注目されており、業務用地の問合せもあることから、このような立地面の優位性を生かした施策として、企業立地奨励条例の適用業種に物流関連企業の追加を検討の上、優遇措置の拡充を図るなど、

引き続き積極的な企業誘致活動を推進してまいります。

用地開発につきましては、引き続き、立地の需要や経済効果を調査しながら、地区計画制度を活用するなど、新たな産業用地の拡大に向け、関係機関と協議しながら、取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 全国2022年産主食用米の作付意向が出されました。前年実績より3.5万ヘクタール減少の見込みと発表されました。需給均衡は3.9万ヘクタールですので、0.4万ヘクタールまだ足りないということで、引き続き削減が必要だというようなデータが出てきました。岩手は、10位の3.5、3から5%ぐらいに入っているらしいのですが、全体的にはまだまだ厳しい状況だというふうに言われております。田植えは終わったので、これからの転換というのは、飼料米、餌米、これに対する転換、これしか対応策はないわけですが、今年の米価は、今年の2割下落に対して、さらに下がるのではないかと、そういうような見方もされております。

そんな中で、肥料原料の多くは輸入に依存しております。ロシア、ベラルーシ、中国などが主な産地になっているわけですが、供給不足となっており、全農は6月以降の後期肥料より、高度化成肥料、これは窒素、リン酸、カリ等なのですが、これが55%アップすると。あるいは、その単費で尿素とか、塩化カリ、これが最大94%の値上げを発表しております。政府は、農家支援のための検討に入ったようですが、盛岡市も緊急支援策として、昨日、おととい、最大100万円の補助の方針を固めたと報道がありました。当町としての支援の必要があると思いますが、考え方をまず伺っておきます。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今お話があった件につきましては、ただいま財政当局と検討中でございます。方向性としては、やはり一番化学肥料なり、農薬を使われている認定農業者の方々、もしくは営農組合の方々、営農法人の方々ということで、そういった方々の負担が一番大きいのではないかとということで、その方々を対象にした補助を今検討をさせていただいているところでございます。

早急にこの件については手当ていたしまして、補助、支援できればいいわけですが、今議会けれども、今のところコロナ交付金も特別交付金を利用した補助になりますので、今議会

ではちょっと提案はできないものの、7月議会あたりには提案させていただき、早急な支援に向けていきたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） いずれ農家は、大分先行き不安に思っておりますので、ぜひ農家離れあるいは農地離れのないように対応をお願いしたいなというふうに思います。

田植えが終わり、これから大豆の播種、小麦の刈り取り、さらには二毛作大豆の播種と、続けて農家も忙しいような時期が来ております。さらに、並行して、ネギ、キャベツ等々の野菜、やはりこれの定植時期あるいは収穫時期、これが来ております。それで、来年度の2023年度、これの作付計画が、その後もう並行して進むわけですけれども、先ほど米価の大幅下落あるいは米余りと、そういう状況の中で、やはり早めに方針を出して、来年度の作付計画を優位に進めなければいけないというふうに感じております。

そこで、これはそれぞれ役場だけで対応できる内容ではありませんけれども、その関係機関と連携しながら、今年始まったばかりですけれども、早めに来年度の作付計画のための方向性を出さないと、農家がさらに困ると、そういうような状況になると思いますので、その辺の対応についての考え方があれば、まず伺っておきます。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） まだはっきりは方向性は決まっておりますが、やはりウクライナの影響がかなりあるということで、農協と連携しながら、恐らく小麦の拡大にいくのかなというふうに個人的には思っております。今農協のほうでは、ゆきちからという品種からやわら姫のほうに転換を進めてございまして、やはりこちらは食味もいいということで、農協、JAのほうでは進めてございますけれども、今般の世界情勢を見ながら、そういった小麦への転換、国のほうも今までは、小麦と大豆と併せた形でそういった支援策をやってきたわけでございますけれども、今年度からは小麦単体での支援策、補助を出してございますので、それも生かしながら、来年度の作付計画を立てていければいいのかなというふうに考えてございます。

いずれにしても、我々が計画を立てるものにつきましては、当然農業者の方々、農業団体の方々、それら含めまして調整していかなければならないと思っておりますので、その際にはよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） いずれ政府のほうも食料自給率あるいは食料安全保障、この辺のところについて、かなり危機を感じているということで、急遽小麦が全然入ってこないということで、国内産の小麦を作付する方向に大分傾いてきているようなので、ぜひその辺の対応をキャッチしながら、早めに方向性を出していただきたいなというふうに思います。

5月20日に人・農地関連法が参院本会議で可決、成立しました。これは、人・農地プランを地域計画として法定化し、農地1筆ごとに将来の利用者を特定した目標地図を柱とし、市町村に策定を求め、農地の集約維持に向け、将来像を具体化することが各地域に求められます。岩手県では、モデル事業として、一足先に県内3か所、これモデル事業として、集約地域を進めてきたわけですけれども、それこそ、その1か所として矢巾町も指定されました。農地集約の推進状況は、今年度から実際に耕作に入っているわけです、農地の出作、入り作の調整をしながら、団地化してきていると、これが非常に好評だと、ここ10地域というか、農家相手に進めたわけですけれども、それで非常に好評だという状況を将来世代のために、やはり早くスピーディーに進めてほしいなというふうに感じております。

これから多分国から県に来て、県からまた町のほうに来ると思うのですがけれども、もう先駆けてスタートしたわけですから、もう県に先駆けて、もちろん全国に先駆けての話になるわけですけれども、どんどん進めてほしいわけですけれども、今後の考え方、計画について何かあればお伺いしておきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） モデル地区といたしまして、サンやはば地区を進めてきたわけでございますけれども、そこから横展開、要は周辺の、サンやはば地区が営農をやっている地区以外に横に広がりを見せていければ一番いいことでございますけれども、それをまず点から面に広がるようなやり方が一番いいのかなということで、今年度につきましては、白沢地区を重点地区として、人・農地プランに関わるそういった出作、入り作の部分、そういったものを調整しつつ、集積、集約を図っていくことで現在進めてございます。

そういった地区を、今は不動煙山地区となつてございますけれども、徳田地区あるいは別な地区のほうにも広がるような形で進めていくように考えてございますので、これはなかなか農地の所有者と借手、受手の部分、大きなその辺は皆さんの了解をいただきながら、調整を進めていかなければ、なかなかできない部分がございますので、今まではアンケート調査、あとは実際に足を運んで、そういった関係調査も行ってきたところでございますけれども、

そういったものを農業委員と一緒にやりながら、その辺は足を運んで進めてまいりたいというふうを考えてございます。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、人・農地プラン、法定化によって、地域における農業の将来像、農地利用の目標を定める、これが義務化されるわけですが、ただ今藤原梅昭議員もご存じのとおり、水田活用の直接支払交付金、5年刻みで、だから10年先のこれからの農政がどうあるべきか、農政の将来像がしっかり定まらない中で人・農地プランの、いわゆる地区計画というのは、なかなか立案するのに難しいと思うのです。

そこで、今私どもこれから、私ども市町村だけではなく、私どもであれば、町村会を通して、国のほうに、まず5年先の、いわゆる水田活用の直接支払交付金の見直しとか、それからそれ以上の将来10年先の将来像をしっかり示してもらわなければ、絵に描いた餅になると思うのです。だから、計画を先取りしてやることも大事なのですが、今の農政の在り方をもう少し私どもとしては、いつも言っているのですが、農家、農協またはいろんな関係機関、団体としっかり連携を図りながら、取り組んでいきたいということで、計画だけが先行して、その後実際実施できなかったということになれば、大変な状況下になるので、あとは今国で示されておりますのは、国産小麦または買い付けするためのいろんな予算措置、それから肥料、飼料のこういった対応を、今いろいろ国ではプランニングしておりますので、いずれ総合的な農政の在り方を私どももう少しかみ砕いて、そして必ずそれが実を結ぶような形にしていくのが私らの努めではないのかなと、こう思っておりますので、そこのところだけはひとつご理解をさせていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） いずれみどり戦略、午前中に話があったわけですがけれども、これは有機農業を進めたいということで、肥料を化学肥料から有機肥料あるいは農薬を減らす、あるいは有機栽培を増やしていくと、その面積を。そういうような内容については、いろんなやっぱり変更あるいは修正がかかってくると思います。ただ、もう一方の地域計画というのは、集約というのは、出作、入り作の調整ですので、わざわざ、例えば極端な話、盛岡市から矢巾町に来て農業をやっていると、そういう人たちもいるわけです、その逆もあると。町内であれば、煙山から不動に行ったり、あるいは徳田に行ったり、その逆もあるわけです。

そういうところが、お互い交換しながら、調整することによって、自分たちのエリアは、例えばこの近くならばこの近くに集約できると、物すごくこれはメリットがあります。これは、国の方策がどうのこうの関係なく、絶対進めなければいけない内容だと思っておりますので、そのところはそこのところで割り切って、やはり矢巾町としては先駆けて進めたいと、進めてほしいと。これは、今回携わった人間、みんな賛成しています。反対者は一人もありませんでした。やった結果、いや、助かったと、今まで不動まで行って、トラクターを持って行って、あるいはコンバインを持って行ってやっていたやつが、近くだけで済むと、そういう声ばかり出ておりますので、これはぜひもう間髪入れず進めてほしいというふうに思います。

町長の言われているやつは、私もよく理解できます。今までの農政は、猫の目農政と言って、一晩たつと変わりますから、そういうような状況もありますけれども、それと関係なく、これは絶対進めていくべきものだと、そういうふうに感じていますので、ぜひそのところは対応していただきたいなど。

それから、あとみどり戦略については、山崎議員からいろいろ話がありましたので、そのところは深くは話しませんが、堆肥に置き換えるにしても、今水稻を堆肥だけで作っている農家もいます。それから、今度大豆の播種がありますけれども、大豆の播種を堆肥、いわゆる牛ふんあるいは豚ふん、あと鶏ふん、大体今この3つが主なのですけれども、そのうちの鶏ふんは非常に肥料度が高いです。ですから、牛ふん、豚ふんよりも鶏ふんを利用して水稻だけ作っている、あるいは大豆だけ作っているというようなところがありますので、我々のところも今年から実験栽培始めました。水稻についても、大豆についても。ぜひ、そういうような見方を勉強していただきたいなど。その上で農家にどんどんPRしてほしいなというふうに思いますので、そのところは。

あともう一つ、肥料はマイクロプラスチックって言いまして、いわゆる一発肥料、これは長期間肥料を継続させるために、マイクロプラスチックでコーティングしているのです。それが今問題になっているわけです。海に流れるとかなんとかで、それもなくなりますので、ひとつそのところは非常に力を入れて改善する内容ではないかなというふうに思います。

それから、あとさっき水田利活用の話がちょっとありましたけれども、5年に1度水張りしなければいけないと。これは、とんでもない話を農水省が出してきたわけですが、これは全く現場を理解していないというような内容で来ているわけです。ここ50年間かけて、転作をどんどん進めてきて、その結果、ここはやっぱり転作にしたほうが良いと、あるいは水田にしたほうが良いということが見えてきたわけです。そのところに定着しようとして

いる矢先に、いや、そうではなく5年に1回水張りしなさいと、水田に戻しなさいと、そういう暴挙といえば暴挙なわけです、現場を知らないで。そういうような状態なので、ぜひそれについては撤廃してほしいというふうに思っているわけですがけれども、もしそれが撤回できないのであれば、やっぱり畑地化していますので、畑地化に対する、いわゆる助成、支援、交付金、そういうものをきちっと今までよりもマイナスにしないような、そういうような対応をしてほしいということ、それこそ全国の農家あるいは与党、野党問わず出ている話ですので、内閣だけががんとして譲らないというよう状況のようですので、ぜひそのところは引き続き働きかけをしていただきたいと思いますわけですがけれども、その考えをちょっと、もう一回お聞きしながら、次に移りたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） まさにそのとおりだと思うのです。今度の水田活用の関係については、現場を見ないというか、現場が分からない、血の通った農政ではないと。まさに農家の皆さんの心を何か壊すような農政と。それで、今町村会では、この間理事会があって、そして政務調査会もあって、今こういうことを町村会としては国に要望するというので、ちょっとだけ説明させていただきたいと。

水田活用の直接支払交付金の見直しを撤回するなど、就農意欲低下や耕作放棄地の増加につながることはないように、地域の実情に応じた柔軟な運用をぜひ図ってほしいということで、これはもう町村会としては全会一致でこのようにお願いすることにいたしました。そこで、あとはこれから国の動き。

本当に私は、いわゆる特にも永年牧草、これは3万5,000円から1万円だと。復田もしなさいと、5年に1度。だって、こういう転作でどんどん進めてきたものを復田を5年に1回やれとか、全く現場を分かっていないというか。そこで、今問題になっているのは、やっぱり食料安全保障なくして国家の安全保障はないのだと。やっぱり昔からよく言われるように、土を守るのは減びずということで、やっぱり農家の皆さんが農地を守るということは、国が減びないことにも通ずるわけです。だから、ここはみんなで知恵を出し合って、そしていいことはあるのです、活用交付金の中にも。それは、どんどん推奨していただいて、駄目なところは、もう一回後戻りしてもいいから、ゼロベースにして、そしてやり直しをしなければ、本当に大変なことになると思います。

そういったことで、今の農政の置かれている立場を農家の皆さんの視点に立って、行政も農協も、いずれ農業団体、みんな一緒になって取り組んでまいらなければならないと思っ

おります。そういう覚悟を持って対応してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） いずれ中山間では、耕作放棄地が増えるだろうと、あるいは維持できなくて、離農が増えるだろうと、いろんな見方をしながら、一方では食料安全保障、今話をしたとおり、これがますます大事になってきていると。食料自給率も上げなくては行けないと、言っていることとやっていることが全くちぐはぐな今の農政になっていますので、そのところはしっかりと町村会も含めながら、我々も声を出していきたいなというふうに思っています。

さっき農業経営収入保険制度の話をちょっとしたわけですけれども、これは3年ぐらいたつのかな、我々もたまたま昨年度、役場の助成金もいただきながら、加入したわけです。これ加入するには、四、五十万円の保険掛金があるし、あるいは積立金が150万円ぐらいやっぱり積立てしなければいけないのです。農業法人として、でもこれから大変だということで、掛けた結果、今年約1,000万円ほどやはり減収になりました、米価の下落で。これは、米価だけでなく、去年は野菜が豊作だったらしいのです、全国的に。何の被害もなかったと、極端に言えば。だから、逆に野菜の値が下がったわけです。野菜というのは、値が下がると同時に過剰にならないように調整するのです。いわゆる捨てたり、あるいは肥料にしたり、餌にしたり、そういうことで野菜農家もかなり減収になったということで、米価だけではなく、野菜でも非常に昨年度の収入保険の恩恵にあずかったという声がいっぱい出ています。我々のところもさっき1,000万円と言いましたけれども、1,000万円の減収で920万円の保険金が入りました。ここで言っているいかどうかあれですけれども、そのうちやはり200万円ぐらいは、さっき言ったように保険の掛金にかかっているわけです。ですから、実際は700万円ぐらいの補填になって、300万円、400万円はマイナスはしたわけですけれども、非常に大きな金額なので、余計よかったなというふうに感じております。

自分たちで体験したことを基に、やはり収入保険というのは必要だなと、これからそれこそ、これからというか、もう既にいろんな災害等々の問題もありますし、今回のウクライナの国際的な物が入らないということもありますし、私も前々から感じていましたけれども、世界の人口は増えていると。増えているけれども、その食料を生産する農地は減っているのです。そういうもうギャップは出てきているわけです。砂漠化したり、あるいは水害ででき

なくなったり、そういう状況の中で、金を出せば買えると、そういう時代ではなくなったということを踏まえながら、やはり自給自足で最低でも国民がやっていけるような状況ではないと、やっぱりこれから先は大変だろうというふうに感じておりますので、そういう中での収入保険の話なのですけれども、ぜひこれもただ、どうぞ、どうぞではなく、やっぱりそういう具体的な例が出てきたわけですから、ぜひその推進について、もう少し力を入れて、農家が困らないような、そういうような対応を考えていただきたいというふうに思うわけですが、これからの推進についての考え方をもう一回お聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今回の収入保険に対する助成についてでございますけれども、3年目に当たるわけございまして、今まで加入者が年々増加してございまして、令和3年で81農業経営体、令和4年で89ということで、それ以前は30経営体もしくは50経営体ということで、少なかったわけでございますけれども、やはり助成することによって一定の効果があつたのかなというふうに思っておりますし、支払い済みの保険料金額についても、やはり加入者が増えたこと、あるいは米価が下落したことによって、いただいている保険料の金額も増えてございます。先ほど藤原梅昭議員からも920万円ほどの保険金で収入があつたということでございまして、令和3年につきましては4,030万円ほどの保険料が支払われてございます。なので、その4分の1は恐らく流れたのかなという感じに思いますけれども、主な品目はそれぞれ米だったり、野菜だったり、果樹だったり、キノコだったりあるわけでございますけれども、やはり総合的な収入に関わる部分、ナラシ、ゲタとは違ひまして、品種ごとの収入ではなくて、これは総合的な収入に対しての保険になりますので、やはりこういった災害なり、米価なり、そういった受給の関係での部分でも支払われる保険でございますので、やはりこれは町といたしましてもこれからも推奨していきたいなというふうに思っておりますし、今年度は新規加入者の分の補助部分のみ計上してございまして、令和5年度以降につきましても、その辺状況見ながら、何とか進めてまいりたいなというふうに今のところは考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 4,030万円のうち1,000万円がうちに来たのですか、ありがとうございます。おかげで首をつらないで済みました。いずれいろんなリスクを背負いながらやっておりますので、そういうリスクを回避するためにも対応をお願いしたいなど。

話は替わりますけれども、2021年度の森林林業白書、これは森林資源の持続的な利用で脱炭素社会に寄与するグリーン成長の実現の方向だと。日本の森林というのは、約4割がスギ、ヒノキの人工林が占めているというふうに言われております。ほとんどが50年を超える、いわゆる伐期に来ていると、人工林が過半数を占めているということです。南昌山周辺も同様に、以前にも話をしましたけれども、伐期が来ていると。伐採期、これが来ているわけですが、最近の、特に昨年度はアメリカでの木材需要が高まったということもまず一つあると。それから、海上輸送の混乱、ロシア産の輸入禁止と、いろんな条件が大変な状況になっているということで、輸入木材の価格が大分高騰しているということで、ウッドショックと言われているのです、昨年度の木材の状況は。

この中、国産材の需要も徐々に高まってきているというふうに言われております。木材自給率というのは10年連続で上がっているそうです。20世紀は、ほぼ半世紀ぶりに4割台まで回復したというふうに言われているのです。40%ぐらいまで自給率が高まってきていると。一時ほとんど東南アジアとか、あの辺がどんどん入ってきたわけですがけれども、その中で森林環境譲与税と、これの使い方の問題なのですけれども、全体の54%が森林整備や保全に使われていないというふうに言われています。では、どうしているのかと。いわゆる基金に積み上げられていると。積んだ後に何をするか分かりませんが、そういうことで、全額を基金にしているのも全体の20%は、もう全部基金にあてがっているというような状況のようです。国の配分というのは、森林面積だけではなく、人口も加味されていますので、人口の多い横浜なんかにも多額の森林環境税が出ているみたいなのですけれども、非常に問題がある配分かなと思っていますけれども、いずれそういう中で、岩手県も岩手県産木材等利用推進本部というのがあります。これは、多分今岩淵副町長はよく分かっていると思うのですが、ここで一層県産木材を利用していくということで、いわて木づかい運動というのを展開すると言っているのです。木づかいの木は、木材の木です。木を使って岩手産材を利用していこうと、拡大していこうということなわけです。

そこで、昨日西部地区の木材関連事業があるので、バイオマス発電、これに力を入れていきたいという答弁がありました。その答弁、バイオマス発電については、どんどん大いに進めたいと私は思っているのですけれども、その伐採をするのであれば、国民の4割が花粉症になっているということは皆さんもご存じだと思うのです。花粉症の対応のためにも、伐採の後には、花粉症の少ないスギとか、あるいはヒノキ、そういうものに置き換えて、花粉症対策にもなるのではないかとというふうに、アイダモもいいのですけれども、そう

というような将来使える木材、それがやっぱりスギ、ヒノキがメインなのです。そういうものを考慮しながら、進めるべきではないかなというふうに考えていますが、何かお考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今伐採の後の植林のことについてご提言があったわけですが、計画的に、やはりそこは進めていかなければならないことかなというふうに思っています。町といたしましても、町有林のほか、もしくは国有林とか、最近では国有林、南昌山の麓のちょうど保養センターから見える保有林が伐採されて、裸になっているのがよく見えるかと思えますけれども、そこにつきましても国のほうで植林を進めてございまして、町といたしましてもちょうど紫波町と矢巾町の境にある部分、町有林があるわけですが、令和4年度については調査をして、令和5年、伐採、それ以降にまた植林を今後進めていきたいなというふうに考えてございます。

内容につきましては、やはり今お話があった花粉症の少ないスギとか、あとはカラマツ、そういったものを今候補として挙げているところでございまして、引き続き民有林につきましても、定期的にその辺は民有林の所有者に働きかけをしながら、里山を生かすような形で、必要な伐採と必要な植林を引き続きやっていけるような形で指導もしくは相談体制を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） ぜひ温暖化あるいは二酸化炭素を吸収する森林として大事にしていかなければいけないわけですが、進めていただきたいなというふうに思います。

先日プロロジスパーク盛岡、それから今度岩手日野自動車と大型起工式、これが相次いでおりますが、さらに医大向かいの藤沢地区の商業地域開発と、いろんな意味で雇用の創出と税収が大いに、税収も期待されますよね、大いに期待されると思っております。町の発展に最重要ですので、今後とも手を緩めることなく推進していただきたいと思うわけですが、先日というか、盛岡市が盛岡南公園の周辺に新たな産業用地あるいは物流機能を強化するというので、開発を予定しているというニュースがあったわけですが、あそこは矢巾町との境なのです。言ってみれば、流通センターみたいなものなわけですが、なぜ矢巾に声をかけなかったのかというのは、非常に私は勝手に憤慨しているのですが、そこで矢巾町との境界に当たる地域を盛岡市と連携した開発の動きがあるのか、ないのか。

なければ進めるべきではないかというふうを感じるわけですが、そのこのところの見解をお願いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えしますが、今度いわて盛岡ボールパーク、このことについては、私らもその前に担当部長に、岩手流通センターは盛岡市と矢巾町が、これもこの間までは一緒に一部事務組合を立ち上げてやっておった、そして岩手流通センター周辺とかということで、そのうちに盛岡南道路が方向性を示された段階で、すぐ盛岡がぶち上げたのです。これは、非常に私も本当に、なぜこういう隣接の矢巾町にも、もうあそこは赤林とすぐそばなわけです。そういうことで、また担当部長にも、産業観光課長と行って、一緒にやりませんか、まず行ってきたのです。そういう経緯があって、だから本当に私はこのことについては非常に残念だなと思っておるのです。

だから、別に私はけんかする気もないし、盛岡市は盛岡広域のトップリーダーだと思っておりますので、ただ今私ども、そこで県の土地開発公社は、いろんな意味で、今の流通センターができたのも、当時県の土地開発公社が開発したところなわけで、そういったことで、今私どももまちづくり推進室はあるのだけれども、やっぱりノウハウ、それから人手不足もあるので、この間も足を運んで行ってきたし、それから町村会でもぜひ開発公社の畠山理事長にお願いして、一緒になって、開発するときには一緒にやろうではありませんかという声もかけていただいているのです。

そこで、まず私どもとすれば、今岩手医科大学からも要請を出されて、いわゆる芋沢川から岩崎川の間の下北の関係についても、将来岩手医科大学でも運動用施設をはじめそういうものに考えていきたいというようなお話もいただいておりますので、あとそれから今企業からの照会も結構あるのです。今できるのであれば、3,000坪すぐ欲しいけれどもとか、だから今企業誘致というか、それに併せての事業用地の確保については、今後そういった市街化調整区域の地区計画とか、それから県の開発公社と一緒に検討していきたいなど。

この間、道路住宅課長と道路の国土交通省以外に農林水産省にもちょっと陳情要望に行ってきたのです。そのときに、昭和45年までは、もうどんどん開田して、岩手県でも当時50万トン運動だったわけです、増産しろということで。だから、そのときに、畑とか、原野とか、樹園地とか、開田した田んぼがあるわけです。だから、昭和45年まで時間軸を戻していただいて、そういうところの面積を何とか企業用地として企業誘致の事業用地にお願いできないかということをお願いしてきたのです、この間。そうしたならば、これはならば東北農政局

とも相談してみてくださいと言われてきたのです。だから、そういうことも含めながら、これから事業用地の確保に取り組んでいきたいと。

盛岡市とも何もけんかすることはないわけですので、もう一度足を運んで、恐らく部長止まりでトップまで話はいっていないかもしれません。そういうことも含めてやはり、あと紫波町も巻き込んで一緒に対応していきたいということで、いわて盛岡ボールパークについては、ここでこれを放置するのではなく、盛岡にもう一度働きかけはしてみたいなど、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） ぜひ産業の誘致をするためにも働きかけていただきたいと思うわけですが、いずれ政府も食料安全保障も含めながら、いろんな対応をしてくれているわけですが、この食料安全保障というのは最重要課題というふうに位置づけられるところまで来ました。その中で、今農業、林業、企業誘致、商工業振興、観光開発と、いろんな目玉が目白押しな産業観光課になっているわけですが、私が第三者的な目で見ると、第三者というのはおかしいかもしれませんが、非常に負荷がかかり過ぎているというふうに感じております。ここで、以前農林課と商工観光課が一つになって産業観光課になったわけですが、やはり食料安全保障とか、あるいは矢巾町の大事な産業を何とかしたいというところをそれぞれ重要な位置づけにあるわけですから、そこのところを再考していただきたいなど。農林課と商工観光課でもいいですし、名前は問いません。いずれもっと集中的な対応をして、重要課題をスピーディーに進めなければ駄目だなというふうに感じておりますので、そこのところの重要課題、いろいろある重要課題をどのように取り組んでいけるのか、難しい課題ですが、何かお考えがあればお伺いしたいというふうに思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 今まさに農業振興と、それから商工業の振興、まさに農商工の振興については最重要課題であります。それに併せて観光振興とか、いろいろあるわけですが、そこで、これは議会の皆さんとも相談していかねばならないのですが、もし今そういうことで考えていくのであれば、お隣の紫波町なんかも農林公社をつくっておるわけですが、

そこで、例えば今矢巾町でもリンゴアドバイザーを採用してやっておるわけですが、

が、これから専門性が非常に求められる分野になってきているのです。だから、そういったことを考えたときに、例えば国とか県の、または市町村でもアドバイザー的な、本当に、例えば今県なんかでは65歳までは県が責任を持って再就職を考えているのですが、その後の65歳以上の方々のまだまだ働ける方がアドバイザーとしていらっしゃるわけですので、できるのであれば、そういった農林公社のあれをひとつ構築して、そこにいろんなアドバイザーを養成というか、おいでになっていただいて、その中でいろんなものを解決していくことができないかということ、ここ1年間内部で、これは議会とも当然協議しながら、進めさせていただきたいなど、こう考えておりますので、ひとつご理解をいただきたいということで、公社制度のことについて、一つの仕組みの中で検討させていただきたいと思いません。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 農林公社の話については、私も賛成したいなというふうに感じておりますが、いずれやり方あるいは進め方の話になると思いますので、いろんなことが最重要課題ということで出てきている中で、このままですと、今度は職員がパンクしてしまうと。ノイローゼになってしまうと、そうなったら、マイナスのマイナスのマイナスになりますので、ぜひそうなる前に手を打っていただきたいなというふうに思います。

この質問の中で最後になりますが、今月3日早朝に、広宮沢の町道西部線、さっき話がありましたけれども、埋設された農業用水のパイプラインがパンクしたということで、水浸しになったわけですがけれども、以前も数回発生しているのです。これは国営事業だと思っておりますけれども、それに対して、まだ原因を調査中とか、あるいは復旧状況がはっきりしないという話になっているわけですがけれども、そののところが何か分かっていると思うのですけれども。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 西部開拓線沿いにありますパイプラインにつきましては、畑作のかんがい用排水を担っているわけございまして、かなり老朽化しているというのは、もちろん国のほうも分かっていますし、管理している鹿妻穴堰土地改良区のほうでも分かっているということで、従前より上流のほう、要は頭首工から南に下がって、紫波の付近まで行くわけございましてけれども、老朽管につきましては年次計画で配管をし直しているというふうな状況のところを、今年度の冬あたりまで、ちょうど南昌トンネル線の入り口までた

しか工事をやっていたと記憶してございますけれども、そのちょうど下流に当たる部分、下手に当たる部分が今回破裂したということで、やはりちょこちょこ工事をやるのもいいのですけれども、やはり一体的に管の置き換え工事、そういったものを本来であれば、予算が許せばやればいいのかなどというふうには個人的には思っておりますけれども、今回は恐らく応急処置的な部分ということで、当初1か月くらいの工事がかかるのではないかといたところ、何とか国が直轄で今回補修に当たるということで、二、三週間というふうに向っていますけれども、二、三週間で何とかその辺は修繕できるような形で進むというふうに向っております。

いずれにしても、これが影響して、農業者の皆さんのほうにご迷惑をおかけすることになっては、あってはならないこととございますので、その辺は国、土地改良区あるいは県と一緒にその辺、パイプラインが維持管理できるように進めてまいりたいというふうを考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） いずれ1回、2回ではない、何回も発生しているわけですから、やっぱりきちっと、別に遠慮する、忖度することないわけですから、国のほうに働きかけて対応してほしいわけですが、その対応するまでは、あそこは特に大型がどんどん通るのです。だから、大型が通り始めたらおかしくなったのかどうか分かりませんが、本来であれば大型が通れるような、そういう道路事情ではなかったのではないかなという気もしていますけれども、その辺の交通規制も含めながら、やっぱり次の事故が起きないように対応ということは早急に考えなければいけないと思うのです。直るまでは大型は通らせないとか、そこまでできるかどうか分かりませんが、いずれ国にちょっと賠償を含めながら、強い態度に出て対応できるかどうか分かりませんが、そこはきちっとお願いしたいと思うのです。何回も発生しているということで、今回たまたま1回ということであれば、そのうち直るだろうと済むのですけれども、ひとつそのところに働きかけを行ってほしいわけですが、これで最後の質問にしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ご指摘のとおりでございます。いずれ鹿妻穴堰土地改良区は、盛岡市と矢巾町と紫波町、4,000ヘクタールを超えるあれなのですが、そこでまず今北上土地改良調査管理事務所がいろいろ調査しておるようでございますので、いずれ私どもも鹿妻穴堰

と一緒にあって、また3市町も一緒にあって、まず復旧復興の復旧を早くやっていただく。

今私のところの不動西部水利組合でも、まず掛け流しとか何かはするなというようなことで組合の皆さん方に情報を流しておりますので、そういう実情もしっかり訴えながら、早く早期に復旧してもらおう。

それから、今応急対策だけではなく、しっかり恒久対策もやっていただくように要望してまいりたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） この項は、以上でよろしゅうございますか。

それでは、時間も大分経過しています。残り時間もそうですが、ここで暫時休憩に入ります。

再開を3時55分、15時55分といたします。よろしく申し上げます。

午後 3時43分 休憩

午後 3時55分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開します。

休憩前に引き続きまして、藤原梅昭議員の一般質問を行います。

次に、2問目の質問を許します。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 2問目は、安心と信頼が寄せられる行政経営について、町長、教育長にお伺いしたいと思います。

自治体としても「ヒト・モノ・カネ」に「情報」を含めた4大経営資源が重要と言われておりますが、「ひと」の要素が最も重要であり、「まちづくり」は「ひとづくり」だと思うので、以下伺います。

1つ、人の育つ「環境づくり」こそが「ひとづくり」としての経営トップの仕事と言われておりますが、町長と教育長の考えをお伺いします。

2つ目、全国で教員採用受験者が年々減少しております。教員が不足しているようですが、当町の教員の働き方改革の対応状況と、タイムカードが導入されたが、その効果をお伺いします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 安心と信頼が寄せられる行政経営についてのご質問にお答えをいたし

ます。

1点目についてですが、今後の少子高齢化の一層の進展、住民の価値観の多様化、環境に対する関心の高まりなど、社会経済情勢の変化に対し、自治体として柔軟かつ弾力的に対応することが重要であります。

このことから、職員には政策形成能力、創造的能力、法務能力の一層の向上が求められており、職員の可能性や能力を最大限引き出すことを目的に、職場において、上司、先輩が仕事を通じて行うOJT、いわゆるオン・ザ・ジョブ・トレーニング、職場外研修及び職員自身が自発的に取り組む自己啓発の3つを大きな柱に研修の充実と多様化を図っているところであります。本町の将来像や行政の在り方等を踏まえながら、引き続き職場の学習的風土づくりの推進に努めてまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、安心と信頼が寄せられる行政経営についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、ここ数年学校教育現場は、新型コロナウイルス感染症対応に大きなウエートを占めており、これに伴い、児童生徒の学習機会の確保や子どもの見守りなどの在り方を根本から見直す転機となり、またその重要性を改めて実感するよい機会となりました。

このような状況におきましても、児童生徒への質の高い教育を提供するためにも、教職員の人材育成は欠かせないものと考えております。授業での指導力については、研究授業、授業研究会、講義等を通じた研さんを重ね、さらなる教員の指導力の向上を図ってまいります。

また、学校内の研修だけでなく、他校の研究授業及び研究会に積極的に参加し、自己研さんの機会を通じて、町内小中学校教職員全体の指導力の向上につなげてまいりたいと考えております。

さらに、矢巾町学校運営協議会の活動を通して、町民や保護者等が当事者として学校運営に参画し、地域とともにある学校づくりや課題解決に向けた取組を進めております。

その中で、地域人材の発掘と、その活用など、今までにはなかった新たな課題にも取り組みながら、家庭、地域と連携した学校経営を推進することで、学校教育の分野だけでなく、様々な価値観や情報に触れながら、多様な社会の常識や激しい時代の変化などにも対応でき

る人づくりにつなげていきたいと考えております。

2点目についてですが、文部科学省が作成した全国の学校における働き方改革事例集においても、働き方改革における勤務時間の削減効果が実証されております留守番電話の導入につきまして、令和3年度に町内小中学校に導入するなど、教職員の働き方改革に向けて取り組んでおります。

また、タイムカードの導入後、教職員の在校時間を客観的に把握ができるようになりましたので、時間外勤務の多い職員にあっては、管理職が面接を行うことで、業務量の調整や見直しを行いながら、働き方改革に取り組んでおります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 岩淵副町長には、岩手で一番住みたい町矢巾町に副町長として就任いただき、ありがとうございます。盛岡タイムスのインタビューで思いを形に、役場を元気に、さらなる矢巾町の発展のため職員とコミュニケーションを取りながら、着実に行政運営を進めると意気込むとありました。様々な課題を認識しながら、自身に課すもう一つのミッション、これが人材育成ということとっておりましたけれども、そうですね。高校時代は、ラグビーに青春をささげ、県庁時代は釜石シーウェイブスの後援をした熱血漢だったそうです。何か盛岡タイムスを読んでいるような感じなのですけれども、昨日の答弁でも風通しのよい職場づくりと、管理職は職員のフォローをしっかりと、さらにほうれんそう（報連相）を大事にと、職員を大事に育てるという気概を感じました。ワン・フォー・オール、オール・フォー・ワン、これはラグビーの大事な合い言葉なようですけれども、一人はみんなのために、みんなは一人のために、新鮮な感覚での活躍をご期待しております。よろしくをお願いします。

そこで、野村克也先生、亡くなりましたけれども、「人を残すのが一流」と、「失敗と書いてせいちょう（成長）と読む」という言葉を残しております。すごい言葉だなと、私は感動しました。「まちづくり」は「ひとづくり」として、職員の可能性や能力を最大限引き出すことを目的にOJT、研修、自己啓発を3つの柱に進めているということですが、一番大事なのはやる気を出すと、モチベーションを上げると、そういう環境づくりではないかなというふうに私は思うわけですが、それに対する考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 岩淵副町長。

○副町長（岩渕和弘君） ただいまの質問にお答えします。

まず、やる気を出すということは、やっぱり仕事というのは面白みを持たないとやる気が出てこない。なので、要は前向きに取り組むということが大事なのだろうなというふうに考えています。そのためには、ふだんから、昨日もお話ししましたけれども、職場の中でもコミュニケーションを取りながら、みんなと顔を合わせながら、一緒に共に仕事に向かっているというふうな姿勢でいくことが上司としての役割ではないかなということ考えております。

ぜひそういった気持ちでもって私も若い職員とも一緒になって、一緒に役場の発展のために取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 突然のご指名で失礼しました。ひとつ新鮮な感覚で、皆さんは新鮮ではないとは言わないけれども、新鮮な感覚でひとつものを見ながら、職員を育ててほしいなど。職員を育てるということは役場が育つと、役場が育てば町も育つと、町が育てば岩手も育つというふうに岩手県では言っているのではないかと思うのですけれども、違いますか。

そういうことで、ひとつ今後の活躍に期待したいと思うわけですが、他市町村との差別化等々を図るには、専門性というのがもっと重要なこと、先ほども専門性の話が出ましたけれども、そういうことで、仕事を覚え、力を発揮するには、2年や3年の短期で人事異動、これはきついのではないかと、職員への負担が大きく、ロスが大きいというふうに私は感じております。特に同じ部署で係長と担当が一遍に異動すると、こういうことも起きております。これは、後任が大変な思いを抱えながら、仕事に当たっているというのも見かけております。そういう中で、人事異動へ口を出すつもりはないですが、やっぱり人を育てると、あるいは力を発揮してもらうためにも、仕事を覚えたら、また動かされるというような人事異動というのは、職員を伸ばすためにはやっぱり問題があるというふうに私は感じるわけですが、いろんな諸事情があると思いますが、その辺の人事異動への考えをもう一回聞いておきたいなというふうに思います。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

ただいまのご質問の内容の趣旨は、まず異動のスパンが短い、要するに仕事に就いて二、

三年で異動してしまうという内容でございますが、今公務員たるもの、やはり広く公務の仕事を覚えなければならないという考え方もございます。ですので、一つの場所に長くいるということの弊害もございますので、やはり職員としては様々な仕事を覚えていただくという意味でも定期的な異動は必要かと思っております。

ただ、その異動の Spann、それは2年がよろしいのか、3年がよろしいのかというのは、やはり職員個々の適性にもよるといふ考え方もございます。また、専門性という部分では、やはり様々な研修制度を利用しなければならないということで、町においては様々な研修機関に職員を派遣して、研修を受けていただいております。近いところは、市町村職員研修協議会あるいは東北自治研修所、それから市町村職員中央研修所、市町村アカデミーあるいは日本経営協会ノマ（NOMA）というところにも昨年度は117件、117名と言ってもよろしいですが、研修を積んでいただいて研さんをしていただいたという状況でございますので、そういった機会の中でもしっかり専門性を培っていただきたいという意味で頑張っているという状況でございます。

いずれ職員を育てていくということについては、当初町長、それから副町長からも訓示という形でお話ありました。ワーク・ライフ・バランスをしっかりと取りながら、仕事もしっかりこなして、自分の生活もしっかり計画づけていきましょうというような指示、指導もございましたので、そういった中でしっかり仕事も覚え、こなしながら、やっていくという姿勢を取っていききたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） いずれ人を育てるといふ観点を大原則に、そういう人事異動も含めながら、やっていただきたいなというふうに私は思います。職員が伸びれば、絶対矢巾町はもっとよくなるというふうに私は確信しておりますので、ぜひその辺のところをベースに物を考えていただきたいなと思うわけですがけれども、最近の話として、これは流して聞いてほしいのですがけれども、悪い行いをする者が世界を滅ぼすのではないと、それを見ながら、何もしない者たちが滅ぼすのだと。まさに今ロシアの状態というのは、そういう状態になっているわけですがけれども、ぜひ何でもかんでも是々非々でやればよいということではないですがけれども、やっぱりよいことはよい、悪いことは悪いという付度せずに言える職場風土、これも併せてつくっていただきたいと思うわけですがけれども、今現在そうなっているのであれ

ば、これは余計な話かもしれませんが、ぜひそのところも含めた職場風土、先ほど風通しのよい職場づくりというふうにおっしゃっていましたので、あえてお聞きしたいと思うのですけれども、何かお考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） 人事担当、総務課の町の考え方としてお答えいたします。

いずれ公務員ですから、間違ったことはやってはいけないというのは当たり前のことでございます。しっかりと法令遵守ということは、肝に銘じて職務に当たらせるということ。それから、全員協議会でもご説明申し上げましたが、6月から矢巾町におきましても広域通報制度というのをしっかり取り組んでまいりたいということで、間違ったことは決してしないでくださいということで、そこら辺の心構えをしっかりと持った公務を行ってまいりたいということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 時間ないですね、教育委員会に伺いたかったのですけれども、やめます。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で11番、藤原梅昭議員の質問を終わります。大変ご苦労さまでした。

○議長（藤原由巳議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 4時12分 散会

令和4年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第4号）

令和4年6月10日（金）午前10時00分開議

議事日程（第4号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	岩淵和弘	君
政策推進監	吉岡律司	君	総務課長 兼防災安全室	田村英典	君
企画財政課長 兼未来戦略室	花立孝美	君	税務課長	佐々木智雄	君
町民環境課長	田中館和昭	君	福祉課長	野中伸悦	君

健康長寿課長	浅 沼 圭 美 君	産業観光課長	佐 藤 健 一 君
道路住宅課長 兼まちづくり 推進室長	佐々木 芳 満 君	文化スポーツ 課 長	高 橋 保 君
農業委員会 事務局長	鎌 田 順 子 君	上下水道課長	浅 沼 亨 君
会計管理者 兼出納室長	水 沼 秀 之 君	教 育 長	和 田 修 君
学校教育課長 兼学校給食 共同調理場所長	村 松 徹 君	子ども課長	田 村 昭 弘 君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 徹 君	議会事務局長 補 佐	川 村 清 一 君
係 長	佐々木 睦 子 君		

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

最初に、2番、吉田喜博議員。

1問目の質問を許します。

（2番 吉田喜博議員 登壇）

○2番（吉田喜博議員） 議席番号2番、町民の会、吉田喜博です。前回の12月には、すごい日差しがあったのですがけれども、今日は曇りで仏滅ということで、何かあまりよからぬ気持ちになりますけれども、今日は張り切って頑張りますので、よろしくお願ひします。では、質問に入らせていただきます。

質問、1つ、防災対策及び教育について。これから本格的な梅雨を迎え、梅雨期には全国至るところで豪雨災害が発生している状況であります。そうした災害が本町で発生した場合や、避難基準等については、矢巾町防災計画が策定されており、有事の際の対応、対策が細部に定められているところではありますが、避難所等の防災対策の現状について伺います。また、児童生徒への防災教育の状況について、以下所見を伺います。

1点目、避難所は、小中学校をはじめ公共施設や各自治会公民館、岩手医大附属病院エネルギーセンター、岩手県トラックターミナルの53施設が指定されておりますが、特にも各自治会公民館に対して、町からの防災に対する支援状況を伺います。

2点目、各避難所におけるバリアフリー対策はどのようになっているのか。特にも車椅子対応のトイレ等の設置状況、また物理的なバリアフリーだけではなく、心のバリアフリー対

策ができるか、そしてそれらのことを公表しているのかを伺います。

3点目、避難所における新型コロナウイルス感染予防対策はどのようになっているのか、伺います。

4点目、指定避難所について、本町に立地している民間のホテル2棟を新たに加えてはどうか、伺います。

5点目、ドローンを活用した防災対応の状況を伺います。

6点目、児童生徒への防災教育の内容と指導方法について伺います。

7点目、防災教育の実施に当たり、課題等がありましたら伺います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 2番、吉田喜博議員の防災対策及び教育についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、39施設全てに非常用発電機や災害時用の特設公衆電話、段ボールベッド等、避難所として必要な備蓄品を配備するとともに、各自主防災会が行う防災対策に必要な備品整備のための補助事業を実施しております。

2点目についてですが、地域における避難所の中核的な存在となる公共施設等の指定基準避難所はバリアフリー化され、車椅子対応のトイレにつきましてもほぼ設置しておりますが、災害発生時等に不足する場合は想定し、車椅子対応型のユニバーサルトイレや自動ラップ式トイレ等を活用してまいります。

また、避難所における心のバリアフリー対策につきましては、避難所生活はストレスを抱えてしまうものであることから、避難所運営者をはじめとした避難者相互による寄り添いや保健師、生活支援員、ボランティア、災害派遣精神医療チーム等との連携による生活支援や健康支援などの活動と連携した心のケアを行っていく必要があるものと認識しております。

3点目についてですが、避難者の状況に応じたゾーニングを適切に実施しつつ、避難所1人当たりの生活スペースを4平方メートルに拡張するとともに、段ボールベッドやパーティションの活用並びに基本的な感染症対策である常時換気、適時の消毒や日々の健康チェックの励行など、避難所開設運営マニュアルに基づき、具体的な感染症対策について定めておるところであります。

4点目についてですが、町内に立地する民間ホテルのうち、ルートイン矢巾と災害時の宿

泊施設等の提供に関する協定を締結させていただいておりますが、民間ホテルや旅館等の避難場所としての活用については、協定締結をもって運用することが一般的であることから、引き続き避難場所の拡充に協力をいただけるよう働きかけてまいります。

5点目についてですが、消防団にドローンを3機配備し、操縦士8名により、基本的な操法訓練を実施しているところではありますが、町災害対策本部で一元的に運用し、災害等発生場所の情報収集、拡声器による避難情報等の伝達やサーモカメラによる行方不明者の捜索への活用などを想定しております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、防災対策及び教育についてのご質問にお答えいたします。

6点目についてですが、通学路の危険箇所を学習する安全マップづくりや東日本大震災被災地の見学や体験学習を行っております。この学習は、自分の目で見て危険を判断し、仲間と話し合い、発表するなど児童生徒の危機回避、危機予測の力を高めることを重点とした内容となっております。

7点目についてですが、児童生徒に自分自身の命を守ろうという意識をどのように持たせるかが課題となっております。自ら学んだことを下級生に伝える場や、地域の方と話し合う場を設けるなど、学校だけではなく、保護者や地域とが一体となり、持続的かつ発展的な防災教育を行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） 本町の防災に対する取組に力強さを改めて感じた次第でございます。

しかしながら、指定場所になっている各自治会公民館に対する支援についてですが、施設の規模や建築した時期等により、避難所としてのばらつきがあるように見受けられます。防災計画には、各施設の収容人数や給水、炊飯施設の有無及び発電機の設置状況が示されているわけですが、避難所として指定する場合には、どのような施設でなければならないのか、基準があればお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

まずは、その避難場所になり得る地区の中核、参集できる立地条件というものが第一だと思います。それから、安全性が第2番目、例えば水害や土砂災害などに巻き込まれるような場所については、極力避けなければならないというふうに考えてございます。それから、ライフライン、水道、下水、それから緊急の場合の災害対策本部からの応援救急が可能な交通、しっかりとした道路網があると、矢巾町の場合はほとんど大丈夫ですけれども、そういった条件を加味した中で、その避難所を指定している。その地域の皆様が避難しましょうといったときに、すぐ分かる、そういった建物というのが条件というふうに考えられております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） 確かにそのとおりなのですが、ひとつこれからも一生懸命頑張ってみましょう。

次に、指定場所として、新たにホテル2棟の追加についてですが、ホテルルートイン矢巾については、既に協定により避難所として利用可能である旨の答弁でありましたが、岩手医科大学附属病院エネルギーセンターと岩手トラックターミナルについては、施設利用の協定も締結していますが、さらに指定場所として防災計画に示されています。ホテルの活用については、通常の利用客の状況によっては災害時の活用が難しい場合や、協定では利用対象者を限定しているものの、避難場所として住民に周知する意味でも53施設に追加してはいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

ただいまのご質問ありましたとおり、ルートイン様におかれましては矢巾町と災害協定を結ばせていただいております。災害の発生のおそれがある場合、矢巾町が災害のための避難場所と指定した場合には、宿泊先として妊産婦さん、それから乳幼児、75歳以上の高齢者、基礎疾患がある方、それから新型コロナウイルス感染症に感染した方、重症化のおそれがある方などを必要に応じて避難場所あるいは利用場所として利用いただく協定を結んでございます。

ご指摘のありました、具体的に言いますとスーパーホテルさんだと思いますけれども、現在交渉中でございます。それで、こちらのホテル様についても災害協定、それから何らかの状態に陥った際の利用をさせていただけるように、今後も粘り強く交渉させていただきたい

というふうに考えてございますので、若干お時間をいただきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） 交渉中でありますという言葉、これからもどんどん、どんどん打ち込んでいってお願いします。

次に入ります。現在災害時における協定、覚書は、約50件締結されており、これは防災計画に示されておりますが、平成23年3月に発生した東日本大震災時の締結が約40件となっております。災害時における支援対策が協定内容になってはいますが、協定書締結日が既に10年以上経過しているものもあります。協定内容を所管する担当者の異動や退職等、引継ぎがあるものの、有事の際の対応に素早く協定内容が活かされるためにも協定書、相手側とふだんから定期的に情報や意見交換が必要かと思いますが、現在の対応状況についてお伺いします。

また、年数が経過しているものや実態に即さない協定書の見直しは行われているものなのかも併せてお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

ご指摘の矢巾町全体の協定、123協定ございます。その中で、議員さんご指摘のとおり、災害関係の部分が現在49協定ございます。町長から、実は今年度初めに、この協定に係る有効性について、各課において確認しろという指示を出しました。そういった中で、しっかりと機能するように、協定の相手先との連携、それから今後の有効性も把握するようにということで、実は確認させていただいておりました。災害などにおきましては、やはり災害が起きなければ、協定を結んだだけという状況になってございますので、そういったことにならないように、いざというときにしっかりとお互いの意思疎通ができるように、行動できるようにということで確認させていただいておりました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） 確かにそのとおりなのですが、ふだんからの付き合いという

のが一番大事ではないですか、我々もそうではないですか。やはりふだんからのお付き合いが功をなすわけでありまして、やはり役所であるから期限、期限、というわけではなく、ふだんからお互いに、田野畑村、普代村、お互いに連絡を取っているわけですから、その辺も踏まえて、これからの交流関係、より活発に行っていただければ、なおさら一層の防災計画ができると思います。

次に入ります。防災教育の実施に当たり問題についてですが、防犯や地域安全に対する教育指導と同様に、学校中心となって地域と学校を結びつける、あるいは地域が中心となって学校と地域を結びつけるという相互交流に係るシステムの確立というか、学校と地域が一体となって取り組みやすい環境をつくることも必要と考えますが、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） まず、私のほうからお話をさせていただきます。まさにそれこそ大事なことです。地域と学校、学校と地域、これが一体となって防災、安全教育をしていくということで、この課題についても、先般からお話ししている町の学校運営協議会、コミュニティ・スクール、そういったもの、地域にある学校ということでのコミュニティ・スクールなので、これがまさに課題だと思っております。そういったことも含めて取り組んでまいりたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） やはり防災関係は非常に難しく、子どもに対しても、やはり子どもが小さいときからいろいろ指導しておけば、やはり我々が小さいときもそうです。いろいろな教育、今の教育と昔の教育とは違いますけれども、やはりそういった小さいときからの指導が20代、30代になってから実を結んでくるかなと思いますので、ひとつよろしく願いします。

終わります。

○議長（藤原由巳議員） これで1問目は終わりですね。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 最後は質問で終わるように、ひとつ心がけてください。

（「分かりました」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） 2問目に入ります。職員の再任用制度についてをお伺いします。

職員の再任用に関しましては、矢巾町職員の再任用に関する条例に基づき、職員を再任用しているところであります。長年の職務経験及び専門性を生かして、他職員との知識の共有と連携が図られ、職員個々の能力伸長に対しても相乗効果が現れると捉えております。組織力の向上にもつながっていくものと理解しております。

一方で、フルタイムの勤務を希望した場合、定員適正化計画や新規採用枠への影響を懸念する声や、会計年度任用職員の採用との関連を懸念する自治体があることも事実のようであります。このことから、本町の職員再任用について所見を伺います。

1問目、再任用制度の運用に消極的な自治体もあるようですが、本町ではいかがでしょうか、伺います。

2点目、本町ではどのような方法で再任用職員を採用しているのか、伺います。

3点目、現在本町では何人の方が再任用職員として従事されており、具体的にどのような業務に従事されているのか、伺います。また、この制度が発足されてから過去に何人の方が活用されたのか、伺います。

4点目、盛岡広域自治体の再任用職員制度の現在の活用状況について伺います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 職員の再任用制度についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本制度は平成25年の閣議決定を経て、現行制度の取扱いが定められたものであり、職員の雇用や年金の支給開始年齢の制度の接続を図る観点から、必要な制度と捉えております。知識や経験に富んだ定年退職者が後輩職員に知識などを継承し、業務の充実を図る点において有意義な制度と認識しております。

2点目についてですが、毎年条例に基づき取扱いを定めた上で、再任用職員の募集を実施しております。対象となる職員から希望申出を受け、退職前の勤務実績等に基づく審査等を経て、任用の決定を行っているところであります。

3点目についてですが、今年度該当する職員は1名であり、主に町の工事の検査業務に当たっているところであります。また、当町では昨年度まで合計6名が再任用職員として業務に当たり、いずれも後進の職員のおよき指導者としてご活躍いただいたと認識しております。

4点目について、盛岡広域圏の市町に確認したところ、今年度4月1日時点で当町を含め、

計、合わせて167名の再任用職員が職務に当たっており、いずれの市町でも所要の手続を行った上で再任用を決定しているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） 公的年金の支給年齢引下げに伴い、定年後には無年金、無収入となる期間を埋めるためにもこの制度があるわけでございまして、これをどうするかというのがこれからの問題だと思います。

それで、国家公務員の人事報告書による再任用の現状では、フルタイムよりも短時間勤務の採用の場合に、週のうち休日は不在となり、ほかの職員で再任用職員の不在日の業務をフォローすることにより、職員の負担が増加することが考えられますが、本町ではどのような状況となっているのか、伺います。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

町長答弁でもございました令和4年度につきましては、1名の再任用職員を採用させていただいております。その再任用職員につきましては、技術系の職員でございまして、現場での技術的な助言、それから今までの長年の役場職員としての経験とか、技術について後輩職員に引き継いでいただいているという状況でございますので、現場の職員にとっても大変助かっているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） 非常に結構なことだと思います。やはり今まで培った技術がそのまま生かされますから。

次に入ります。再任用職員は、現役時代の給料より低額となり、仕事に対するモチベーションの低下が懸念されるほか、業務における責任度合いが軽減されることから、自身の専門性が現役時代とは違い、発揮しにくい環境になることを危惧いたしますが、本町ではいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

正直言いまして、ご本人さんから、今の状況で給料に不満とか、待遇についてお伺いしてはおりません。これは、国の制度に基づきまして、国の基準、それから町の条例、法令に基づきまして俸給なども定めさせていただいておりますので、ご理解いただいた上で任用させていただいているのかなというふうに承知してございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） 結構なことです。

次に入ります。再任用は、原則本人が希望し、申請して、審査等で採用、不採用が決定するものでありますが、本町では再任用職員が少ないように思われますが、いかがでしょうか。

対象年齢の職員をはじめ職員全体に制度の周知が不足していることはないでしょうか、伺います。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

再任用制度におきましては、25年以上勤務された職員という条件がつきます。その中で、本人から再任用を希望するという職員について、我々が願いますという形を取っておりますので、あくまでご本人様のご希望をもって採用させていただいているという状況でございます。

確かに65歳までの年金受給までの接続期間ということの状況でもございますが、例えばご本人様がほかの職を志していると、あるいはほかの職のほうから引っ張られているというような状況も確かにございますが、そういった事情もございますので、一概に全員が全員再任用というわけでもないというのが実情だというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） 確かにいろいろな方もおるだろうと思えますけれども、言葉が出ません。

次に入ります。現在の再任用制度の推進に当たり、何か懸念されることや課題等があれば、お伺いしたいです。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

再任用制度につきましては、実は国家公務員、これは地方公務員でも同じことですが、令和5年度から令和13年度にかけて段階的に地方公務員の定年の年齢が引き上げられます。65歳までということになります。ですので、令和13年度には再任用制度というのはなくなるという状況で、65歳までの定年延長という制度がスタートいたします。今年度中に、町といたしましても、法令の整備、条例の整備をいたしまして、来年から取り組めるようにということで、令和13年度には再任用の採用が最終年度ということになってございます。定年延長の制度に移行してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） 3問目に入ります。矢巾観光開発株式会社の今後についてお伺いします。

令和3年12月会議において、一般質問で私がちょうど述べるときに、太陽がかあつと、そのときなのです、質問したのが。一般質問で国民保養センターの指定管理等に対する答弁をいただきました。内容について、矢巾観光株式会社への委託期間が今年度末となっていることから、今後の動向等について所見を伺います。

1問目、指定管理料の増額については、コロナ禍という特殊な状況に伴う宿泊及び日帰り入浴利用者の減少による売上げの減が主な原因であり、今後収入増につなげるよう経営改善を求め、運営体制の見直しを実施する旨の答弁をいただきましたが、どのような見直しをされたのか、伺います。

2問目、遅くとも1月ぐらいまでに指定管理を今後継続するかどうか協議してまいるとの答弁でしたが、結論的にはどのような方向になったのかを伺います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 矢巾観光開発株式会社の今後についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、運営体制の見直しとして、昨年8月から継続的に社員のヒアリングを実施し、業務改善につながる課題の洗い出しを行い、社員一丸となって経営改善に取り組んでおります。経営の見直しとして、11月から食堂メニューの更新やテイクアウト並びに

宅配弁当の強化を図ったほか、令和2年10月から月1回開催しておりますゆっこ市についても、入浴と併せて物販等の商品販売を強化して実施をいたしました。また、広告並びにメディアでの積極的なPRを実施することにより、町外の来館者数も増加が見られたところであります。

実績として、令和3年度の入浴利用者は計7万904人で、前年比プラス9,037人の増、保養センターの売上げ分は4,762万6,284円で、対前年比1,223万5,743円の増となり、コロナ前の水準にはまだ到達はいたしていないものの、改善が見られておるところであります。

2点目についてですが、今後の指定管理事業の継続については非常勤支配人や取締役との間で協議を行っており、現段階で結論には至っていない状況であります。令和5年度の指定管理者の見直しについては、今後協議を重ね、改めて議員の皆様への報告をさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でお答えにさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） 第三セクターについては、行政機構、組織の効率化、簡素化によって財政支出を圧縮するとともに、民間の能力と資金の活用を有効に図ることによって、諸課題の解決を改善する発想があるわけですが、12月の一般質問の中で、矢巾観光開発が指定管理者であり、矢巾町国民保養センターの今後について伺ったところ、答弁では矢巾観光開発だけであれば黒字経営であり、国民保養センターの管理運営については今後方向性を出していくということでしたので、その状況を伺います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 私のほうから答弁させていただきます。

町長の答弁にもありましたとおり、今吉田議員からもありましたとおり、本体は黒字で、保養センター単体では赤字という内容については変わりはありません。両方合算した部分では、令和3年度の事業決済につきましては、今月株主総会でお話をさせていただくわけですが、900万円ほどの赤字経営というふうになってございます。やはり保養センターの負担のほうが大きいですということで、いろいろコロナ前に近づけるように頑張っているところではございますけれども、今回につきましては町から指定管理料に含まれるリスク分担に係る補填はなしということで、何とか観光開発のほうでも頑張って運営していくという意気込みを感じているところでございます。また、従業員一丸となって、そういった何

とか経費を削減しながら、売上げを伸ばしていくといった取組を進めているところでございますので、その分も重々踏まえながら、今後の見通しを考えていきたいなというふうに捉えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） 私、ちょっとお聞きしますけれども、株式会社とはどんなものなのでしょうか、ひとつちょっとお答えをお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） やはり株式会社というものは、株主さんが当然いるわけございまして、株主の利益のためにも、やはり会社として成り立っていかなければならないものかなというふうに思っております。いずれ会社でございまして、利潤を追求して、当然それを配当するべき部分があるものでございまして、第三セクターといえども、その辺を踏まえて会社運営をしていかなければならないというふうに捉えてございまして。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） たしかそのとおりなのです。株券を発行して、株主さんに利益を生ませている、そして株主さんに還元するのです。それは、やっぱり株式会社なのです。ですから、それを忘れてはならないというのが一番大事です。ですから、今回の、今55期ですか、54期の決算の中では、売上げが4,000かな、あと5,000ぐらいが指定管理になってはいますが、その中で給与、人件費、それが約半分、四千名何ぼが半分についているのです。それはいかがなものかと、そこが一番大事なのです。今ある施設が、人件費がかかる、人がかかる、そのための保養センターだったならば、金がかからないような、人件費のかからないような建物にしなければできないのではないのかなと、そう考える次第です。

ですから、それを本来ならば、人件費は25%か20%なのです、割合が。それをもう半分近くについているのです。これならば、本当に赤字経営どころではないです、倒産なのです。それを黙って今まで見ておったのかどうかですけれども、この中にも、この議場の中にも取締役が3人います。そして、毎月毎月取締役会も開いています。ですから、その毎月毎月、その対応、対策が取れているのかなと、そういうふうな感じもしないでもないです。これをどう考えて、そしてまたどうこれからのことを考えていかなければならないか、その辺の決

算の中身のちょっとあれを教えてくださいませんか。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 私のほうからお答えさせていただきますが、私は町の立場と、それから今度社長としての立場、非常に苦しい胸のうちなわけでございます。それで、まず吉田喜博議員にひとつご理解していただきたいのは、矢巾観光株式会社は基本的には給泉、いわゆる温泉に源泉を供給するのがまず大きな事業なわけです。そこに本来矢巾町国民保養センターは、これは私どもの町の建物でございます、そこでこれを直営でやるか、委託でやるか、または指定管理でやるか、民間の活力を活用してやるか、いろいろな手法があるわけでございます。その中で、矢巾観光株式会社は、あくまでもそこだけの給泉事業だけ捉えれば黒字経営なのです。保養センターの指定管理を受けておるところで赤字決算になっているということで、そのこのところの建前というか、そのこのところだけのご理解していただきたい。

それで、本来、これは委託なり、今は指定管理しておるのですが、赤字経営であれなのであれば、直営でやる方法もあるのです。だから、このこのところ、今後どのような方法で、これからの運営をしていくかと。その中で、私、前の吉田秀一社長のときも一生懸命民間の発想でやっていただきました。私もその後を受けて、今いろんな、社員も含めて業務の見直し、改善できるところを今一生懸命取り組んでおるところでございます。

そこで、直営でやるのも一つの方法なのですが、せっかく指定管理をお願いしているわけですので、その中でどのようにして改善していったらいいのかということで、ただその矢先に、もうご存じのとおり、コロナという、そしてこれは民間であろうが、お隣の例えばラ・フランス温泉館なんかでも赤字経営なわけです。だから、コロナ禍という私どもが想定することのできない大きな課題に、いわゆるそういう問題にぶつかったわけでございます。ただ、これから矢巾観光開発として運営を任せていただいて、指定管理としてやっているからには責任放棄をするわけにはいかないわけです。やっぱりしっかり受け止めてやっていかなければならない。

そこで今、本当に毎週、社員たちがミーティングをして、そしてどのようにして改善していくかということをおやっておるところでございます。今答弁の中にも、令和3年度のお客さんも増えてきている、そして収入も増えてきていると。さらに、それをどのようにしてやっていくかということをお社員で知恵を出し合っておるところでございます。

例えば1つは、いわゆる牧草アートで、あそこの温泉振興会の方々、このこのところを、矢巾温泉をみんなで盛り上げていこうということで立ち上がったのです。そこで、いわゆる牧

草を提供していただいた方もあって、それに今度絵を描いていく。それは、もう桜の園の知的障がい者の方々、そして先生方、保護者の方々が一生懸命になってやってくれたのです。あれでこの間県下の県民体育大会のゲートボール場、みんなすごいことだということで、お話をいただいております。

だから、ここ座して死を待つのではなく、いかにこれから改革して変えていくかということなのです。そこで、今例えば西部地域の活性化で、南昌山の、これは産技短と一緒にあって、宮沢賢治が愛した南昌山なわけです。

今日皆さんに披露したいのは、この間矢巾観光開発の取締役会でもあれしたのですが、今年JRの6月号、「トラベル」というのがあるのですが、私この間5日の日曜日、東京で岩手県人の連合会があって、そのときに電車に乗って、すぐこれを見たのです、いつも癖なので。そうしたら、矢巾町のことが出ているではないですか、それで後から、もしよければコピーか何かおあげしますが、「野球王国北東北と宮沢賢治の精神」、その中にすごいことを書いているのです。それは何かというと、宮沢賢治が、いわゆる「多感な中学生は、大柄な4番バッターの親友を失った」というタイトルから始まって、いろんなことを書いているのです。これは、藤原健次郎先輩のことを書いているのです。岩手県というか、矢巾町出身、屋号、南田さんの。そのほかに、ここをぜひ紹介しておきたかったのは、「釣り鐘のような形の南昌山」から始まって南昌山のことを書いております。そして、宮沢賢治は、「鳥をとるやなぎ」など、明らかに藤原健次郎との日々を題材になったと分かる作品が幾つか残っていると。その中で、そしてあの名作「銀河鉄道の夜」には、ふいにこんな一節が登場すると、ふいゆえ、とても印象的だと、これを読んだことがあると思うのですが、「ボール投げなら、僕決して外さない」ということを書いているのです。最後に、何を言いたいかというと、宮沢賢治の人生に深く影響を与えたのは、最愛の妹と、そして藤原健次郎だということです。だから、これからそういった隠れたいろんなエピソードとかあるわけです。そういうものをこれから矢巾温泉、保養センターに来るお客さんたちに、そういうことをしっかりPRしながら、やっていきたいと。

だから、今ここで社員が、もう本当に、来ていただいてよかったという国民保養センター、矢巾温泉、西部地域にしたいという熱き思いで仕事をしていることだけのご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） 確かに努力、改善の考えは十二分伝わってきます。ただ、しかし、本来の形が、人件費のかからないような建物でなければできないのかなと、そういうふう感じられます。というのも、あそこの建物というのは、あそこに2013年に豪雨があったでしょう、あのときも砂利が入っているわけです。ですから、土砂災害の指定になっているのです。それもあるし、そしてまた建物そのものもいろいろかかる状態なのです。それを人件費で補っているわけです。その人件費を半分に減らすためには、建物を変えなければできないと。私の案からすれば、あの建物を若干移動して、安全な場所、災害から守る安全な場所と、そしてまた人のかからない建物に持っていかなければできないかなと。新しく造る建物も矢巾町の事業主さんの皆さんから、PPPでもいい、PFIでもいい、導入してみんなで頑張ろうというふうな気持ちが出てきますから、それをこれから向けていったらどうかと、私はそう思っています。

ですから、今の建物を若干安全な場所に、200メートル、500メートル移動して、経費のかからない建物をお勧めしたいと、その辺はどうですか。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、吉田喜博議員、簡単に、今財政がこういうふうに非常に厳しいとき、私だって、あそこの今社長をやらせていただいております町長でもあるので、保養センターを建て替えしたいとか、平成25年8月9日、大雨洪水で被災しているわけです。そのときに、そういう議論があったか、私はちょっと分からないのですが、いずれ今の許される財政の範囲内で考えた場合、今は例えばこの間も答弁で、ブームとしてはサウナとか、そういうふうなものも社員からも言われております。ただし、それを簡単に、だからこういうことは、やはり建物も建て替えすればいいのではないかということですが、やっぱり、そして何よりも、ずばり言わせていただければ、パストラルバーデン、今ああいう状況下にあるわけです。そのときに、同じような轍を踏むわけにいかないのです。だから、そこは喜博議員にも分かっていたいただきたいと。あそこのパストラルバーデン、私町の責任もあると思うのです。あれを今ああいう状況で、さらに今保養センターにお金をかけるということは、町民の皆さんにご理解していただくことはできないと思うのです。だから、そこだけのご理解していただきたいと。

それから、今社員が一生懸命になって努力して、そしてできるのであれば、人件費をかけたとか、もうかけてもいいから、自分たちでどのようにして売上げを伸ばしていくかということを考えているときに、そういうことの議論は、私はマイナスに進むことで、プラス思

考ではないと思うのです。

だから、そここのところ、私も今まで、いわゆるいろんなことであれしてきたのですが、パストラルバーデンがああいう状況で、議会も恐らく認めていると思うのです、当時。だから、今保養センターをこれからどのようにしていくかということは、議会はもちろんのこと、矢巾温泉の振興会の方々、そして町民の皆さん方ともしっかり議論して考えていかなければならないことなので、ご理解をしていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） 確かに気持ち分かります。あくまでも経営ですから、経営するためには何かを犠牲にしなければできないと、やはり一国のあるじであれば、それは考えていただけるでしょうか。やはりこれからの毎年毎年払う管理料、それを思えば、新しく移転するような形であってほしいなと私は考えます。

そこで、私はひとつものを考えて、やはり藤原嘉藤治、宮沢、いろんな方々います。あそこは、やはりこれからの西部開発には必要なのです、分かります、十二分に。それを今このままでいった場合には、もう取り返しのつかないようになるのではないかなと、そういうことを私申し上げているわけなのです。おっしゃっていることは分かります。ただ、このままいけば、必ずと言ってはちょっと語弊ですがけれども、行き詰まるのではないかなと。ましてやこれから車でいえば、エンジンが壊れた、直す、次にミッションいかれた、直す、じゃ、あのときエンジンが壊れたときに、あそこでどうかしておればよかったかなと、そういうふうな気分でやみません。やはりこれは、ある程度のことで、やはり一つの区切りをつけて、その度胸、ひとつの勝負なのです。やはり株式会社である以上はお願いしたいと、そう思っています。

それから、あともう一つ、観光の特産品は今どんなものがあるでしょうか、ちょっと伺います。

○議長（藤原由巳議員） 特産品、ちょっと通告になかったので、ちょっと資料が今手元にないということです。

○2番（吉田喜博議員） 特産品のあれは持っていない。

○議長（藤原由巳議員） 細かいデータは。

○2番（吉田喜博議員） そうですか。今は、物が無いというようなお話を聞くのです。それが、一番、前回の私の質問の中にもゆくたがり、あれも廃盤ということで、やはりそういっ

たものをせっかく何年もかけて造ったものを廃盤にする、それもPR不足だったですね、実際に。それがシンセラで押さえておって、一般の市場に出回らないような形であったから、ああいうふうな結果になった、そういうふうなお話を聞きました。ですから、今この中で、特産品は、どこに、今何種類あるかも分からないですか。

○議長（藤原由巳議員） 資料に基づいて、では佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 特産品と言われるものも、例えば町が開発したものから、民間が開発したもの、それぞれありまして、どのぐらいあるかと言われると100種類以内ではあるかと思えますけれども、様々ございます。お菓子類から、それこそ漬物から、あとは飲料系から様々ございます。ただいま力を入れてございますのは、大使の方をご利用しまして、アドバイザーの方を活用いたしまして、今ヤマブドウを活用したお菓子に関して、今そういったお菓子業者の方と開発を進めているところでございまして、間もなくすれば、恐らく7月、8月ぐらいになるかと思えますけれども、そのお菓子の発売のセレモニータ的なものもできるのかなということで、今進めているところでございます。

吉田議員がお好みのお酒類に関しましては、残念ながら今ゆくたがりというものが発売中止になって、残っているのは日本酒の2種類という形になっておりますけれども、そういったものも、やはり皆さんに親しんで飲まれるような形でPR、確かにしていかなければならないのかなというふうに考えてございます。

それ以外にも特産品開発につきましては、今まで矢巾観光開発なりを中心にやってきたわけでございますけれども、やはり民間の活力がなければ、そういったものの販路も含めて、やはり難しい部分がございますので、役場の職員のみのお知恵だけではなくて、やはり民間の皆さんのお知恵をお借りしながら、矢巾町の誇れる特産品を今後開発していきたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） 確かにゆくたがりの廃盤ということは、私も残念でなりませんでした。その代わりに何かできないかなと、ゆくたがりに次ぐうれしいものを何か、欲でなく腹黒さのものもよろしいのではないかなと。いつもよく欲だけだつてろくなものにならないと、ですからやはり名称を変えて、ひとつ別なものを導入するとか、つくるとか……

○議長（藤原由巳議員） ゆくたがりとは、観光開発が造ったものではないのです、委託販売しているやつなのです。だから、これは造るほうがやめたのであって、株式会社がやめたわけ

ではないので、質問の趣旨がちょっとずれているかもしれませんので。

○2番（吉田喜博議員）　ですから、それをぜひともバックアップしてお願いしたいと。あくまでもこっちで造るわけではない、それは議長が今おっしゃっていますから、それをバックアップしていただきたいと、それだけなのです。ですから、その辺も踏まえて、ひとつよろしくをお願いしたいと思っています。

あといろいろありますけれども、今の廃盤のように、なくなったならば、次に出るようなもの、そしてまた今清酒は2種類しかないとおっしゃいますけれども、やはりこれも何かあまり出回っていないと、そういうものを当局でも察知して、いろんなものに出るような、市場に出回るような形にバックアップしていただきたいと、そういうふうを考えています。その辺をもう少し上手にやっていただければということで、ひとつお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　今様々取組を行っておりますけれども、いろいろふるさと納税の返礼品に使用したり、そういった部分でも一つのPRにつながりますし、あとはいろいろやっぱりメディアを使うのと、あとはそういったデジタルコンテンツとしてホームページなり、あとはフェイスブックなり、そういったものを使って、どんどん発信していくことが、一番特産品の販売につながるのかなというふうに感じてございますので、いろいろご意見、要望をいただきまして、大変ありがとうございます。今後も何とか観光開発としても、あとは町としても特産品が盛り上がって、販売が皆さんに知られるような形に進むようになっていきたいと思っておりますので、応援また指導方、よろしくをお願いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　以上で2番、吉田喜博議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは、ここで時間も大分経過してまいりましたので、暫時休憩といたします。

再開を11時15分といたします。よろしく申し上げます。

午前11時03分　休憩

午前11時15分　再開

○議長（藤原由巳議員）　それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

それでは次に、6番、廣田清実議員。

1 問目の質問を許します。

(6 番 廣田清実議員 登壇)

○ 6 番 (廣田清実議員) 1 問目の質問をいたします。議席番号 6 番、町民の会、廣田清実でございます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、町長と教育長にお伺いいたします。盛岡広域都市計画区域区分変更の進捗状況と今後の見通しについて、お伺いいたします。

町内外から注目を受ける町内の住宅地、商業地の区分変更と開発行為の進捗状況、それに伴う町の対応について、以下お伺いいたします。

1、盛岡広域都市計画区域区分変更の進捗状況をお伺いいたします。

2、住宅地、商業地への開発行為の現状と見込みについて、お伺いいたします。

3、藤沢第 2 地区、田中地区、下花立地区、この 3 地区の行政の区割りについての考えをお伺いいたします。

4、上記 3 地区分譲条件にも関わる重要な条件要因となる学区を示せる時期はいつなのか、お伺いいたします。

以上、4 問、お伺いいたします。

○ 議長 (藤原由巳議員) 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○ 町長 (高橋昌造君) 6 番、廣田清実議員の盛岡広域都市計画区域区分変更の進捗状況と今後の見通しについてのご質問にお答えをいたします。

1 点目についてですが、盛岡広域都市計画区域区分の変更は、本年 3 月 29 日に岩手県により告示され、本町においては矢巾東小学校の東側に位置する藤沢第 2 地区、県立不来方高等学校の南側に位置する田中地区、県立産業技術短期大学校を含む下花立地区の 3 地区を合わせて、約 33 ヘクタールが市街化調整区域から市街化区域に編入をされております。

2 点目についてですが、市街化区域に編入された 3 地区の用途地域及び開発予定面積につきましては、藤沢第 2 地区が準住居地域約 11.0 ヘクタール、田中地区が第 1 種住居地域約 5.6 ヘクタール、下花立地区が第 1 種住居地域約 4.1 ヘクタールであり、現在 3 地区それぞれの開発業者が各関係機関と協議を行っており、今年の秋頃に開発許可となるよう進められております。

3 点目についてですが、藤沢第 2 地区、田中地区、下花立地区の宅地開発に伴う行政区割りについては、従前より隣接する行政区からの行政区分割の相談を受けており、隣接する地

域の意向も踏まえながら、開発区域の行政区割りの検討を進めているところであります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、盛岡広域都市計画区域区分変更の進捗状況と今後の見通しについてのご質問にお答えいたします。

4点目についてですが、今年の6月29日に、今後の本町における小中学校の適正規模や通学区域の在り方を総合的に勘案して、将来の学校教育環境を整備していくために、本町の将来人口動態等を踏まえた町立小中学校の適正規模、適正配置について、教育委員会から矢巾町立通学区域審議会へ諮問したところであります。この審議会におきまして、児童生徒数の推計も検討要素に含め、藤沢第2地区や田中地区、下花立地区の学区を審議しております。今後令和4年度前半を目途に教育委員会への答申をいただき、令和4年度中には教育委員会として、将来の学校教育環境の姿と併せ、この3地区の学区につきましてもお示ししたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） なかなか重い腰なので、私は逆に心配するあまり質問するわけでありまして、なかなか進まない、それから状況が見えてこないという部分で、いつもよりはちょっとしつこく質問したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私が今年の9月にこういうことを芽出しをしたわけなのですが、私ら逆に言えば、そういう芽出しがあって、今年の3月29日に、もうなる、その頃には必ず市街化区域になるという部分の思いでもありましたので、それであれば、本来であれば、もう時期が分かっている、本来であれば開発に入る前に、矢巾町としてはこういう学区やりますよ、この行政区になりますよ、そういう部分を、だから開発も早くしてください、そういう部分の姿勢が必要だと思ったのです。

ですけれども、私が9月に質問してから、大体同じことを質問しているわけなのですが、この答弁を見ると、もしかしたら何もやっていないという答弁にしかないように感じます。やはり矢巾町は進んでいるのです、いろんな部分で。それを考えると、私は、矢巾町に開発をしてくれるのであれば、もう時期も分かっている、状態も分かっているという

ことを考えれば、本来では早く進めて、開発業者にその旨を伝えれば、矢巾は違うのだなという部分だと思うのです。なので、私は、また推進の立場で言わせていただきますけれども、まず3月29日に示されて、もうこれは完全になっているのですよね、もう。そういうことで、9月の段階では、開発業者と、そういう部分の名前は公表できないという話でしたけれども、もうこうなれば、秋口に計画が開発許可となるように進めているということであれば、今この場で、もしもできるのであれば開発業者を知らせていただきたいのですけれども、できるでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 開発業者につきましては、それぞれ3地区、別々になっておりますが、現在県のほうに開発の事前協議を上げている段階ですので、個別の開発業者につきましては、この場ではちょっとお示しできないのですが、今回の開発につきましては今まだ事前協議ということですので、正式に秋、夏頃開発許可の進達をする段階ではある程度お示しできるかなと思いますけれども、現段階ではまだ事前協議ということで、確定していませんので、この場ではちょっとお示しできないということになります。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） それでは、ちょっと観点を変えて質問をいたします。まず、市街化区域に編入したのは3月29日で終わっているわけなのですけれども、それ以下、開発業者と各関係機関というのは、矢巾町は関連していないのか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 矢巾町は、関係します。矢巾町は関係機関には入りますし、当然許可をする岩手県と協議をして、そしてあとは周辺の施設だったりと、そういったものとも今事前のやり取りをして、いろんな、市街化区域に編入するという段階でも周辺の施設とは協議をしてきましたけれども、いよいよ開発の申請をするに当たっての再度周辺の施設とかと協議をしているという関係で関係機関という表示をさせていただいております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 分かりました。この開発の許可というのは、そういう部分で相手も

あることだし、県の立場もあるということなので、そのほかに今度行政区という部分は、これに関してはどこで審議をなされているのか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現段階では、それぞれの土地がどの行政区というのは分かっておりましたので、それぞれの行政区と個々に協議を進めているというふうな段階でございます。ただ、まだその行政区内におきましても、それぞれの区長さんとの協議にとどまっております、内部ではそれぞれ協議は進んでいないというふうな状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 行政区と話し合うのは分かるのですけれども、最終的には審議会とか関わってくるのではないのかと思いますけれども、それはどうなのでしょう。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） 失礼しました。それぞれの意向を踏まえまして、審議会というふうな形で進めたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） そうすると、現在藤沢地区は藤沢という名前がありますけれども、ちょっと確認なのですけれども、現在の区割りでいくと、その3地区はどこの行政区になりますでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） 藤沢地区に関しましては、藤沢行政区。そして、田中地区につきましては、南矢幅2区行政区。そして、下花立地区につきましては、南矢幅5区行政区という状況になってございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） どこも満杯の状態の行政区であるのは、確かであります。なので、その審議会にも、何回かやっていると思うのですけれども、審議会のほうにもある程度方針、白紙で会議をやっているわけではないでしょうし、矢巾町の意向という部分になって、いつ

頃、その3行政区とともに、きっと今の状態でも分かれなければならないという状態にあるのは分かりますし、その中で新しく行政区を任せられるのか、そういう不安というのは大きいと思うのです。ですから、逆に言えば、南矢幅だと1から7区まで今あるのですけれども、なかなか区割りはできないと思う、名前のつけ方もなかなか難しいと思うのですけれども、ここはやっぱり今いる行政区の世帯数もすごく多い地区でありますので、そこは逆に言えば、もう主導的に、今いる人があるのであれば、その話をしなければならぬというの分かるのですけれども、これから新しくできるところなので、そこは逆に言えば、町の主導で行政区をつくらないと、ただ任せました、隣のそこの地区になっているからという部分ではなくて、住民がいて、それは住民の意向を聞かなければならないと思うのですけれども、これから来る住民であれば、やっぱり町主導でやっていかなければならないと思うのですけれども、その考えはないか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今議員からご指摘いただいたとおり、それぞれの行政区、世帯数が張りつく状況から、予想から察しますと、それぞれが一つの行政区になり得るくらい的人数、世帯数が多分張りつくことになろうかと思っておりますので、これはまず当初におきましては隣の行政区の力を借りながら、私どもも指導する立場で入りまして、その後、3年から5年後をめどに、一つの行政区となれるような感じを目指して進めていきたいというふうに考えてございます。よろしくお願いたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） それはそうしてやっていただきたいと思っております。

そのたたき台の段階で、ある程度その部分、今言ったとおり、周りの行政区だって少ないときは協力します。ただ、初めから受け取ってくれと、それから後から分かれるよというふうになると大変なのです、それは。なので、審議会のほうにも、やはりそういう部分の答申を矢巾町のほうで持っていきながら、やっていただければなと私は思います。

なかなか一回くっついてしまうと、分かれるのは難しいのです。そういう部分なので、そこはしっかりとやっていただければ、その地区の役員さんたちも安心すると思っておりますので、よろしくお願いたします。

それから、この間、前にやったときに、学区、児童数の推移を検討しながら、学区を決め

るという話がありました。それで、これも審議会があるわけなのですけれども、審議会のほうに示す、その推移、推移の検討した数値的なものは示されたのか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

令和3年度におきまして4回の学区審議会を開催したところでございますが、その中でも土地利用と、あと人口動態をひっくるめた推計に基づきまして、今後の見通しについてご判断いただけるようにお示したところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） これは、統計ですから、推移は分かると思うので、その段階で、今の段階でどのくらいの推移になっているか示すことはできますか。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

小学校、中学校、それぞれ委員のほうにはお示したところでございますけれども、小学校につきましては、令和8年度までは、大ざっぱに言いますと、増加傾向で、あと令和9年以降は減少に転じるというところでございますし、中学校につきましては若干やっぱり減少が見込まれるというものを、大ざっぱですが、示したところでございます。このままの、先ほど行政区の関係でも出ましたけれども、現在の学区で、そのまま藤沢あるいは南矢幅の2地区を鑑みますと、煙山小学校のほうはかなりオーバーフローするような状況でございますので、令和3年度における全4回の審議会におきましては、望ましい形といたしましては、藤沢第2については、東小学校はまず何とか大丈夫なのだけれども、下花立とか、そういったところについては、そのまま煙山小学校に移行するのは難しいだろうということで、意見としては徳田小学校が望ましいというような方向性が示されたところでございますが、今度7月の会議におきまして、答申案を各委員にご審議いただくことになっておりまして、それを踏まえて9月には最終的なものが出てくるというところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 今答えが出ましたので、令和4年度の前半というのは7月のことで

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、まず今行政区割り、それから学校の適正な規模、そして何よりも通学区域の大きく3点のことについて、それで実は教育委員会にも、今私ども総合教育会議という、昨年度は一回も開催されなかったのです。実は、やれと、もうこれは総務課が主宰であれなのですが、主管は総務課なのですが、とにかく通学区域とか、学校の適正規模は、これは教育委員会なので、それでもう何回となく、そして今度の今年の3月に都市計画決定していただいて、告示までやったわけですが、本当に今年度に入ってから、やらなければ大変なことになるのだということで、今年1回目をやったのですが、その後通学区域の審議会、5月30日にやったのです。そこで、今お話あったとおり、3地区の、藤沢第2と下花立、田中地区の大型の開発事業、それから学校建設と、こういうのは学区も含めて本町にとっては、まさにご指摘のとおり、横断的な事業なのです。

そこで、今年の4月から政策推進監を設置したのは、そういう意味なのです。そこで、そういった横断的なあれをしっかりと取り仕切るところがなければ前に進まない、そして調整に時間がかかるということで、今ようやく4月に、皆さんからもご理解いただいて設置をさせていただいて、機能し始めてきておりまして、だから今おっしゃるとおり、議会でご指摘されてから、私ども町の部局が動くことではなく、やはり前、前へと進めていかなければならない。

次の矢中の跡地もそうなのです。これは、総務課の管財であれなのですが、管財だけではないわけです。これもやはり横断的な事業でございますので、だからいずれそういったことで、これまでのいろんなジレンマがあったのですが、そういうことを一つ一つ解決していくための政策推進監、そしてこれを、そして今特にも道路住宅課にあるまちづくり推進室、これも担当課長も1人で仕切るのも大変な状況にあるわけです。だから、そういう形でお互い支え合って町の事業を推進していきたいと、こう考えておりますので、いずれ今ご指摘された行政区割りとか、学校の適正な規模、どうなのか、学区、これは大事なことで、しっかりと取り組んでまいり覚悟でおりますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 教育委員会のほうからもお話をさせていただきます。

今町長のほうからもお話があったとおり、私たちの動きについても、本当に遅くなったことはおわび申し上げますけれども、これは町としての動きとして、これから行政区、それから学区としてやっていきたいと思っております。

なお、先ほど課長が申し上げたことは、これはもう諮問していることなので、審議会が最優先でございます。審議会で話し合いをし、そして答申をしてもらって、初めてそこで形になりますので、先ほどの情報は情報提供ということでお願いしたいと思います。確定ではございませんので、審議会の最後の答申で確定でございますので、その辺のところをご理解願いたいと思います。すみません、よろしくお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 両方からそういう部分が出たので安心しておりますし、もう逆を言えば、学区のほうは7月に必ず出てくるという部分があるので、そのところの後の部分はぜひ急いでいただければなという部分。これは、逆にもう決まってしまうと、大手を振って言えることなので、今聞かれるのです、どうなのだと。矢巾に土地ができるの、どうなのだと聞かれる、いつなのだという部分が多いので、何も情報が入ってこないという部分もあったので、そういうふうに質問しておりますけれども、学校のほうは分かりました。それで、行政区のほうは、大体最後結論が出るのはどのくらいですか、そこだけ1つ確認して終わります。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） ご指摘いただいておりますとおり、学区とこれは一緒に結論を出すべきものだと思いますので、こちらもちよっと大変すみません、遅れておりますけれども、これから急ぎ、学区と同じような結論を出せるようにしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 私のほうで答弁させていただいた中で、今後令和4年度前半を目途にということでお話をしました。これは、7月というふうなことでお話をされましたけれども、9月を目途に、そして9月中に、9月を受けて、そして今年度中というふうなことで、そのところ、ちょっと2か月くらいの違いがありましたので、そこだけ確認させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

（「よろしくお願いします」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 2問目、これはもう頭が痛い話でございますけれども、旧矢巾中学校の跡地の活用について町長にお伺いいたします。

町民の財産でもある旧矢巾中学校跡地の活用がなかなか示されない状況であるが、町民の関心も強い案件であります。納得できる活用策について、今後どのように対応していくのか、以下のとおりお伺いいたします。

①、旧矢巾中学校跡地の活用方法について、今後の進め方を伺います。

②、旧矢巾中学校跡地の活用方法について、売却するとなった場合、それに代わる町有地の取得についての考えをお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 旧矢巾中学校跡地の活用についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、矢巾町総合計画後期基本計画におきまして、大規模な公有財産の利活用を課題に掲げており、その中でも旧矢巾中学校跡地は最重要課題であると認識しているところであります。これまで議員の皆さんから様々なご意見を頂戴しているところであり、それらを前提として、利活用方針の決定の目標年次であります令和5年度までに方向性をお示ししたいと考えております。

具体的には、令和4年度、今後想定されるスポンジ化現象の影響やまちづくりに関係する諸要素を専門的かつ総合的な見地から検討し、令和5年度に旧矢巾中学校跡地を最優先に大規模な公有財産の活用について、個別に具体化してまいりたいと考えております。

2点目につきましては、令和3年9月会議におきまして、廣田清実議員から関連するご質問をいただいているところであり、売却により代替施設が必要となりますので、代替地の購入も含め、整備を進めてまいりますとお答えをさせていただいております。現段階で具体的にお示しできるものはございませんが、利活用方針決定に当たり、その点も含めて議員の皆様からのご意見を真摯に受け止めて検討をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） ちょっと確認なのですが、先ほど町長も言いましたけれども、

この件に関しては、今までは総務課だけでやっていたのですけれども、確認したいのですけれども、今現在はどこで横断的にやるのか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

昨年まで総務課のほうで所管しておりましたけれども、今後は私のところで責任を持ってこの案件につきまして進めさせていただきたいと考えております。よろしくお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 横断的な部分もあるし、これは本当に腰が重い話でありますので、ただちょっと気になることがあったので、昨年の9月議会で補正予算、資産価値の調査を行って、不動産鑑定を行うという部分の話がありまして、それはやるという話だったので、今現在やっているのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） まず、答弁に先立ちまして、これまでのことについてちょっと振り返らせていただきたいと思いますと思うのですが、この件につきまして、平成20年から先輩議員の皆様、現役議員の皆様のこれまでの質疑を繰り返し、繰り返し、深く読み解く作業を行いました。この間、本当に、私ども矢巾町といたしまして、今後のまちづくりに対する戦略的思考と、その効果に関する説明が不十分だったなということを改めて感じているところでございますし、特にこの間、令和2年からこれまでの検討内容につきましては二転三転する場面がございまして、その内容についても議員のご指摘に場当たり的に対応しているようなところが見受けられたことは真摯に反省しなければいけないと思っております。本当に申し訳ございませんでした。

その件も踏まえて、議会答弁、廣田議員におきましても、例えば令和3年中に決着をつけるとか、そういった中での答弁をしておりますし、その延長で不動産鑑定のほうをするというような答弁をさせていただいているところでございますが、それも踏まえて、現状では止まっている状況でございます。

そういったところを動かすためにも、この間、例えば国道4号の南道路の線形が明らかになったことや、岩手医大のインパクトに関する調査というの、ようやく岩手医大の協力をいただけることになりました。また、デジタルトランスフォーメーションであるとか、産業

の創出といった部分で、新たに検討を加えて、最新情報、検討を加えて、なおかつ人口の推計が各地域ごとで詳細に出せる仕組みを職員が開発しました。そういったものを踏まえ、いま一度、今までの議論を踏まえた形で、再度令和4年度、今年度広く方向性を検討し、そして個別の施設についてはさらに深く、令和5年度、ここは第8次の総合計画に落とし込む中で期限になりますので、そこを目途に検討させていただきたいということで考えておりました、大変申し訳ないのですが、不動産鑑定については現状止まっている状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） そういうことなのでしょうけれども、ではもう一つ確認させていただきたいのは、前に示された部分の売却すると、その売却益を、逆に言えば教育施設の基金に積み立てるといふ部分の考えもそのままなのか、それともすっかり撤回したのか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） お答えをいたします。

この考え方につきましては、一旦そのような方向性でということでお示しをさせていただいております。一方で、それに対する反対意見等もたくさんあるのも承知しております、そこについて私ども十分な説明ができていないと思っております。ですので、撤回とかということではなく、売却も選択肢のうちの一つ、あるいはこれまで議員の皆様からいただいている他の用途での活用ということも提案の内容の検討の一つ。この中で、先ほど廣田清実議員のほうからすばらしい言葉をいただいたなと思うのですが、矢巾町の価値を高めるという視点、そして町民の皆様が、これ何を望むのかといったところを丁寧に議論させていただいて、第8次総合計画の策定につなげさせていただきたいなと思いますので、大変申し訳ないのですが、ゼロベースということではなくて、今までの議論を再検証、皆様の意見の再検証をすることで、最適な案を選択していきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） それであれば、今までやった議論が何だったのかなという部分もありましたけれども、それをまた踏まえて、またいろんな部分ができればなと思っています。

私も、実はこの問題から私も議員になろうと思った部分もあったので、何とか貢献、矢巾町の財産ですし、本当に一番一等地です。私の感触であれば、3年前ぐらいにできれば、価値1.5倍ぐらいあったのかなという部分がありましたけれども、この間、先日中村地区の隣のところに2区画売出しに出たところを見ると、坪22万円です、矢巾町、高いのです、やっぱり。そのくらいまだ価値があるのです、きっと。売れるか分かりません。でも、近くのところを見ると、やっぱりその土地の価値というのはそのくらいあるので、やはりここ狭くて、私は今まで、去年やってきたことから何も出てこなかったもので、2問目の質問にも出したのですけれども、やはり代替地を、体育館が駄目だったら、体育館の跡地に建てるのではなくて、やっぱり代替地に建てるという案を持っていかないと、工期も長くなるし、そういう部分では、やはりこの財産を、今度は面積的に、町の建物以外であれば建てられないと思いますし、住宅地にするのは無理だと思いますけれども、やっぱり町有地は確保しなければならぬと思うのです。それも話がなくなったし、本当にどうなっているのかなという部分だったので、やはりこの議論は、土地は黙って置いていても大丈夫だよというのではなくて、やっぱり価値は下がりますので、上がる時もあるし、下がる時もある。藤沢地区のようにぐんと上がるということもあれば、ここの土地は逆に言えば、2つ、近くの土地開発になると、やはりそれに合わせて下がる可能性もあるので、やはり今欲しいという人たちがいるのであれば、それも含めて、私はやはり、何もここを売るだけだと、やっぱり町民も理解しないと思うのですけれども、財産をもう少し増やすのだよという部分も踏まえた提案もしながら、やっぱり議論をして、時間を置くと、もう終わってしまったのかなという感じになりますので、そこら辺も踏まえて話し合い、それから方向性を示しながら、議論していきたいと思いますけれども、その考えをお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） お答えいたします。

本当に私どものスピード感といったことで、行政が持っている財産の価値を高める、あるいは機を失ってしまうというようなことはご指摘のとおりかと思って、真摯に受けとめたいと思います。その中で、おっしゃるとおり、矢巾跡地だけではなくて、総合計画の中では不動地区の創設換地の話も解決ということで挙げております。どこかを動かして、どこかをそれに多用途に充てれば、必ず玉突きでまた必要になるところが出てきますので、このことに関しては、どのようなことをするにしても、必要事項として出てくるのかなというふうには感じております。そういったところを今年度中は不動産、あとはまちづくりの専門家の方

のご意見をいただきながら、今後の適正配置といったところを、矢中跡地に限らず全体像というものが何なのかというのをやはり見せずに当局が議論していったということが大なる反省点でありますので、まさにその戦略的思考といったところをきちんと持って、第8次につなげていくように頑張りたいと思いますので、その点ご理解いただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 内容は大体理解しましたし、なかなか難しい問題、議員の中でも、やっぱりいろんな提案がある中で、町当局も大変なのは分かりますけれども、やはり全部一体になっておらないのであれば、やっぱり町民の財産を大事にする、大事に使うという部分が大事だと思いますので、ぜひやっていただきたい。

私たちの任期も来年の4月までなので、町長も一緒ですから、その後はどうなるか分かりませんが、町長も一言あれば、よろしくお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ただいま廣田清実議員からご指摘いただいたとおり、いずれ先人、先輩の方々が当時徳田、煙山、不動の各中学校を一つに統合して、そしてもう何回も言っているのですが、当時固定資産税を皆さん方に、本当にご努力いただいた貴重な財産でございます。そういったこともありますので、これからも、今吉岡推進監からもお話しさせていただいた、やっぱりスピード感を持って、そして町民の皆さんの声、そして議会の議員さん方の声をお聞きしながら、貴重な財産、総合的に勘案しながら、しっかり皆さんの思いを受け止めて対応してまいりたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で6番、廣田清実議員の質問を終わります。ご苦勞さまでした。

それでは、一般質問のさなかではございますけれども、ちょうど12時を若干回りました。ここで昼食のための休憩といたします。

再開を13時、午後1時といたします。よろしく申し上げます。

午後 0時01分 休憩

—————

午後 1時00分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開をいたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を行います。

次に、13番、川村よし子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（13番 川村よし子議員 登壇）

○13番（川村よし子議員） 議席番号13番、日本共産党の川村よし子でございます。

質問の1番目、社会保障と医療費助成制度について、町長にお伺いします。ロシアのウクライナ侵略と長引くコロナ感染症の流行や、アベノミクスによる円安等の影響で物価高騰が国民を苦しめてきております。社会保障制度は、子どもから高齢者まで町民の命や暮らし、多方面から関連してくることから、以下3点、お伺いいたします。

1番目、国民健康保険税の子どもの均等割を半額とする措置が4月から適用開始されましたが、現時点での被保険者世帯数と18歳未満の子ども何人が対象になるのか、お伺いします。

また、前回の議会で、町で助成して子どもの均等割を全額免除した場合、国のペナルティーがあると答弁されておりますが、ペナルティーの内容はどのようなものか、お伺いします。

②、子どもの医療費助成制度において、3歳未満児または住民税非課税世帯の場合は負担額なしであります。そのほかは外来1か所につき1か月750円、入院では1か所につき1か月2,500円の一部負担があります。町で助成している一部負担額は、中学卒業までと高校生の分、それぞれどれほどなのか、お伺いします。

また、外来、入院の一部負担を廃止し、完全無料化するとともに、現在高校生は償還払いですが、18歳まで現物給付に改正し、子育てに優しい矢巾町を目指すべきと考えますが、どのように考えているか、お伺いします。

③、寡婦を対象とした医療費助成制度がありますが、75歳を迎え、後期高齢者医療制度に加入すると寡婦医療助成制度の適用がなくなり、負担増になると思いますが、どう考えているのか、お伺いします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 申し遅れましたが、12番、長谷川和男議員は、所用により、午後から退席をいたしてございますので、お知らせいたします。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 13番、川村よし子議員の社会保障と医療費助成制度についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、国民健康保険税均等割の5割減額措置に係る対象者は未就学児となっており、賦課期日の4月1日時点で未就学児のいる世帯は60世帯、未就学児は72名となっております。また、法定外繰入れによるペナルティーにつきまして、国では法定外繰入れの解消に向けて保険者の実効ある取組を後押ししている観点から、保険者努力支援制度の交付金が減額となるなど、市町村評価指標において点数のマイナス評価が導入されているところでございます。

2点目についてですが、令和3年度における子ども医療費助成給付額は、中学生までが7,924万7,000円、高校生は859万7,000円となっております。子どもの医療費の完全無料化につきましては、一部であっても、さきに申し上げた助成給付額でありますので、現在のところ町単独での実施は難しいものと判断しております。

また、高校生の現物給付につきましては、県での実施体制が整備されておりませんが、県内統一して実施することが望ましいことから、県に県内実施を要望しているところであります。

3点目の寡婦医療費助成制度につきましては、県内での助成状況を見ましても、70歳や65歳までとしている市町村が大半となっており、寡婦医療費助成の目的は75歳に到達するまでに十分達成しているものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 何点か質問がありますので、順次質問させていただきます。

まず、1問目は、答弁にもありましたが、5割減額措置されている未就学児のいる世帯60世帯、未就学児は72名となっておりますが、1世帯平均、どれほど減額になるのか。

以前の質問の中で、約20万円の減額のように聞いておりますが、今回再度お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木税務課長。

○税務課長（佐々木智雄君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

減額の内容につきましては、世帯の数につきましてはお答えしておいでございまして、1世帯につきましても以前に答弁してあるとおりの金額ということで、20万円ほどとい

うことでございます。

すみません、ちょっと今手元に資料がございませんので、後刻お答えしたいと思います。
大変申し訳ございません。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） それでは、2点目について質問させていただきます。

法定外繰入れによるペナルティーが、国で法定外繰入れすることによって保険者の実効ある取組を後押ししている観点から、保険者努力支援制度の交付金が減額になるということな
のですけれども、この保険者努力支援制度、何十点、40点ぐらいだったと思うのですけれども、あるのですけれども、矢巾町は保険料の徴収料も90%以上ですし、それから健診率も高
くなっています。そういうところで、点数はどのくらいなのか、全国ではどのくらいのレベルにあるのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

保険者努力支援制度の矢巾町の現状ということで、令和3年度、この算定には、保険者の
指標の捉え方として、保険者固有の指標と保険事業によって捉える指標があるのですけれど
も、矢巾町は1,000点満点の617点が令和3年度でございます。県内の順位としては、令和3
年度は7位でございます。令和2年度は995点中の703点ということで、県内3位の現状で
ございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木税務課長。

○税務課長（佐々木智雄君） 先ほどの質問にお答えいたします。

大変失礼いたしました。減額の金額でございますが、医療分と支援金分と合わせまして、
平均では大体1万3,000円ほどの金額になるというふうに見込んでおります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今の保険税の減額のことなのですけれども、1世帯当たり1万円
ということでもよろしい、そういうふうに1万円ほどと捉えてよろしいでしょうか、お伺いし
ます。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木税務課長。

○税務課長（佐々木智雄君） 大変失礼いたしました。1人当たりということでございましたので、世帯ということになりますと、ちょっとお待ちください、失礼しました。世帯にいたしますと、大体2万3,000円くらいの金額になるかと思えます。60世帯ということでございますので、金額的には、平均ではそういった金額になるかと思えます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 5割減額の保険税のことなのですけれども、そうすると前に質問したときに答弁されている27万円というのはどこから出てきたのかなと思っていたのですけれども、今答弁をいただいて、1世帯当たり2万円ということになると、子どもさん、未就学児が2人いる世帯が中心で2万円ということなのですけれども、そうすると60世帯だから120万円になりますということですよ。ということで、それですねということで、まずお聞きします。

それから、あと120万円あれば、未就学児の保険料を無料にできるわけですよということをお聞きさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木税務課長。

○税務課長（佐々木智雄君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、金額のことについてでございますが、27万円とおっしゃったのでしょうか、それがどの時点で、どの質問に対してお答えしているのかということが、ちょっとはっきりしておりませんので、そういったことで、こちらの当局のほうから金額のほうを答弁したことはないかと記憶しておりますので、申し訳ありません。もし、詳しくいつ頃とかということであれば、少し調べてみまして、どういった経緯でその金額をお話ししているのかということを確認して、その内容についてしっかりご説明したいと思えますので、そこは大変申し訳ありませんけれども、今この場で、そのことについてちょっとお答えできる材料がございませんので、そこはご理解願いたいと思えます。

それから、5割軽減ということで、今回120万円ほどという金額にはなっておりますけれども、それをもう120万円あればというお話でございましたけれども、確かに今回のこの制度につきましては子育て世代の経済的負担軽減ということで、国と地方が均等割を軽減するというので取り組んだものでございますが、そのほかにも国保の制度の中には、今回の均等

割も含まれますけれども、平等割の部分も含めましたところで、軽減の措置を取るという制度もございます。そうした中で、様々と所得が低い方々の世帯に対して手だてを講じている制度がございまして、その中でこういった制度を運営しておりますので、そういった意味では今回の制度も新たな制度ということで、さらに支援をしているということもございますので、こういった制度が始まってきているということ、少しでもそういった世帯に寄り添った制度を採用しているということをご理解いただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 先ほどの保険者努力支援制度のことなのですが、保険者努力支援制度、答弁では、岩手県内では、令和3年度は県内で7番目、令和2年度は3番目という答弁でしたけれども、その保険者努力支援という、3番目、7番目と、岩手県内の中でも上位のほうであります、この保険者努力支援制度、これに違反することによってどのくらいの減額になるのか、そこを計算していれば、そののところも教えていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えします。

まず、この保険者努力支援制度の中で、保険者共通の指標として、特定健診の受診率とか、保健指導の受診率とか、様々6項目ほどございます。もう一つの捉えとして、国保固有の指標ということで、それも6項目ございますが、その6項目の中に適正かつ健全な事業運営の実施状況という項目がございます。その中に、法定外繰入れの解消ということで、やっぱり安定的な財政運営ということが指標となっております。

そういう中で、令和2年度分から国保固有の指標に関してマイナスというような捉えが出てきたわけです。それで、もしこのような繰入れ等を行った場合は、マイナスのペナルティーが発生するというので、ご答弁差し上げたところです。

試算に関しては、今令和3年度につきましては保険者努力支援交付金として9,112万円ほどの交付金でございますが、もしペナルティーが発生するとマイナスということで、このマイナスの点数の割合もちょっと高いかなということで、確実な試算ではございませんが、1,000万円、本当に大きい額がマイナスの状況になるのではないかなというふうに捉えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 国は、保険者努力支援制度で交付金が減額になるということで、各市町村に、国保の引下げの中でも、子どもの均等割を町独自でやるというところにペナルティーをかけている。本当に今の政治としては、子どもを育てるのに、やっぱり病気になるのが当たり前なのです、子どもたちは免疫力をつける、そういう中でペナルティーをつけて各町村に負担を強いる、軍事費はどんどん上がっているのに、社会保障には、特に子どもの医療費、国保税の中でペナルティーをする。これは、本当に国として少子化に対応することに逆行する対策ではないかと思います。

岩手県内では、宮古市が先駆けて、5年ぐらい前に均等割をなくし、そして陸前高田市、それから一関市でも均等割を廃止しております。そういうところでは、保険者努力支援制度の交付金が減額になるという話は聞いておりませんというような話なのです。だから、各市町村の努力、努力というか、市町村の少子化対応をする、保険料の均等割を免除すること、それは要綱を変えたり、条例を変えたりするわけですがけれども、そうするとこれを、そこに定住する子どもさんを、定住するとか、それから子育て支援にもつながると思うのですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

特に宮古市のパンフレット、一関市とか、陸前高田市のパンフレットは見なかったのですけれども、観光パンフレットの中間のページに、その国保税の子どもの均等割を減額していますというパンフレットまで作っている。そういうふうにして、観光に来た方が、わあ、すごい、ここはという、そういう呼び込みのパンフレットまでつけている。それから、インターネットでもつくっている、そういうことも含めて、子育てに優しい町をアピールする、そういうことも必要ではないか。若い人たちを呼び込むにもそういうことが必要、そういう時代になっていると思うのですけれども、どのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今議員お話しいただいた、その点に関しまして、私どもとしても子どもの医療費助成の対象年齢の拡大、それから現物給付化に関する要望ということで、県を通じて国のほうに上げております。今お話あったとおり、市町村によって医療費の助成の格差が出ているというような状況を少しでも是正するために、国の主導による子育て世帯へ優しい一つの取組として、

ぜひ考えていただきたいということで、何度もこの件に関しましては要望等を上げているところでございます。

今回ご質問いただいた件も、今までも川村議員から、3月議会、そして昨年度の9月議会においても同様のよう内容でお話しいただいておりますが、私どもも粘り強くこの点に関しては要望を上げていきたいと思っておりますし、子どもの医療費もですが、ほかの部分でも私ども様々な担当課のほうで子育てしやすい環境づくりということで考えながら、進めております。その点、また皆様のほうからもご意見を頂戴しながら、子育てに優しいまちづくりとして、一つの制度としてこういう仕組みもありますが、ほかの仕組みのところも何とか一つ一つ支えていきたいと思っておりますので、以上お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今日の新聞等報道でも、他の市町村が子育てに優しいまちづくりを進めているというようなニュースとか載っていました。矢巾町でも、国の制度を利用してですけれども、そういう取組も始めておりますが、やはり町としての、今私が質問しているのは町としての姿勢、そしてやりたいというところが、その市町村長の要望として上げているということなのではございますけれども、町として、やはり条例とかに関わる場所ですので、そこを考えてほしいということで私は質問させていただいたのですけれども、どのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、まず今国民健康保険法、運営主体は都道府県が主体なのです。市町村もあれなのですが、市町村と都道府県、特にも財政運営については都道府県が運営主体になっておるわけです。だから、もう一つは、川村よし子議員からは再三再四、もう言っていることは分かるのです。でも、子どもの未就学児の均等割を2分の1に、これも、いわゆる私ども、私らであれば町村会から県、国に要望して実現したわけでございまして、それで何らペナルティーを気にしないで、矢巾町単独でどんどんやったらいいのではないかとということですが、運営主体が、今もう都道府県なので、これ本当にこれまで市町村でやっているときは、ある程度の運用はできたのですが、そういった制約の中で対応していかなければならないということだけは、ひとつご理解していただきたい。

それで、私も今の立場になってから、高校生まで医療費助成の枠を拡大させていただいたのです。このことについては、川村よし子議員からもお褒めの言葉を頂戴したことがなくて

寂しいのですが、いずれ小学校、中学校、これはもう3歳未満、3歳までは、これはどんな医療保険であっても、現物給付で医療費がかからないのですが、3歳以上からルールがあって、そのルールに従って、だから私どもとすれば、今国、県にお願いしているのは、高校生もできれば現物給付にしてほしいと。今県は、小、中学校しかやっておらないのです。まず、矢巾町として最優先課題は、高校生まで、いわゆる現物給付にしてもらえれば、今償還払いという、まず面倒くさいというか、一旦お金を払わなければならない、それをまず解消してほしいと。

それから、今度国では2分の1に軽減していただいたのですが、恐らく私は、このことについては全国の市町村から、都道府県から要望が出されていると思うので、このことについては国も真剣に考えていくと思うのです。だからこそ、今私どもは県に、そして国には町村会を通して要望させていただいていると。

そして、もう何回も言っているのですが、ペナルティーがあるのにやって、そのお金を補填するのに、また保険税に影響してくるのです。だから、本当にそういったことが、川村よし子議員だって恐らく分かって質問していると思うのですが、そこだけは。それから、基金も、今市町村での基金というよりも、都道府県がそういう基金の対応もやっておるわけですので、だからもう今何回も言うように、市町村として対応できる枠が制約されてきているということだけはご理解していただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今町長から答弁をいただいたのですけれども、これは情報ですけれども、岩手県内に子どもさんを連れて転勤してきた方が、矢巾町は遅れていますねと、子どもの医療費についての小学校、中学校まで一部負担があるのですよねという話をされている方がいます。やっぱり関東方面の方たち、そこでは埼玉が主なのですけれども、一部負担がなく、無料で過ごしてきたのが、矢巾町というか、岩手県に来た途端に一部負担、外来750円、入院では2,500円の負担がある。ここも、やっぱり改善していかなければ、この少子化の中でわざわざ矢巾町に来ていただいた方がそういう発言をされる。やっぱりここも改善する必要があると思うのです。

八幡平市は、それを改善してきています。矢巾町は、まだ改善していない、今の町長の答弁のように、県のということですからけれども、その点はどのようにお考えでしょうか、同じような答弁なのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、子育て支援については、そのある一部分だけ切り取ってではなく、例えば矢巾町では、もう今年の4月から赤ちゃん子育て応援給付金、お一人10万円。私は、そういうことを継続して、できるのであれば、園児になるとき、児童になるとき、生徒、そういうふうなときに、まずスタートはお生まれになったときには1人10万円と。そして、その枠を拡大していきたいということで、限られた財源の中で。だから、よく言われる流山市は、母になるなら流山市と、子育てするなら矢巾町と言えるような、総合的な子育て支援システムを考えていきたいと。

だから、何回も言うのですが、一部負担もあることについて、いろいろ議論があるところなのです。だから、そういう一部負担を解消して、中学校までの医療費を完全に医療費助成でなくしていくか、それとも高校生まで枠を広げていくか、その選択なのです。だから、県内でもまだ高校生までやっていないところはあるわけですから、矢巾町は早かったわけです。だから、子育て支援の、これから大いに議論したいのは、ペナルティーになるようなことをやらないで、どのような形で子育て支援をしていったらいいかということをお皆さんと議論していきたいと。

だから、もうそのためには、ソフトとハードの両面、例えば健康長寿課、浅沼課長は保健師でもある、そういった保健師の立場で、生まれたら、赤ちゃんのところに行って、新生児の見守りもやっているとか、そういう目に見えないところで矢巾町はいろんな事業に取り組んでいるということで、だから何回も言うのですが、このところだけ切り取ってあれするのではなく、総合的に、矢巾町での子育て応援システム、だからそういうペナルティーにならないようなことをみんなで知恵を出し合ってやっていきたいなど。

それで、何回も言うのですが、ペナルティーのあることをやってあれすると、それにまた上乗せして税の課税、賦課をしたりしなければならないという悪循環には陥らないようにしたいのです。川村よし子議員さん、そこを分かって質問されているから、私も参るのです。本当に答弁に困ることを聞かれてあれなのですが、いずれそこだけはご理解していただきたいなと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） なかなか食い違いがずっと続くような気がするのですが、次は後期高齢者の医療費、10月からある所得段階から2割負担ということで、2倍になるわ

けですけれども、寡婦医療で75歳までは、矢巾町は無料で来た方、私の事例、関わった方な
のですけれども、この4月に75歳になったけれども、突然、2人の子どもさんを育て上げて
きた方で、自営業をされてきたのですけれども、今度75歳になったことによって、医療費が、
負担がかかるということで、びっくりしたということで、もう75歳になって仕事もできない、
そういう中で年金も月6万円ぐらいで、本当に大変だと、どうなっているのですか、矢巾町
って本当に冷たい町なのですねという話をされたのです。年取って年金が少ない、年金が上
がればいいのに、今月から年金も下がっている、そういう状況の中で医療費はかかる、本当
に大変な状況だということで、びっくりしたということです。

このことについては、国の後期高齢者の医療費値上げ等も含めて、寡婦の医療制度の在り
方もおかしいと思うのですけれども、答弁では他の市町村より矢巾町はいいような、75歳ま
で無料にしてきたというような、やっていますよというようなことで、十分やっているよう
な答弁なのですけれども、私は十分ではなくて、75歳になっても医療費を無料にするべきだ
と思うのですけれども、どのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、国保の、例えば医療費助成、今回川村よし子議
員さん、これが独り歩きされたら大変なことになる、矢巾町は子育てにも優しくない、お年
寄りにも冷たい矢巾の町だと言われるのは。これは、後期高齢者の制度は国が決めたのです。
私らが決めたことではないのです。そこだけはひとつご理解していただきたい。

だから、後期高齢者の医療費制度、今度2倍になると。だから、このことについても国で、
国会で決めたことであって、矢巾町で決めたことであれば、これは私は責任を持って対応い
たします。

それから、先ほどの答弁の中でも寡婦の皆さん方、方々に医療費助成しているのは、75歳
までやっているところは、まずないと。矢巾町は、それでも後期高齢者の、いわゆる制度に
変わるときまでちゃんとやっているわけです。だから、これは独自の助成なので、寡婦の医
療費助成は。矢巾町は、75歳までやっているわけです。以上の方々は、今度は後期高齢者に
加入するわけです。そこで、これはもうここであれば広域連合から75歳以上の方々の保険料
はいくわけです。だから、川村よし子議員さんに冷たい矢巾だと、そんなことが独り歩きさ
れたら、私本当に困ってしまいます。

だから、ここの議会の中でやり取りする中で、こういうことを質問されるということは、
もう悲しくなります。もう少し考えて質問してもらわなければ、私ら当局の立場で、やはり

皆さん方は町民皆さん方から選ばれてきた方々、議員なのです。そういうときに、こういうことを質問されると、もう本当に悲しくなります。

だから、後期高齢者、私もそう思います。私ももう後期高齢者で75歳以上、最高限度額を納めています。これから10月から納めるわけです。そして、私にも年金の通知が来ました。これも減額されております。私個人一人としては、川村よし子議員さんの言うとおりに、同じ考えなのです。ただ、年金とか、後期高齢者の制度の仕組みは国が決めることですので、そこで私どもは、そのことでいろいろな対応をお願いしたいということで、国とか県に要望しておるわけです。だから、履き違えないように、そのところをご理解していただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 75歳以上の後期高齢者医療制度は国のことだということで、矢巾町には関係あるのですけれども、矢巾町の町民の命に関わることで、寡婦の医療、自営業で年金も少ない中で、生活保護とか、いろんな制度はあるわけですけれども、もう頼るところが、だんだん迫ってきているのです。そういう声もあるということで、私は一般質問させていただいたのですけれども、国の制度が悪いから矢巾町で、本当はそうなのでも、やっぱり国では介護保険の保険料、今矢巾町は6,700円であれですけれども、そういう介護保険料と同じようなレベルに引き上げる、給付費のところの負担を引き上げるような状況をつくらうとしているのです。だから、国の政策がおかしいわけですけれども、矢巾町に寡婦の方たちで、そういうふうに移行している方たちはどのくらいいるのか。そして、年金のことも知っていれば、教えていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えしますが、まず細部にわたっては担当課長から答弁させますので、寡婦というのは離婚だけではないのです。だから、そういう数をこういう議場の場で答弁することはやぶさかではないのですが、そういうことは少し配慮していただきたいということで、それはもう、うちでは寡婦の医療費助成やっておりますので、人数は分かります。ただ、離婚ということについてのあれは、今私どもとすれば人権に配慮した対応をしていかなければならないのです。だから、そういうことだけは今後も川村よし子議員にも配慮していただいて、ご質問していただければなど。

あとは、答弁は担当のほうにさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問の中で、寡婦の移行しているという方というのですが、私、今手持ちにある資料は、寡婦医療費助成を受けている方、対象者の方の答弁をさせていただきたいと思います。

令和3年度は49名でございます。令和2年度は47名でございます。

それから、先ほど町長のほうから県内でも寡婦の医療制度、助成ですが、75歳までのところ多くはないということですが、ちょっと補足させていただきますが、75歳まで医療費助成を行っている自治体は県内で4町です。その中に矢巾町もございます。70歳までが15市町村、65歳までというところが2町でございます。そういう中で、町長が答弁したとおり、後期高齢者に移行になるところまでしっかり助成制度をとということで、矢巾町のほうはこの対象年齢としておるところをご理解いただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今課長が答弁したように、矢巾町は考慮している、75歳までということで、岩手県内では4町村に入るということで、私は質問のときから指摘されているように、あと矢巾町は冷たい町というところを少し改めることができるような気がしたのですが、やっぱり今の医療制度、働けなくなったときに医療費を上げる、そういう国のやり方、新自由主義なのですけれども、やっぱり軍事費はどんどん増えているのに社会保障のところにお金がいらない、そこが問題だと思いますけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 川村よし子議員、それは国のお話でしょう。町議会は、町政に対しての一般質問が基本ですので、町政に対しての質問をお願いします。これちゃんとあります、議員必携にも。

○13番（川村よし子議員） では、寡婦の方で、やっぱりそういうふう高額な医療費を支払わなければならない、例えば私が今質問の中に事例とした方は頭の手術をした方なのです。それで、高額の新薬を使っているということで、高額な医療費になっています。1か月に1回とか行っていますけれども、そういうふうな方たちのことをどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、個別の事案については私らも適切に対応してま

いりたいと。だから、そういう生活困窮とか、または何かいろんな事情があってお困りになっていることについては、必ず私どもの健康長寿課とか、福祉課とか、町社協とか、そういうところに話をつないでいただきたい。

やっぱり私どもは、町の立場で、町民の皆さんの命を守るのは、これは使命なのです。そのことにはしっかり取り組んでいかなければならない。だから、そういった個別の事案については遠慮なく、例えば川村よし子議員がそういう相談をされたら、即、そういう担当課に話をつないでほしい。担当課でも対応できないときは、県とか国にも相談してまいる。だから、そうして私どもがしっかり支えて、サポートしていくのが、私ら町政に携わる者として対応しなければならないことですので、それを一把絡めて、みんなここで議論するということになったならば、大変なことになるのです。だから、セーフティーネットの構築、生活保護でも、例えば扶助の制度もいろいろあるわけですので、そういうところにきちんと話をつなげていきたい、こう考えておりますので、個別の事案については遠慮なく担当課にお話をつないでいただきたい。そして、そのためのセーフティーネットの構築、支えていくことは私ら使命としてやってまいりますので、ご理解をしていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか、ご理解いただきましてありがとうございます。

それでは次に、2問目の質問を許します。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 2問目の質問に入ります。交通の権利を生かすことについて、町長にお伺いします。運転免許のない障がい者や難病者の交通権について、以下5点、お伺いします。

①、町内の公共交通は立ち後れていると感じることから、政府や地方自治体の支援、補助で住民の交通権を確保することが求められていると考えるのですが、どのように捉えているか、お伺いします。

2点目、重度の障がい者にはタクシー券が年間24枚配布されておりますが、1枚当たりの金額の値上げと配布枚数の拡大はできないか、お伺いします。

3点目、矢巾町地域包括支援センター、えんじょいセンターで開催するえんじょいサロンや、えんじょいカフェの利用のために交通手段を確保する必要があるのではないかと。要支援者のえんじょい参加が可能になるような交通手段対策を行い、長引いているコロナ禍による

自粛生活によるフレイル予防を考える時期ではないか、お伺いいたします。

4点目、ふれあいランドにある岩手県難病疾病団体連絡協議会でも問題として提起しておりますが、運転できない難病や障がいのある方の通院や買物等の交通手段確保を支援する必要があると考えますが、この課題をどう捉えているのか、お伺いします。

5点目、矢巾町地域公共交通網形成計画は令和4年度までの計画となっておりますが、住民の交通権を考慮し、PDCAを活用し、更新するべきと考えますが、どのように考えているのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 交通の権利を生かすことについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町の公共交通はJR矢幅駅、岩手県交通の矢巾営業所、矢巾タクシーなどの基幹となる交通事業所があり、バス路線の廃止などが進む県内他市町村の交通状況と比較しますと、幸いにも恵まれている環境ではないかと捉えております。あわせて、町内全域において、町営の予約型乗合バス及び市街地循環バスを運行し、公共交通空白地を解消しております。この取組は、町民、いわゆる住民の皆さんの交通権の確保に資するものと捉えております。

2点目についてですが、本町では福祉タクシー助成券を申請のあった方に対し、1人当たり年間最大24枚発行し、移動手段の助成を行っております。タクシー券の1枚当たりの金額は540円で、初乗り料金を参考としております。令和3年度の利用実績としては、発行枚数の52%が利用されております。現状では、1人当たりの発行枚数を変更することは考えておりませんが、今後の利用率の動向を見極めながら、検討してまいります。

3点目についてですが、えんじょいセンターにつきましては、高齢者の皆様が交通上からも来館しやすいよう、町中心部となる町民センター内に設置しておりますが、要支援者等、ある程度介助が必要な方などの移動支援は必要なものと感じております。現状では、移動支援に係る手段はございませんが、お近くの地区公民館などにおいて、フレイル予防事業であります高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業のほか、介護予防に係る各種事業を実施して対応しているところであります。

えんじょいセンターへの移動支援につきましては、介助等に係る知識、技能も必要となることもございますので、ご家族の協力をいただくことや関係団体と相談するなど、検討してまいります。

4点目についてですが、障がい者などの通院や買物等の移動手段については、福祉タクシ

一助成券のほか、現在社会福祉協議会ではおつかいサービスを行っており、障がい者のみの世帯を対象に、矢巾ショッピングセンターまでの移動手段を支援しております。また、重度身体障がい者等で車椅子を利用している方を対象に、通院などの送迎サービスを行っております。どちらの支援も回数などの制限はありますが、無料で実施をしております。

なお、難病の方については岩手県が対応しており、本町には情報がなく、障害者手帳のような対象者を確認する方法が課題と捉えております。今後どのような支援ができるか、検討してまいります。

5点目についてですが、川村議員のご指摘のとおり、地域公共交通網形成計画は令和4年度、いわゆる今年度までの計画となっており、現在計画策定を進めているところであります。PDCAサイクルの活用と併せ、実態に適した、そして即した計画と改善を図ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 何点かありますので、順次質問させていただきます。

まず、交通は基本的人権であると私は考えております。国や地方自治体は、暮らしと命を守る地域の交通を確保するという交通権を保障する責務があると思っております。地域の交通政策に交通権の保障を理念として、その実現を図ることが暮らしと命を守り、安心できる地域社会を形成すると思います。それで、矢巾町では、デマンドタクシーが開始されて、私のところに2人の方から、若い60代のときまでは車の運転ができたけれども、がんで目の奥のほうを手術してからは運転できなくなったということで、デマンドタクシーを利用して、500円で医大のほうまで行くようになって、本当に助かるという、そういう少しずつよくなっていると思います。悪い話はまだ聞いていないのですけれども、ただドア・ツー・ドアでないから、いろいろ大変なことも多いのだなと思いつつ、同僚議員の質問を聞いております。

矢巾町では、協議会がありますから、やっぱり経済は循環すると思うのです。ですので、障がい者、それから難病者、その他高齢者も含めて出歩くということは経済が循環すると思うのです、買物に行ったり、病院に行ったりして。若い働き手の人たちを陰ながら支援することにつながると思うのです。ですので、もっと配慮した、同僚議員の質問と同じように、ドア・ツー・ドアになるような地域公共交通網形成計画が必要だと思っておりますけれども、今後

検討するとかという答弁をされていたのですけれども、やはりそういう方たちを入れた、対象者が何人かいると、使い慣れている人たちがいると思うのですけれども、そういう人たちを入れた計画が必要だと思うのですけれども、その点をお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 今の質問は、おとといですか、かなり議論されて、ご案内でしょう。高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 川村よし子議員の交通権の考え方、私も大いに賛同いたします。このことについては、おっしゃるとおりなのです。それで、今交通基本法という法律があるのですが、この交通基本法は移動権という表現をしているのですが、やっぱりこれからは町民、国民の皆さんの立場から考えたときに、交通権という表現が私妥当だと思うのです。だから、よし子議員さんは、かなり勉強して今回質問されてきたのだなということで、そこで今いろいろ私も調べてみたのです、交通権の根拠。そうしたら、行き着くところは日本国憲法なのです。そして、今ちょっと条文を列挙しますが、第22条の居住、移転及び職業選択の自由、それから第25条の生存権、そして第13条、ここが大事なのです、幸福の追求権、こういう関連する人権、こういうようなものが集合したものが交通権であるということで、だから今後私どもは、移動のことのサポートということで今まで考えてきたのですが、やはり今憲法で3つの条文を組み合わせたことをこれから考えていかなければならないのではないのかと。そこで、いい提案をしていただいたなど。

だから、これから私どもが本町の公共交通を考えていくときには、これを一つの基本的な考え方にしていきたいと、こう思っていますので、あとの最後はそれぞれ担当のほうから答弁させますが、このことについては大いに私も勉強させていただいたということで、感謝を申し上げながら、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） この交通計画、私のほうでこの間まで担当させていただいたのでお答えしますが、町長がお答えしたように、交通権というところに着目なされたということは非常に素晴らしいことなのかなと思っております。

一方で、議員さんは、憲法上保障された権利として、こちら議会に質問なさっていますでしょうか。ということであれば、ちょっと若干お答えも変わってくるのかなと思っていますが、交通基本法の中で、この交通権という話の中では、まだ国が認めた権利としてはないのではないのかなというふうに理解しております。最新だと、行政法論上、あと社会的実施上、あと様々な問題点がまだあるということで、議論はされている段階の権利だというふうに認

識しております。

とはいえ、町長答弁にもありましたように、移動することの権利といったことをいかに交通政策に反映させていくのかということは非常に重要な視点であると思いますので、ただ憲法の中の話ですので、前の答弁でもしておりますが、それを破って、法律を破った形で矢巾町が交通計画をつくるわけにはいきません。その範囲の中で、町民目線で作っていきたいと思いますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 先ほどの質問の中に、今度の、来年度、令和4年度までの計画になっているので、来年度の計画を立てるときに、交通弱者、行政区長さんは入っていたと思うのですが、住民の代表というか、交通弱者の立場で利用している方とかを入れる考え方について、そういうのはどのようにお考えかというところを答弁をお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） 不足していて、大変申し訳ございませんでした。これまでも老人クラブの方々とか、交通を不便に感じている方々の代表の方とかを入れておりますので、幅広く様々町民の皆様の声を聞けるような状況にしておりますし、なおかつアンケートをして、どのようなことが必要なのかということをやっておりますので、十分そのような方々の声を反映させた形。あとは、町民の全ての皆様の公共交通ですので、一部の人たちではなくて、様々な方々の声を反映させていくというのは当然のことですので、そのような形での人選を進めて委員会はやっていくつもりですし、これまでもそうでした。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 前向きな答弁をありがとうございます。ということで、地域包括支援センター、えんじょいセンター、えんじょいサロン、えんじょいカフェの利用する人数が少ないのですけれども、そのところに対しての交通手段の対策は検討しますというような答弁ですけれども、具体的にはどのように計画しているのか、そしてめどはどのようにお考えなのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町長答弁にもございましたとおり、やはりここに利用するまでの足の確保については、私たちが利用者の方、そして生活支援コーディネーターとか、いろんな資源をつくり出すという点で、そういう中でちょっと検討を重ねていきたいなと思っております。ただ、これは私たちだけ、行政だけではなく、例えば関係機関でございます、例えば社会福祉協議会だとか、いろんな方法の中で、何か確保できるもの、やれるものがないかということと共に考えていきたいと思っております。

生活支援コーディネーターに関しましては、毎月、月1回コーディネーターさん方と集まりながら、いろいろ地域の困り事をどう解決していったらいいかということテーマを持ちながらやっておりますので、その中で、また一つこういう点も視点に入れながら、進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） インターネットを見ますと、全国でいろんな方法、商売をやっている方たちの援助とか、いろいろあるわけですがけれども、包括支援センターのえんじょいセンターでもボランティアの人たち、自分で車を運転してくる方たちは参加率が多いのですがけれども、実際要支援の方たち、そういう方たちの利用が少ないのですがけれども、そういうところを社会福祉協議会のボランティアというか、有料ボランティアとか、そういうのを頼るのも必要なのですがけれども、やはり福祉施設がたくさんありますので、そういうところはどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、このえんじょいセンター、利用者が少ないと。それはそれとして、本当にボランティアの方々が一生懸命支えていただいていると。この間の高橋安子議員の質問にも答弁させていただいたのですが、今できれば、保養センターでお風呂を利用していただいて、今度送迎のバスも検討して、今矢巾観光開発から町のほうにマイクロバスの払下げをお願いしておるところですが、これが実現したら、ただ各地域の老人クラブの方々をやまゆりにあれして、そしてそこであれするということではなく、選択肢を広げてやって、お風呂だけ、または昼御飯だけは保養センターで食べて、そして例えばいろんなリハビリ体操とか、そういうふうなものはえんじょいセンターで、そしてできるのであれば、今コロナ禍であれなのですが、煙山公民館なんかでは、夕方になって、みんな

な集まって、そこで楽しむということもやってきているのです。

だから、今コロナ禍が収束に向かうあれなのですが、まだまだ予断は許さないのですが、いずれ今私どもは保養センターに社協と連携して、バスで送迎するというのではなく、このえんじょいセンター、各自治公民館も使っていただいて、利用の範囲を広げてやって、選択肢を、そうしてやるのが、私は要支援とか要介護につながらないような一つの道筋にもなるのではないかなと。

そこで、今私どもとすれば、そういった町の健康長寿課、社協、そして保養センターと連携をしてやる。また、もしできるのであれば、移動の手段のあれを、今のマイクロバス以外にも検討していただくとか。

それから、今ケアセンター南昌から南昌病院までのバスがありますので、そういうふうなものも協力させていただいてもいいですよとお話をいただいておりますので、そういう選択肢を増やして、そしてフレイル予防をやっていきたいと。

だから、今川村よし子議員さんからご提言いただいたことは非常にいいことなので、これを輪を広げていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、今川村よし子議員の一般質問の最中ではございますけれども、時間も大分経過しておりますので、ここで暫時休憩に入りたいと思っております。

再開を14時20分、2時20分といたします。

午後 2時07分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続きまして、川村よし子議員の一般質問を続けます。

それでは次に、3問目の質問を許します。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 3問目の質問に入ります。地球温暖化の抑制と産業との連携について、町長にお伺いします。

異常な豪雨、台風、熱波、干ばつ、森林火災、海面上昇など、気候危機の被害は世界中でも、そして日本でも深刻な状況になってきています。気候変動に関する政府間パネル、I P

CCの1.5度特別報告は、2030年までに大気中へのCO₂の排出を2010年度比で45%削減し、2050年までに実質ゼロを達成できないと、世界の平均気温の上昇を産業革命前に比べて1.5度まで抑え込むことができないとしています。

国においては、2030年までの温室効果ガス削減目標を2013年度比で46%削減と示しており、削減目標を達成するためには、脱炭素、省エネ、再エネを進め、電力、産業、運輸、住宅など、社会のあらゆる分野での大改革が必要です。CO₂削減目標を業界、企業の自主目標任せではなく、町と中小企業が連携し、省エネ投資を支援する脱炭素と結びついた農業、林業の振興や、住宅建設時には断熱、省エネ住宅建設の推進を図るなど、積極的な対策を行うべきではないか、町としては産業分野でどのような対策を計画しているのか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 地球温暖化の抑制と産業との連携についてのご質問にお答えをいたします。

地球温暖化対策に関する国の動向を踏まえ、町の環境政策の基本となります矢巾町人と自然にやさしい環境基本条例を改正し、本町でもさらに温室効果ガスの削減等の地球温暖化対策の推進に取り組むこととしました。

地球温暖化対策は、個人、事業者、行政等の様々な分野が連携しながら、各々ができるところに取り組む必要があると考えております。

そこで、本町では地域の脱炭素化の実現に向けて、本年5月6日に岩手銀行と株式会社ゼロボードと三者で協定を締結したところであり、町内の公共施設や企業が温室効果ガス排出量の算定と可視化を行うことで排出量の削減の具体的な取組を推進し、それをファイナンスを通じて企業サポートし、町内企業の脱炭素経営に貢献していくものであります。

町といたしましては、三者で連携していくことで取組の実践と温室効果ガス削減の普及啓発を図るものであり、省エネ投資につながるものであります。

また、産業との連携では、脱炭素と結びついた振興策として、農山村に存在する資源、例えば家畜排せつ物や木材などを活用したバイオマスを含む再生可能エネルギーで地域に電源供給することも検討されており、町としても木質バイオマス発電など新エネルギーに取り組む企業を誘致し、産業振興と脱炭素化に結びつけていきたいと考えております。

6月本会議で提案いたしました企業立地奨励条例の一部改正は、この対策の一環であり、産業との連携をさらに進めてまいります。

ほかにも、断熱、省エネ住宅の推進については、住宅の新築を考えている方々に対し、国の補助事業でありますこどもみらい住宅支援事業や、県の補助事業であります住みたい岩手の家づくり促進事業等を町広報紙や町ホームページ等でより一層の周知を行い、地球温暖化の抑制に寄与してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 二、三点質問させていただきます。

まず、1点目は、答弁の中にあります岩手銀行と株式会社ゼロボードと3者で協定を締結したということで、これは新聞等でも掲載されておりましたが、ちょっと仕組み的に、中小企業に対しての貸付けというか、そういうところも含めて詳しく教えていただきたいと思えます。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、ゼロボード社には、CO₂を含めた温室効果ガスを算定するシステムがございます。そのシステムに必要な数字なりを打って、温室効果ガスの排出量の算定をするのですが、原材料の調達部分から、製品になって、その製品が廃棄されるまで、この中でそれぞれ業者なりがあるわけなのですけれども、それぞれがどれくらい排出しているのかというふうなところを、一定の数値を入れることで、それに対する係数というのが決まっておりましたので、それを基に各部分でどれくらい必要なのかというのを算出します。

それを継続して行うことで、どれくらい温室効果ガスが減っているのかというふうなのを可視化するシステム、それがゼロボード社のシステムでございます。

温室効果ガスを減らす取組を各、まず我々公共がやるのですけれども、その公共でノウハウを蓄積した後に、岩手銀行さんは各企業が投資をする際に貸付けを行ったりするわけなのですけれども、どれくらい削減目的を達成できるかとか、こういった指標を基に有利な、低金利な貸付けを行うような形で、我々と一緒になってその企業さんに働きかけて、その排出量を減らしていくと、こういうことでの3者の協定というものでございます。よろしく願いします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 岩手銀行と株式会社ゼロボードの説明、今伺ったのですけれども、矢巾町内は企業が300社ぐらいあるのですけれども、何社ぐらいが対象になるのか、全部ではないと思うのですけれども、その対象、製造業とか、いろいろあると思うのですけれども、どのくらいぐらいの企業が対象になって、それから講習とかの計画とか、そういうのはどのようになっているのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） 現段階では、まだ最終到達地点というのは全く見えていない、これから、今本当に始まったばかりで、計画というものはまだ正直ございません。ただ、目指すところは町内全域でございますので、これはちょっと時間がかかりかかるのかなと思うのですけれども、ノウハウを蓄積して少しずつ取り組みたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） これからということなのでしょうけれども、地球温暖化は本当に、さきにも述べたとおり、地球規模で大変な状況なので、やはり矢巾町として先駆けてやるということも、6月7日の岩手日報の小学校の建築というか、今後の整備調査、来月着手とかと書かれているのですけれども、Z E B（ゼブ）小学校という、そのこともそれに当たるのかどうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

Z E B（ゼブ）というエネルギーの利用の仕方ということで、これはネット・ゼロ・エナジー・ビルディングというような名称でございます。これは、今回の文科省の事業でございます、来たるべき将来の公共施設、喫緊の課題であります小学校の施設整備におきまして、どのようなエネルギー利用の体系がよろしいのかと。その中で、ご指摘のとおり、地球温暖化というのは喫緊の課題でございますので、公共施設で利用されます1次エネルギー、いわゆる化石燃料だとか、そういった売電の部分、そのエネルギーを減らしまして、例えば新エネルギーとか、再使用エネルギー、未利用エネルギーなどを利用して、その施設内でエネルギーを賄うことができるかどうかという、そのような研究事業を官民連携でやっていきたいというような事業でございますので、まさに地球温暖化に資するというような事業とい

うことで、我々も理解して取り組んでまいりたいというふうに思っております。これは、将来的に小学校だけの問題ではございません。将来的に公共施設全般、それから様々な企業のエネルギー利用にも利用できるというふうに考えてございますので、そういった視点でしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 先ほどの岩手銀行と株式会社ゼロボードとは、ZEB小学校のことは、関係は今はない、国の研究というか、国の先駆けた取組ということで、関係ないわけですね。

それで、答弁の中に、町内の公共施設や企業が温室効果ガス排出量の算定と、可視化することなのですけれども、その可視化するという、今ある、例えば東徳田にある公共施設、盛岡・紫波環境施設組合等はどうになるのか、そこをお聞きいたします。

○議長（藤原由巳議員） 川村よし子議員、あれは本町の施設ではございません。広域的な施設ですので、さっき申し上げましたが、町議会では町の施策に対しての質問をお受けしておりますので、あそこは町の施設ではありませんので、答弁はできないと思います。管理者もおりません。

○13番（川村よし子議員） 管理者は町長ですから、矢巾町では盛岡・紫波環境施設組合には年間大体5億円ほどは出ていますので、そのこと、環境施設組合のところには、特に矢巾町人と自然にやさしい環境基本条例は関係しないのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、基本的、市町村の条例ですので、矢巾町の区域にこの法的な効果が出るのはそのとおりでございます。ただ、その中で、まず矢巾町、普通地方公共団体ですし、環境施設組合は特別地方公共団体ですので、それぞれの条例を持っていますので、そのこの区分けがあるところだけのご理解いただきたいと思います。

本町の環境基本条例に関しまして、条文にございますとおり、町民を含めまして様々な機関と協力して進めていくことになっておりますので、その中で組合にも協力いただかなければならないことは当然協力をいただくということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） 横断的なお話なので、私からも一言お答えをさせていただきたいと思います。

川村議員さん、I P C Cの政府間パネルの話をなさっています。これは、まさにどこが区域とかではなくて、全世界的な問題を共有しましょうという話です。その中で、例えばこの事業が関係ないですねとか、ここが関係ありますねとか、この取組はどこに位置づけられますかではなくて、いずれ個別に出てきたものでも、トータルで矢巾町の環境施策の中で扱っていくという視点でやってまいりたいと思います。

環境施設組合の話も、今田中館課長から答弁したとおりでございますけれども、協力できるところ、関係できるところ、矢巾町に限らずみんなでやっていかなければいけないことですので、そういった視点で環境施策を取り組んでいくつもりでございますので、ぜひ応援をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） それでは、産業との連携のところ、答弁の中では家畜排せつ物や木材などを活用したバイオマスを含む再生可能エネルギーということで、地域に電源供給することも検討しておりますということが答弁でありました。その木質バイオマス発電、新エネルギーに取り組む企業を誘致するというのもはっきりこの答弁にはありますけれども、このところの説明というか、もう少し詳しく分かる範囲でお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） まだ正確なところを今公表する時期ではございませんけれども、今我々のところに相談に来ている部分についてお話しさせていただきますと、西部地域には木材となるような木質バイオマスの原料となる木質チップというものが、いろいろ木材市場とかありまして、豊富に準備できるというところがありまして、そういうところに木質バイオマス発電というものを建築したいというようなご相談が、今実際来てございます。

それについては、まだこれからF I Tの申請とかありまして、今後どうなるか、うちのほうとしても動向を確認しながら、誘致を進めていかなければならないなというふうに考えてございますけれども、そういった今お話があったバイオマス発電につきましては、木質チップを使った中でそういった発電を行いながら、町内のそういった電力の供給というか、そういったものも活用できればいいなというふうに考えてございまして、一方で取り組もうとし

ている企業につきましては、町に対しても非常に協力的な立場で発想を考えているところ
ございまして、できればそういった実現する、可能であれば、そういった災害も含めた形で
連携協定みたいな形でやっていければ、地域協定を結ぶことができたらというふうに考え
てございます。もうしばらくその行方を議員の皆様にも一緒に見守っていただきながら、前
向きに進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） こどもみらい住宅支援事業とか、住みたい岩手の家づくり促進事
業という、町広報紙とか、町ホームページで一層の周知を、地球温暖化の抑制に寄与してま
いりたいということなのですけれども、午前中に一般質問の中にもありましたが、それこそ
これから市街化区域に編入された地域に大体500世帯ぐらいではないかなと思うのですけれ
ども、そういう子育て最中の方とか、いろいろこれから移住される方たち、家を建てる方た
ちがあるのですけれども、そのこれからの支援というか、そういうのはどのようにお考え
で、どういうPRを町ホームページでやっていくのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 今回ここにご紹介いたしました支援
事業につきましては、国、県の支援事業になりますけれども、ただこの国のこどもみらい住
宅支援事業、こちらにつきましては期限もあります。また、県の住みたい岩手の家づくり促
進事業、これも限りある予算で、予算の範囲内でやっているというようなことで、この支援
事業を受けたいといっても、受けられないケースもないわけではないのですが、あくまでも
これは太陽光だったり、新エネルギーを使いながら、脱炭素に取り組むというようなことを
目的に建てる場合というようなこともありますし、あと国の事業でありますと、子育て世帯
ということで、世帯主が39歳以下とか、そういう条件もあったりして、いろんな条件がある
のですけれども、今度3地区、市街地ができるわけなのですが、住宅地ができるわけな
のですが、我々も脱炭素先行地域という国の事業があるわけなのですが、これはいろいろ年に何
回か募集をかけるような形になると思うのですけれども、先日は100団体を目指して、ま
ず先行地域というものを国のほうでは募集をかけて、先日公表されていますけれども、そ
ういった部分に、何とか今回新たにできる団地を先行地域として指定を受けようかなとは思
ってはいたわけなのですが、いろいろ町内の計画も立てなければならぬですし、あとその団
地を開発する業者のほうの調整というものもありますので、ちょっとこれ、なかなか時間を

かけなければならないかなということ、一番最初の先行地域からはちょっとやれなかったわけなのですが、いずれいろんな面で脱炭素に取り組む住宅をどんどん、どんどん増やしていくというようなことを町としても支援しながら、やっていかなければならないのかなと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今後のこととか、未来の、二、三年後のことなのですが、やっぱり今脱炭素、地球温暖化のことは大きな問題になっておりますので、市街化区域ばかりではなくて、町内先駆けて、明日からでもできるような、早くこの制度、支援事業をやれるように、促進事業をやれるような計らいをしていただきたいと思います。今お話を聞いて、そう思ったのですけれども、そのめどとしては、新しくできる団地だけではなくて、町内ということでは、すぐできるとすればいつ頃なのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど佐々木課長が答弁した先行地域に関してということによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○町民環境課長（田中館和昭君） 先ほど佐々木課長が答弁したとおり、1回目の募集のほうには該当にならなかったということがございますけれども、いずれ本町として、先日の条例改正でもご審議いただきましたけれども、脱炭素に向けた取組というのは、もうこれは国もですし、我々矢巾町の喫緊の課題として町として取り組むという姿勢はそのとおりでございますので、今回ご質問では産業部門ということがございますが、当然住宅部門ですとか、先ほど企画財政課あるいは総務課のほうで担当する部門もあります。各部門が、例えば環境から町民環境課というのではなくて、それぞれの分野で取り組めることを、しかもすぐ取り組めること、あるいは時間はかかるけれども、計画を練って取り組めるものというのをまずそれぞれ検討しながら、今後脱炭素に向けた計画といいますか、矢巾町としての取組というのを一体的にまとめたいと今思っているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） やっぱり地球温暖化は迫ってきておりますので、終わりがいいわ

けですけれども、でも早いほうがいいですので、これから定住しようとする方には、こういう説明をやっぱり金融機関とか、住宅会社とか、先駆けて情報として流して、適応できるような仕組みが必要だと思います。

やはりそういうところには、矢巾町の企業が入れるような、企業としても学習会が必要だと思うのですが、その辺はどのように計画されているのか。まだ認可されないからというのではなくて、やはり地球温暖化は進んでいますので、そういうふうなところはどのようになっているのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

私もまだ不勉強な部分があるので、正確な答弁になるかどうかあれなのですが、例えば住宅メーカーさんなら住宅メーカーさんなりに様々な、当然素材のメーカー、例えば外壁の素材のメーカーとかもございますので、そういういろんなメーカーさんのほうでも脱炭素に向けた取組というのはやっていると思います。

当課においても、様々な企業さんと連携してやろうと思っているのですが、今すぐにこちらで、例えば企業さんに対して研修というものは今ございませんが、例えば本町で独自の制度をつくって、それに乗ってくださいというときには、当然制度の説明会というものはあると思います。先ほどのゼロボードに関しても、本町で取り組んで、こういったことが成果が出ますよというのが確立したときには、当然町内の企業さんのほうにお示しすることになると思います。

それ以外にも、本町としての制度ができたときに、やはり町内の事業者さんのほうに説明して、こういう取組をすることによって国が目標に掲げております脱炭素に向かって一緒に取り組むことができますよということは説明していかなければならないと考えているところでございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 以上で13番、川村よし子議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは次に、14番、小川文子議員。

1 問目の質問を許します。

（14番 小川文子議員 登壇）

○14番（小川文子議員） 議席番号14番、日本共産党の小川文子でございます。4問ありますが、まず1問目の質問を始めます。

1問目は、新型コロナウイルス感染症対策について、町長にお伺いをいたします。

新型コロナウイルスの感染状況が高止まりの中、一層の感染予防対策と併せて生活支援をはじめとした経済対策が重要となってきましたことから、以下お伺いをいたします。

1番、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が示されましたけれども、生活支援策として、どのような取組を進めていくのか、お伺いをいたします。

2番目は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の産業支援策として、農業者、事業者への燃料費負担軽減を進めてはどうかについて、お伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 14番、小川文子議員の新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、本年4月26日に国の原油価格・物価高騰等総合緊急対策が閣議決定されたことを受け、新たな配分枠として、コロナ禍における原油価格、物価高騰対応分が創設されたところであります。

本町への配分額は、総額9,753万1,000円であり、7月26日が事業計画書の提出期限となっておりますことから、現在は各担当課において、生活支援策も含めた候補事業案を検討中であり、今後事業案を集約、精査の上、交付金の主旨に沿って有効な活用ができるよう、事業計画の作成を進めてまいります。

2点目についてですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した産業支援策については、農業者へは6月補正予算において、輸入飼料の高騰の影響を受けております繁殖牛農家に対して飼料代の一部を助成する予算を計上しております。

そのほか町内事業者への支援策については、国から示されております活用事例を参考にしながら、商工会等関係機関と協議の上、町内事業者に必要な支援策を見極め、逐次実施してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 今度のコロナの予算では、国が取扱い例として幾つか示しておりますけれども、生活支援のほうでは、まず学校給食等への負担軽減を認めております。また、生活に困窮する方々への生活を支援する、そういうののために使うと。それから、子育て世帯への支援、子育て世帯生活支援特別給付金への横出しも可能であるということで、この3つが取扱い例として示されております。

昨日の小笠原議員からの発言もありましたけれども、今まで学校給食への無償化の取組には各議員が質問をしてまいりましたし、現場での要望の声も大変強いものがございます。しかし、学校給食は学校給食法という壁がございまして、答弁では、これは父母が払うことになっているということで、これを無償化するのは、学校給食法の趣旨といたしますか、それにはかなわないことであることから、学校給食の無償化はちょっと現段階では無理で、国への要望を上げているのだというような説明がずっとなされてきたわけですけれども、今回初めて国が学校給食法のそういう垣根をまず一つ乗り越えて、今回のコロナ給付金を学校給食費の支援、負担軽減に使ってもいいですよと示したわけでございます。ですので、今回は、学校給食の無償化のための取組としては、大変好機ではないかと思えます。

数々のいろいろな支援策が考えられるわけでございますけれども、かねてからの町民の要望の強い、また議会からの大変要望の強かった学校給食の無償化に一步でも近づけるような施策ができないかを、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

今般の補助金、創生交付金につきましては、物価高騰に伴い、給食費の値上がりが懸念される、その対策として打ち出されたものでございますので、無償化には直接はつながりませんが、現在の保護者様からいただいている給食費については値上げをせず、そして今後高騰に伴う給食費の町負担分が増えることが想定されますので、それが結局給食費をそのまま据え置きにしながら、安定したカロリーも確保した給食を提供していくために、この補助金を高騰分の食材の差額の分に充てさせていただきたいというふうに今のところ考えておるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 学校給食を無償化に進むということは、ちょっとなかなか垣根が高

いものだなと思ったわけでございますけれども、全額無償化というわけではなく、取りあえず半額とか、3分の1とか、1割とか、そういう取組が可能なのではないかと思います。

と申しますのは、今回の補助額が大変大きくて、約9,000万円ですので、これを子育て世帯に支援金として分配するというのも、もちろん今までずっといろいろな方法でやられてきましたので、それに対する横出しということはもちろんありますけれども、ちょっと一歩踏み込んだ、違う角度からの取組というのが、あえて言えば、そこで矢巾町が注目を浴びるといような気もいたしますけれども、町長、その考えはないのか、お伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

（「そうでした、間違えました」の声あり）

○教育長（和田 修君） そうですね、私のほうですね。

（「そうです」の声あり）

○教育長（和田 修君） 先ほど小川議員のほうからお話しされたとおり、この機会ということですが、給食費だけではなくて、様々な形での支援ということでの配当金でございます。今回のことで給食費だけということではなくて、様々な課のほうから要望も出ておりますので、そういう中で学校給食としてできる部分は、この部分、こういうふうなことを今回要望しているということでやっておりますので、これについては、もう答弁はほかの議員の方にさせていただいておりますので、そういうことでご理解願いたいと、そう思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） それでは、期待をして、2番目の産業支援について質問をしたいと思います。

6月の補正予算では、繁殖牛への支援ということが盛り込まれました。約84万円でございますけれども、本日の日本農業新聞の紙上にもありますけれども、酪農が大変厳しいと、資材、飼料、それから機械等で大変な負担になっているということで書いてございましたけれども、この酪農、岩手中央農協では唯一の酪農家が本町にございますので、この酪農への支援がないのかについて、お伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今度の補正予算のほうに計上させていただいておりますのは、1頭当たり幾らということで、金額は今ちょっと申し上げられませんが、予算説明の

ときには申し上げたいと思いますけれども、そういった形で1頭当たり幾らということで支援を考えているところでございます。

もちろん頭数が増えることによって、当然飼料代もかかりますし、そういったものも負担が大きくなるということで、1頭当たり幾らということで今予算を上げているところでございます。

○議長（藤原由巳議員） この繁殖牛には、乳牛も入るのでしょうか、酪農の。入らない、今1頭何ぼと言いましたから。

○産業観光課長（佐藤健一君） 1頭当たりというふうな換算でやっておりましたので、その部分も、乳牛も含めまして考えていきたいというふうに捉えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 取りあえずは、酪農家へも飼料の支援と、こういうことなそうです。他に再質問。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 昨日もそれぞれ議員が質問したわけですが、農業に対しては認定農業者及び集落営農を対象にして支援策を考えたいというような答弁だったように思いますけれども、ほかにも家族経営をしていらっしゃる方、販売目的でやっている零細な部分も含めて、ほかにもあるかと思えますし、あるいは本町には鶏、鶏卵の業者もあるわけですが、ここら辺の扱いについてはどう考えているのか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） やはり営農規模によって、その価格差の範囲というものがかなり負担になってくるというふうに捉えてございます。小規模農家の方であれば、その影響は少なく、認定農業者とか、営農組合とか、そういったところで大きくやっている部分については、それこそもろに価格変動が影響してくるというふうなことから、一農業者あるいは一営農組合単位での補助を考えているところでございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 効率性からいえば、当然そういうことになるかとは思いますが、一昨年は国連の、いわゆる家族農業の年でございました。家族農業をもうちょっと力を入れましょうという、世界的な年でございました。本町の農業政策も一昨年から少し方向が変わったような気がいたします。大規模を支援するのから、家族経営も、小規模なところも重要視していきましようという方向に変わったように思いますけれども、その点につ

いてどう考えるのか、お伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今お話がありましたとおり、家族経営、特に2種兼業農家とか、あるいは半農半X、半農半業と昔は言いましたけれども、今は半農半Xということで、ほかの職業と一緒に併せながら、農業を営んでいる方を指すわけでございますけれども、そういう方々も当然町の支援としては重要ではございますけれども、今回の部分については特に影響が大きいというふうには捉えておりませんで、またそういう声が実際強くなった場合には、農協と一緒に農家の状況を把握しながら、実際にどのぐらい転嫁されているかどうか、その辺の状況も踏まえて、また新たな支援策ということで考えていきたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） ぜひそういう方々の声を一度聞いていただいて、それを施策に反映させていただきたいと思います。

事業者については、報道でも、盛岡市及び滝沢市、そして昨日では平泉町で1事業者当たり10万円の支援をするというようなことが新聞報道されていますけれども、やはり簡単な支援の方法がいいのではないかと。しかも、皆さん影響を受けておりますので、幅広く行き渡るような支援策がいいのではないかと思います。

いろいろ詐欺事件も発生しておりますけれども、町内の業者であれば、大体顔が見えているわけですので、そこまで心配しなくてもいいのではないかなと思いますので、あまりハードルを高くしないで、皆さんに行き渡るような支援制度を考えていったらいいのではないかと思いますけれども、そのことについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 国の関係では、不正受給ということで、いろいろもめてございますけれども、国の支援制度があることもそうなのですが、町といたしましても、これまで事業継続支援金とか、そういうことで、それぞれ支援を行ってきたわけでございますけれども、それぞれやはり国の支援、県の支援、それぞれの役割を持ってやってございますし、やはり市町村は地域に即した支援をやっていかなければならないというふうに考えてございます。そういった面で、いろいろこれまでも商工会なり、関係団体と、その辺は交渉を重ねまして、矢巾町として、矢巾町の地域として、どういった支援を進めていけばいいかとい

うことで、いろいろこれまで打合せを行ってございます。

そういった中で、やはりそういった原油なり、資材高騰によって、確かに価格の影響で事業経営に影響をもたらしている事業主さんは確かにいるというふうには捉えてございますけれども、矢巾町としては今後前向きに自分の事業を継続してやっていくために、例えば新たに設備投資をしたいとか、そういった町の事業者が元気が出るような事業に対して支援をやっていきたいと思いますということで打合せを行っておりまして、それに向けまして、何とかこれから頑張っていくぞといった方々に対しての支援をまず今回はやっていこうということで、また今後企画財政当局と話し合いになりますけれども、4月補正予算に予定されている部分に対しまして計上させていただきたいなというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ちょっと課長の答弁に補足させていただきますが、いずれ農家への支援については、まずここには岩手中央農協があるので、農業協同組合とも、またお隣の紫波町さんとも連携して対応していきたいと。今基本的には、まず繁殖牛の畜産農家を基本に今考えているのですが、今ご質問の中には養鶏とか養豚も町内にはあるので、そのこのところのこれは整合性を図りながら、やっていきたいと。

それから、もう一つ、農家の関係のあれで、いわゆるまく肥料のほうの高騰については、今考えておるのは認定農業者と、それから法人、集落営農組織、ここを中心に今考えておるところで、そしてこれは定額で考えていくということで今検討させていただいているところでございます、その辺のところのすり合わせをしなければならぬし、それから商工業者の皆さん方に対しては、今課長の答弁にもあったのですが、商工会ともしっかり連携し、それから国でも支援するわけですし、今度県も支援するわけですので、その実態をしっかりと見極めながら対応していきたいということで、ご理解していただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文字議員。

○14番（小川文字議員） ぜひそのようにしていただきたいですけれども、先ほどの事業者で、いろんな新しいことに取り組むといいますか、新たな挑戦するところを応援したいというようなニュアンスがございましたけれども、現実には、みんなそう思っていると思うのです。みんなそう思っているのだけれども、そこまで設備投資ができない、新たなものがないという悩みの中で、まず何とか営業を続けている人が多いのではないかと思うのです。ですので、ある意味、今の現状を救済するというところにやはり視点を置いていただく必要がある

のではないかと思いますけれども、その点を加味して、ぜひやっていただきたいと思いたすけれども、よろしくお願ひします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 確かに、今支給したところで、それは多分一時金にしかありません。やはり継続して事業をやっていくためには、それなりのお金が当然必要になるかと思ひます。そういったお金を生み出すためには、営業を継続するために必要な努力というものも事業者の皆さんには求められるかと思ひます。そういうものについて、町では寄り添いながらやっていきたいと思ひますので、金額にかかわらず、そういった部分を重要視しながら進めてまいりたいと思ひます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

小川文字議員。

○14番（小川文字議員） 2問目は、児童生徒の健康の状況について、教育長にお伺いをいたします。

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、行動が制限されていることなどにより、子どもたちのコロナ鬱の発症が危惧されていることから、以下伺います。

1番、鬱病の早期発見が重要と思ひますけれども、アンケート調査や相談体制について、伺います。

2番は、不登校の現状について、お伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 児童生徒の健康の状況についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、コロナ禍での行動制限が原因と思われる子どもたちの鬱症状が見られるなど、新聞報道でも目にする機会が増えてきております。町内小中学校では、児童生徒に対し、鬱病に関するアンケートは実施しておりませんが、欠席や遅刻、早退の状況、児童生徒の表情や行動の変化等からも健康状態が把握でき、鬱病である可能性を早期に把握することができると思ひます。そういうことから、町内小中学校における児童生徒の健康観察や見守りを、より一層きめ細かく進めてまいります。また、保護者をはじめ周りの大人が児童生徒の様子の変化に気づいたときに、まずは学校へ相談していただくことで、早期に必要な支援につなげてまいりたいと思ひます。

2点目についてですが、令和3年度末時点での30日以上欠席の不登校児童生徒数は、小学生10人、中学生25人の合計35人で、令和2年度と比較して3人増加している状況であります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 長期化をしますコロナウイルス感染症のために、子どもたちの心身に大きなストレスが生じているということが浮き彫りになってございます。私も新聞報道でございませけれども、国立成育医療研究センターが昨年12月に小学校の5年生から中学校3年生の子どもと、その保護者を対象に実施した影響調査、計5,400人でしたが、その答えで子どもの1割から2割に鬱症状が見られたということが報道されてあります。直接的な要因は、発症の度合いに個人差がありますけれども、特徴的なものとして、1番には眠れない、朝起きられない、2番には学校に行きたがらない、3番にはイライラしている、4番は体の調子が優れない、5番は集中できないなどの不調が現れるそうでございます。

特徴的なのは、学年が上がると、鬱症状を自覚しても、誰にも相談しない傾向があったということでございます。何よりも顔の表情というのが一番私も表しているということで、学校で先生にその表情を見つけていただく、家庭では保護者がその表情を見つけるということが非常に大事なことでございますけれども、特に中学生ぐらいになりますと、普通の顔をして、普通に学校に行っても実は心の中はすごく憂鬱だと、そういうことがあり得るのではないかなと思われるところがございます。

そこで、親にしても、鬱症状があるかなと思っても、すぐ病院に連れていくわけではないと、様子を見ようという方が保護者に多いということが書かれてありました。何よりも早期発見と早めの治療、学校機関への相談と、関係機関への相談と早めの治療が必要なのだという趣旨の報道でございましたけれども、コロナ禍で、鬱の原因にはコロナだけではなく、いじめや虐待や貧困、それからヤングケアラー、いろんな複雑な要素があるので、確かにコロナだけではなくのだけれども、コロナによってマスクをすることによって顔の表情がお互いに共有できないとか、それからやっぱり生活上の制限がある、行動上の制限がある、行き場がないと、そういうことが重なって、特にこれらをコロナ鬱と呼んで、今増えているという状況でございます。

そういうことも加味しますと、やはり病院への受診率というのが大きなテーマになろうかと思えます。本町、幸い小児科もございますし、みちのく療育園でもその小児科の対応をし

てございますし、紫波町、盛岡市にも小児科がありますので、ぜひ受診も勧めていただく、そして学校にも相談していただく、この二本立てが重要なのではないかとということと併せて、やはり中学生くらいになると、そういうふうに表示しないと、そういう動作に表示しないと、隠すというようなことがありますので、やはりアンケート等が必要になるのではないかなと考えますが、この点についてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 私のほうから回答させていただきますけれども、今議員おっしゃる年齢が上にいくほどなかなか言わないと、そういうことを含めてアンケートというのも必要なのではないかと、これは検討させていただきますけれども、学校現場にいた私として、子どもは必ず発信をします。これは、私たち大人が、どれだけそれを注意深く見ることができるか、そこにかかります。例えば今マスクをしている生活でも、給食はマスクを外します、黙食ではありますけれども、食欲が落ちます、表情がなかなか取れなくなる、そういったことがあります。あるいは、指名をしても声が小さくなる、返事がない、そういった以前と比べて変化があるといった場合に、やはり担任として、ほかの先生に、養護の先生につなげる、あるいはスクールカウンセラーにつなげる、あるいは保護者に連絡して、家庭で何かなかったのですかと、変化がありませんでしたかというふうなことでの情報共有をする。そういった中から、鬱なのか、あるいはほかの原因なのか、そういったことを早期に発見して、そして寄り添いながら、話を聞いてあげるといことが鬱に深くならない、これが一番の方策だと思っております。

アンケートも大切だと思いますけれども、やっぱり観察だと私は思いますし、保護者の皆さんにもそれをお願いしながら、学校現場で努力していくことだと私は思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ございません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、小川議員の一般質問のさなかではございますけれども、時間も1時間経過いたしましたので、ここで暫時休憩といたします。

再開を3時30分、15時30分といたします。よろしく申し上げます。

午後 3時19分 休憩

午後 3時30分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開します。

休憩前に引き続きまして、小川文子議員の一般質問を行います。

それでは次に、3問目の質問を許します。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） それでは、3問目について、町営住宅の建て替えについて、町長にお伺いをいたします。

町営矢巾住宅、高田住宅の建て替え計画が示されました。令和7年度からの工事着手に向けて、現在アドバイザー業務によって、今年度以降のスケジュールの確認、それから候補地の選定、それから建設戸数あるいは住居構成などをまとめて、いわゆる昨年度末までにその素案をつくりたいと、その後公表したいというような議会答弁がこれまでにございましたので、以下お伺いをいたします。

1番目、候補地の選定作業の進捗状況はどのようになっているのか。南公園は、候補地としてなり得るのか。

2番、矢巾、高田団地を売却した場合の評価額はどのくらいか。

3番、入居者の引っ越しに関し、負担のならない方向で検討すると答弁されていますけれども、現在の検討状況を伺います。

4番目は、かねてより60歳未満の単身者の入居を望む声があり、国も平成23年度の、いわゆる国からの通達ということで、公営住宅法に追加で、市町村の裁量で単身も認めますという通達が届いておりました。盛岡市もそれに基づいて、紫波町も単身者の入居を実現しております。そのことから、本町も取り組めないかについて、お伺いをいたします。

5番目は、町営住宅について、定住促進という意味から、子育て世帯への対応を考慮した間取りを考えてはどうか。また、車椅子を利用する方々への間取りや、今後ペットなどを飼いたいという希望があった場合に、その飼育が可能なところを確保できないかについて、お伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 町営住宅の建て替えについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、候補地の選定作業は、現在案をお示しするために最終的な調整を行っております。また、南公園は候補地として検討しておらないところであります。

2点目についてですが、固定資産税評価額を参考に、高田住宅と矢巾住宅、それぞれ売却に係る収支検討を行っております。収入としての売却費用や、支出に係る外構整備費や販売

費等を現在精査をしておるところであります。

3点目についてですが、民間の賃貸物件の借り上げを行うなど、可能な限り入居者の引っ越しに係る負担を軽減する方向で検討しております。

4点目についてですが、公営住宅法第23条第1号の規定により、60歳未満の単身入居については認めておりませんが、身体に障がいを持つ方や生活保護を受給されている方など、特に居住の安定を図る必要がある方には、既に単身入居を認めております。

5点目についてですが、現段階において、子育て世帯へ配慮した間取りを検討しておるとともに、車椅子の使用や手すり等、バリアフリー設計を反映した建設計画を見込んでおります。

なお、居室でのペットの飼育については、鳴き声による近隣入居者への迷惑行為、臭いや抜け毛によるアレルギー等の問題や、傷つけた床や壁紙等の修繕に係る自己負担額がかさむことなどのことから、引き続き認めない方向で考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 再質問をいたします。

大体素案ができて、今公表の手前という段階だと思いますけれども、候補地については1か所なのか、あるいは2か所程度で、どちらがいいかというような、そういう状況なのか、ちょっとお聞きしたいのと。

それから、負担のない方法でということの中で、いわゆる民間の賃貸住宅を借り上げて、そこに移動していただくというようなことが書かれてございましたけれども、お住まいになっている人は、例えば現在のところを壊して、またそこに建てる場合には、一回民間のアパートに移動して、それからもう一回、また今のところに引っ越して、2度の引っ越しが必要になってくるので、お金のこともですけれども、2回の引っ越しの作業が、特に高齢者の場合には大変だという声を伺っていますので、現在のところに建てる方向なのか、あるいは新たなところに建てるかによって、住む方の負担割合と、それから候補地の選定が変わってくるかと思うのですけれども、現在示せる範囲で、まずお示しをできるか、お聞きをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） まず、町営住宅の矢巾住宅、高田住

宅の現在の敷地があるわけなのですが、選定につきましては、今案としては、2つをまとめて1か所の場所ということで今考えております。今もし、例えば現在の町営住宅の場所に建て替えるというような形になった場合には、小川議員仰せのとおり、入居者の方は一旦引っ越しをして、また町営住宅に戻りたい方は戻るということで、2度引っ越し形になります。当然費用とか、あと高齢の方もいらっしゃいますので、体力的なところもあります。

これの支援につきましては、前から今回の町営住宅の集約化については、PFIの手法を使ったやり方で進めていきたいというふうに今考えておりますので、そのPFIの事業の中で、その入居者の引っ越しの支援まで含めた形で民間の事業者の方にお手伝いをいただくというようなことで考えております。

その民間の事業者の方のメンバーの中には、不動産とかという方も入れながらやると、割と民間のアパートを見つけやすかったりとか、そういうふうな形で居住の場所については支援していきたいというふうに考えていますし、あと金銭面については、町の事業の中で、当然2回引っ越し場合は2回の引っ越し分をその入居者の方にお支払いをするというようなことで、今考えております。

今ご質問のあった点は、以上であります。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 今のところは、まだ候補地を示すという段階ではないということだと思いますけれども、いずれ今住んでいる方がなるべく負担にならない方法でいくということが、まずかなりの高齢の独り暮らしの方が多いものですから、それは大変重要なことかと思えます。

もう一つは、候補地の選定としまして、私は、南公園、不来方高校の東側の公園なのですが、たまたまあそこが雪捨て場になっていて、ここに雪を捨てないでほしいという要望を受けて、見に行ったのですが、確かに黒い雪があって、衛生上も環境上もよくないなと思って見てきましたけれども、1ヘクタール程度の広さがあって、ここは大変住宅地の中でもあるし、良好な、有効な土地であるなということもまず、ちょっと見たわけなのですが、元は調整池ということ、ここは調整池機能を今後も持たせなければいけないのか、あるいは町有地なのか、ほかのものに活用ができるかについてだけお聞きをしたいと思えます。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 不來方高校の東側の調整池で、夏場は公園とかで利用していますし、あと冬場は雪捨て場に半分使っているというような状況になっていますけれども、ここについては、まず調整池機能につきましては、現在岩崎川の改修が完了していますので、その完了をもって、あそこの調整池機能というのは特に要らなくなっております。なので、あそこは、例えば埋立てをしたとしても全く問題ない場所にはなりません。

ただ、今の町中ですので、なかなか埋立てといってもあれですけども、何らかの土地利用を図るのであれば、それはそれですけども、将来的な土地利用につきましては今のところありませんけれども、ただ各方面でいろんな使い道が考えられると思いますので、そこは今後庁内あるいはいろんな関係機関とお話をしながら、その土地利用を考えていければいいのかなと思います。

ただ、一部公園として位置づけられていますので、その公園機能をどうするかという議論は、都市計画法上もありますし、地域のコミュニティの場としての提供の部分もあります。雪捨て場のちょっと環境がということで、いろいろご指導をいただいているところですので、そこについてはちょっと我々も前向きに、あそこの場所ではないところというようなところも含めて今検討しているところでもありますので、またその辺につきましても何らか動きがありましたならば、議員の皆様方にも情報提供しながら、進めていきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 町有地なわけですか。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） あそこは、現在町有地になります。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 今後新しい住宅に移った場合には、最終的には金額が上がるかとは思いますが。現在は、高田住宅、矢巾団地とも月で5,000円とか6,000円で入られるわけで、これ自体は住んでいる人にとっては大変ありがたいということで、むしろもうちょっとこのまま住みたいというような意見があることも事実でございます。一方で、いつまでもこのままにはしておけないということもございまして、いつかの段階でやはり改築をしなければならぬということは、皆さんまだそのように考えていらっしゃると思います。そして、入った段階で、急に値段が上がったら、住み続けることができなくなりますので、やっぱり入った当初は今の料金ぐらいからまず始めて、あるいはだんだんに上げることはやぶさかではないかも

しませんが、急激な上昇というのは負担になりますので、その考えについて、まずお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 今現在入居されている方々からもアンケートを取らせていただいております。その中では、小川議員仰せのとおり、やっぱり建て替えてほしいなとか、でも家賃は上げてほしくないなとか、いろんなご意見をいただいております。その中で、家賃の考え方なのですけれども、当然今いる方々の料金、新しくなってもそのままずっといけるということは、ちょっと難しいと思います。

ただ、この家賃につきましては、新しく建て替えた場合に、その家賃を段階的に上げていくという制度がありますので、その制度を使って各入居者のほうにはそういう情報を流しながら、将来的にはこうなっていくよということをご理解していただいた上で、新しいところに入っていただく。

あるいは、これからまだ何年か、完全にできるまでは数年かかりますので、それまでに、例えばほかの町営住宅で退去したところとかあった場合には、例えばそちらのほうに動いていただくとか、ちょっと交通の便が、例えばどちらにしても、今は市街化区域なのであれですけれども、公共交通機関とか、そういったものの不便さが多少出る可能性はありますけれども、そういう安い家賃の町営住宅に別に引っ越していただくとか、いろんなパターンがあると思います。今入っている方が、新しくなったら、また入りたいという方もいますし、一回引っ越したら、もうそこでいいやという方もいらっしゃると思いますし、民間でいいや、町営住宅に入りたいという方、そういった部分を十分声を聞きながら、町営住宅の集約化については考えていきたいと思いますので、その辺に配慮した形で進めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 町営住宅の中に、これからは人口増ということも一つの重要な要素になるかと思って、子育て世帯の人たちに配慮したような間取りということも提案しましたが、そのように考えていると。そしてまた、ペットは残念でしたけれども、車椅子でも入られるようにと、そういう配慮もされているということで、もちろん車椅子は、中だけバリアフリーでも、入り口がスロープでないと入れられませんので、そこら辺もちょっと対策をお願いしたいのですけれども、子育て世帯になりますと、やや部屋もちょっと広めとか、そ

うということもあるかと思うのですが、共働きの方がまず多いと思うのです。そうしますと、やはり収入が一定程度あることもあると思うのです。そうすると、入られない可能性もあるのではないかなと思って、本町の場合に、いわゆる住宅に困窮しているということが条件ですけれども、年間収入というものを規定しているのかどうか、今回の住宅ではそれがどのようになるのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） まず、今回計画している町営住宅につきましては、先ほど答弁のとおり、子育てに配慮したもの、あとは今現在町営住宅の中にはありませんが、車椅子でも入られる方の部屋を1戸になるか、2戸になるか、あれですけれども、造りたいというふうに考えております。これは、県営住宅なんかでも、今はそういう形でやっておりますので、1棟に1か所ぐらいとかという感じでやっておりますので、町でも今回新しくする部分に関しては車椅子のことも配慮した形で計画したいというふうに考えております。

ある一定の収入でということですが、子育て世帯となると共働きが多いのはそのとおりですが、この金額については公営住宅法で決まっておりますので、町で決めているわけではなくて、公営住宅法の中で決められておりますので、その金額で、ただ2人の収入から扶養の子どもさんがいれば、その1人当たり、例えば36万円とかという控除額があって、それを引いた形で残った部分の月額で幾らという計算をして、収入の上限額を超えるか、超えないかという判断をします。子どもさんがいれば、そういう控除額がありますので、割とある一定の収入があったとしても、子どもさんが2人、3人となると、2人だと72万円とかという形になりますので、そういうふうな控除額をもって月額を計算します。今ちょっと、その上限額については13万円から15万円程度というようなことで、今設定しているところであります。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 独身の方の、例えば単身の場合は、公営住宅法ではまだ認めていないけれども、一部障がい者とか、生活保護とか、そういう場合には現在でも認めていますという答弁でございましたけれども、約5年ほど前に私も議会で取り上げましたけれども、お母さんと娘さんが住んでいらっしやいまして、80代のお母様が亡くなられて、50歳の娘さんが残ったのですが、一人でありまして、しかもその方が約10万円弱の非正規の働きで収

入があったために、町営住宅から出なければならないという状況になりました。それで、10万円ぐらいで入られるアパートというのがなかなかないということもあって、このまま町営住宅に住み続けることができないかということで、かなり苦心をして、最終的には町長の判断で、その方が大変な苦勞をされていたということもあって、町長判断で認めていただいた事例なのですけれども、そのときに私も盛岡市あるいは紫波町の同僚議員に相談をしたのですけれども、盛岡市の議員から、今青山町の市営住宅を建て替えるところなのだけれども、単身者用を設けることにしたと。その根拠というものを示させていただいて、公営住宅法第23条の中に附則ができて、国から通達が来たと、市町村の判断で認めることができますよというような内容だったのです。今日お示しできればよかったのですけれども、ちょっとその資料を私紛失してしまって、今日見せられないのですが、それを議会で取り上げて、今後新しい住宅を建てるときには、ぜひ単身者の分も含めて検討してほしいということを申し上げたことがあります。

それで、できれば新しいのができる前にでも、何とか一人暮らしでも入れないかということ質問したときに、答弁としては現在の間取りが単身用になっていないと、家族用になっているということと、それから現在でも、あの当時でも5倍とか10倍とか、かなりの倍率で入りたい人がたくさんいらっしゃるの、単身の方が入ったときに、家族の方が入れなくなってしまうと、そういうふうな状況なので、いましばらくは単身者というのは考えていないというような状況でしたけれども、今度建て替えという時期になったので、単身者の場合には家族ほどのスペースは必要ないといえますか、そういう利点もありますし、なぜ第23条を変えることになった背景があるかということ、現在の若者を含めて、非正規で働いている人たちが大変厳しい生活を余儀なくされていると、そういう社会情勢の変化に鑑み、国がそういうふうに附則をつけたという説明でございましたので、今もそれが生きているのではないかと思うのです。

それで、今度の新しいときには、ぜひ単身者用を5つでも6つでもいいのですけれども、つける配慮ができないかについて、再度質問したいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 単身者につきましては、過去の経緯につきましては、小川議員、今お話ししたとおりなのですけれども、うちの条例上、単身でも入れなくはないです。そういう規定にはなっています。ただ、先ほどちょっとお話ありましたけれども、子育て世帯とか、あとひとり親世帯とか、そういう方々の応募が結構あると

ということで、やはり単身を優先して入れるよりは、やはりそういう住宅に困窮している方々に入っていただくということを優先して、今の町営住宅の募集のやり方を行っているところです。

それで、今回新しく住宅を計画するわけなのですが、その際、ある程度、今回のケースも、やはり家族向けのような形を取りたいなと思っております。そうしたときに、やはり盛岡市にしても、県営にしても、単身世帯でも入られるような部屋も設けていますので、我々も単身の方々が入られる町営住宅の部分を造りたいなということで、今回例えば新しくして、ある程度家族の方々がそういったところに入られるようになれば、別な場所がちょっと空いてくるのではないかなという予想をしております。

そうすると、例えばそういった部分を、新しいところではなくて、今既存の住宅の一部を単身が入られる部分にするというようなことも考えていきたいなということで、それも併せて今検討しておりますので、ぜひ単身でも入られる場所を近いうちにか、建設の計画を進めながら、その部分も併せて議員の皆さん方にもお話しできる日が来るのではないかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、4問目の質問を許します。

小川文字議員。

○14番（小川文字議員） それでは、最後の質問になります。本町独自の食料増産のための計画立案について、町長にお伺いをいたします。

ロシアのウクライナ侵略により、国際的な小麦等の不足が発生していることから、本町としても食料増産の計画を立てる必要があると思うが、その考えを伺います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 本町独自の食料増産のための計画立案についてのご質問にお答えいたします。

小麦の国際価格は、北米産の不作等に加え、ロシアのウクライナ侵攻により、両国からの小麦等の供給懸念が高まったことで不安定な動きとなっており、農林水産省において国産小麦の生産拡大に係る取組に係る支援の動きがあることから、制度の動向を注視し、生産者の意向を確認しながら、事業要望を図ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 本町も、それから東北地方も、日本の中では大変な食料のいわゆる基地と言われていて、今食料安保の関係からも非常に注目をされているところでございます。専門家は、世界的な食料の高騰、それから本国の場合には円安による輸入価格の高騰、この2つが相まって、食料が大変な状況になってくると。輸入に依存して、あるいは海外の水資源の枯渇にもつながるような日本の食料の供給の在り方について、抜本的に見直して自給率を上げる時期が来ているのではないかと提言をしております。

世界銀行は、今回のロシアによるウクライナ侵攻による価格の高騰が、過去の危機に比べて長期化する可能性があるとして分析をしております。ロシアとウクライナは世界の小麦の輸出全体の3割を占めていて、特にまた日本が輸入に依存している肥料原料もロシアなどが主要な産地であるということで、日本は購買力があるために食料を確保できているけれども、購買力のないアフリカ、アジア等では大変な飢餓が生じるのではないかと。食料価格が1%上がることによって、途上国の1,000万人の人が飢餓に陥るとするような試算も示されております。また、本町でも、我が国でも低所得層を中心に大きな打撃を与え、今後も続いていくと言われております。

そこで、今回小麦というのが、国が示した案でございまして、これに本町も取り組めればいいなと私も思います。そして、改めて考えてみますと、やはり今の地球温暖化の悪影響もありますし、特にも日本がここまで、食料自給率37%で、それから飼料も含めた穀物の自給率は28%ということが専門家に示されていますので、やはり穀物を国内で生産することが非常に重要な時期に来ているかと思っておりますので、ぜひ穀物を、野菜ももちろん重要なのですけれども、国際的な状況も鑑み、穀物の増産について、もう一歩何か意見がございましたら、お聞きをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） まさに小川文子議員のご指摘のとおりでございまして、それで私もいろいろ調べてみたのですが、今日本での大豆の自給率、これは6%なそうです。そして、小麦が15%、食料自給率が37%というのがあれなのですが、いずれ大豆、小麦、今回のこういう世界的な穀物状況の中で、私どももここまで大変な状況下にあったのかと。それで、いろいろ私も調べてみたのですが、食料安保の指針になります食料・農業・農村基本法、これは

もう小川文子議員も分かっているわけですが、この基本法の考え方は、まず基本的には国内生産の拡大、これを基本として、備蓄と輸入を組み合わせて、国民の皆さんに食料を提供する、特にも穀物。ところが、今ここに来て、ご存じの状況なわけです。

だから、今回農林水産省は、小麦を今度、ぜひ植付けしてやりなさいという、何か私に言わせていただければ、非常に計画的な生産というか、だって分かっていることなのです。大豆も小麦も、そういう自給率だということ。だから、今後米もそうなのですが、今米余りで減反、今減反という表現はないのですが、いわゆる生産目標数量ということであれなのですが、分かりやすく言えば減反なわけです。5年に1度の水張りをしなければ認めないというようなことも出てきておると。それで、転作はやりなさいと。だから、まさに現場においては、ちぐはぐな国から示される指針によって、もう疲弊しているわけです。まさに私はこれ以上、だから今ご指摘のあった食料安保、今ある農地をいかにしてフルに活用して、米ばかりでなく、大豆とか、小麦とか、もちろん今お話のあった野菜も含めて、そして食料自給率37%ということではなく、北海道とか岩手県は自給率100を超えているわけですが、そのようなことをやっていかなければならない。

だから、私はもう一度食料安保の関係から、食料・農業・農村基本法、これをもう一度総点検していただいて、まさに今こういう状況下にあるからこそ、この対応をしっかりと考えていかなければならない。そのために、これから県を通して、国に、農林水産省に、やはりしっかりと農家の皆さんの声が反映できるように、いわゆる要望してまいりたいと、このように考えております。このことについては、小川文子議員とまさにぴったしのことでございまして、いずれあらゆる手段を通して対応してまいりたいと。

町として、できることも、先ほども申し上げたとおり、岩手中央農業協同組合とか、いろんなところ、そして農家、認定農業者、それからいろんな法人とか、集落営農組織の皆さん方とお話合いをしていきたいということで、そここのところを今後の私どもの農政の根幹をどのようにして示していくか、これから捉えていきたいと思っておりますので、よろしくひとつお願いをいたしたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ということなそうですので、ぜひご協力をお願いいたします。

以上で14番、小川文子議員の質問を終わります。大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして一般質問を終わります。

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会します。

なお、11日、12日は休日休会、13日は休会、14日は予算決算常任委員会を行う旨、廣田予算決算常任委員長から申出がありましたので、午後1時30分に本議場にご参集されますよう、お知らせいたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

午後 4時08分 散会

令和4年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第5号）

令和4年6月16日（木）午前10時00分開議

議事日程（第5号）

第 1 請願・陳情の審査報告

4 請願第5号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2023年度政府予算に係る意見書採択を求める請願

第 2 議案第39号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について

第 3 議案第40号 令和4年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について

第 4 発議案第8号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	藤原信悦	議員	2 番	吉田喜博	議員
3 番	小笠原佳子	議員	4 番	谷上知子	議員
5 番	村松信一	議員	6 番	廣田清実	議員
7 番	高橋安子	議員	8 番	水本淳一	議員
9 番	赤丸秀雄	議員	10 番	昆秀一	議員
11 番	藤原梅昭	議員	12 番	長谷川和男	議員
13 番	川村よし子	議員	14 番	小川文子	議員
15 番	山崎道夫	議員	16 番	廣田光男	議員
17 番	高橋七郎	議員	18 番	藤原由巳	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	岩渕和弘君
政策推進監	吉岡律司君	総務課長 兼防災安全室	田村英典君
企画財政課長 兼未来戦略室	花立孝美君	税務課長	佐々木智雄君
町民環境課長	田中館和昭君	福祉課長	野中伸悦君
健康長寿課長	浅沼圭美君	産業観光課長	佐藤健一君
道路住宅課長 兼まちづくり 推進室	佐々木芳満君	文化スポーツ 課長	高橋保君
農業委員会 事務局長	鎌田順子君	上下水道課長	浅沼亨君
会計管理者 兼出納室長	水沼秀之君	教育長	和田修君
学校教育課長 兼学校給食 共同調理場所長	村松徹君	子ども課長	田村昭弘君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田徹君	議会事務局長 補佐	川村清一君
係長	佐々木睦子君		

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 請願・陳情の審査報告

4 請願第5号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費
国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための20
23年度政府予算に係る意見書採択を求める請願

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、請願・陳情の審査報告を議題とします。

教育民生常任委員会に付託しておりました4請願第5号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2023年度政府予算に係る意見書採択を求める請願について審査が終了した旨の報告がありましたので、これを議題とします。

教育民生常任委員長の報告を求めます。

赤丸秀雄教育民生常任委員長。

（教育民生常任委員長 赤丸秀雄議員 登壇）

○教育民生常任委員長（赤丸秀雄議員） 審査が終わりましたので、読み上げまして審査報告とさせていただきます。

令和4年6月16日。矢巾町議会議長、藤原由巳様。矢巾町議会教育民生常任委員会委員長、赤丸秀雄。

請願審査報告書。

本委員会が令和4年矢巾町議会定例会6月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記。1、付議事件名。4請願第5号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費

国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2023年度政府予算に係る意見書採択を求める請願。請願者、盛岡市大通一丁目1番16号、岩手県教職員組合いわて盛岡支部、支部長、青野大祐。紹介議員、山崎道夫。

2、委員会開催年月日。令和4年6月14日火曜日。

3、出席委員。赤丸秀雄、藤原信悦、谷上知子、村松信一、水本淳一、廣田光男。

4、審査経過。令和4年6月14日午前11時から委員出席の下、4請願第5号を審査するに当たり、岩手県教職員組合いわて盛岡支部より、参考人として書記次長の富士晴彦氏出席の下、請願趣旨の説明を受け、協議、検討を行い、慎重審議した。

5、審査結果。4請願第5号については、全会一致で採択すべきものと決定した。

6、審査意見。学校現場では、教職員の育休者・病休者によるもののほか、いじめ、不登校や別室登校、貧困、ヤングケアラー等複雑な家庭環境など、多様化・細分化する問題に対応するため、より一層きめ細かな指導が求められ、さらには新型コロナウイルス感染症対策に伴う新たな業務が多忙化に拍車をかける中、教職員の人員配置は十分とはいえず、慢性的な人員不足が生じ、長時間労働の是正が進んでいない状況である。

また、学級編成を見直し、少人数学級の推進を図るため、小学校のみならず中学校においても35人学級の早期実現を目指すことは、豊かな学びや学校の働き方改革の実現に寄与することから、教職員定数の改善が必要と考えられる。

厳しい財政状況の中、独自財源により、人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは、大きな問題であり、国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられるべきである。

以上のことから、本請願の趣旨は理解できるものとして、採択すべきものとした。

皆様の賛同をお願い申し上げまして報告とします。

○議長（藤原由巳議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。4請願第5号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫

負担制度負担率の引き上げをはかるための2023年度政府予算に係る意見書採択を求める請願についてを起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、4請願第5号は採択することに決定しました。

日程第2 議案第39号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算(第2号)について

日程第3 議案第40号 令和4年度矢巾町水道事業会計補正予算(第1号)について

○議長(藤原由巳議員) 日程第2、議案第39号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算(第2号)について、日程第3、議案第40号 令和4年度矢巾町水道事業会計補正予算(第1号)についての補正予算2議案については、予算決算常任委員会への付託に関わるもので審査報告書が当職のもとに届いておりますので、これを議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

廣田清実予算決算常任委員長。

(予算決算常任委員長 廣田清実議員 登壇)

○予算決算常任委員長(廣田清実議員) 審査が終わりましたので、報告をいたします。

令和4年6月16日、矢巾町議会議長、藤原由巳様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、廣田清実。

予算決算常任委員会審査報告書。

議案第39号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算(第2号)について、議案第40号 令和4年度矢巾町水道事業会計補正予算(第1号)について。

本常任委員会は、令和4年6月7日付で付託されました上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定いたしましたので、矢巾町議会会議規則(昭和62年矢巾町議会規則第1号)第77条の規定により報告いたします。

議員各位の理解をいただきまして、賛同いただきますようお願いいたします。

以上、報告といたします。

○議長（藤原由巳議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会において審議を尽くしておりますので、省略します。

ただいまより各議案について討論に入ります。なお、討論は2議案を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議がないようですので、一括して討論を行います。

それでは、討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第39号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 令和4年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第4 発議案第8号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充
に係る意見書の提出について

○議長（藤原由巳議員） 日程第4、発議案第8号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとします。

(職員朗読)

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明を求めます。

9番、赤丸秀雄議員。

(9番 赤丸秀雄議員 登壇)

○9番（赤丸秀雄議員） 発議案第8号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの意見書は、4請願第5号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2023年度政府予算に係る意見書採択を求める請願について、教育民生常任委員会において審査報告を行い、本議会において採択されたことに伴い、地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に意見書を提出するものがあります。

意見書の概要は、学校現場では、教職員の育休者・病休者の対応、いじめ、不登校、貧困、ヤングケアラーなど解決すべき課題が山積し、さらには新型コロナウイルス感染症対策に追われることで、子どもたちの豊かな学びを実現するための時間を確保することが困難な状況である地方教育行政の実情を認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、計画的な教職員定数改善の推進及び義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げることを強く要請するものであります。

また、意見書の提出先については、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、衆、参議院議長及び県選出国會議員であります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第8号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、発議案第8号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、6月会議に付託された議案の審議は全部終了しました。

○議長（藤原由巳議員） ここで高橋町長から挨拶の申出がありますので、これを許します。
高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） ただいま藤原由巳議長さんからお許しをいただきましたので、お礼のご挨拶をさせていただきますが、その前に、議員の皆さん方に情報提供をさせていただきたいと思います。

皆さん方にも大変ご心配をおかけいたしましたわけですが、国営盛岡南部地区における西部用水路の漏水事故につきまして、今月3日、朝7時ちょっと過ぎに漏水が発生したということで、第1報が入りまして、このことについては私どもの該当する関係職員も直ちに対応させていただいたわけですが、それでまず結論から申し上げますと、昨日いわゆる全面復旧、舗装まで含めて復旧をさせていただいたということで、それで一応営農等への影響ですが、田んぼが330ヘクタール、畑が160ヘクタールということで、この田んぼと畑には11日に用水の供給の再開ができたということで、実は一昨日の産業建設常任委員会でもご報告させていただいたわけですが、いずれこういったことで、実は来月の21日、22日に、鹿妻穴堰土地改良区で東北農政局と農林水産省に、このことも含めて要望活動をするということで、私も同行させていただくことになりましたので、今全国的にも、いわゆる農業用水の事故が多発しておる関係もありますので、東北農政局、それから農林水産省には、このことにつきまして、しっかり皆さん方の思いも、また関係者の皆様方の思いも意を体して要望活動してまいりたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いをいたします。

それから、町内における新型コロナウイルスの感染者の陽性者の関係ですが、昨日現在で町内の感染者は735名でございます。これも一応参考のために、男女別でいくと、もうほぼ同じなのですが、男性の方が366名ということで49.8%、女性の方が369名ということで50.2%。それから、年齢別に見た場合に、主なところをお話をさせていただければ、10歳未満のお子さんが126名、10代が135名ということで、ここのところを合わせると261名というような状況

になります。そういったことで、特にもこの4月以降の感染状況が、いわゆる735名のうち389名ということになるわけでございますが、いずれ少しずつですが、町内でも感染者は減ってきておりますが、まだまだ予断を許す状況ではないということで、今後も町民の皆さん方には感染対策をしっかりと講じていただくように、あらゆる機会を通して町民の皆さん方にも周知をしてみたいと、こう考えておりますので、ひとつよろしく願いをいたします。

それで、この矢巾町議会定例会6月会議、6月7日から本日まで10日間にわたりまして、本当に皆さん方には、本町の施策推進に様々なご提言やご意見を頂戴いたしましたことに対しては、改めて深く感謝を申し上げます。

そして、一般質問につきましては、11名の議員の皆さん方から33項目にわたりまして、小職、そして教育長、農業委員会の会長さんにご質問をいただいたわけでございますが、その内容と答弁を今後もしっかり精査して、今後の政策、町政運営にしっかりと反映してみたいと、こう考えておりますので、よろしくひとつお願いをいたしたいと思っております。

また、私どもから条例の一部改正、一般会計、水道事業会計の補正予算など6件の議案を提案させていただきましたが、全てご可決を賜りましたことに感謝申し上げますとともに、いつもお話をさせていただいておるところではございますが、今後もスピード感を持って、確実に政策、事務事業を進めてまいりたいと思っております。

また、先ほどもご報告をさせていただいたわけでございますが、新型コロナウイルス感染症の収束の兆しがいまだ見えない状況となっておりますが、今後も引き続き、感染症対策に関わる各種施策を全力で推進してまいりますとともに、令和4年度の町政運営におきまして、議員各位からいただきましたご提言をしっかりと受け止め、また皆さんの思いを意を体して取り組みさせていただき、今後とも町民の皆さんと一丸となって町政運営を進めてまいりますので、皆さん方には大所高所の立場からご指導、ご助言を賜りますことをよろしく願いを申し上げます、御礼のご挨拶に代えさせていただきます。

本当に本会議、ありがとうございました。

○議長（藤原由巳議員） 恒例でありますと、ここで矢巾町民歌の斉唱を行っていましたが、コロナ禍でありますので、歌わずに町民歌の演奏をお願いします。

（町民歌演奏）

○議長（藤原由巳議員） これをもちまして令和4年矢巾町議会定例会6月会議を閉じます。
大変ご苦労さまでございました。

午前 10 時 27 分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員